月日	項目	部署	行動
九、七	戒嚴司令部ノ東京震災ニ關スル電信網ノ概況		
九、六	戒嚴司令部ノ設置ト同時ニ左記ノ通信網ヲ開始ス 參謀本部ト戒嚴司令官トノ間ニ有線電信ヲ開通ス 參謀本部ト戒嚴司令官トノ間ニ有線電話ヲ開通ス 參謀本部ト東京衛戍總督部トノ間ニ有線電話ヲ開通ス 參謀本部ト東京衛戍總督部トノ間ニ有線電信ヲ開通ス 參謀本部ト第一師團司令部トノ間ニ有線電話ヲ開通ス 參謀本部ト第一師團司令部トノ間ニ有線電信ヲ開通ス 參謀本部ト第一師團司令部トノ間ニ無線電信ヲ開通ス 參謀本部ト第一師團司令部トノ間ニ伝書鳩ヲ開通ス 參謀本部ト東京市役所トノ間ニ有線電話ヲ開通ス 參謀本部ト東京市役所トノ間ニ有線電信ヲ開通ス 參謀本部ト東京衛戍總督部トノ間ニ有線電話ヲ開通ス 參謀本部ト東京衛戍總督部トノ間ニ有線電信ヲ開通ス 參謀本部ト東京衛戍總督部トノ間ニ無線電信ヲ開通ス 參謀本部ト東京衛戍總督部トノ間ニ伝書鳩ヲ開通ス 參謀本部ト東京衛戍總督部トノ間ニ自動車ヲ開通ス 參謀本部ト東京衛戍總督部トノ間ニ騎馬連絡ヲ開通ス 參謀本部ト東京衛戍總督部トノ間ニ徒歩連絡ヲ開通ス 參謀本部ト東京衛戍總督部トノ間ニ自轉車連絡ヲ開通ス	第一師團司令部	左記ノ通信網ヲ開始ス 參謀本部ト第一師團司令部トノ間ニ有線電信ヲ開通ス 參謀本部ト第一師團司令部トノ間ニ有線電話ヲ開通ス 參謀本部ト東京衛戍總督部トノ間ニ有線電話ヲ開通ス 參謀本部ト東京衛戍總督部トノ間ニ有線電信ヲ開通ス 參謀本部ト第一師團司令部トノ間ニ無線電信ヲ開通ス 參謀本部ト第一師團司令部トノ間ニ伝書鳩ヲ開通ス 參謀本部ト東京市役所トノ間ニ有線電話ヲ開通ス 參謀本部ト東京市役所トノ間ニ有線電信ヲ開通ス 參謀本部ト東京衛戍總督部トノ間ニ有線電話ヲ開通ス 參謀本部ト東京衛戍總督部トノ間ニ有線電信ヲ開通ス 參謀本部ト東京衛戍總督部トノ間ニ無線電信ヲ開通ス 參謀本部ト東京衛戍總督部トノ間ニ伝書鳩ヲ開通ス 參謀本部ト東京衛戍總督部トノ間ニ自動車ヲ開通ス 參謀本部ト東京衛戍總督部トノ間ニ騎馬連絡ヲ開通ス 參謀本部ト東京衛戍總督部トノ間ニ徒歩連絡ヲ開通ス 參謀本部ト東京衛戍總督部トノ間ニ自轉車連絡ヲ開通ス	九月一日震災ノ爲メ東京ヲ中心トシテ各種ノ通信一時ニ杜絶スルヤ參謀本部ハ直ニ左記ノ通信網ヲ開始シ各方面トノ連絡ヲ圖リタリ
九、二	附圖第一ノ電話網構成	第一師團司令部	有線隊ノ行動左ノ如シ （一）有線隊ノ行動　近衛師團長ノ命ニ依リ九月二日午前三時非常通信網構築ノ爲メ樋口少佐引率二個中隊出動シ二日夕マテニ完成ス（附圖第一ノ一參照） 同刻兵員ノ交代ヲ行ヒ結城大尉以下二中隊ヲシテ陸軍省ニ在リテ非常回線ノ增設並整理ニ從事セシム 二日東京市役所ヲ中心トシテ各區役所ニ至ル電話連絡線ヲ構成スルタメ朽原少佐引率二個中隊ヲ受ケテ直ニ作業準備ヲ爲シ三日作業ヲ開始シ四日夜完成ス（附圖第一ノ五日將校以下三十一名ヲ保線ノ目的ヲ以テ殘留シ餘ハ歸隊ニ歸還ス
九、三	附圖第二ノ加ノ戒嚴通信網	第一師團司令部	
九、五	左記ノ回線構成 陸軍省ト内務省、參謀本部、東京衛戍總督部、東京市役所、警視廳、東京府、東京鐵道局、逓信省、東京電燈會社、東京瓦斯會社、東京電話局、東京中央郵便局、東京中央電信局、東京中央無線電信局、東京中央放送局、東京中央自動車會社、東京中央運輸會社、東京中央倉庫會社、東京中央病院、東京中央醫師會、東京中央藥劑師會、東京中央藥品會社、東京中央藥品問屋、東京中央藥品小賣商、東京中央藥品製造會社、東京中央藥品原料會社、東京中央藥品容器會社、東京中央藥品運搬會社、東京中央藥品保管會社、東京中央藥品販賣會社、東京中央藥品廣告會社、東京中央藥品研究會社、東京中央藥品試驗會社、東京中央藥品檢査會社、東京中央藥品鑑定會社、東京中央藥品分析會社、東京中央藥品製造會社、東京中央藥品原料會社、東京中央藥品容器會社、東京中央藥品運搬會社、東京中央藥品保管會社、東京中央藥品販賣會社、東京中央藥品廣告會社、東京中央藥品研究會社、東京中央藥品試驗會社、東京中央藥品檢査會社、東京中央藥品鑑定會社、東京中央藥品分析會社	第一師團司令部	三日本隊戒嚴司令官ノ直轄トナルト共ニ既設非常通信網及市役所回線ノ指揮ヲ同司令官ニ移管ス 六日戒嚴司令部トノ連絡ヲ爲シ幾ンテ各種應急作業ノ進捗ヲ計ルタメ駐隊本部出張所ヲ戒嚴司令部内ニ設ケ渡邊中佐以下五名ヲ勤務セシメ而シテ部下兩大隊ノ活動計畫ヲ左ノ如クニ定ム
九、七	戒嚴司令部ノ電信網構成ノ爲メ第一師團ヨリ左記ノ通信隊ヲ出動セシム 第一電信聯隊ノ一部 第一電信聯隊ノ一部 第一電信聯隊ノ一部

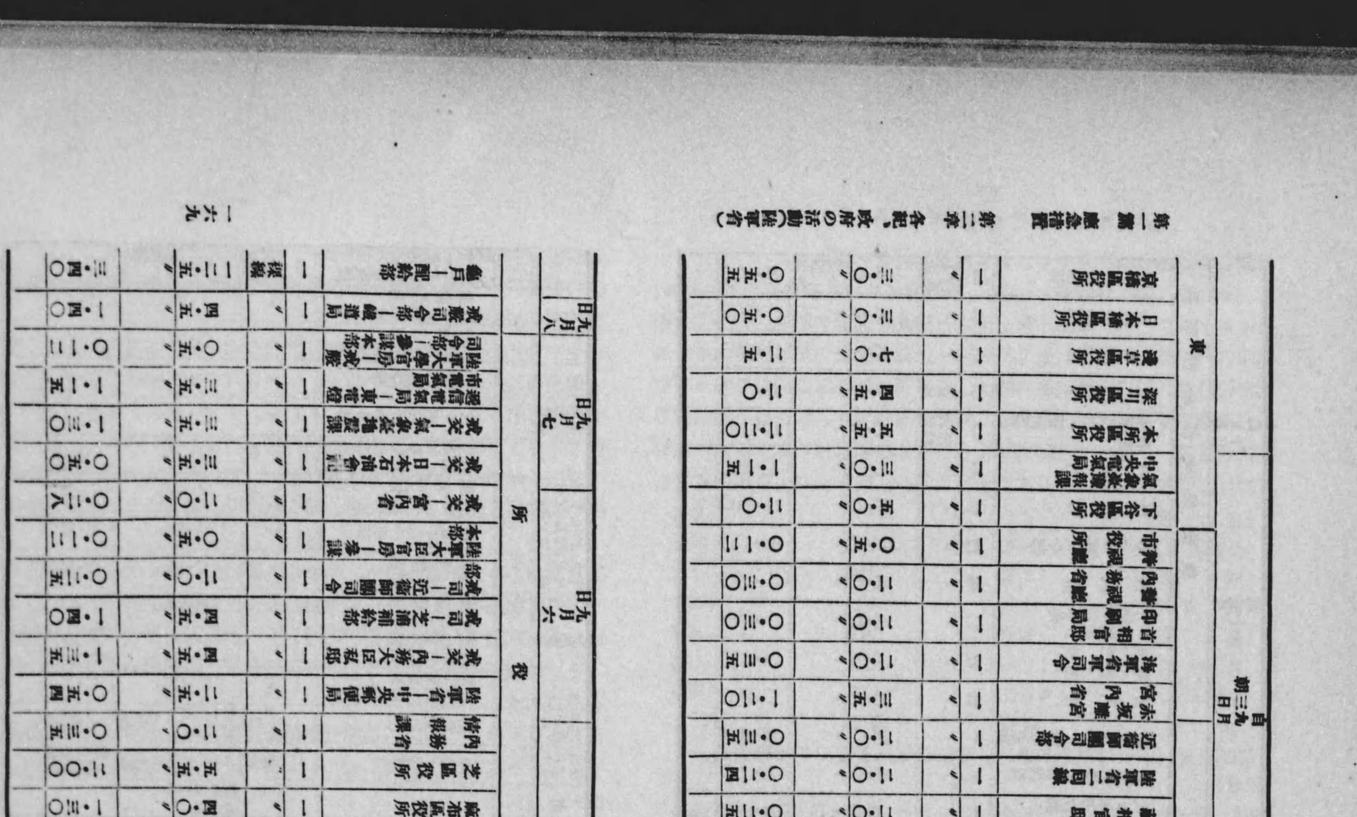

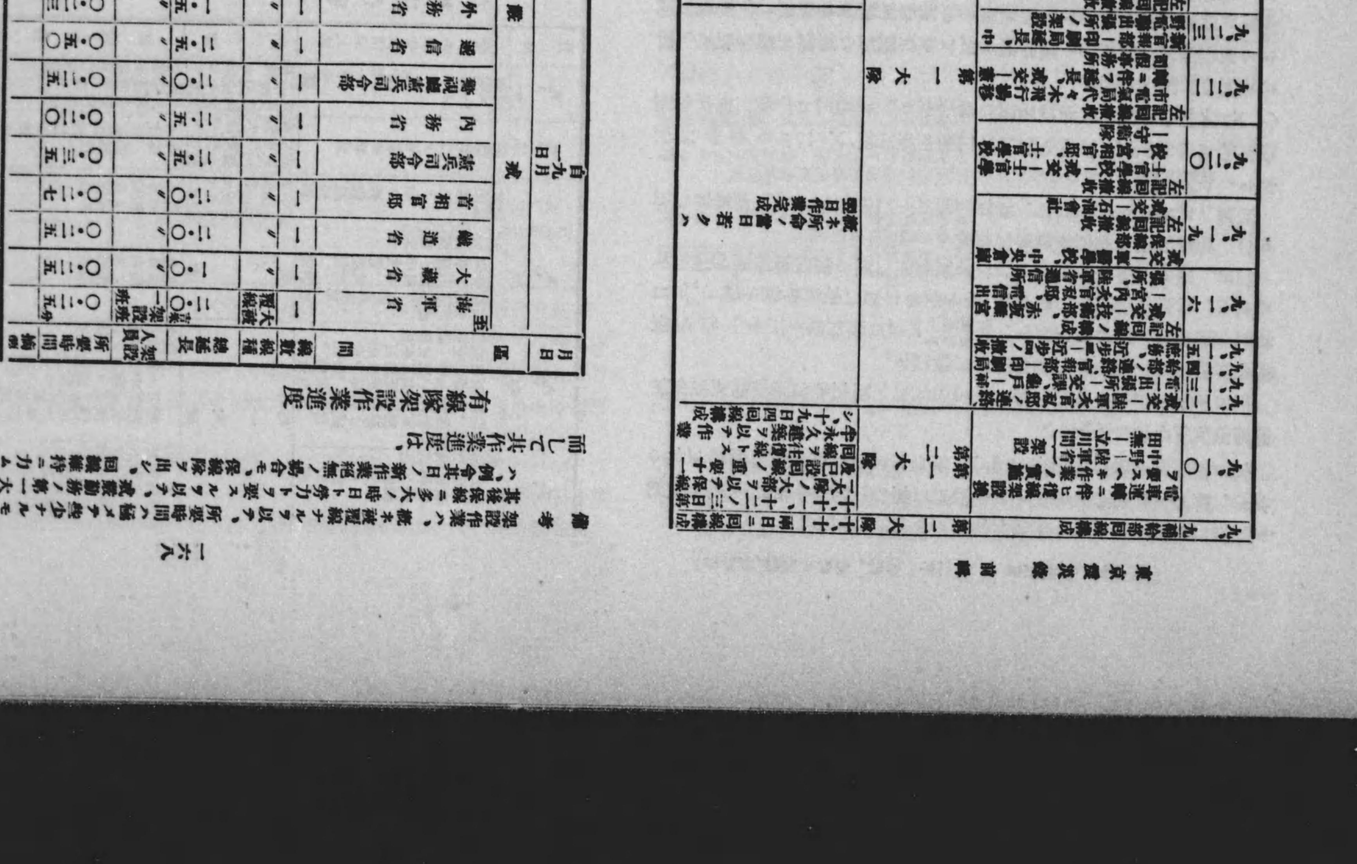

備考 知設作業ハ、甚ダ多大ノ時日ヲ要スルヲ以テ、所要時間ハ、例令其ノ一線ヲ以テ、所要時間ヲ以テ、所要時間ヲ以テ、所要時間

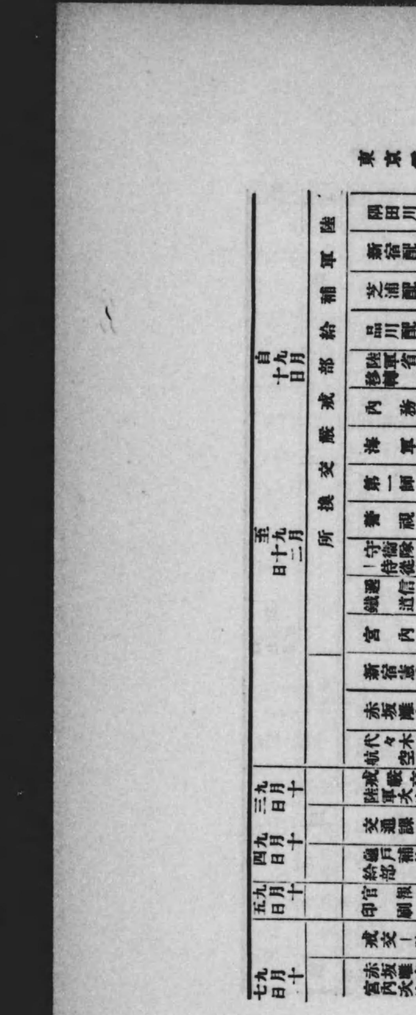

にして、取扱總通數二千六百三十通に達す。就中九月上旬逓信省線來復當の間は、中野（二五吉）無線所の取扱電報發着共に日々百五十通乃至二百通の多きに上り、後次第に其數を減じたり、要するに震災後の我が空界は、實に混亂狀態に陷り、殊に海上各無線のほしいまゝなるに至り、混信の分離と多大なりしも、最善の努力を以て電報の疎通を圖り、混信により混信を釀し、剩へ空電多く、爲に受信を困難ならしめたるも、漸く平靜なるを得て、交信容易なる時機に達したりしも、時既に架空線の復舊に依り、無線經由は其數を減ぜり。

震災以來二十七日正午までに、各所に於て取扱ひたる電報は、

所名	送信	受信	計
中野（25K）	九三六	九〇四	一、八四〇
司令部	一〇九	一一一	二二〇
横濱	四二	五七	九九
清水	六八	五三	一二一
立川	一五四	六四	二一八
中野（下り）	五四	三〇	八四
油和	三〇	一八	四八

開設す。

二日、陸軍省、豊田ヶ谷及立川に甲二型無線電信機を以て、淸水港に通信所を開設す。

同日、豊田ヶ谷通信所を閉鎖す。

五日、中野二十五吉無線電信所を開所し、金澤、石巻無線電信所を介し、內外間に通信連絡す。

六日、ZO無線電信機を以て、淸水港に通信所を開設す。

七日、ZO無線電信機を以て、橫濱に通信所を開設す。

八日、陸軍省通信所の甲二型無線電信機を撤收し、ZO無線電信所を開設す。

十日、丁型無線電信機を以て油和及中野に無線電信所を開設す。

廿日、淸水無線を撤し陸路小田原に至り、廿七日午後六時五十分を以て同地に開設す。

開設す。震災の突發と共に、無線隊各團體を以て陸軍省及中野に無線電信所を

（ニ）無線隊の行動　大要左の如し。

九月一日、震災の突發と共に、無線隊各團體を以て陸軍省及中野に無線電信所を開設す。

計	日九月一十日廿日廿二	一九月一十日	日十月七	十九日八月十日二	十九日四月十日二	十九日三月十日二	十九日二月十日二	十九日二月十日二		
中野―陸軍省	二	田無―立川間	目黒―陸軍燃料廠	減減減

立川通信所	中野所下り型通	横濱通信所	清水通信所
九月二日	九月十三日	九月七日	九月六日
十月十四日	十月十三日	十月十四日	十月十四日
一	一六一	一六一	一六一
幹下特	技手	兵下特	幹下特
士	士技	士技	士技
三	一	八一	一六一
無線電信機	丁型無線電信	池六一ZO二組ポル	甲二型無線電信機一組ト
九月二日午前十時ヲ期シ左ノ通信ヲ開始ス 一、第一師団司令部ハ東京ニ在リ 二、師団ハ東京ニ在リ 三、師団ハ東京ニ在リ 四、師団ハ東京ニ在リ 五、師団ハ東京ニ在リ 六、師団ハ東京ニ在リ 七、師団ハ東京ニ在リ 八、師団ハ東京ニ在リ 九、師団ハ東京ニ在リ 十、師団ハ東京ニ在リ 十一、師団ハ東京ニ在リ 十二、師団ハ東京ニ在リ 十三、師団ハ東京ニ在リ 十四、師団ハ東京ニ在リ 十五、師団ハ東京ニ在リ 十六、師団ハ東京ニ在リ 十七、師団ハ東京ニ在リ 十八、師団ハ東京ニ在リ 十九、師団ハ東京ニ在リ 二十、師団ハ東京ニ在リ 二十一、師団ハ東京ニ在リ 二十二、師団ハ東京ニ在リ 二十三、師団ハ東京ニ在リ 二十四、師団ハ東京ニ在リ 二十五、師団ハ東京ニ在リ 二十六、師団ハ東京ニ在リ 二十七、師団ハ東京ニ在リ 二十八、師団ハ東京ニ在リ 二十九、師団ハ東京ニ在リ 三十、師団ハ東京ニ在リ 三十一、師団ハ東京ニ在リ 三十二、師団ハ東京ニ在リ 三十三、師団ハ東京ニ在リ 三十四、師団ハ東京ニ在リ 三十五、師団ハ東京ニ在リ 三十六、師団ハ東京ニ在リ 三十七、師団ハ東京ニ在リ 三十八、師団ハ東京ニ在リ 三十九、師団ハ東京ニ在リ 四十、師団ハ東京ニ在リ 四十一、師団ハ東京ニ在リ 四十二、師団ハ東京ニ在リ 四十三、師団ハ東京ニ在リ 四十四、師団ハ東京ニ在リ 四十五、師団ハ東京ニ在リ 四十六、師団ハ東京ニ在リ 四十七、師団ハ東京ニ在リ 四十八、師団ハ東京ニ在リ 四十九、師団ハ東京ニ在リ 五十、師団ハ東京ニ在リ 五十一、師団ハ東京ニ在リ 五十二、師団ハ東京ニ在リ 五十三、師団ハ東京ニ在リ 五十四、師団ハ東京ニ在リ 五十五、師団ハ東京ニ在リ 五十六、師団ハ東京ニ在リ 五十七、師団ハ東京ニ在リ 五十八、師団ハ東京ニ在リ 五十九、師団ハ東京ニ在リ 六十、師団ハ東京ニ在リ 六十一、師団ハ東京ニ在リ 六十二、師団ハ東京ニ在リ 六十三、師団ハ東京ニ在リ 六十四、師団ハ東京ニ在リ 六十五、師団ハ東京ニ在リ 六十六、師団ハ東京ニ在リ 六十七、師団ハ東京ニ在リ 六十八、師団ハ東京ニ在リ 六十九、師団ハ東京ニ在リ 七十、師団ハ東京ニ在リ 七十一、師団ハ東京ニ在リ 七十二、師団ハ東京ニ在リ 七十三、師団ハ東京ニ在リ 七十四、師団ハ東京ニ在リ 七十五、師団ハ東京ニ在リ 七十六、師団ハ東京ニ在リ 七十七、師団ハ東京ニ在リ 七十八、師団ハ東京ニ在リ 七十九、師団ハ東京ニ在リ 八十、師団ハ東京ニ在リ 八十一、師団ハ東京ニ在リ 八十二、師団ハ東京ニ在リ 八十三、師団ハ東京ニ在リ 八十四、師団ハ東京ニ在リ 八十五、師団ハ東京ニ在リ 八十六、師団ハ東京ニ在リ 八十七、師団ハ東京ニ在リ 八十八、師団ハ東京ニ在リ 八十九、師団ハ東京ニ在リ 九十、師団ハ東京ニ在リ 九十一、師団ハ東京ニ在リ 九十二、師団ハ東京ニ在リ 九十三、師団ハ東京ニ在リ 九十四、師団ハ東京ニ在リ 九十五、師団ハ東京ニ在リ 九十六、師団ハ東京ニ在リ 九十七、師団ハ東京ニ在リ 九十八、師団ハ東京ニ在リ 九十九、師団ハ東京ニ在リ 百、師団ハ東京ニ在リ	九月十三日 一、師団ハ東京ニ在リ 二、師団ハ東京ニ在リ 三、師団ハ東京ニ在リ 四、師団ハ東京ニ在リ 五、師団ハ東京ニ在リ 六、師団ハ東京ニ在リ 七、師団ハ東京ニ在リ 八、師団ハ東京ニ在リ 九、師団ハ東京ニ在リ 十、師団ハ東京ニ在リ 十一、師団ハ東京ニ在リ 十二、師団ハ東京ニ在リ 十三、師団ハ東京ニ在リ 十四、師団ハ東京ニ在リ 十五、師団ハ東京ニ在リ 十六、師団ハ東京ニ在リ 十七、師団ハ東京ニ在リ 十八、師団ハ東京ニ在リ 十九、師団ハ東京ニ在リ 二十、師団ハ東京ニ在リ 二十一、師団ハ東京ニ在リ 二十二、師団ハ東京ニ在リ 二十三、師団ハ東京ニ在リ 二十四、師団ハ東京ニ在リ 二十五、師団ハ東京ニ在リ 二十六、師団ハ東京ニ在リ 二十七、師団ハ東京ニ在リ 二十八、師団ハ東京ニ在リ 二十九、師団ハ東京ニ在リ 三十、師団ハ東京ニ在リ 三十一、師団ハ東京ニ在リ 三十二、師団ハ東京ニ在リ 三十三、師団ハ東京ニ在リ 三十四、師団ハ東京ニ在リ 三十五、師団ハ東京ニ在リ 三十六、師団ハ東京ニ在リ 三十七、師団ハ東京ニ在リ 三十八、師団ハ東京ニ在リ 三十九、師団ハ東京ニ在リ 四十、師団ハ東京ニ在リ 四十一、師団ハ東京ニ在リ 四十二、師団ハ東京ニ在リ 四十三、師団ハ東京ニ在リ 四十四、師団ハ東京ニ在リ 四十五、師団ハ東京ニ在リ 四十六、師団ハ東京ニ在リ 四十七、師団ハ東京ニ在リ 四十八、師団ハ東京ニ在リ 四十九、師団ハ東京ニ在リ 五十、師団ハ東京ニ在リ 五十一、師団ハ東京ニ在リ 五十二、師団ハ東京ニ在リ 五十三、師団ハ東京ニ在リ 五十四、師団ハ東京ニ在リ 五十五、師団ハ東京ニ在リ 五十六、師団ハ東京ニ在リ 五十七、師団ハ東京ニ在リ 五十八、師団ハ東京ニ在リ 五十九、師団ハ東京ニ在リ 六十、師団ハ東京ニ在リ 六十一、師団ハ東京ニ在リ 六十二、師団ハ東京ニ在リ 六十三、師団ハ東京ニ在リ 六十四、師団ハ東京ニ在リ 六十五、師団ハ東京ニ在リ 六十六、師団ハ東京ニ在リ 六十七、師団ハ東京ニ在リ 六十八、師団ハ東京ニ在リ 六十九、師団ハ東京ニ在リ 七十、師団ハ東京ニ在リ 七十一、師団ハ東京ニ在リ 七十二、師団ハ東京ニ在リ 七十三、師団ハ東京ニ在リ 七十四、師団ハ東京ニ在リ 七十五、師団ハ東京ニ在リ 七十六、師団ハ東京ニ在リ 七十七、師団ハ東京ニ在リ 七十八、師団ハ東京ニ在リ 七十九、師団ハ東京ニ在リ 八十、師団ハ東京ニ在リ 八十一、師団ハ東京ニ在リ 八十二、師団ハ東京ニ在リ 八十三、師団ハ東京ニ在リ 八十四、師団ハ東京ニ在リ 八十五、師団ハ東京ニ在リ 八十六、師団ハ東京ニ在リ 八十七、師団ハ東京ニ在リ 八十八、師団ハ東京ニ在リ 八十九、師団ハ東京ニ在リ 九十、師団ハ東京ニ在リ 九十一、師団ハ東京ニ在リ 九十二、師団ハ東京ニ在リ 九十三、師団ハ東京ニ在リ 九十四、師団ハ東京ニ在リ 九十五、師団ハ東京ニ在リ 九十六、師団ハ東京ニ在リ 九十七、師団ハ東京ニ在リ 九十八、師団ハ東京ニ在リ 九十九、師団ハ東京ニ在リ 百、師団ハ東京ニ在リ	九月七日	九月六日
十月十四日	十月十三日	十月十四日	十月十四日
一	一六一	一六一	一六一
幹下特	技手	兵下特	幹下特
士	士技	士技	士技
三	一	八一	一六一
無線電信機	丁型無線電信	池六一ZO二組ポル	甲二型無線電信機一組ト
九月二日午前十時ヲ期シ左ノ通信ヲ開始ス 一、第一師団司令部ハ東京ニ在リ 二、師団ハ東京ニ在リ 三、師団ハ東京ニ在リ 四、師団ハ東京ニ在リ 五、師団ハ東京ニ在リ 六、師団ハ東京ニ在リ 七、師団ハ東京ニ在リ 八、師団ハ東京ニ在リ 九、師団ハ東京ニ在リ 十、師団ハ東京ニ在リ 十一、師団ハ東京ニ在リ 十二、師団ハ東京ニ在リ 十三、師団ハ東京ニ在リ 十四、師団ハ東京ニ在リ 十五、師団ハ東京ニ在リ 十六、師団ハ東京ニ在リ 十七、師団ハ東京ニ在リ 十八、師団ハ東京ニ在リ 十九、師団ハ東京ニ在リ 二十、師団ハ東京ニ在リ 二十一、師団ハ東京ニ在リ 二十二、師団ハ東京ニ在リ 二十三、師団ハ東京ニ在リ 二十四、師団ハ東京ニ在リ 二十五、師団ハ東京ニ在リ 二十六、師団ハ東京ニ在リ 二十七、師団ハ東京ニ在リ 二十八、師団ハ東京ニ在リ 二十九、師団ハ東京ニ在リ 三十、師団ハ東京ニ在リ 三十一、師団ハ東京ニ在リ 三十二、師団ハ東京ニ在リ 三十三、師団ハ東京ニ在リ 三十四、師団ハ東京ニ在リ 三十五、師団ハ東京ニ在リ 三十六、師団ハ東京ニ在リ 三十七、師団ハ東京ニ在リ 三十八、師団ハ東京ニ在リ 三十九、師団ハ東京ニ在リ 四十、師団ハ東京ニ在リ 四十一、師団ハ東京ニ在リ 四十二、師団ハ東京ニ在リ 四十三、師団ハ東京ニ在リ 四十四、師団ハ東京ニ在リ 四十五、師団ハ東京ニ在リ 四十六、師団ハ東京ニ在リ 四十七、師団ハ東京ニ在リ 四十八、師団ハ東京ニ在リ 四十九、師団ハ東京ニ在リ 五十、師団ハ東京ニ在リ 五十一、師団ハ東京ニ在リ 五十二、師団ハ東京ニ在リ 五十三、師団ハ東京ニ在リ 五十四、師団ハ東京ニ在リ 五十五、師団ハ東京ニ在リ 五十六、師団ハ東京ニ在リ 五十七、師団ハ東京ニ在リ 五十八、師団ハ東京ニ在リ 五十九、師団ハ東京ニ在リ 六十、師団ハ東京ニ在リ 六十一、師団ハ東京ニ在リ 六十二、師団ハ東京ニ在リ 六十三、師団ハ東京ニ在リ 六十四、師団ハ東京ニ在リ 六十五、師団ハ東京ニ在リ 六十六、師団ハ東京ニ在リ 六十七、師団ハ東京ニ在リ 六十八、師団ハ東京ニ在リ 六十九、師団ハ東京ニ在リ 七十、師団ハ東京ニ在リ 七十一、師団ハ東京ニ在リ 七十二、師団ハ東京ニ在リ 七十三、師団ハ東京ニ在リ 七十四、師団ハ東京ニ在リ 七十五、師団ハ東京ニ在リ 七十六、師団ハ東京ニ在リ 七十七、師団ハ東京ニ在リ 七十八、師団ハ東京ニ在リ 七十九、師団ハ東京ニ在リ 八十、師団ハ東京ニ在リ 八十一、師団ハ東京ニ在リ 八十二、師団ハ東京ニ在リ 八十三、師団ハ東京ニ在リ 八十四、師団ハ東京ニ在リ 八十五、師団ハ東京ニ在リ 八十六、師団ハ東京ニ在リ 八十七、師団ハ東京ニ在リ 八十八、師団ハ東京ニ在リ 八十九、師団ハ東京ニ在リ 九十、師団ハ東京ニ在リ 九十一、師団ハ東京ニ在リ 九十二、師団ハ東京ニ在リ 九十三、師団ハ東京ニ在リ 九十四、師団ハ東京ニ在リ 九十五、師団ハ東京ニ在リ 九十六、師団ハ東京ニ在リ 九十七、師団ハ東京ニ在リ 九十八、師団ハ東京ニ在リ 九十九、師団ハ東京ニ在リ 百、師団ハ東京ニ在リ	九月八日	九月六日
十月十四日	十月十三日	十月十四日	十月十四日
一	一六一	一六一	一六一
兵下特	幹下特

（三）照明隊の行動

班名	開所	人員	主要器材	所要大要
室内照燈班	九月一日	兵准士官 六一	燃電60	看護所ヲ宮城ノ外ヘ置ク ラニヤヲ要シ照明ニ使用ス ム燈株座ニ於テ指揮ス シ、有線電話ヲ以テ任務ノ大要ヲ各班ニ通達ス 其參內ノ際ハ宮內省ヨリ自動車ヲ配當ス 執達ニ關スル事務ヲ處理ス 勝本執事ハ本部ニ殘リ庶務ヲ掌ル 易屋能
照明班	九月九日	兵准士官 六一	燃電60 報車1 五二乘車 發基杭	十月五日ヨリ照明區域ヲ電燈會社ニ引繼ギ、八日解隊ス。

（二）照明隊の行動

通中信野所二三吉	信中所野監督通	浦和通信所
	九月七日	九月十四日
		十月十三日
有ヘ赤羽下准將 編內人員卒士官校 通兵卒 員三一 八三一一	兵下將 九月六日 技兵下將 卒士校 手卒士校 一 六一一	
甲一ZO 三逐無線電信機 帶電信機	機丁 一型 組無線電 信機	

（三）照明隊の行動

照明班は、十月五日より照明區域を電燈會社に引繼ぎ、八日解隊す。			
照明隊 兵隊 市街 十月八日	通中信野所二三吉	信中所野監督通	浦和通信所
十月十三日			
下准將 十士 以官校 下 三〇一一	兵下將 九月十一日 技兵下將 卒士校 手卒士校 一 六一一		
600m 野戰電燈 二	甲一ZO 三逐無線電信機 帶電信機	機丁 一型 組無線電 信機	

（三）照明隊の行動

照明隊 兵隊 市街 室內	信中所野監督通	浦和通信所
九月十三日	九月七日	九月十四日
十月八日		十月十三日
下准將 十士 以官校 下 三〇一一	兵下將 九月十一日 技兵下將 卒士校 手卒士校 一 六一一	
600m 野戰電燈 二	甲一ZO 三逐無線電信機 帶電信機	機丁 一型 組無線電 信機

（二）電信第二聯隊

第一報

電信第二聯隊は、九月四日夜東京市及其附近の震災に對し、五日準備を了し、同夜出發新宿に至り、主力を以て新宿附近に、一部を以て中野附近に集結し、作業の準備を整ふ。

第二章　各軍、政府の活動（陸軍省）

第一節　應急指置

動すべきの命に接し、十日作業に着手し、十三日完了す。

小田原間、及神奈川縣下ニ於ケル九月、東京千葉間ニ二條、東京神奈川間ニ三條、神奈川通信に任ずべきの命に接し、十日作業に着手し、十三日完了す。

非常ニ於ケル材料ノ許ス範圍內ニ於テ神奈川縣下ニ於ケル九月、東京千葉間ニ二條、東京神奈川間ニ三條、神奈川通信ニ

月日	区分	区間	種別	作業	線路	時間	摘要
九月十日	1	東京―品川	旅		一〇・〇	四・〇〇	
	2						
	3	軍司令部―有楽町	旅	課	二・〇〇	一一・三〇	
十一日	1	神奈川―品川、品川―俣川、俣川―大磯、大磯―平塚、平塚―小田原、小田原―湯本、湯本―箱根、箱根―三島、三島―沼津、沼津―富士川、富士川―清水、清水―静岡、静岡―藤枝、藤枝―島田、島田―金谷、金谷―浜松	旅	課	二六・〇	一〇・〇〇	
	2	神奈川―鶴見、鶴見―横浜、横浜―保土ヶ谷、保土ヶ谷―戸塚、戸塚―藤沢、藤沢―茅ヶ崎、茅ヶ崎―平塚、平塚―大磯、大磯―小田原、小田原―湯本、湯本―箱根、箱根―三島、三島―沼津、沼津―富士川、富士川―清水、清水―静岡、静岡―藤枝、藤枝―島田、島田―金谷、金谷―浜松	旅	課	一	一〇・〇〇	
	3	有楽町―蒲田、蒲田―神奈川、神奈川―鶴見、鶴見―横浜、横浜―保土ヶ谷、保土ヶ谷―戸塚、戸塚―藤沢、藤沢―茅ヶ崎、茅ヶ崎―平塚、平塚―大磯、大磯―小田原、小田原―湯本、湯本―箱根、箱根―三島、三島―沼津、沼津―富士川、富士川―清水、清水―静岡、静岡―藤枝、藤枝―島田、島田―金谷、金谷―浜松	旅	課	二六一・〇	一一・三〇	
十二日	1	藤沢―茅ヶ崎、茅ヶ崎―平塚、平塚―大磯、大磯―小田原、小田原―湯本、湯本―箱根、箱根―三島、三島―沼津、沼津―富士川、富士川―清水、清水―静岡、静岡―藤枝、藤枝―島田、島田―金谷、金谷―浜松	旅	課	一	一一・三〇	
	2	藤沢―国府津、国府津―新宿	旅	課	一	一一・〇〇	
	3	蒲田―神奈川	旅	課	一四四・〇	八・〇〇	
十三日	1	山内村―神奈川、横須賀―鎌倉	補給	線		一〇・〇〇	
	2	国府津―小田原	旅	課	一二・〇	二・〇〇	補給隊宮―小田原間、十四日午前〇時三十分
	3	神奈川―東京	補給	線		七・〇〇	東京、横浜間ハ十四日午後十時二十分ニ至リ漸次運転ヲ恢復セリ、藤沢―茅ヶ崎間ハ十四日午後二時ニ至リ恢復セリ
十四日	1						
	2						午前零時ヨリ午後五時迄ハ小田原―湯本間ノ線路修理ノ為メ運転ヲ休止セリ、午後五時以下九名

月日	区分	区間	種別	作業	線路	時間	摘要
九月十日	1	横須賀市内線引込線	作業	変更		六・〇〇	
	2	酒匂川右岸ヨリ約五十米	波	橋			
	3						
十一日	1	山内村―神奈川、横須賀―鎌倉	波	橋	八・〇〇		
	2	藤沢―茅ヶ崎、茅ヶ崎―平塚、平塚―大磯、大磯―小田原、小田原―湯本、湯本―箱根、箱根―三島、三島―沼津、沼津―富士川、富士川―清水、清水―静岡、静岡―藤枝、藤枝―島田、島田―金谷、金谷―浜松	旅	課	五・三〇		
	3	蒲田―神奈川	旅	課	一四四・〇	八・〇〇	
十二日	1	藤沢―茅ヶ崎、茅ヶ崎―平塚、平塚―大磯、大磯―小田原、小田原―湯本、湯本―箱根、箱根―三島、三島―沼津、沼津―富士川、富士川―清水、清水―静岡、静岡―藤枝、藤枝―島田、島田―金谷、金谷―浜松	旅	課	一	一一・三〇	
	2	藤沢―国府津、国府津―新宿	旅	課	一	一一・〇〇	
	3	有楽町―蒲田、蒲田―神奈川	旅	課	二六一・〇	一一・三〇	
十三日	1	山内村―神奈川、横須賀―鎌倉	補給	線		一〇・〇〇	
	2	国府津―小田原	旅	課	一二・〇	二・〇〇	補給隊宮―小田原間、十四日午前〇時三十分
	3	神奈川―東京	補給	線		七・〇〇	東京、横浜間ハ十四日午後十時二十分ニ至リ漸次運転ヲ恢復セリ、藤沢―茅ヶ崎間ハ十四日午後二時ニ至リ恢復セリ
十四日	1						
	2						午前零時ヨリ午後五時迄ハ小田原―湯本間ノ線路修理ノ為メ運転ヲ休止セリ、午後五時以下九名

第一大隊作業

自九月十日　同九月三十日

施せしむ、九月十四日着手、二十三日完成す。

更に戒厳司令官の命あり、横須賀湊大磯小田原方面、厚木秦野松田間本方面に於ける神奈川警察用電話網を補修す。第二大隊に臨時第二大隊の一中隊を配属して之に当らしめ、九月二十一日を以て着手し、二十八日を以て完了す。

三十日戒厳司令官より、横須市内警察用電話線復旧工事中、特に必要なる部分に対し、徒力を以て援助すべきの命あり、神奈川警察部と協定して、横須高津間、横須大貫間、横須久保間の援助を為すこととし、両大隊を出して之を実施せしめ、十月二日着手、四月完了す。

	3	山手署ー加賀町署ー警察本部	撤	撤課	五三・〇〇	六・〇
		鶴見ー鉄一五聯隊	補			

備考　區間空中補ヘ發村ノ整理並ニ武器被服ノ手入及休養トス、但、九月二十六日第一第三中隊ヘ、傷痍病兵防ニ從事シ、第一中隊ヘ同月二十七日ヨリ十月三日ニ至ル間隔離ヲナス。

自同九月三十日　第二大隊作業

月日	中隊	區分	區間	種類	作業	錢長	時間	摘要
九月十日	4		陸軍ー市川	探		四・〇〇		陸軍ー市川間架設
	5		陸軍ー龜戸、錢一ー千葉縣廳	偵		三・〇〇		千葉縣廳ー龜戸間架設並ニ電話線ノ一部ヲ利用
十一日	4		市川ー千葉縣廳	偵		二・六〇		市川ー千葉間架設
	5			偵		四		牛久線探求補修
十二日	4		市川ー野直一	偵		九		市川通信所移動
	5		津田沼線二ー大久保	偵				津田沼ー幕張間架設
十三日	4							市川ー陸軍間ノ補修
	5		津田沼ー幕張	偵		(三三)		津田沼ー幕張間架設
十四日	4							既設線補習
	5							
十五日	4		中野ー陸軍	探		一一		聯隊本部陸軍間電話單線架設
	5			偵		二・五		千葉線補修
十六日	4		陸軍ー兩國	探		七・五		陸軍ー兩國間架設
	5		兩國ー龜戸	偵		(二・二)		兩國龜戸間架設

十七日	4			探		一・五		川崎以東各回線大補修
	5			探				同
十八日	4			探		(二五)		神奈川線ノ補習
	5		市川ー船橋	偵		(五)		野戰線路撤收
十九日	4					一一・五 (七・五)		神奈川線補修
	5		船橋千葉線ー、千葉鐵廳、千葉線一ー	偵	●	(一七)		千葉線野戰線路撤收
二十日	4							神奈川線移轉
	5							材料整理
廿一日	4		木神ー奈川伊勢ー戸塚原ー茶ー大野ー大磯山梨ー補平塚修厚					神奈川線架線路補習
	5							主力ヲ小野ニ集結
廿二日	4		架線補修					二十一日ニ同シ
	5							二十一日ニ同シ
廿三日	4		架線補修					二十一日ニ同シ
	5							二十一日ニ同シ
廿四日	4		架線補修					二十一日ニ同シ
	5							二十一日ニ同シ
廿五日	4		架線補修	探		一・五		二十一日ニ同シ
	5		多摩川迄架備線架設					川崎多摩川迄架備線架設
廿六日	4		架線補修					二十一日ニ同シ
	5							擔任回線ノ大補修
廿七日	4		架線補修					二十一日ニ同シ

月日	中隊	区分	区間	作業種類	線長	時間	摘要
十月一日	1						線路検査
	2	小田原警察署管内附近	引牛込		〇・〇	五・〇〇	午後六時頃須賀田附近ニ於テ電柱ト通信線トノ補修ニ着手シ午後十時分補修ヲ了ス
	3	神奈川―川崎	補修		〇・八〇	八・〇〇	神奈川駅構内ニ於テ地気出入ノ為メ通信線ノ一部ヲ切断シ午前一時頃ヨリ補修ニ着手ス
	1	伊勢崎警察署―警察本部	添架（柱）	一〇・〇〇	六・一〇	線路検査ノ為メ午前〇時半休憩	
二日	2						線路検査ノ為メ午前〇時半休憩
	3	二ッ谷―都田	補修			八・三〇	
三日	1						
	2						
	3	伊勢崎―目下警察署	補修			八・〇〇	
四日	1	戸部警察署―警察署	添架（柱）	二子巻			
	1	戸部警察署―横浜駅	添架（柱）	四・五〇	五・〇〇		
	1	戸部警察署―警察本部	添架（柱）				
	1	戸部警察署―平沼町	添架（柱）				
	2	酒匂川右岸―同左岸	架空	一・五〇	七・三〇	藤沢西方一哩ニ於テ故障補修セリ	
	2	同	敷設	三・〇〇			
	3	横浜駅―軽井沢、津田分岐点―岡	牛	五・八〇	七・三〇	線路ニ異常ナキヤ神奈川駅ニ於テ調査ス	
五日	1	赤倉附近ドック	敷設（柱）	一二・〇〇 五・〇〇	三・〇〇		
	2						
	3	横浜駅―軽井沢、津田分岐点―岡	牛	五・八〇	九・〇〇	陸軍神奈川電話線ト神奈川岡間補修	
六日	1						午前八時頃須賀線故障十時三十分自然恢復
	2	馬入川右岸―左岸	設支柱	四・〇〇		大磯―国府津間故障補修恢復	
	3	神奈川―鶴見	補修		六・〇〇		
七日	1	子安―東神奈川	敷設（柱）	九・〇〇	六・〇〇		
	2	左岸―大磯、馬入川右岸―馬入川右岸	架線	二六・五〇	一一・〇〇	午前十時三十分押切橋西方約二百米補修恢復	
	3	神奈川鉄道踏切―津田町西南端	添架	二二・〇〇	一〇・〇〇	陸軍神奈川電話故障補修恢復	

第一篇　応急措置　第二章　各省、政府の活動（陸軍省）

第一節　第一大隊作業

自十月二十二日

第二期

電信第二聯隊は、十月一日戒厳司令官より、電信回線中東京千葉間一部変更を命ぜられ、二日落手、三日之を完了す。

又東京前奈川間の各二回線を電話回線に変更し、之に伴ふ電信回線の大森無用電信網構成を命ぜらるゝと共に、作業上逓信省鉄道省神奈川地方に配置すべき憲兵の為め、第三大隊で戒厳司令部より、不日開東

	十四日				八日				九日				十日				十一日				十二日				十三日			
	1	2	3		1	2	3		1	2	3		1	2	3		1	2	3		1	2	3		1	2	3	
第一篇　震災後ノ概況	神奈川―生麦	鶴見―横浜、馬入川越	子安―淵田	寺尾―横浜、仙人塚―宮ノ下	神奈川―横浜	大磯―二宮、馬入川越	保土ケ谷―戸塚	神奈川―保土ケ谷間線路切、保土ケ谷―戸塚間線路	神奈川―横浜	二宮―酒匂川右岸	逗川―西保土ケ谷切		横浜―桜木町	国府津―小田原西端			横浜―桜木町	小田原―早川	引込線		横浜―桜木町	酒匂川―小田原	淵田―大森		横浜―桜木町	酒匂川―小田原	淵田―大森	
第二章　各地、各方面ノ震災概況	線路ニ沿ヘル位置ヲ線路外ニ移作業	神奈川大橋両方面不通ニ付補給系統変更ス前午後七時補修ス	保土ケ谷―戸塚間線路ニ沿ヘル位置ヲ線路外ニ移作業	神奈川大橋両方面不通ニ付補給系統変更ス前午後七時補修ス	陸軍神奈川間電線及電話線復旧	陸軍神奈川間電線及電話線復旧	陸軍神奈川間電線及電話線復旧	陸軍神奈川間電線及電話線復旧	神奈川―横浜間電線及電話線復旧	神奈川―横浜間電線及電話線復旧	神奈川―横浜間電線及電話線復旧	神奈川―横浜間電線及電話線復旧	神奈川―横浜間電線及電話線復旧	神奈川―横浜間電線及電話線復旧	神奈川―横浜間電線及電話線復旧	神奈川―横浜間電線及電話線復旧	神奈川―横浜間電線及電話線復旧	神奈川―横浜間電線及電話線復旧	神奈川―横浜間電線及電話線復旧	神奈川―横浜間電線及電話線復旧	神奈川―横浜間電線及電話線復旧	神奈川―横浜間電線及電話線復旧	神奈川―横浜間電線及電話線復旧	神奈川―横浜間電線及電話線復旧	神奈川―横浜間電線及電話線復旧	神奈川―横浜間電線及電話線復旧
第三章　各地、各方ノ活動（陸軍ノ部）	線路	線路	線路	線路	線路	線路	線路	線路	線路	線路	線路	線路	線路	線路	線路	線路	線路	線路	線路	線路	線路	線路	線路	線路	線路	線路	線路	線路
	七・〇〇	一五・〇〇	一三・〇〇	六・〇〇	一二・四五	一五・〇〇	七・〇〇	二五・〇〇	一三・〇〇	四・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一四・〇〇	七・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇
	横須賀午後六時十分発ノ汽車ニ時自然休憩	横須賀午後七時自然休憩	保土ケ谷―戸塚間線路ニ沿ヘル位置ヲ線路外ニ移作業	神奈川大橋両方面不通ニ付補給系統変更ス前午後七時補修ス	陸軍神奈川間電線及電話線復旧	陸軍神奈川間電線及電話線復旧	陸軍神奈川間電線及電話線復旧	陸軍神奈川間電線及電話線復旧	神奈川―横浜間電線及電話線復旧	神奈川―横浜間電線及電話線復旧	神奈川―横浜間電線及電話線復旧	神奈川―横浜間電線及電話線復旧	神奈川―横浜間電線及電話線復旧	神奈川―横浜間電線及電話線復旧	神奈川―横浜間電線及電話線復旧	神奈川―横浜間電線及電話線復旧	神奈川―横浜間電線及電話線復旧	神奈川―横浜間電線及電話線復旧	神奈川―横浜間電線及電話線復旧	神奈川―横浜間電線及電話線復旧	神奈川―横浜間電線及電話線復旧	神奈川―横浜間電線及電話線復旧	神奈川―横浜間電線及電話線復旧	神奈川―横浜間電線及電話線復旧	神奈川―横浜間電線及電話線復旧	神奈川―横浜間電線及電話線復旧	神奈川―横浜間電線及電話線復旧
	線路	線路	線路	線路	線路	線路	線路	線路	線路	線路	線路	線路	線路	線路	線路	線路	線路	線路	線路	線路	線路	線路	線路	線路	線路	線路	線路	線路
	七・〇〇	一五・〇〇	一五・〇〇	一三・〇〇	一二・四五	一五・〇〇	七・〇〇	二五・〇〇	一三・〇〇	四・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一四・〇〇	七・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇

	十四日				八日				九日				十日				十一日				十二日				十三日			
	1	2	3		1	2	3		1	2	3		1	2	3		1	2	3		1	2	3		1	2	3	
第一篇　震災後ノ概況	神奈川―生麦	鶴見―横浜、馬入川越	子安―淵田	寺尾―横浜、仙人塚―宮ノ下	神奈川―横浜	大磯―二宮、馬入川越	保土ケ谷―戸塚	神奈川―保土ケ谷間線路切、保土ケ谷―戸塚間線路	神奈川―横浜	二宮―酒匂川右岸	逗川―西保土ケ谷切		横浜―桜木町	国府津―小田原西端			横浜―桜木町	小田原―早川	引込線		横浜―桜木町	酒匂川―小田原	淵田―大森		横浜―桜木町	酒匂川―小田原	淵田―大森	
第二章　各地、各方面ノ震災概況	線路ニ沿ヘル位置ヲ線路外ニ移作業	神奈川大橋両方面不通ニ付補給系統変更ス前午後七時補修ス	保土ケ谷―戸塚間線路ニ沿ヘル位置ヲ線路外ニ移作業	神奈川大橋両方面不通ニ付補給系統変更ス前午後七時補修ス	陸軍神奈川間電線及電話線復旧	陸軍神奈川間電線及電話線復旧	陸軍神奈川間電線及電話線復旧	陸軍神奈川間電線及電話線復旧	神奈川―横浜間電線及電話線復旧	神奈川―横浜間電線及電話線復旧	神奈川―横浜間電線及電話線復旧	神奈川―横浜間電線及電話線復旧	神奈川―横浜間電線及電話線復旧	神奈川―横浜間電線及電話線復旧	神奈川―横浜間電線及電話線復旧	神奈川―横浜間電線及電話線復旧	神奈川―横浜間電線及電話線復旧	神奈川―横浜間電線及電話線復旧	神奈川―横浜間電線及電話線復旧	神奈川―横浜間電線及電話線復旧	神奈川―横浜間電線及電話線復旧	神奈川―横浜間電線及電話線復旧	神奈川―横浜間電線及電話線復旧	神奈川―横浜間電線及電話線復旧	神奈川―横浜間電線及電話線復旧	神奈川―横浜間電線及電話線復旧	神奈川―横浜間電線及電話線復旧
第三章　各地、各方ノ活動（陸軍ノ部）	線路	線路	線路	線路	線路	線路	線路	線路	線路	線路	線路	線路	線路	線路	線路	線路	線路	線路	線路	線路	線路	線路	線路	線路	線路	線路	線路	線路
	七・〇〇	一五・〇〇	一三・〇〇	六・〇〇	一二・四五	一五・〇〇	七・〇〇	二五・〇〇	一三・〇〇	四・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一四・〇〇	七・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇
	横須賀午後六時十分発ノ汽車ニ時自然休憩	横須賀午後七時自然休憩	保土ケ谷―戸塚間線路ニ沿ヘル位置ヲ線路外ニ移作業	神奈川大橋両方面不通ニ付補給系統変更ス前午後七時補修ス	陸軍神奈川間電線及電話線復旧	陸軍神奈川間電線及電話線復旧	陸軍神奈川間電線及電話線復旧	陸軍神奈川間電線及電話線復旧	神奈川―横浜間電線及電話線復旧	神奈川―横浜間電線及電話線復旧	神奈川―横浜間電線及電話線復旧	神奈川―横浜間電線及電話線復旧	神奈川―横浜間電線及電話線復旧	神奈川―横浜間電線及電話線復旧	神奈川―横浜間電線及電話線復旧	神奈川―横浜間電線及電話線復旧	神奈川―横浜間電線及電話線復旧	神奈川―横浜間電線及電話線復旧	神奈川―横浜間電線及電話線復旧	神奈川―横浜間電線及電話線復旧	神奈川―横浜間電線及電話線復旧	神奈川―横浜間電線及電話線復旧	神奈川―横浜間電線及電話線復旧	神奈川―横浜間電線及電話線復旧	神奈川―横浜間電線及電話線復旧	神奈川―横浜間電線及電話線復旧	神奈川―横浜間電線及電話線復旧
	線路	線路	線路	線路	線路	線路	線路	線路	線路	線路	線路	線路	線路	線路	線路	線路	線路	線路	線路	線路	線路	線路	線路	線路	線路	線路	線路	線路
	七・〇〇	一五・〇〇	一三・〇〇	六・〇〇	一二・四五	一五・〇〇	七・〇〇	二五・〇〇	一三・〇〇	四・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一四・〇〇	七・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇

日	中隊號		作業種別	作業區間	人員	時間	摘要
十八日	1	後閒歩五	被	撤收	二・五〇		
		橫濱驛					
		第二大已設線					
	2	酒匂川	裸	七	七・〇〇		
		馬入川	被	半	八・五〇		
	3	神奈川	被		七・五〇		
		大森					
	1	神奈川	補	繕	一七・〇〇		
		大森	被	撤收			
	2	神奈川					
		大森					
十九日	3	神奈川	被	撤收	三九・七〇		
		大森					
	1	大森					
	2	神奈川					
		大森					
	3	大森	裸		一二・〇〇		
		陸軍省	被		一六・五〇		
二十日	2						
	1						
	3	橫濱市內及神奈川	架	換	一四・〇〇		
		鶴見	補	修			
	2						
	1						
廿一日	3						
	2						
	1	橫濱市內及神奈川					
		鶴見					
廿二日	3						
	2						
	1	橫濱市內及神奈川					
		鶴見					

備考　區間中空欄ハ、器材ノ整理並武器被覆ノ手入トス。

自十月一日
至同廿二日　第二大隊作業

日	中隊號		作業種別	作業區間	人員	時間	摘要
十月一日	4	神奈川、鶴見	裸		三〇		神奈川警察線補修
		—川崎—大島					
	5	—濱口—川崎					撤任回線補修及第三次作業準備
		—大師					
二日	4	川崎—大島	被		二	一日ニ同シ	
		—川崎—鶴見					
	5	新地					
三日	4					一日ニ同シ	
	5						
四日	4					一日ニ同シ	
	5						
五日	4	憲兵司令部—子安五條添架	裸		三〇		警察線補修作業終了
	5	同	被		二	品川ニ轉宿終了	
六日	4	五日ニ同シ	裸		四〇	五日ニ同シ	通信鐵道海軍用電柱ヲ利用シ添架作業ヲ行フ市內ノ電車越道路越多キト田地ノ沼地多ク殊ニ雨水堆溜スル部分多クシテ作業困難ヲ感ス（雨中除兵）
	5	五日ニ同シ	被		五	五日ニ同シ	
七日	4	五日ニ同シ	裸		四五		
	5	五日ニ同シ	被	（中被）			
八日	4	五日ニ同シ	裸		二四		
	5	五日ニ同シ	被	（中被）			
九日	4		裸		四	五日ニ同シ木日終了後藤澤ニ轉宿	

	十六日			十五日			十四日			十三日			十二日			十一日			十日		
	4	5		4	5		4	5		4	5		4	5		4	5		4	5	
	茶野―伊勢原		探	馬入川鐵橋補修	（田倉油―戸塚鐵倉）	探	藤澤―下鵠沼	田大油槽町―油貨鐵倉逗子（横須賀―）	探	藤澤町内ノ設備	相鐵海岸屋藤澤―横須賀水道	探	戸塚藤澤―馬入	戸塚―鐵倉鶴岡八幡宮	探	佛戸塚―藤澤走、藤澤交換引込設		探			五日ヨリノ作業ヲ完了ス
																			作業猶佛		
																			千葉線大補修		
	五・〇	平塚ト茶野ニ兵力員動並ニ平塚厚木厚木茶野線ノ架設		七・五	田油戸塚間不要線撤收		六・〇	馬入川鐵線斷線部ノ架設及下鵠沼線補修		二・〇	藤下鵠沼交換所ノ通信試驗設ヲ行フ		三六・〇	横濱―藤澤小田原ノ枠線架設		二三六・〇	横濱―藤澤小田原ノ枠線架設		一六・〇	横濱―藤澤小田原ノ枠線架設		西川沿岸ヲ廻シ主力ヲ以テ鎌倉ニ移轉
				八・〇			一二六・〇	横鐵倉須賀鐵倉ヘ鐵一作油業貨ナ線ヤ架設		一八・〇	横鐵倉須賀陸運道線鐵ヘ倉鐵一作油業貨ナ線ヤ架設		二・五〇	藤澤鵠沼線ノ架設及交換所設備ヲ行フ並ニ架設線ノ補修		一二六・〇	藤澤鵠沼線ノ架設及交換所設備ヲ行フ並ニ架設線ノ補修		八・〇	藤澤鵠沼線ノ架設及交換所設備ヲ行フ並ニ架設線ノ補修		
				一六・五	部田橋油―油貨線鐵倉橫須賀線鐵倉―逗子架設及電信回線一		一一・〇	藤下鵠沼交換所ノ通信試驗設ヲ行フ		七・〇	二作業ニ佛戸塚鐵倉線ノ架設、牛部ヘ鐵倉橫須賀線ノ偵察並		一三六・〇	橫濱―藤澤小田原ノ枠線架設		一六・〇	橫濱―藤澤小田原ノ枠線架設		一八・〇	橫鐵倉須賀陸運道線鐵ヘ倉鐵一作油業貨ナ線ヤ架設		
				六・〇	馬入川鐵線斷線部ノ架設及下鵠沼線補修		二・〇	馬入川鐵線補修		五三・〇	馬入川平塚間電信線撤收一部ノ兵力ヲ品川ニ集結		二・五〇	橫濱方面補修		五・〇	馬入川平塚間電信線撤收一部ノ兵力ヲ品川ニ集結		一八・〇	陸軍ノ殘リ材料ト架撤換及千葉線ノ一部携行材料ヲ使用セルモ		鎌倉ヨリ品川ニ轉宿
				七・五	田油戸塚間不要線撤收		五・〇	平塚ト茶野ニ兵力員動並ニ平塚厚木厚木茶野線ノ架設		五・〇	千葉線兩國陸軍司令部陸軍問ノ撤收		九・〇五	兩國―陸軍電信所（所ニ）		二・〇	兩國―龜戶津田沼―大久保		一八・〇	佛用電話回多摩川越ノ架設全部品川ニ集結		佛戸塚ノ作業ヲ以テ橫濱方面ノ偵察ニ當ル

方面を開通す。同時に千葉市及附近の地、災害に伴ひ警備を要するを以て、陸軍歩兵學校教導聯隊と協同して同地及千葉稻毛幕張停車場を警戒し、兼て交通の整理を爲したり、就中千葉停車場は、三日以後乘降客の混雜甚だしく、殆ど混亂狀態を呈したるを以て、特に交通整理隊を設け、警察官憲と協力して之を整理す。

二日午前、近衞師團長より飛行機に依りて命令あり、成るべく多くの人員に破壞器具を携へて、東京に派出救援することとなり、即日宮井少佐は百二十名を以て出發す、恰も上越南線架橋作業及黒部鐵道敷設作業演習中に屬し、營內殘存兵員至て少數なりしなり、而して宮井隊は、所命の器具より判斷して、東京に於ける火災防遏作業を豫期したりしに、戒嚴司令部より赤羽鐵道橋の應急修理を命ぜられ、帶行器具に支障を生じ、已むを得ず大塚支廠より所要の器具を借受けて、其任務を達成したり、三日屯營より五十名を增員し、是日作業に着手し、五日までに、

東北本線赤羽鐵道橋應急修理
常磐線三河島驛及隅田川驛附近の構內並に線路復舊整理
隅田川驛附近に石油及揮發油貯藏ぜられあるを發見して戒嚴司令部に報告す

の各作業を爲し、主力を以て北條線の復舊作業に任ずべきことを命ぜられ、七日吉原少佐指揮の東海道線作業隊、森大佐指揮の房總線作業隊を派遣す、是より先上越南線黒部鐵道兩作業隊の歸還を圖るため、三日以後極力之を努め、上越兩線作業隊は六日屯營に歸着したるを以て、之に宮井少佐の第一次派遣隊及在營人員を加へて、東海道線作業隊約三百八十名、房總線作業隊約八十名を編成し得たり、然るに黒部鐵道作業隊亦七日朝を以て東京に歸着したるに依り、直に之を分割配屬せしむ。

斯くて森作業隊は、先づ北條線大貫上總湊間の線路復舊に着手し、十三日を以て之を終り、次で上總湊驛南方天神山崩壞の除去作業に從ふ、一方の吉原作業隊は先づ東海道本線横濱大船間の復舊工事に着手し、十一日までに左の各作業を終了す。

横濱程ヶ谷間覆線線路復舊
程ヶ谷驛構內整理
横濱程ヶ谷間鐵道用電線路整理復舊
横濱及戸塚附近遺棄列車整理復舊
横須賀線偵察
東海道本線及其附近貨物專用線偵察

既にして東海道線作業隊は、十一日將に黒部鐵道より一旦屯營に歸還したる兵員の增員を受け、編制を改めて、聯隊本部、第一第二大隊(大隊は二中隊)、材料廠、及通信班とし、第一大隊は、青木少佐之を指揮して横須賀線の復舊に當り、第二大隊は、吉原少佐之を指揮して依然程ヶ谷大船間の複線復舊に任ず、而して阿久井中尉の通信班、器具の補給を爲し、傍ら若干の復舊工事に從事す。

二十二日までに聯隊の實施したる重なる作業は、

程ヶ谷大船間覆線復舊
馬入川鐵橋橋臺の爆破、及鐵道省從業員へ爆破の指導
田浦横須賀間復舊
戸塚大船田浦及横須賀驛構內の整理復舊
程ヶ谷大船間、大船横須賀間、横濱機木町間約半部の鐵道用電線路整理復舊
横濱船渠會社線復舊

にして、外に十九日より第二大隊を以て横濱市街電車線の主要部復舊に任じ、二十二日までに其大部を終るを以て、聯隊は第二大隊の外、屯營に引揚ぐることとしたり。

鐵道第一聯隊行動概見

月日	部署	部隊行動ノ概況
自九月二日至九月二五日	兩大隊ヨリ將校以下六十名(內看護九十一ヲ含ム)宛ヲ出シ宮井少佐ノ指揮ニ屬シ出動セシム 三日午前一時宮井少佐ヨリ增員ノ要求ニ接シ將校以下五十二名ヲ增派ス 右增加隊ハ三日午後五時宮井少佐ノ指揮下ニ入ル 九月六日午前六時將校以下十一名ヲ隅田—日暮里間ニ派遣ス	九月二日午前十一時稻毛停車場ニ集合シ(千葉稻毛未開通)午後一時四十分軍用列車稻毛發同二時三十分龜戸着(龜戸兩國間未開通)直チニ下車シ鐵橋未タ敷ラス火烟濛々タル程ヲ潛行シツヽ江東橋—兩國橋—萬世橋—九段—近衞歩兵營—半藏門前ヲ經テ午後四時三十分陸軍省ニ達ス隊長ハ直チニ將校以下三名ト共ニ自動車ヲ驅テ赤羽ニ先行シ部隊ハ徒歩行軍ヲ以テ九段飯田橋鄕通院前—大塚—板橋ヲ經テ赤羽ニ向フ 隊長ハ偵察ノ結果直チニ應急修理ヲナスニ決シ鐵道院側派出員ト所要ノ協定ヲ遂ケ更ニ大塚管支廠ヨリ之レニ要スル器具借用方ヲ交渉ス作業ハ三日午前三時現場ニ到着シ午前五時ヨリ作業ヲ開始ス一部ヲ以テ器具ノ受領及材料ノ集散ヲナス爾後器械ノ到着スルニ從ヒ逐次本作業ヲ開始シ晝夜連續作業ニ從リ四日午前七時上リ線單線開通引續キ複線復舊ニツトメ五日午後六時之ヲ完了ス午後新任務ヲ受ケ赤羽ヲ引上ク 別ニ村中中尉以下十一名ヲ以テ六日午前六時ヨリ龜戸—地方橋橋—隅田川驛—三河島—日暮里ヲ偵察シ若干ノ復舊作業ヲナシ貨車運行ニ支障ナカラシム
自九月四日至九月六日	上越南線ヨリ歸還セル人員在營人員及宮井作業隊ノ人員ヲ以テ吉原少佐以下約三百八十名ヲ以テ東海道線作業隊ヲ森少佐以下八十名ヲ以テ北條線作業隊ヲ編成シ七日早朝出發セシム 黒部鐵道ニ出張ノモノ七日朝東京ニ歸着セルヲ以テ直チニ之ヲ各作業隊ニ分配ス其結果兩作業隊ノ作業左ノ如シ 東海道線作業隊 將校以下五八六、乘馬八 北條線作業隊 將校以下一二〇	聯隊ハ九月七日現地ノ狀況視察及作業指導ノタメ東海道方面ニアリシカ十一日屯營ヨリ增員ヲ行ヒ十二日編成ヲ改正シ聯隊本部第一第二大隊材料廠及通信班トナシ其ノ人員將校以下七百五十九名乘馬八頭ナリ 但北條線作業隊ニハ屯營ヨリ增員ヲ行ヒ將校以下百四十名トナル 聯隊ハ戒嚴司令部及陸軍震災救護委員ト連絡ノタメ東京驛ト横濱驛ニ各一名ノ連絡將校ヲ派遣シ雜ヲ鐵道省其外部トノ交涉ニ任セシメタリ

東海道方面作業隊ノ行動

東海道線作業隊ハ本部第一、第二、中隊材料廠及通信班ヨリ成ル隊長吉原少佐ハ將校以下五名ヲ從ヘ横濱ニ向ヒ先行ス部隊ノ主力ハ七日午前四時五十分千葉驛發列車ニテ龜戸ニ至リ龜戸—品川間徒歩ノ行軍同午後二時二十分品川驛發同三時十五分横濱驛下車本部ハ同地ニ止リ各中隊ハ程ヶ谷ニ至リ直チニ程ヶ谷驛構內ノ整理ニ着手ス材料廠ハ七日午前九時五十分千葉乘川海岸發海路横濱ニ向ヒ午後四時二十分横濱辨天橋着同夜ハ船中ニ宿泊シ八日程ヶ谷驛構內ニ移ル作業隊ハ八日ヨリ第一次作業ヲ開始シ本部ヲ程ヶ谷ニ移シ十一日ヲ以テ横濱程ヶ谷間ノ覆線復舊工事中編成改正ヲ行ヘリ此ノ間村中中尉以下六名ヲシテ八日程ヶ谷發横須賀線ノ偵察ヲ實施セシム、該偵察隊ハ九日午後歸還ス佐々木中尉以下六名ヲシテ八日程ヶ谷發大船—御殿場間ノ偵察ヲナシ十二日歸還ス、猶松永中尉ハ横濱—鶴見間貨

日	北條線作業	北條線作業隊ハ九月二十三日一年志願兵屯營ニ歸還セシメ十月一日更ニ增員ヲ行ヒ將校以下百九十名トナス
九月二日		物線ノ偵察ヲナシ九月十日ヲ以テ終了セリ
九月三日		綱成改正後聯隊長第一大隊ヲシテ横須賀線ヲ第二大隊ヲシテ佚然東海道本線ノ復舊作業ニ任セシム
九月四日		九月十二日十三日ノ兩日在鄉軍人百十一名當隊作業援助ノタメ到着セルヲ以テ第二大隊ニ配屬シ作業ニ從事セシム又十四日靑年團員二百六名來援シタルヲ以テ第一大隊ニ配屬セリ、綱成改正後聯隊本部ハ大船ニ第一大隊ハ田浦ニ第二大隊ハ戸塚ニ材料廠ハ大船ニ通信班ハ最初大船ニ後逗子ニ位置シ各〻復舊工事ニ從事ス、此間馬入川橋梁轉置業材清掃ハ目的トスル暴破ノタメ九月十五日ヨリ同十八日ニ至ル間第二大隊ヨリ橋本中尉以下七名ヲ該地ニ派遣ス、第二大隊ノ擔任セル程ケ谷大船間ノ復線復舊工事ハ十六日完了シ十七日ヨリ同區間ノ復線開通セルヲ以テ來援中ノ在鄉軍人ハ之レヲ歸還セシム、九月十七日村中中尉以下三名ハ程ケ谷—高島—鶴見間貨物線ノ偵察ヲ實施セリ
九月五日		午後第二大隊ハ十八日横濱「ドック」會社引込線ノ復舊工事ニ任ス東海道方面作業隊ハ其擔任作業ヲ終ルニ依リ左記ノ如ク歸還ス 聯隊本部　二十四日大船出發 第一大隊　二十四日田浦出發 （靑年團ハ二十一日歸還セシム） 第二大隊　二十六日横濱出發 材料廠　二十四日大船出發 通信班　二十三日逗子出發 一年志願兵　二十三日各宿營地出發 東京縣連絡將校　二十四日横濱出發 乘馬　二十四日横濱出發
九月六日	北條線作業隊ハ七日列車ニ依リ大貫ニ至リ午後十三日ニ亘ル間ニ於テ大貫—下總湊間ノ復舊ヲナシ十四日ヨリ上總湊南側天神山隧道入口崩土ノ排除ヲ實施シ十月五日之レヲ完成シ同六日屯營ニ歸還セリ	
九月七日		

日	九月二日	九月三日	九月四日	九月五日	九月六日	九月七日
線名	東北本線					常磐線
區間	赤羽—川口					4,000m
距離	赤羽—2,300呎					
作業着手前破壞ノ狀況	第三十橋臺ヨリ川口方橋臺ニ至ル間ハ殆ント損害ナシ但シ第三十橋臺寫眞（No.15 No.26 No.30） 川口方／赤羽方 橋臺部ニハ上方ニ向ヒ幅約一糎長サ約一米ノ龜裂ヲ呈シ從ツテ臺橋上面多少傾斜シ且線路約十糎高起セリ多少ノ修理ヲ要ス第二十七、二十八、二十九橋臺ハ損害ノ程度最モ甚シク何レモ上流ニ向ヒ約三十度傾斜シ從ツテ上リ線ハ二呎下リ線ハ四呎ノ陷落ヲ呈シ線路ハ上流ニ向ヒ上リ線約一呎下リ線約二呎ノ移動ヲナセリ大修理ヲナスニ非サレハ運行不可能ナリ 第十五乃至第三十六橋臺ノ間ハ上流ニ向ヒ約五度ノ傾斜ヲナシ上下兩線共五吋乃至一呎ノ波狀及五吋以下ノ蛇行ヲ呈ス相當ノ修理ヲ加フル必要アリ赤羽方橋臺ヨリ第十五橋臺ノ間線路多少ノ波狀及蛇行ヲ呈スレ共除行運轉ニハ支障ナシ					試運轉後編成改正ノタメ千葉ニ至ル 天災ニ伴ヒ附近一般ニ烏有ニ歸シ隅田驛構內又損害ヲ免レス餘燼漠々煙風臭氣人ヲ脈ス各方面共何等整理ノ域ニ至ラス
實施セル作業ノ種類	偵察及鐵道省側ト協定 大塚兵器支廠ヘ兵器ノ交渉	行軍 陸軍省ヨリ赤羽ニ向フ	上リ線應急修理「サンドル」六ケ組立「ガーター」ノ扛起及方向修正上部建築修理 應急修理下リ線「サンドル」六ケノ組立及「ガーター」ノ扛起及方向修正上部建築物ノ修正			水壓荷揚揚及之レニ連スル貨物線各部「ポイント」ノ偵察ヲ以テ主ナル目的トセリ而シテ所要ノ箇所ニ多少ノ修正ヲ加ヘタリ
工事實施ノ要領			第三十橋臺下リ線「プレートガーター」ヲ約十糎位トセレハ橋臺穴ヨリ陸ノ龜裂ニ對シテハ加修ノ要ヲ認メス 第二十七、二十八、二十九ノ三橋臺ハ其ノ兩側ニ於テ上下線共「サンドル」ヲ組立「ガーター」ヲ扛起スルト共ニ下流ニ向ヒ移動セシメテ復舊セリ上部建築ニモ多少ノ修正ヲ加フ傾斜セル橋臺上ニモ補助「サンドル」ヲ組立ツ相當ノ「パンキング」ヲ挿入シ方向修正ノ目的ヲ達セリ 加修ノ要ヲ認メス			日東石油會社油槽新ニ貯藏中ノ揮發油ノ撤出ニテ血路ヲ見セリ

附表第三ノ一　東海道線復舊作業

日	線名	區間	距離	作業着手前破壞ノ狀況	實施セル作業ノ種類	工事實施ノ要領
九月七日	東海道線	横濱驛——程ヶ谷——戸塚間	○←5.6m→○○○←1.5m→○	一、横濱程ヶ谷間全線ニ亘リ多少ノ蛇行及波狀ヲ呈シ所々ニ枕木ノ燒損セルモノアリ 横濱停車場ニ近ク燒損セル客貨車ハ上リ線路上ニ多數殘置サレ且避難民ノ放棄セシ物所々ニ散在シ列車ノ運行ニ大ナル障害ヲナセリ 二、程ヶ谷停車場構内ハ乘降場側壁並ニ上屋傾斜シ下リ線運行ハ全ク杜絶シアリ 三、程ヶ谷戸塚間ハ岩間川橋梁前後築堤陷落橋臺傾斜及清水谷隧道入口附近切取東部崩壞坂本川橋梁前後地盤陷落戸塚驛「ホーム」擁壁傾倒セル外所々ニ線路大陷落及蛇行アリ 四、戸塚驛四方約五、〇〇〇米附近ニ一列車脫線顚覆シアリ	行軍任地到着 横濱横須賀間線路ノ偵察 程ヶ谷停車場復舊作業	一、程ヶ谷驛阻絕物ノ排除並ニ保線
九月八日				一、燒損客車ノ復線除去 二、横濱二一哩五分ニ至ル間ノ線路復舊 三、程ヶ谷停車場復舊 四、戸塚四方顚覆列車ノ復線	同右	一、陷沒部ニ築立ヲ施シ填塞方向修正ヲナス
九月九日				一、燒損客貨車復線除去 二、十八哩附近線路復舊 三、二十一哩五分附近ヨリ二十四哩五分ニ至ル間線路復舊 四、戸塚西方顚覆列車ノ復線	同右	同右
九月十日				一、燒損客貨車復線除去完了 二、十八哩附近ヨリ二十四哩五分ニ至ル間ノ線路復舊 四、戸塚西方顚覆列車ノ復線完了	同右	同右
九月十一日				一、二十四哩五分ヨリ戸塚ノ驛ニ至ル間ノ線路復舊	同右	同右

附表第三ノ二

日	線名	區間	距離	作業着手前破壞ノ狀況	實施セル作業ノ種類	工事實施ノ要領
九月十二日	東海道本線	程ヶ谷——戸塚	23m34——23m200 140	築堤崩壞陷沒深度約五呎延長約三十米ニ達ス線路ノ蛇行甚シ	一、築堤ノ修理 二、被覆ノ施行	作業人員　六四 實動　五時三〇分 材料 枕木九板三十六、三寸丸太長一間九ヲ鐵道省ヨリ受領シ被覆ニ使用ス 運搬土量　三五立方米 距離　約七〇米
		戸塚——大船	27m600——27m790 ・610	一、築堤亞ル處龜裂ヲ呈シ路盤各所ニ於テ五十乃至七十五糎ノ陷沒ヲナス 一、軌條ノ波狀及蛇行ヲ呈スル箇所又甚ダシ	一、路盤ノ構築 二、軌道ノ高低及方向修正 三、填塞	一一四 實動　八時間 土及「バラス」ハ附近路盤上ニ堆積シアルモノヲ盜車ニヨリ運搬使用ス 總量　約四〇立方米
		同右	28m34m——28m37m 30	一、築堤崩壞シ路盤陷沒約七十五糎 二、軌條ノ彎曲甚シ	一、路盤構築 二、軌條ノ接續及釘着ノ改正 三、軌條ノ方向及高低修正 四、填塞	同右 約三分ノ一ヲ完成

附表第三ノ三

月日	線名	区間	距離	作業着手前ノ状況	実施セル作業ノ種類	工事実施ノ要領
日三十月九	線本道海東	右同	28m370—28m340 30	一、築堤ノ路盤ヲ築造スル所ニ於テ約七十糎ヲ掘下ゲ不良土ヲ取除キ之ニ代フルニ良質土ヲ以テシ締固メヲ行フ 二、軌條ノ波状及蛇行ヲ呈スルモノニ付キ之ヲ矯正スル為メ道床ヲ突固メ且ツ軌條ノ締付ヲ強化ス 三、昨十二日約半ヲ以テ完成スベカリシ約七十糎ノ陷没ヲ生ジタル所ニ対シ道床ヲ突固メ且ツ軌條ノ締付ヲ強化ス	一、路盤ノ修築 二、軌條ノ波状及蛇行ノ矯正 三、堤塘ノ高低及方向ノ修正	一、材質作業人員 枕木三〇〇 土ノ締固メ及「バラス」ノ附着ヲ良好ナラシムル為メ軌條ノ締付ヲ強化ス 使用材料 十六噸 作業人員 四組（午後四時迄） 使用機械 鉄槌二挺
同	同	右同	27m600—28m340 610	一、築堤ニ於テ五十乃至七十糎ノ陷没ヲ生ジタル所ニ対シ道床ヲ補充シ締固メヲ行フ 二、軌條ノ波状及蛇行ヲ呈スル箇所又多少ノ波状ヲ呈スル箇所ニ対シ矯正ヲ行フ	一、路盤ノ修築 二、軌條ノ高低及方向ノ修正 三、堤塘ノ高低及方向ノ修正	一、材質作業人員 使用材料 約三〇立方米 作業人員 一一四 三〇 一四 一四 使用機械 附近路盤土ノ突固メ用ニ鉄槌
同	同	右同	27m600—28m340 740	一、築堤ニ於テ五十乃至七十糎ノ陷没ヲ生ジタル所ニ対シ道床ヲ補充シ締固メヲ行フ 二、軌條ノ波状及蛇行ヲ呈スル箇所ニ対シ矯正ヲ行フ 三、昨十二日約半ヲ以テ完成スベカリシ約七十糎ノ陷没ヲ生ジタル箇所又多少ノ波状ヲ呈スル箇所ニ対シ矯正ヲ行フ	一、路盤ノ修築 二、軌條ノ高低及方向ノ修正 三、堤塘ノ高低及方向ノ修正	一、材質作業人員 使用材料 約三〇立方米 作業人員 一一四 三〇 一四 一四 使用機械 附近路盤土ノ突固メ用ニ鉄槌

附表第三ノ四

月日	線名	区間	距離	作業着手前ノ状況	実施セル作業ノ種類	工事実施ノ要領
日四十月九	線本道海東	錦大—塚戸	23m340—23m900	築堤周囲ノ陷没深度約一米二十五糎ノ延長約三十米ニ渉リ昨十三日マデニ約五分ノ二ヲ復旧セリ	一、築堤ノ修築 二、流置ノ施行 三、一部ノ上部建築及修理	一、材質作業人員 土ノ締固メ 七噸 枕木 一〇〇本 材料 釘 四〇瓩 作業人員 六五 四時間半 使用機械 鉄槌二挺 「バラス」ノ附着ヲ良好ナラシムル為メ軌條ノ締付ヲ強化ス
同	同	塚戸—錦大	25m350—25m300 50	一、築堤ノ施行場所ニ接スル部分ノ陷没アリ	一、路盤ノ修築 二、軌條ノ方向及高低修正 三、堤塘ノ高低修正	一、材質作業人員 使用材料 約三〇立方米 作業人員 六五 一一八 三時間半（午前中） 附近ニアリタル「バラス」ヲ使用ス
同	同	錦大—塚戸	28m470—38m340	一、築堤ノ路盤ニ陷没約七十糎ニ達スル所少カラス 二、軌條ノ波状及蛇行ヲ呈スル所少カラス 三、昨十三日迄ニ約三分ノ二ヲ完成ス	一、路盤ノ修築 二、軌道ノ接続及釘着ノ改修 三、軌道ノ方向及高低ノ修正 四、堤塘	一、実施作業人員 総延長約一〇〇米ノ軌道ノ修繕ヲ行フ 二、作業人員 一五五 一一六 三、土質ハ主トシテ砂質ニシテ湧水ノ為メ掘削困難ニシテ且ツ崩壊ノ虞アリタルヲ以テ矢板ヲ施シ排水ヲ行ヒ且ツ土留ヲ施シ軌條ノ支持ヲ確実ナラシメタル後ニ於テ切リ開キ作業ヲ施セリ
同	同	右同	27m600—28m790	一、築堤ニ於テ五十乃至七十糎ノ陷没ヲ生ジタル所ニ対シ路盤ヲ掘下ゲ不良土ヲ取除キ良質土ヲ以テ締固メヲ行フ 二、軌條ノ波状及蛇行ヲ呈スルモノニ対シ矯正ヲ行フ 三、一部軌條ノ接続及釘着ノ改修 四、堤塘ノ高低及方向ノ修正 五、短軌條ノ挿入 六、一部軌條ノ接続ノ改修	一、路盤ノ修築 二、軌道ノ方向及高低ノ修正 三、軌條ノ接続及釘着ノ改修 四、一部軌條ノ挿入ニ要スル為メ軌道ヲ切リ開キ作業ヲ施セリ	一、実施作業人員 短軌條ノ挿入ニ要スル為メ軌道ヲ切リ開キ作業ヲ施セリ 総延長約一〇〇米ノ軌道ノ修繕ヲ行フ 二、作業人員 一一六 三三 二六 三、土質ハ主トシテ砂質ニシテ湧水ノ為メ掘削困難ニシテ且ツ崩壊ノ虞アリタルヲ以テ矢板ヲ施シ排水ヲ行ヒ且ツ土留ヲ施シ軌條ノ支持ヲ確実ナラシメタル後ニ於テ切リ開キ作業ヲ施セリ

附表第三ノ五

日	九日									十日										五日									
線名	東海道本線																												
區間	程ケ谷——戸塚					戸塚——大船																							
距離	23m340——23m200					28m 342 28m		飯島川暗渠		27m—28m 750									26m320——26m200									
作業着手前破壞ノ狀況	一、作業ノ狀況ハ既述ノ如シ 二、昨日マテ約五分ノ三ヲ終了セリ					一、上記二ケ所共線路陷沒セル諸所深サ二呎ニ對スル程度トス 二、線路ノ波狀及蛇行亦甚シ 三、飯島川暗渠隧頂ニ龜裂アリ					一、下リ線路陷落深度約十尺延長約百米ニ達ス 二、兩モ線路上ニハ客車一列車遺棄ノマヽ存在セリ																	
實施セル作業ノ種類	一、前日ノ作業續行 二、短軌條ノ挿入二ケ所					一、路盤ノ構築 二、軌道ノ方向及高低修正 三、暗渠强固法ノ施行 四、大船構內整理					一、遺棄列車ノ除去 二、破損軌道ノ除去 三、築堤斜面ノ被覆 四、築堤ノ構築 五、一部ヲ以テ昨日實施セル部分ノ補修作業																	
工事實施ノ要領	作業人員　六七 實　動　六時間 土ハ建築列車ニ依リ運搬セルモノヲ使用ス 「バラス」ハ戸塚驛ヨリ鐵道線路ニ搬入セシモノヲ使用ス					作業人員 兵　力　五六 在鄉軍人　二二　七八 一、土及「バラス」ハ附近ノモノヲ採用シ暗渠强固用ノ軌條十八本大船驛ヨリ臺車ニ依リ運搬ス 一、强固法ハ暗渠上數込枕木ヲ置キレール板(七本)ヲ載置セリ					作業人員 兵　力　一三六 在鄉軍人　七五　二一一 一、遺棄客車ノ軌條接續ノ後半部宛聯隊材料廠ノ機關車ニ依リ牽引シテ戸塚驛構內ニ入リタリ 二、築堤用土砂ハ建築列車ニヨリ前夜中ニ運搬シタルモノヲ使用ス 三、「バラス」ハ戸塚驛ヨリ運搬ス																	

附表第三ノ六

日	九月十六日																												
線名	東海道本線																												
區間	横濱——大船									程ケ谷——戸塚										戸塚——大船									
距離	10m210									23m340——23m200										26m360——26m200									
作業着手前破壞ノ狀況	本日作業ヲ實施シツヽアル部分ノ外全部作業ハ完成セリ依テ完成運轉ノ點檢及補修作業ヲ行フ									一、作業前ノ狀況ハ既述ノ如シ 二、昨十五日迄ニ約五分ノ四ヲ完成セリ										一、作業着手前ノ情況ハ既述ノ如シ但シ昨十五日築場約七分通リ完成シアリ								
實施セル作業ノ種類	全線ニ亘リ保線及戸塚驛構內側線ノ修理									一、前日ノ作業續行 二、上部建築ノ完備作業										一、築堤ノ構築 二、斜面ノ被覆 三、上部建築 四、短軌條挿入二ケ所								
工事實施ノ要領	作業人員　五三 實　動　八時間 一部ヲ以テ程ケ谷横濱間ノ主力ヲ以テ程ケ谷大船間ノ保線ナス 但シ戸塚驛構內ハ全線ノ保線修了後一部ヲ以テ之レヲ實施ス									作業人員　六〇 實　動　八時間半 「バラス」ハ戸塚驛ヨリ建築列車ニヨリ運搬ス										作業人員 兵　力　一二九 在鄉軍人　七九　二〇八 土ハ夜間建築列車ニヨリ運搬セルモノヲ使用ス 「バラス」ハ戸塚驛ヨリ貨車三輛ニ積載シテ運搬セリ午後三時三十分完成午後約一時間半保線作業ヲ實施ス								

月日	九月十四日	九月十三日	九月十二日	九月十一日	九月十日	九月九日	九月八日	九月七日	九月六日	九月五日	九月四日	九月三日	九月二日	九月一日	八月卅日	八月廿九日	八月廿八日	八月廿七日	八月廿六日	八月廿五日	八月廿四日	八月廿三日	八月廿二日	八月廿一日
線名	横須賀線																							
区間	（ム含ヲ内横）横須賀停車場至横浜停車場田自																							
距離	分三哩一																							
作業着手前被害ノ状況	一、田浦橋梁上ヨリ線路送筒方ニ傾斜 橋梁前後埋没 二、第五鉄筋混凝土桁上下線共崩壊約千五百坪上下線間ニ土砂流入 三、第六鉄筋混凝土桁上下線共崩壊約千門口全部埋没内部小亀裂 四、第六鉄筋混凝土桁上下線共崩壊約千五百坪上下線間ニ土砂流入 五、第八鉄筋混凝土桁上下線共崩壊約千七百坪上下線間ニ土砂流入 六、第八鉄筋混凝土桁上下線共崩壊約千七尺崩壊全部埋没 七、横須賀線「ホーム」路面陥没「コンクリート」亀裂 八、其他延長四、八〇〇米ニ亘リ道床ノ所々ニ陥没ヲ生ジ軌道ニ凹凸ヲ来シ列車運転ニ危険ヲ感ジタルヲ以テ徐行ヲ要スル箇所アリ																							
実施セル作業ノ種類	横須賀、田浦間第五隧道崩壊土ノ排除作業 横須賀、田浦間第八隧道崩壊土ノ排除作業 横須賀線ノ復旧作業ニ関連シ田浦停車場構内ノ線路及橋梁ノ復旧作業 横須賀、田浦間第八隧道北口ノ崩壊土及同隧道崩壊土砂ノ排除作業 大船——田浦間ノ行軍 横須賀線ノ偵察 大船ノ解除ノ編成																							
工事実施ノ要領	一、隧道崩壊土ノ排除ハ参及「トロ」ヲ使用シ排除ノ進捗ニ伴ヒ支柱ヲ以テ仮覆工ヲ施シ排除ヲ終リタル部分ニ於テハ横須賀線ノ復旧ニ関連シ「ホーム」ノ基礎工ヲ施シ引続キ軌道ヲ敷設シ「トロ」ノ牽引推進ヲ容易ナラシメ且ツ作業員内ノ隧道ニ於ケル

鉄道復舊作業

日	十月 三日	四日	五日	六日	七日	八日	九日	十日	十一日	十二日	十三日
線名	（線路北）道		總		總		總		總		道
區間	同山知加——淡				總		上		淡		總
距離	哩				十				五		
作業着手前狀況	道東口附近ノモノニシテ其狀況別紙要圖ノ如シ	レバ淺川左岸天神山隧	況上作業比較的困難ナ	實地及土質並ニ崩落狀	ナルモノ四アリ其內土	一淺谷間釜シタ其主	見込ニシテ線ニ上總淺	埋没土ニ寓立拝ニ及フ	ノ崩落ヘ頗ル多ク線路	モ崩落ナシ切取部斜面	山麓道内部ノ傾斜崩落十
實施セル作業ノ種類	上總淺ヨリ淺草ニ至ル間ハ	用修理	ク上總淺—天神山ノ隧	レアリ其他ノ橋梁ハ橋	梁部破損シ兩岸ノ沈下	川橋梁兩岸築堤沈下ニ	水ニ及ヒ橋脚ハ切斷サ	ク方向ニ不良且左右	頃斜セルモノ多シ橋	橋脚ハ前後ノ左右移動甚シ	全線ノ築堤部ハ〇水ヨ
同上程度	天神山附近ニ	玉ル堆積枕木	軌條衝等應用	レテ工事用列車	成ス此ノ間天	數箇所ニシテ	ク延矢軌道ヲ	向ヨリ本線上	使用シ淺方	機關車及貨車	川左岸ニ淺シ
同上進度	九月十四日ヨ	リ工事ニ着手	十月五日完	ノ使用シ淺方	ヲ延矢軌道ヲ	ツ箇所ニシテ	數箇所ニシテ	ヲ延矢軌道ヲ	成ス此ノ間天	機關車及貨車	川橋梁兩岸築堤沈下ニ
工事實施ノ要領	天神山附近ニ	玉ル堆積枕木	軌條衝等應用	レテ工事用列車	成ス此ノ間天	數箇所ニシテ	ク延矢軌道ヲ	向ヨリ本線上	使用シ淺方	機關車及貨車	川橋梁兩岸築堤沈下ニ
成作業ノ概況	天神山附近ニ	玉ル堆積枕木	軌條衝等應用	レテ工事用列車	成ス此ノ間天	數箇所ニシテ	ク延矢軌道ヲ	向ヨリ本線上	使用シ淺方	機關車及貨車	川橋梁兩岸築堤沈下ニ

日	十月 三日	四日	五日	六日	七日	八日	九日	十日	十一日	十二日	十三日
線名	（線路北）道		總		總		總		總		道
區間	同山知加——淡				總		上		淡		總
距離	哩				十				五		
作業着手前狀況	道東口附近ノモノニシテ其狀況別紙要圖ノ如シ	レバ淺川左岸天神山隧	況上作業比較的困難ナ	實地及土質並ニ崩落狀	ナルモノ四アリ其內土	一淺谷間釜シタ其主	見込ニシテ線ニ上總淺	埋没土ニ寓立拝ニ及フ	ノ崩落ヘ頗ル多ク線路	モ崩落ナシ切取部斜面	山麓道内部ノ傾斜崩落十
實施セル作業ノ種類	上總淺ヨリ淺草ニ至ル間ハ	用修理	ク上總淺—天神山ノ隧	レアリ其他ノ橋梁ハ橋	梁部破損シ兩岸ノ沈下	川橋梁兩岸築堤沈下ニ	水ニ及ヒ橋脚ハ切斷サ	ク方向ニ不良且左右	頃斜セルモノ多シ橋	橋脚ハ前後ノ左右移動甚シ	全線ノ築堤部ハ〇水ヨ
同上程度	天神山附近ニ	玉ル堆積枕木	軌條衝等應用	レテ工事用列車	成ス此ノ間天	數箇所ニシテ	ク延矢軌道ヲ	向ヨリ本線上	使用シ淺方	機關車及貨車	川左岸ニ淺シ
同上進度	九月十四日ヨ	リ工事ニ着手	十月五日完	ノ使用シ淺方	ヲ延矢軌道ヲ	ツ箇所ニシテ	數箇所ニシテ	ヲ延矢軌道ヲ	成ス此ノ間天	機關車及貨車	川橋梁兩岸築堤沈下ニ
工事實施ノ要領	天神山附近ニ	玉ル堆積枕木	軌條衝等應用	レテ工事用列車	成ス此ノ間天	數箇所ニシテ	ク延矢軌道ヲ	向ヨリ本線上	使用シ淺方	機關車及貨車	川橋梁兩岸築堤沈下ニ
成作業ノ概況	天神山附近ニ	玉ル堆積枕木	軌條衝等應用	レテ工事用列車	成ス此ノ間天	數箇所ニシテ	ク延矢軌道ヲ	向ヨリ本線上	使用シ淺方	機關車及貨車	川橋梁兩岸築堤沈下ニ

此間第一大隊方面は小學校に宿營し、第二大隊方面は寺院に宿營し、現品支給の給養を受け、獨立して實施し、宮井少佐引率の赤羽鐵橋復舊作業隊は、九月二日出動の當日携帶口糧二日分(甲乙各一日宛)を携行したりしも、爾後近衞工兵大隊より毎食半食分の暫常糧秣補給を受け、同工兵大隊屯營內に露營し、吉原少佐引率の東海道線復舊作業隊は、九月七日出發に際して、携帶口糧三日分(甲二日乙一日)を携行し、爾後は海路千葉より追送を受くることとし、九日殘留部隊より糧食五日分を追送せらる、後稍〻給養の安定を得たり、猶露營用材料薪炭加給品の一部は、東奔西走、辛ふじて鶴見橫濱程ヶ谷附近に於て之を調辨す、宿營は全部天幕露營たり、編制改正後の東海道方面作業隊は、

(イ)第一大隊　吉原作業隊を解き、作田大佐指揮下に九月十二日鐵道第一聯隊東海道方面作業隊の編制成るや、主食物は橫濱艀給部より受領し、副食物のみ現地調辨となし、橫須賀は被害大にして何等の物資も得る所なきを以て、副食物及增給品を田浦並に茅ヶ崎附近に調辨す、尙新潟縣青年團二百六名の給養亦本大隊の擔任なりしも、炊具及現品を交付して獨立自炊せしめたり、宿營は出動以來露營を繼續し、漸次疲勞を加へたりしも、田浦町に於ては小學校及寺院を利用して舍營することを得たり。

(ロ)第二大隊　編制更正後、東海道線橫濱大船間は、商舖開業するもの多く、概して順調に給養を爲すことを得たり、殊に橫濱市街電車線復舊工事のため、該市附近に轉進後は、物資調達にして給養好良なるを得たり、宿營は戸塚附近に於て指揮の埼玉縣比企郡在鄉軍人三十二名、宮城縣名取郡在鄉軍人七十九名の給養は、炊具及器材現品を交付して獨立自炊せしめたり

(ハ)通信班及材料廠　通信班は各地に轉動したるが爲め、給養に多大の苦心を要したるも、人員少なきを以て、辛ふじて順調に實施することを得、宿營は殆ど全部天幕露營なり。

若夫れ馬匹の給養は、吉原隊出發當時の如き、各馬一日分の携帶馬糧を携行したるのみなりしを以て、橫濱到着後直に飼料の缺乏を來し、百方苦心の上、大麥を購入し得たるも、乾草及藁は皆無なりしを以て、露營地附近の生草を採集して應急飼料に充當したり、九月十二日編制更正後、馬匹兩大隊に分屬し、且物資亦潤澤なるを得て、良好の給養を見たり。

衞生狀態は、一般に連續せる力業に從事し、殊に上越南線及黑部鐵道作業より歸還したる者は、直に本作業に參加し、數箇月に亘る連續作業なりしに拘らず、志氣旺盛にして、大なる外傷患者なく、稍〻多數の急性腸患者を出せるのみ、感冒性疾患の如きも豫想外に少數なりしなり、唯出動當初勞力大なるに反して給養充分なる能はざるより、夜盲患者發生の徵ありしも、臨機處置として、橫濱に於て部外の救護班より肝油を求めて服用せしめ、大に効果を認めたり、九月十三日には、師團軍醫部長よりクレオソート丸の配付を受け、各兵に服用せしめ、之が爲め良水乏しき被害地に勤勞しつゝも、傳染病の侵襲を免れたり。

(二)鐵道第二聯隊行動

第二聯隊は、九月一日午後八時帝都災厄の報に接すると共に、非常呼集を爲し、最寄鐵道省側と協力して命を待ち、先づ避難民列車を運轉し、傍ら罹災者救護を開始し、應急治療を實施す、二日混成中隊を編成し、兩國千葉間の要衝江東橋の架設に當り、同時に龜戸驛の整理方法を講じ、一面北總鐵道上部建築の爲め、柏に派遣中なりし大隊をして、東京方面に轉進せしむ。

午前九時三十分陸軍省連絡飛行機に依り左の命令を受領す。

東京方面地震及火災の爲め、其隊の狀況の許す範圍に於て、可成多くの兵員を陸軍省內衞戍司令部に派遣すべし。

續て聯隊は、第一師團警備管區に於ける諸鐵道の復舊工事に從事するの命に接し、東京方面轉進の大隊に本作業の實施を命ず。

九月一日江東聯隊の實施したる事項の概要は、避難民救護の外、

一、總武線及東武線の運轉

一日午後四時より在庫聯隊運轉用消耗品を以て、鐵道省側と協力して、此日午後約十列車、二日約二十列車を運轉す。

三日以後、兩國運轉事務所と連繫して、頗る順調に運轉を實施し、十日より東武線運轉を實施す。

列車運轉

(イ)九月一日より三日まで徹宵運轉に從事す、運轉列車數三十四往復。

(ロ)運轉勤務員將校四、下士三、兵卒三十九、計四十六名。

(ハ)運轉使用材料。

震災當時龜戸稻毛間に停車せる列車は、機關車四、客車四列車、貨車一列車。

停車場勤務員配置。

龜戸津田沼間に停車場勤務員を配置し、運轉部事務室を津田沼驛に移す。

九月二日夕兩國運輸事務所長津田沼に到着せしも、所員の集まるもの少なく、鐵道省機關員亦疲勞の極に達し、或は家族罹災の不安に驅られ、殆ど聯隊獨力を以て運轉す。

二日夜稻毛千葉間線路應急修理成り、三日より龜戸千葉間を運轉す。

二、停車場司令部開設

一日以來の龜戸驛避難民非常なる多數に上り、混雜の甚しき、到底警察官憲の手のみを以て整理し得べきにあらざるを以て、聯隊は九月四日河野少佐以下十三名を出して臨時停車場司令部を開設し、罹災民及救濟品の輸送を整理せしむ。

三、復舊作業

柏より過轉したる間田大隊の鐵道復舊作業左の如し。

1、品川橫濱間(單線)　九月四日着手　同七日完成

2、品川東京驛間(單線)　九月七日着手　同九日午前完成

3、品川橫濱間(複線)　九月八日着手　同九日完成

4、龜戸錦絲町停車場間(單線)　九月三日着手　同九日完成

5、江東橋　九月二日着手　同十日完成

聯隊は、八日本部を品川に置き、二中隊編制の二大隊及材料廠に改編し、第一大隊を以て、東京驛橫濱間の在來工事を續行し、第二大隊を以て橫濱線を八王子より橫濱に向ひて復舊工事に從はしむ、既にして第一大隊上記の工事を了へて東神奈川に轉進し、同驛より八王子に向ひて橫濱線の復舊工事に着手し、第一大隊は九日より所命の工事に着手す、十一日工兵第十八大隊來りて聯隊の作業を援助す、中東神奈川跨線橋は二十五日に完成し、其他は二十日に完成したり。

而して此等各隊中、江東方面に作業したる隊は、死屍累々たる中に客車內に起臥し、給養最も不良なる狀態に在り、東京橫濱間の作業に從事したる演習第一大隊の大部は、品川神奈川東神奈川の有蓋貨車內に起臥したるも、車內の惡臭と狹隘とより、多くは步廊のコンクリート上に假睡したり、九月十日橫濱線の工事に從ひてよりは、作業の關係により、各地に分屯し、始めて宿營するを得たり、而も多くは學校寺院等を宿營に充てたるが爲め、寢ぬるに蒲團なく蚊帳なく纔に二枚の毛布を以て連日の勞を醫するの程度に止まりたり、給養は、九月二日江東橋架橋の爲め屯營を出發したる部隊は、各發の際各人二人分の携帶口糧を携帶し、其後八日まで現地にては主食副食共に調辨困難なりしを以て、屯營附近に於て之を調辨送付し、常磐線柏驛より九月二日品川驛に轉進したる第一大隊、亦出發の際二日分の携帶口糧を携行す、二日午後師團經理部より乾麵麭四三、〇〇〇個、肉一四四貫の交付を受け、以て非常用に備へ、主食は鐵道省に交涉して品川配給所より受領せしも、副食物は屯營附近より調辨追送するを免れざりき、九月八日聯隊本部編成せられ、第一大隊は東神奈川に、第二大隊は八王子附近に轉進し而も給養の根據は、之を品川に置き、八王子派遣部隊は、最初若干の

使用鳩数合計（鳩ノ number）二三羽、其後東京間鳩ノ使用数。

| 松戸（習志野）発 | 千葉 | 千葉 | 千葉 | 総監部 | 中野 | 横須賀 | 埼玉県庁 | 同 | 同 | 同

掛員の努力に由りて其蔓延を阻止し、漸次之を終熄せしむ。

第七　情報宣傳

(イ)作　業　概　要

九月三日關東戒嚴司令部編成せらるゝと同時に、三宅大佐以下五名の將校より成る情報部を設け、主として情報の蒐集通報並に部外に對する宣傳業務に從事す、然るに災後流言蜚語燎原の勢を以て傳はり、人心極度に不安動搖に陷りたるを見て、事の眞相を傳へて人心を安定するの極めて重要なるを認め、九月五日司令部内に將官を長とする大宣傳部を設置し、從來の情報部を併せて、情報宣傳業務を統轄す、部内に情報課及宣傳實行課を置き、翌六日業務を開始す、兩課の業務分擔は、

情報蒐集―新聞(外國新聞ヲ含ム)記者トノ接渉―情報課
宣　傳―(一)新聞(外國宣傳係トノ連絡直接實行飛行機竝ニ飛行機ヨリ撒布掲示又ハ講演員ニヨリ)―宣傳實行課

なり。

十日頃に至り秩序漸く恢復し、民心次第に安定するに至りたるを以て、十一日戒嚴司令部の業務を縮小し、宣傳部の編制を解き、從來の情報課に宣傳課を加へて業務を縮小す、十月二日遂に情報課を閉鎖し、外國通信員に關するもの、外、之を陸軍省新聞班に引繼ぐ、所要の課員は之を警備課内に增加し、以て外國通信員に關する事項及戒嚴司令部と陸軍省通信班との連絡に任ぜしむ。

(ロ)情報課業務

九月三日戒嚴司令部情報部の業務を開始す、職員は、歩兵大佐三宅光治、同中佐岡村寧治、同少佐荻原三郎、同大尉下川義忠、同田北惟及

新聞班屬員岩本武義なり、關東戒嚴司令部情報を發行す。

九月一日　無　號、九月一日午後震災ノ爲メ避難者救恤開始ノ件
　無　號、「陸軍省參謀本部ヘ歸全、市民安ンセヨ」ノ件
九月二日　無　號、兩陛下御安泰ノ件、飛行機報告
　市民用食糧品ヲ近郊ヨリ蒐集中ノ件
　陸軍飛行機ハ二日早朝在大阪糧秣支廠ニ糧秣食料ノ令令郷道ノ件
　宇都宮習志野佐倉軍隊招致急行中ノ件
九月三日　無　號、宇都宮千葉高崎習志野各隊續々來ルノ件
　第一號、戒嚴令施行ノ豫定、各地方部隊東京ニ集中到着時刻豫定等ノ件
　第二號、糧食輸送中ノ件
　第三號、東京ヲ中心トスル現下ノ交通狀態ノ件
　第四號、糧食輸送中ノ件
　第五號、(一)鐵道開通見込狀況
　　(二)不逞鮮人ニ關スル流言ニ迷ハサル樣注意ノ件
　第六號、特米被服等赤十字社病院患者用ニ支給ノ件
　第七號、司令部詰下部隊トシテ仙臺歩兵二個聯隊ヲ招致ノ件
　第八號、兩陛下御動靜ノ件
　第九號、海軍ヨリ發ダル情報ノ件
　第十號、關東戒嚴司令部條令御裁可ノ件、勅令
　第十二號、戒嚴地區ヲ擴張ノ件、勅令

四日編制擴張、

一、長　歩兵大佐三宅光治。
一、情報蒐集及部内ノ交渉　歩兵中佐岡村寧治、外一名。
一、情報整理及新聞記者ニ對スル交渉　歩兵少佐荻原三郎、外二名。
一、情報印刷分配、庶務、小林印刷所トノ交渉　歩兵大尉天谷直次郎、外一名。
一、外人殊ニ外國通信員ニ對スル交渉　歩兵少佐古城胤秀、外一名。

一、情報ノ整理、二、發表事項ノ編纂、三、發表外情報ノ作製、四、參考資料ノ編纂、五、新聞通信記者トノ連絡

飯田大尉(泰二郎)避難者救恤のため自動車に乾パン等を積載し、日比谷公園に至りて分配す、五日代々木―各務ケ原間航空機に依る通信文託送の取次を爲す、情報發表時期を當分左の如く定む。

午前十時、正午、午後二時、午後五時

是日宣傳の實行を期するため宣傳部を設けられ、情報部は情報課と改め、其指揮に入る。

宣　傳　部

長　陸達少將

情報課　主任、三宅大佐
　庶　務、岡村中佐、外三名　　情報蒐集、藤原少佐、外二名
　新聞及新聞、荻原少佐、外二名　　外國通信員、古城少佐、外二名
宣傳實行課　主任、廣瀬大佐、外一名
　庶務、大塚少佐外四名、屬員四名、情報整理、藤井少佐外五名、屬員十五名、宣傳及飛行、第一班常岡少佐外六名、第二班石田少佐六名、兩班連レテ下士以下七十九名、地方常置、神奈川浦和千葉各二名。

荻原少佐は、乾パンを自動車に積載し、深川公園に至りて、避難者に分給したり。

十日宣傳部の編成を解き、情報課に宣傳係五名筆生二名を加へ、宣傳部の業務を繼承す。

情　報　課

課　長　三宅大佐

情報蒐集係　主任、藤原少佐
　業務ニ一、書類ノ點檢、二、陸軍省トノ連絡、三、戒嚴司令部内各部トノ連絡、四、調査ニ關スル情報蒐集
　編輯係　主任、荻原少佐、外二名

第一篇　應急措置　第二章　各紀、政府の活動(陸軍省)

業務ニ一、書類ノ整理、二、印刷分配
　庶務係　主任、下川大尉
　業務ニ一、書類整理、保管、日誌ノ編纂、其他庶務、二、屬官以下ノ指揮

十四日減員、二十三日情報の發表を午前十時午後二時二回に改め、二十五日陸軍情報と改稱し、十月二日解散す。

情報は十月二日の百七十一號に至る、宣傳用司令部情報(陸軍情報)は、九月十日より二十九日に至る。

(ハ)宣　傳　部

九月五日宣傳部の編成あり、實行課の勤務規定左の如く定めらる。

宣傳部實行課勤務規定

第一、宣傳部實行課ノ目的ハ、情報課ト連繫シ、今次ノ災害ニ基因スル民心ノ動搖ヲ速ニ鎭靜シ、擧ア軍部ノ罹災民救濟等ニ對スル努力ノ積極的宣傳ヲ實行シ、以テ民心ヲ速時敷安スルニ在リ。

第二、宣傳部實行課ノ編成及任務左ノ如シ。

一、主　任　ハ、部長ノ命ヲ承ケ、各班ノ事務ヲ掌理ス。
二、庶務班　主任ノ區處ヲ受ケ、一般庶務ノ整理ニ任ス、其ノ主ナル職務左ノ如シ。
　1、人事ニ關スル件、2、一般ニ關スル通報報告、3、課内外ノ連絡及交渉、4、文書ノ起案作製及發受、諸記錄ノ調製　5、其他ノ雜務。

第八　副官部活動

副官部ハ、庶務ニ、自動車ニ、整理ニ活動ス、左ニ庶務及整理作業ヲ掌ル。

イ　庶務

副官部ハ、九月三日午前八時ヨリ陸地測量部ニ於ケル定メ、徒歩、俥令ノ使用区分ヲ左ノ如ク定ム。

参謀	徒歩	二名
情報部	徒歩	二名
参謀長	徒歩	一名
副官	徒歩	一名
参謀長	俥	一名
副官	俥	一名
情報部	俥	二名
参謀	俥	二名

上欄ノ外、参謀一名ハ、徒歩ニテ午前九時、午後六時ニ、副官一名ハ、徒歩ニテ午前八時、午後六時ニ、局長参謀一名ハ、徒歩ニテ午前八時、午後六時ニ、副官一名ハ、徒歩ニテ午前九時、午後六時ニ、各陸地測量部ニ出張シ、連絡ニ任ズ。

ロ　自動車

副官部ハ、庶務ニ、自動車ニ、整理ニ活動ス、左ニ庶務及整理作業ヲ掌ル。

参謀長	一台
副官	一台
局長参謀	一台
情報部	一台
参謀	二台
副官	二台
参謀	二台
副官	二台
参謀	二台
副官	二

歩兵大佐荒蕪義勝、野戰重砲兵第四聯隊長岸本綠夫、同第八聯隊長歩兵大佐猪狩亮介、近衛工兵大隊長工兵大佐、弘中暁、鐵道第一聯隊長工兵大佐作田鎗夫、同第二聯隊長工兵大佐關、飛行第五大隊長砲兵大佐櫻井美秀、氣球隊長工兵中佐高橋勝馬、臨時鳩隊長砲兵中佐山本光照、近衛輜重兵大隊長輜重兵大佐寺田武、電信第一聯隊長工兵大佐杉原美代太郎。

第一師團　第一師團長陸軍中將石光眞臣、同參謀長歩兵大佐原田敬一、歩兵第一旅團長少將柴山重一、同第一聯隊長歩兵大佐岩倉正雄、同第四十九聯隊長歩兵大佐日下操、同第二旅團長少將奥平俊蔵、同第三聯隊長歩兵大佐牛島貞雄、同第五十七聯隊長安田瑞輔、騎兵第二旅團長少將三好一、同第一聯隊長騎兵中佐子爵諏訪眞城、同第十五聯隊長騎兵大佐丸尾順吉郎、同第十六聯隊長騎兵大佐武藤一彦、野戰重砲兵第三旅團長少將金子直、野砲兵第一聯隊長砲兵大佐宇山熊太郎、野戰重砲兵第一聯隊長砲兵大佐中村興暦、同第七聯隊長砲兵大佐中岡關高、騎砲兵大隊長同砲兵中佐中里三樹三、工兵第一大隊長同工兵大佐高橋眞八、輜重兵第一大隊長輜重兵大佐秋月胤造、自動車隊長輜重兵大佐飯田恒次郎。

第二師團　歩兵第三旅團長陸軍少將鈴木義雄、歩兵第二十九聯隊長歩兵大佐工藤泰吉、歩兵第六十五聯隊長歩兵大佐井上璣、歩兵第三十二聯隊第二大隊長歩兵少佐何部八郎、工兵第二大隊長工兵大佐佐藤俊次郎。

第三師團　工兵第三大隊長陸軍工兵中佐中村良雄。

第五師團　電信第二聯隊長陸軍工兵大佐塩塚四郎。

第八師團　歩兵第八師團長陸軍少將齋藤恆、歩兵第五聯隊長歩兵大佐筵倉昇、歩兵第三十八聯隊長歩兵大佐小野五郎、工兵第八大隊長　工兵中佐小野澤精平。

第九師團　歩兵第六旅團長陸軍少將林智得、歩兵第七聯隊長歩兵大佐仙波安藏、同第三十六聯隊長歩兵大佐秋山愛次郎、工兵第九大隊長工兵大佐鈴木安太。

第十三師團　歩兵第二十六旅團長陸軍少將中島鐵之助、同第五十聯隊長歩兵大佐廣瀬孝彦、同第三十聯隊長代理歩兵大佐納富廣次、工兵第十三大隊長工兵大佐見市清。

第十四師團　歩兵第二十八旅團長陸軍少將川村尙武、歩兵第十五聯隊長歩兵大佐子爵山口十八、歩兵第六十六聯隊長歩兵大佐小山永行、工兵第十四大隊長工兵大佐石井恭一。

第十五師團　歩兵二十九旅團長陸軍少將木下文次、歩兵第三十四聯隊長歩兵大佐兒玉友雄、工兵第十五大隊長工兵中佐大島尙志。

官衙學校　陸軍士官學校生徒隊長陸軍歩兵大佐大谷一男、陸軍歩兵學校敎導聯隊長代理歩兵中佐久保一郎、陸軍騎兵學校敎導隊長騎兵中佐蔦木謙之助、陸軍野戰砲兵學校敎導聯隊長砲兵大佐櫻井源之助、陸軍工兵學校敎導隊長工兵中佐上村友兄。

憲兵司令部　憲兵司令官陸軍少將小泉六一、東京憲兵隊長憲兵大佐小山介藏。

第七師團　工兵第七大隊長陸軍工兵中佐渡邊辰。

第十師團　工兵第十大隊長陸軍工兵大佐本多熊彥。

第十一師團　工兵第十一大隊長陸軍工兵中佐船橋定吉。

第十二師團　工兵第十二大隊長陸軍工兵大佐長尾強次。

第十六師團　工兵第十六大隊長陸軍工兵中佐板井善門。

第十七師團　工兵第十七大隊長陸軍工兵中佐岡田正光。

第十八師團　工兵第十八大隊長陸軍工兵大佐齋藤貞次郎、臨時鳩隊長歩兵中佐山本光照。

八日秩父宮殿下戒嚴司令部に御成あり、宮城縣玉透郡聯合分會員一七五名補給部に配屬せられ、乃ち芝浦配給所に就業せしめ、那須在鄉軍人分會員六八名司令部構內に來り宿し、陸軍大學校學生二十名參謀要員六名到着し、地方警備部隊司令部及戒嚴司令部に配屬す。

九日戒嚴司令部職員表を調整配布し、倉庫外集積の糧秣に臨時監視兵を置き、横濱錄倉小田原方面の外國人に應接するため、外國語堪能の將校六名を司令部に援助せしむ。是日司令部內の電燈市電點火し、照明班を撤す。十日久邇宮邦久王殿下戒嚴司令部に御成あり。明十一日侍從北條伊東熱海小田原方面御差遣に依り、該警備部隊長に通告の手續を爲す。

十一日補給部の編成を改め、配給部陸軍大臣の直轄と爲りて陸軍省に移り、配給部職員全部戒嚴司令官の指揮下を脫し、副官部擔任の應援在郷軍人受付配屬事務亦戒嚴司令部の關係を斷つ。賀陽宮殿下戒嚴司令部に行啓あり、戒嚴司令官は下谷淺草方面を巡視す。陸軍大學校學生十名配屬し、五名づゝ近衛第一兩師團に配屬す。

十二日戒嚴司令部編成改正に關する部內會報を開き、戒嚴司令部服務規定を定む。臨時援助の技術官工兵大尉一名配屬す。千葉方面警備部隊配屬將校一名を交代す。十三日從來戒嚴司令部に表向きの命課なく多數將校業務を補助せしも、前日の編成改正會議に基き、職員の整理を實施し、不要人員を原所屬に歸還せしむると共に、左記人員の增員を申出づ。

將校九、計手二、下士判任官一六。

又千葉警備部配屬の爲め主計二、計手二の配屬を申出でたり、寫眞印刷班是日より戒嚴司令部の所屬となる。揮發油庫に單哨を置く。

十四日攝政宮御巡視下檢分として司令部早朝より市中を巡視す、是日より會報を午前十一時に改む。千葉警備隊配屬の主計二、計手二到着し、直に任地に向はしむ、前日の計畫に基き、新編制に對する人員を整理し、前日の命令に依り、陸軍省參謀本部警備中隊を司令官の直轄とし、新に警戒配備に所要の改正を行ふ。

十五日攝政殿下市內震災地御巡視遊ばされ、司令官扈從す、御歸途戒嚴司令部へ行啓在らせらる、市內御道筋は、

赤坂離宮—四谷見附—半藏門—九段坂—俎橋—三崎町—水道橋—春日町—本郷三丁目—切通坂—上野廣小路電車交叉點—上野公園竹ノ塞—上野廣小路—黒門町通—萬世橋—須田町—日本橋—吳服橋—大手町—大手門外—親田町新道—戒嚴司令部—三宅坂—半藏門—麹町通—四谷見付—赤坂離宮

戒嚴司令部行啓次第は、

攝政殿下臺臨次第書

第一篇　應急措置　第二章　各紀、政府の活動(陸軍省)

午前八時二十分着御

參謀長、各課長、高級副官玄關ニ奉迎。

參謀長、御先導司令部各室御巡視(參謀長ヨリ前單ニ御說明申上ク)。

午前八時三十分還啓

御巡視中、構內ニ在ル部隊其ノ他ハ、平常ノ通但シ外來人ヲ入ラシメス、司令部外ハ、憲兵ヲシテ警戒セシム。

十六日攝政殿下御巡視下檢分として司令官本所深川上野方面を巡視す、司令部配屬の陸軍大學校學生を左の通り歸校せしむ。

一、第二年學生　還ク モ九月十六日迄ニ、
二、第三年學生　還ク モ九月十八日迄ニ、
三、第一年學生　還ク モ十月三日迄ニ、

十七日司令官前日通り震災地を巡視す、十八日攝政殿下市內罹災地御巡視在らせらる、司令官扈從す、御道筋は、

赤坂離宮—厩橋—本所被服廠跡—深川岩崎邸前—永代橋—日本橋—銀座通—芝口—虎ノ門—溜池—赤坂見付—赤坂離宮

侍從武官桑田安三郎を戒嚴司令部に差遣せられ、午前九時十五分到着、御沙汰を賜ふ。

一、出迎　課長以上及直屬各部隊長ハ、玄關ニ集合出迎。
二、聖旨傳達　前項諸官ハ、出迎後直ニ司令官室ニ集合。
三、見送　出迎ニ準ス。
四、服裝及服務、平常ノ通。

御沙汰

第

天皇陛下ニ於カセラレテハ、今回ノ大震災ニ當リ、戒嚴ノ勤務ニ服スル司令官始メ一同ニ對シ、深ク苦勞ニ思召、其ノ狀況實視トシテ、本職ヲ被差遣旨、御沙汰被爲在。

戒嚴司令官奉答

要滾ナル叡旨ヲ拜シ、一同感激ノ至ニ堪ヘス、謹テ御禮申上クルト共ニ、臣

等益々奮勵死力ヲ竭シ、聖旨ニ副ヒ奉ランコトヲ期ス。

侍從武官中仙道及東京北警備隊御差遣に依り、前者は田北歩兵大尉、後者は下川歩兵大尉隨行す、午後六時部内會報を開く。

十九日閑院宮殿下戒嚴司令部御成、侍從武官を東京南部及千葉縣警備隊へ御差遣につき、前者に磯田大尉、後者に武田大佐隨行す。

二十日侍從武官を藤澤小田原方面警備隊へ御差遣につき、福島歩兵大尉隨行す、是日戒嚴司令官交迭し、山梨大將新に司令官と爲り、午後一時司令部高等官に對し、新舊司令官の挨拶訓示あり、傳騎長副官等の交代あり、身元證明書は是日限り發行を停止す。

二十一日侍從武官神奈川警備隊御差遣につき、坂本騎兵少佐隨行す、司令官各宮家に伺候す。

二十二日司令官東北部罹災地巡視、參謀長藤澤小田原方面出張、狀況視察のためなり、英國代理大使より、同大使館への衛兵派遣、食糧配給、自動貨車揀發油供給に對する九月九日付謝狀來る。

二十三日司令官市内南部罹災地巡視、千葉縣警備隊は夥に各兵學校長と協定し、多數の幕僚要員を取りしも、漸く其必要なきに至りたるを以て、桑原少佐以下三名を殘して、共他を整理す、神奈川警備隊司令部附として主計一、計手二の增加配屬を申出づ、是日秩父宮殿下及華頂宮殿下、皇族總代として横濱横須賀地方御視察により、板垣歩兵中佐隨行す。

二十四日司令官災地視察のため横濱藤澤大磯小田原附近に出張す、司令部徒歩傳令を二十名に、傳令傳騎を十五名に、傳令用乘馬を五頭に減少、戒嚴司令部撮影する所の攝政宮殿下慘害地御巡視活動寫眞映寫公開を宮内省に照會す。

二十五日司令官小田原方面より歸還す、二十六日霞ヶ關倉庫の一部を東京經理部より借りて警備隊の兵舍に充つ、二十七日司令官千葉警備隊及習志野罹災民收容所を視察す、宮内省より映寫公開差支なき旨回答來る。

二十八日久邇宮邦彦王殿下皇族總代として司令部へ成らせらる。

次第

一、午前九時二十分御着
　課長以上ハ、午前九時十分玄關前ニ集合、御出迎。
二、高級副官御先導、司令官室御休憩。
三、警備其他一般狀況ニ付參謀長御說明。
四、參謀長御先導各室御巡視。
五、御歸還
　御見送ハ御出迎ニ準ス。
六、服裝及服務平常ノ通リ。

司令官は浦和に至り、中仙道警備隊司令部を視察す。

二十九日皇后陛下日光より御還啓、午前十一時二十五分上野驛御着、市内罹災者收容の各病院へ行啓あらせらる、司令官上野驛に奉迎し、市内御巡視に扈從す、司令部編成整理に關する會議を開き、整理要領を定む。

關東戒嚴司令部編制整理要領

一、目　的

戒嚴司令部ノ業務ハ、今ヤ一段落ヲ告クルニ至レリ、依テ此際課ノ改廢及人員ノ整理ヲ行ヒ、編制ヲ緊縮セントスルニ在リ。

二、整理ノ要領

一、參傳課　必要ナル最少限ノ人員ヲ殘置ス。
二、情報課　陸軍省新聞班ニ復歸セシメ、單ニ外人掛及陸軍省新聞班トノ連絡ニ任スヘキ者若干名ヲ殘置ス。
三、補給課　從來補給計畫ニ關與セシ人員ヲ整理シ、單ニ補給實施上必要ナル人員ヲ殘置ス

四、交通課　必要ナル最少限ノ人員ヲ殘置ス。
五、航空課　連絡及職務整理上必要ナル人員ヲ殘シ、交通課ニ合ス。
六、副官部　自動車ノ減少及經理學校授業開始ニ伴ヒ、若干ノ人員ヲ整理ス。
七、部　附　當分現狀ヲ維持ス。
但シ、外國語學校依託學生ハ、十月十日ヲ以テ原所屬ニ復歸セシメ、又千葉縣警備部隊配屬經理部員ハ、經理學校ノ授業開始前交代セシム。

陸普第三五一三號を以て戒嚴司令部の借上自動車定數を乘用六、自動二輛車二と定め、其餘を解備す、攝政宮殿下　災地御巡視活動寫眞は、映寫公開を日本活動寫眞株式會社に許可す。

三十日皇后陛下市内各病院御巡視につき司令官扈從す、前日の編成整理會議に基き、職員命課換並に外國語學校學生將校及經理學校學生たる主計計手授業開始のため、何れも司令部を免せられたきを件を申出づ。

十月一日前日上申の結果、司令部編制規則に依る整理人員を原所屬に復歸せしむ、二日は皇后陛下市内各病院行啓につき司令官扈從す、司令部自動車班將校原所屬隊の都合に依り交代す、是日司令部事務室を變更す、三日には、皇后陛下日光行啓に付司令官上野驛に奉送す、參謀長は千葉警備部隊及習志野收容所を視察したり、局長會議變更。

火、土　午前十時より　木　午後二時より

四日司令官驅逐艦に依り海路横須賀及房州沿岸震災地を視察す、部内會報を午後五時に更む、司令部職員表を調製配布す、五日赤痢發生につき、參謀本部陸軍省及戒嚴司令部聯合防疫委員を設置す、支鮮人解放第二回分を許可す、參謀本部正門及戒嚴司令部玄關前に電燈を設置し、作業燈を撤す。

七日午前十一時三十分各警備隊司令官參謀長將官たる團體長及直轄部隊長を司令部に集め、警備繼續に關して司令官訓示す。

十日攝政殿下午前七時四十五分東京驛御發車にて横濱横須賀罹災地へ行啓あらせらる、司令官扈從す、在鄉軍人會京都支部管下醒泉分會より戒嚴部隊所屬軍人慰問のため五百圓を寄附す、乃ち之を各師團に分配す。

十一日官報を以て補助憲兵に關する勅令公布せらる、十三日攝政殿下午前九時四十五分御出門あり、高松宮邸敷地内設置の米國兵站病院へ行啓あらせらる、司令官扈從す、午後司令官同兵站病院を日本赤十字社病院へ引繼の式に參列す、是日航空部隊撮影空中寫眞中機密取扱を要する乾板を陸軍省に送付す。

十四日航空學校及氣球隊差出の自動車及人員全部、自動車隊と交代す。

十五日午後一時天皇皇后兩陛下日光より還御在らせられ、司令官上野驛に奉迎し、尋で天機を奉伺す、十七日參謀長中仙道警備隊を視察す、十九日司令官本所被服廠跡に於ける東京府市聯合追弔會に參列す、二十日高松宮殿下午後一時五分を以て司令部に成らせらる。

次第

一、御着前課長以上玄關ニ集合奉迎。
二、高級副官御先導司令官室ニ御休憩。
三、司令官一般狀況申上。
四、參謀長御先導各室御巡視。
五、御歸還、奉送ハ奉迎ニ準ス。
六、服裝及服務、平常ノ通トス。

二十三日靖國神社例祭に依り司令官參拜す、參謀長情況視察のため北條附近に出張す、直轄部隊たる歩兵第七聯隊第十中隊、近衛歩兵第一聯隊機關銃隊と交代して原所屬に復す、二十四日司令官横府川附近に出視す、情況視察のためなり、二十五日司令部及參謀本部陸軍省の

衛兵配置を變更す。

參謀本部裏門
陸地測量部裏門　各單哨
陸軍省裏門

二十六日衛兵歩哨中陸地測量部裏門歩哨を撤去し、陸軍省自動車班より監視兵を配置す、司令官上野憲兵隊本部を視察す、二十九日三十日職員の命課換申出を爲す、三十一日補給課及交通課解散す。

十一月一日司令官横濱公園に於ける神奈川縣横濱市聯合追弔會に參列す、是日司令部事務室を變更す。

一、三階兵卒被服ヲ下士判任官廳室ニ合シ、其後ヲ印刷所ニ充ツ。
二、補給課殘留者ヲ交通課室ニ合シ、其後ヲ警備課殘務整理室ニ充ツ。
三、埋葬ハ參謀室ニ、自動車班ハ副官部事務室ニ合ス。
四、憲兵及衛令詰所ヲ合シテ一トス。

四日、十一月一日調の職員表を配付す。

五日、皇后陛下午後九時東京驛御發車横濱へ行啓遊ばされ、司令官扈從す、九日には皇后陛下午後零時四十五分御出門麻布廣尾日本赤十字病院へ行啓につき、司令官扈從す、十日司令官永代橋架橋狀況を視察す、參謀長は模府川附近に出張す。

十一月十五日官報號外を以て戒嚴を解止せらる、陸軍少將阿部信行以下、職務整理の爲め殘留方を申出づ。

(ロ)經　理

九月三日高級副官を長とし、二等主計木村陽治郎、陸軍屬二木正之進をして管理部業務に任ぜしむ、而して變に處する經理に關し、支出科目資金交付等の指示なきも、應急措置として臨時軍事費を以て措辨するを適當と認め、木村主計を臨時軍事費の分任資金前渡官吏に命じ、以て司令部所要の經費を取扱はしむ、是時日本銀行總業務を開始せず、乃ち東京經理部出納課長陸軍三等主計正團部收一より二百圓を借りて資金に充つ、而して事務用器具消耗品等之を陸軍省參謀本部より借り、其他は現地調達を試みしも、交通通信の機關なく、直接店舗に就くも、業を營まざるもの多く、頗る調達に苦め給養は糧食時司令部職員三十餘名の食事を參謀本部に依託し、握飯を給し、給養品補給瘠任近衛師團となるを以て、午後二時自動貨車一輛を近歩三に送り、豫定人員六十人分五日の主食及罐詰肉を受領し、午後四時新宿方面に副食物を調辨し、傳令中の上等兵三名を使役し、東京經理部賄所を借受けて夕食を炊爨し、握飯に罐詰及梅干を給し、清酒若干を加へ、午後十時僅に給養を終ふ、當時の狀想ふべきなり、尚爾後の人員增加を豫想し、炊爨設備擴張の爲め、午後十時近衛師團經理部より戰用炊具三組を借り、東京經理部構內に炊爨場を設け、同經理部の採暖用薪を借り、用水は水道斷水のため大臣官邸附近の井戸より運搬使用したりと云ふ。

四日には參謀本部陸軍三等主計正金地嘉樹より二千圓を借りて資金に充て、二木屬を派して極力事務用消耗品宣傳用消耗品其他を調辨し、蠟燭調辨のためには、陸軍經理學校學生を川越中野地方に出して購買せしめ、又木村主計を新宿青山方面に派して副食物並に臨時加給品を調達せしめたり、給養は、新に交代したる傳令中より下士一、卒一五をして壹食二百五十九名分を給養し、糧秣不足を近歩三より受領し、馬糧は近衛野砲兵聯隊より受領す、糧食定量は、戰時定量を目途として給養せんとしたるも、給養品の調達困難なるため、主食は米麥同量を混じて握飯とし之を給せり。

五日東京經理部より上等計手尾高莊、陸軍屬鈴木孝太郎管理部に增加配屬す、乃ち事務分課を左の如く定む。

木村主計　經理業務全體ノ統轄、出納官吏事務
尾高上等計手　給養業務

二木屬　副官部業務、庶務、金錢事務
鈴木屬　物品事務

而も事務の繁閑を顧慮して相援助す。

臨時軍事費五千圓の前渡方を請求し、新宿鳥戸兩配給部開設のため、資金の一時貸與を爲し、物資は依然調達に苦み、豐島版原紙同印肉、蠟燭に於て殊に甚しきを覺え、近歩一より毛布二二〇枚枕七〇個其他の寢具を借り、五日附陸普三五四號に基き、第一師團司令部より戰用方錐形天幕一六張、同車輛兩覆一〇〇枚を受領し、行李一〇個を近衛師團經理部より借り、以て司令部及各課並に配給用に充つ、給養は糧食を近歩三より、馬糧を野重八より受領し、朝食四七七、晝食五三七、夕食四一六を給養するため、罹災民六名を援助せしめて、握飯を作る。

其後七日に至りて水道を使用し得る事となり、給與規定（陸普三六〇二號）の示達を受け、八日陸軍糧秣本廠芝浦出張所より冷藏魚五十貫を受領して、災後第一次の生魚給を爲し、近歩三よりアルミニューム飯椀三百個菜皿百個其他を借りて食器を整備するを得、九日には風呂二個を設備し、運搬具亦稍ゝ裕に、物資調辨の便宜を增せり。

十二日には傳騎馬匹の假厩舍成り、十四日には廁を急造し、十七日夜間寒冷のため、寢臺二〇臺を第一衛戍病院より借り、二十三日炊事場附近に排水溝を設け、二十四日は毛布團四、茶褐毛布六〇、寢臺二を近歩三より借り、炊事場に電燈を設備し、二十五日厩舍周圍の排水溝を開く、十月五日副食物に關する示達あり、六日戰時給與を停止せらる、十一月十日天幕雨覆を第一師團經理部に返納し、十一日自動車及運轉手の傭賃を引下げ、十五日假厩舍を撤す、經費決算は九月分二萬九千六百八十九圓五十九錢、十月分二萬四千九百七圓九十八錢、計五萬四千五百九十七圓五十七錢なり。

坤　地方的活動

甲　東京北警備部隊

近衛師團

第一、警　備

近衛師團は、震災發生當時、師團長森岡中將、參謀長以下を隨へて野戰重砲兵第四聯隊を檢閱中なりしより、第一師團長石光中將代りて衛戍司令の事を行ひ、直に命を傳へて活動を開始し、警備區域を定めて、甲武線、新宿、四谷見附、赤坂見付、虎ノ門、日比谷公園、憲兵司令部、永代橋、兩國橋、兩國停車場、總武本線を連ぬる線上以北を近衛師團、以南を第一師團の分擔とす、是時近衛歩兵第一旅團長及同第一聯隊の主力は出張して下志津に、同第二聯隊主力は大久保射場に、歩兵第二旅團長は、歩兵第三聯隊營內を巡視し、同第三第四兩聯隊は在營し、近衛騎兵聯隊は富士裾野に、野戰重砲兵第八聯隊は出張して板妻廠舍に、近衛工兵大隊、近衛輜重兵大隊は在營したり、午後二時東京憲兵隊の要求に依り、先づ

乘馬補助憲兵　五〇　騎一より
同　五〇　輜重一より

の補助憲兵を出し、市內火災次第に猛烈となるを以て、午後三時近衛工兵大隊及工兵第一大隊を招致し、夕刻陸軍省に到着するや、直に各方面の防火に當らしむ、午後九時救援及警備の目的を以て、左記部隊招致の命令を自轉車傳令及飛行機を以て傳達す。

近衛師團

騎兵第十三聯隊、第十四聯隊、野戰重砲兵第四聯隊、鐵道第一第二聯隊、近衛工兵第一聯隊（下部法野營）

午後九時までに陸軍士官學校生徒を、

當	場	五十名	赤坂離宮	五十名
參謀本部		參二十名		

の如く配置し、東京衛戍服務規則附表第六に依る起發隊以外の兵力を速時引上げて陸軍省に集合せしめ、午後十一時近衛歩兵第四聯隊長に命じて、將校以下約百名を衛戍司令官の隨從となし、陸軍省構内に集結す。

麹町附近の火災夜半頃より漸次宮城を襲はんとし、風向一轉忽ち第一衛戍病院を危殆に陷らしめ、延て陸軍省參謀本部をも脅かさんとするを以て、重要書類搬出の準備をなし、當時練兵場の近衛工兵大隊近衛歩兵第二聯隊一部をして防火を努めしむ。同隊は防火水及器械皆無なりしに拘らず、非常なる努力を以て家屋を破壞し、防火地帶を作り辛ふじて類燒を防止す。其他振天府首相官邸東京驛等に於ても、防火活動を爲したり。

二日午前八時參謀總長陸軍省内衛戍司令部に參着し、衛戍司令官の職務を執る。午前十時師團は衛戍司令官の命令に基き、それ〴〵警備に就き、又近衛歩兵第四聯隊の下士以下五十名及近衛輜重兵大隊の一部を、補助憲兵として憲兵司令官の指示を受けしめ、午後二時主力を以て警備に就き、新來の部隊を併せて午後十時全配備を完成す。是は略ゝ配備に就き、翌日より作業を開始する事と爲り、夜半十二時主力を師團の警備とし、近衛歩兵第二聯隊の警備に位置し、翌日午前四時三十分を以て屯營に歸着し、衛戍司令官の豫備として營庭に位置し、飛行第五大隊は、東京南部の災害狀況偵察に當り、鐵道第二聯隊は、更に東京横濱間の鐵道電線修理を命ぜらる。

是日東京府下荏原品川縣に戒嚴令は執行せられ、同東戒嚴司令部編制成りて警備其他を指揮し、戒嚴第一號命令を以て近衛師團長の警備擔任地域、名稱並に隷下部隊を左の如く定められる。

名稱	東京北警備地域
地域	東京市北半部 （皇居以東鐵道線路ー淺草ー兩國橋ー本石町ー東京驛ー日比谷公園北端ー一ツ橋ー飯田町ー靖國神社ー中央線ノ近衛第一師團ノ鐵道ノ線路ヘ。）
隷下部隊	近衛師團（交通兵諸隊ヲ除ク） 歩兵學校教導聯隊 歩兵第六十六聯隊

是に於て東京北部警備部隊司令官中將森岡守成は、戒嚴令第一號命令を受け、北部警備地域を三地區に分ちて治安維持の責に任じ、地方官憲協力して、罹災民保護に從ひ、各地區をして死體收集及救護班を編成し、飛ねて交通路を補修せしむ、即ち左の如し。

戒嚴令第一號

東京北部警備隊命令　於品川停車場内　三月廿日午後四時

一、敵ハ第一師團ヲ左ノ配備地區ニ分シ、各ミ下ノ師團又ハ司令官ヲシテ其ノ警備ニ任セシメタリ。

東京北部	近衛師團長	東京市北半部
東京南部	第一師團長	東京府以南（含ム）以東東京府
東京南部	第一師團長	甲東京武藏市鄕村北半鄕村（含ム）以南東京府

二、各地區司令官ハ其ノ隷下部隊ヲシテ左ノ警備ニ就カシメ、戒嚴地區内ニ於ケル治安維持ノ實ニ任シ、地方官並ニ協力シテ、罹災民ノ救護保護ニ從フヘシ。

三、警備地區ノ境界ハ、北方部隊ニ屬ス。

三、各地區司令官ハ、死體收容班及救護班ヲ編成シ、カメテ戒嚴地區内ノ死傷者ノ收容及救護ニ任セシムヘシ。

四、各隊ハ歩兵聯隊本部（旅團司令部）及東京北警備司令部間ニ電話線ヲ架設スヘシ。

五、各隊ハ、少クモ三日分ノ糧秣ヲ携行シ、給養ヲ實施スヘシ。

六、各部隊行動ニ關シ命令ヘ近衛師團司令部ヲ經由シ、且ツ其ノ報告ヲ近衛師團ニ在リ。

東京北警備司令官　森岡守成

力を出して牛込丸の内方面を警備す。

三日近衛歩兵第一聯隊は、前日野營地に於て自轉車隊を編成し、急遽に上り、是日午前四時三十分を以て屯營に歸着し、衛戍司令官の豫備として營庭に位置し、飛行第五大隊は、東京南部の災害狀況偵察に當り、鐵道第二聯隊は、更に東京横濱間の鐵道電線修理を命ぜらる。

是日東京府下荏原品川縣に戒嚴令は執行せられ、同東戒嚴司令部編制成りて警備其他を指揮し、戒嚴第一號命令を以て近衛師團長の警備擔任地域、名稱並に隷下部隊を左の如く定められる。

名稱	東京北警備地域
地域	東京市北半部 （皇居以東鐵道線路ー兩國橋ー本石町ー東京驛ー日比谷公園北端ー一ツ橋ー飯田町ー靖國神社ー中央線ノ近衛第一師團ノ鐵道ノ線路ヘ。）
隷下部隊	近衛師團（交通兵諸隊ヲ除ク） 歩兵學校教導聯隊 歩兵第六十六聯隊

是に於て東京北部警備部隊司令官中將森岡守成は、戒嚴令第一號命令を受け、北部警備地域を三地區に分ちて治安維持の責に任じ、地方官憲協力して、罹災民保護に從ひ、各地區をして死體收集及救護班を編成し、飛ねて交通路を補修せしむ、即ち左の如し。

戒嚴令第一號

東京北部警備隊命令　於品川停車場　三月廿日午後四時

一、敵ハ第一師團ヲ左ノ配備地區ニ分シ、各ミ下ノ師團又ハ司令官ヲシテ其ノ警備ニ任セシメタリ。

東京北	近衛師團長	東京市北半部
東京南	第一師團長	甲東京武藏市鄕村北半鄕村（含ム）以南東京府
東京南	第一師團長	甲東京武藏市鄕村北半鄕村（含ム）以南東京府

二、各地區司令官ハ其ノ隷下部隊ヲシテ左ノ警備ニ就カシメ、戒嚴地區内ニ於ケル治安維持ノ實ニ任シ、地方官並ニ協力シテ、罹災民ノ救護保護ニ從フヘシ。

三、警備地區ノ境界ハ、北方部隊ニ屬ス。

三、各地區司令官ハ、死體收容班及救護班ヲ編成シ、カメテ戒嚴地區内ノ死傷者ノ收容及救護ニ任セシムヘシ。

四、各隊ハ歩兵聯隊本部（旅團司令部）及東京北警備司令部間ニ電話線ヲ架設スヘシ。

五、各隊ハ、少クモ三日分ノ糧秣ヲ携行シ、給養ヲ實施スヘシ。

六、各部隊行動ニ關シ命令ヘ近衛師團司令部ヲ經由シ、且ツ其ノ報告ヲ近衛師團ニ在リ。

小田原	相模川以西	武藏川崎ヨリ相模川以西及市實及多摩川三浦郡ノ一部ヲ除ク

東京北部警備隊命令

小田原	相模川以西	武藏川崎ヨリ相模川以西及市實及多摩川三浦郡ノ一部ヲ除ク

一、東京北部警備隊ハ、近衛師團長ノ指揮ヲ受ケ、歩兵第六十六聯隊ヲ以テ編成セラルヘシ。

二、警備ノ要圖ハ別紙ノ如ク警備ニ就キ、將校偵察ヲ實施シ、地區内ニ於ケル治安ヲ維持シ、罹災民ノ救護保護ニ從事セントス。

三、各隊ハ歩兵聯隊本部（旅團司令部）及東京北警備司令部間ニ電話線ヲ架設スヘシ。

四、各隊ハ歩兵聯隊本部（旅團司令部）及東京北警備司令部間ニ電話線ヲ架設スヘシ。

五、各隊ハ、少クモ三日分ノ糧秣ヲ携行シ、給養ヲ實施スヘシ。

六、各部隊行動ニ關シ命令ヘ近衛師團司令部ヲ經由シ、且ツ其ノ報告ヲ近衛師團ニ在リ。

小田原	相模川以西	武藏川崎ヨリ相模川以西及市實及多摩川三浦郡ノ一部ヲ除ク

東京北部警備隊命令

一、東京北部警備隊ハ、近衛師團長ノ指揮ヲ受ケ、歩兵第六十六聯隊ヲ以テ編成セラルヘシ。

二、警備ノ要圖ハ別紙ノ如ク警備ニ就キ、將任務ヲ實施スヘシ。

三、各隊ハ歩兵聯隊本部（旅團司令部）及東京北警備司令部間ニ電話線ヲ架設スヘシ。

四、各隊ハ歩兵聯隊本部（旅團司令部）及東京北警備司令部間ニ電話線ヲ架設スヘシ。

五、各隊ハ、少クモ三日分ノ糧秣ヲ携行シ、給養ヲ實施スヘシ。

六、各部隊行動ニ關シ命令ヘ近衛師團司令部ヲ經由シ、且ツ其ノ報告ヲ近衛師團ニ在リ。

東京北警備司令官　森岡守成

近衛師團行動一覽表　其一（九月一日）

部隊＼行動	兵力位置	警備	治安	救護	作業	其他
近衛師團司令部						

近衛歩兵第一旅団	近衛歩兵第一	近衛
(1) 旗圖 長ハ鼓手喇叭手ヲ率ヰ副官下志津ニ出張中	(1) 主力ハ下志津ニ出張中 (2) 在營一部	(1) 各中隊ノ主力ハ大久保射場ニ在リ
(1)(2) 雨事除ハ營庭ニ集合待期委員ヲ取ラシム將校以下六十名ヲ宮城ニ赴援ヲ命ス後約二百名ヲ增加ス (3) 營備ノ命セル箇所左ノ如シ 赤坂離宮　山階宮邸 賀陽宮邸　李王世子邸 大藏省　內務省 文部省　逓信省 歩兵第一聯隊區司令部 印刷局　兵器支廠 造兵廠　陸軍大學校 佛國大使館 日本赤十字社 營備行詰	(1) 赴援セシ箇所左ノ如シ 宮城　赤坂離宮 賀陽宮邸　山階宮邸 主馬寮　科學研究所 造兵廠　技術本部（技術會議所） 工科大學　印刷局 中央金庫	(1) 中隊ノ主力ハ大久保射場ニ在リ
(1) 近衛一ノ大隊ハ女學校富士見小學校ノ救助消防ヲ命ス (2) 上等兵以下十七名ヲ東京府廳附近ニ出シ消防セシム (3) 飯田町三丁目附近消防ノ爲メ若干名ヲ出ス (4) 平川門附近ニ二十名ヲ出シテ防火セシム (5) 駿田ニ一中隊	(1) 清水門ニ假橋ヲ作ル	
(1) 旗圖 長副官午後十一時歸還ス		

近衛歩兵第二旅団	歩兵第二	近衛
(1) 旗圖 長ハ近歩三營ノ內ニ物度巡視中		(1) 主力 在營
(1) 雨事除ニハ非常ノ處置ヲトラシメ各受持場所ニ赴援除ヲ派遣セシム	兵器支廠　一小隊 佛大使館　一分隊 英大使館　一分隊 備行社　一分隊 靖國神社　一小隊 本郷聯隊區司令部　一分隊 軍醫學校　一分隊 憲兵司令部　一分隊 教育總監部　一分隊 築城本部　一分隊	(1) 赴援箇所左ノ如シ 宮城　一中隊 高輪御所　一小隊 久邇宮邸　一小隊 梨本宮邸　一小隊 陸軍大學校　一小隊 四谷憲兵分遣所　一小隊
(5) 御關倉庫ヲ防火警備ス	內一小隊ヲ日本橋附近ニ分派セシメ防火ニ努ム	(1) 消防箇所左ノ如シ 宮城　林野管理局 霞ケ關離宮 有栖川宮邸

近衛歩兵第三	近衛
(1) 兵營ニアリ	
(1) 赴援箇所左ノ如シ 正門　一小隊 赤坂離宮　一小隊 賢所儀仗衛兵　一小隊 東伏見宮邸　一小隊 東久邇宮邸　一小隊 王世子邸　一小隊 第一衛戍病院　一小隊 兵器本廠（航空局）　一小隊 航空部　一小隊	
(1) 閉院宮邸消防 (2) 其他消防箇所左ノ如シ（十名） 米國大使館　各半小隊 白國大使館　各半小隊 司法省　一小隊 農商務省　一小隊 海軍省　一小隊 獨逸大使館　一小隊 首相官邸　一小隊 逓信省　一小隊	
(1) 旗圖 長ハ近歩三營ノ物度中止ヲ直ニ司令部ニ歸還シ直チニ歸還ス	

歩四			
陸軍士官學校 東京刑務所 陸軍省 衆議院 外務省 支那公使館 陸軍被服廠	(2) 警備ノ爲左ノ如ク小哨ヲ配置ス 千駄ヶ谷八幡神社下 青山四丁目 原宿十字路 代々木練兵場 同 同	下士以下一七七 同 同	
近騎	(1) 赴援箇所 陸軍科學研究所 學習院 新宿方面	(1) 一六名 一五名	(1) 主力ハ富士裾野ニ在營中
騎十三	(1) 在營		
騎十四	(1) 在營		
近砲	(1) 赴援箇所 高輪御所 目黒火藥庫 第二衛戍病院 同	(1) 下士以下二一名 同二二名 二五名	(1) 主力在營
野重四	(1) 在營		(1) 在營
野重八	(1) 赴援箇所 目黒火藥庫	(1) 准士官以下一三名	(1) 主力ハ板妻廠舍ニ出張中
近工	(1) 東小石川市會局ノ電話ヲ請求ニヨリ赴援ス		(1) 在營
高輪御所 陸軍士官學校	(1) 附近ノ避難民ヲ營内ニ收容ス（約四十名）	(1) 附近ノ罹災者ヲ救護ス	(1) 消防隊三隊（一隊大尉以下二名ノ下士官及軍省ヨリ編成シ陸軍省ニ出ス 師團司令部ニ出ス

近輜	(1)衛戍刑務所ニ下士以下三十名ヲ出ス (2)衛戍司令部ヘ乘馬者三十名ヲ出ス (3)師團司令部ヘ乘馬除一小除ヲ出ス (4)將校以下十一名ヲ衛戍司令官ノ許ヘ出ス		
鐵一	(1)歩兵學校教導聯隊協同シテ左ノ警告ヲナス 千葉市及其附近千葉稻毛幕張停車場		
近工	(1) 在營	(1) 在營	(1) 在營
野重八	(1) 赴援箇所 目黒火藥庫	(1) 准士官以下一三名	(1) 主力ハ板妻廠舍ニ出張中
野重四	(1) 在營		(1) 在營
近砲	(1) 赴援箇所 高輪御所 目黒火藥庫 第二衛戍病院 同	(1) 下士以下二一名 同二二名 二五名	(1) 主力在營
騎十四	(1) 在營		(1) 在營
騎十三	(1) 在營		(1) 在營
近騎	(1) 赴援箇所 陸軍科學研究所 學習院 新宿方面	(1) 一六名 一五名	(1) 主力ハ富士裾野ニ在營中
歩四			
陸軍士官學校 東京刑務所 陸軍省 衆議院 外務省 支那公使館 陸軍被服廠	(2) 警備ノ爲左ノ如ク小哨ヲ配置ス 千駄ヶ谷八幡神社下 青山四丁目 原宿十字路 代々木練兵場 同 同	下士以下一七七 同 同	

近輜	(1) 衛戍刑務所ニ下士以下三十名ヲ出ス (2)衛戍司令部ヘ乘馬者三十名ヲ出ス (3)師團司令部ヘ乘馬除一小除ヲ出ス (4)將校以下十一名ヲ衛戍司令官ノ許ヘ出ス		
鐵一	(1)歩兵學校教導聯隊協同シテ左ノ警告ヲナス 千葉市及其附近千葉稻毛幕張停車場		
近工	(1) 在營	(1) 在營	(1) 在營
野重八	(1) 赴援箇所 目黒火藥庫	(1) 准士官以下一三名	(1) 主力ハ板妻廠舍ニ出張中
野重四	(1) 在營		(1) 在營
近砲	(1) 赴援箇所 高輪御所 目黒火藥庫 第二衛戍病院 同	(1) 下士以下二一名 同二二名 二五名	(1) 主力在營
騎十四	(1) 在營		(1) 在營
騎十三	(1) 在營		(1) 在營
近騎	(1) 赴援箇所 陸軍科學研究所 學習院 新宿方面	(1) 一六名 一五名	(1) 主力ハ富士裾野ニ在營中
歩四			
陸軍士官學校 東京刑務所 陸軍省 衆議院 外務省 支那公使館 陸軍被服廠	(2) 警備ノ爲左ノ如ク小哨ヲ配置ス 千駄ヶ谷八幡神社下 青山四丁目 原宿十字路 代々木練兵場 同 同	下士以下一七七 同 同	

近輜	(1) 衛戍刑務所ニ下士以下三十名ヲ出ス (2)衛戍司令部ヘ乘馬者三十名ヲ出ス (3)師團司令部ヘ乘馬除一小除ヲ出ス (4)將校以下十一名ヲ衛戍司令官ノ許ヘ出ス		
鐵一	(1)歩兵學校教導聯隊協同シテ左ノ警告ヲナス 千葉市及其附近千葉稻毛幕張停車場		
近工	(1) 在營	(1) 在營	(1) 在營
野重八	(1) 赴援箇所 目黒火藥庫	(1) 准士官以下一三名	(1) 主力ハ板妻廠舍ニ出張中
野重四	(1) 在營		(1) 在營
近砲	(1) 赴援箇所 高輪御所 目黒火藥庫 第二衛戍病院 同	(1) 下士以下二一名 同二二名 二五名	(1) 主力在營
騎十四	(1) 在營		(1) 在營
騎十三	(1) 在營		(1) 在營
近騎	(1) 赴援箇所 陸軍科學研究所 學習院 新宿方面	(1) 一六名 一五名	(1) 主力ハ富士裾野ニ在營中
歩四			
陸軍士官學校 東京刑務所 陸軍省 衆議院 外務省 支那公使館 陸軍被服廠	(2) 警備ノ爲左ノ如ク小哨ヲ配置ス 千駄ヶ谷八幡神社下 青山四丁目 原宿十字路 代々木練兵場 同 同	下士以下一七七 同 同	

	四　歩　近	三　歩　近	司旅二歩近	二　歩　近
	(1) 主力	(1) 主力	(1) 宮城	(1) 主力
	外苑	外苑		日比谷
	(3) 小石川植物園	(1) 第一師団ノ警備ヲ容易ニスル為第一師団ノ防衛ヲ一部分担ス	(1) 第十一中隊ヲ以テ	(1) 第十一中隊ヲ以テ
	(3) 及其附近ノ警備ニ任ズ	(3) 上野博物館	(3) 上野博物館	(3) 上野博物館
	小石川植物園	第一師団ノ防衛ヲ容易ニスル為第一師団ノ防衛ヲ一部分担ス	MG中隊ヲ以テ	MG中隊ヲ以テ
	(3) 及其附近ノ警備ニ任ズ	(3) 上野博物館	野砲聯隊ノ防衛ヲ	野砲聯隊ノ防衛ヲ
	小石川植物園	第一師団ノ防衛ヲ容易ニスル為第一師団ノ防衛ヲ一部分担ス	第十一中隊ヲ以テ	第十一中隊ヲ以テ
	(3) 及其附近ノ警備ニ任ズ	(3) 上野博物館	(3) 上野博物館	(3) 上野博物館
	小石川植物園	第一師団ノ防衛ヲ容易ニスル為第一師団ノ防衛ヲ一部分担ス	(1) 市電ニ約二千名ノ乗車ヲ準備ス	(1) 市電ニ約二千名ノ乗車ヲ準備ス
	(3) 及其附近ノ警備ニ任ズ	(3) 上野博物館	附記ス	附記ス
	小石川植物園	第一師団ノ防衛ヲ容易ニスル為第一師団ノ防衛ヲ一部分担ス		
	(3) 及其附近ノ警備ニ任ズ	(3) 上野博物館	

近衛騎	騎十三	騎十四	近衛	砲	野
(1)主力 富士裾野ニ演習場ニ出張中	(1)屯營	(1)屯營	(1)主力 在營		(1)在營
	(1)午前九時出動命令ヲ受ケ午前十時少佐以下二百五十名錦歩編成ニテ出發 (2)午後五時頃警備ヲ終ル 人心混亂シテ鎭撫不能ナルヲ以テ本所區西部ノ兵力ヲ撤去シ龜井戸停車場方面ニ集中セリ (3)	(1)午前九時出動命令ヲ受ケ一三〇名午前十時出發ス (2)兩國ー錦糸町電車線以南隅田川以東ノ地區ノ警備ニ任ス 午後六時半警備ヲ終ル	(2)(3)赴援箇所左ノ如シ 宮城鎭衛手トシテ將校一卒七ヲ增加派遣ス 第二衛戍病院下士以下一五名增援更ニ准士官一卒五目黒火藥庫將校一卒十名增援ス (4)名出ス警備ノ爲陸軍省ニ將校四下士以下一五〇 (5)駐屯ス (6)位東宮武官住宅警備ノ爲下士以下三名ヲ出ス (7)左ノ如ク傳記ヲ送出セリ 陸軍省 一五 機械化部隊集合 一三〇 警備隊長 一 守衛隊 七	(1)午前七時飛行機ニヨリ出動ニ關スル命令ヲ受領ス (2)午前十一時四十五分出發
(1)午前九時日本銀行ノ消防ニ任ス	(2)衛戍ケ關附近ノ消防ニ任ス (3)大隊長將校一下士卒三ヲ從ヒ衛戍司令官ノ許ニ至リ衛戍病院ノ防火ヲ指揮ス		(1)麻布六本木附近ヘ罹災民救助ノ爲將校以下若干名ヲ出ス (2)屯營附近ノ住民約二千名ヲ收容ス (3)請求ニヨリ同司令部及七久通宮邸ヘ擔架ニ食糧ヲ送ノ爲貨車二ヲ出ス (4)三輛貨車一下士以下十名ヲ以テ午前五時三十分赤坂方面ノ罹災者ヲ救助ス	(1)印刷所ノ死體ノ爲下士以下二十一名ヲ派遣ス (2)砲兵旅團司令部前ニ救護所ヲ開設ス (3)附近ノ住民一千名以上ヲ收容ス	(1)博物館小石川分館ノ死體ノ爲下士以下二名ヲ派遣ス
					(1)山北ニ救護隊ヲ出ス 少佐以下一二〇
	(1)午後一時少佐以下二百五十名龜井戸ニ到着ス	(1)午後一時龜戸ニ到着ス			(1)午後二時五十分龜戸着ス

重四	野重八	近
	(1)主力 富士演習場出張中	(1)主力 消防ノ爲出動
(3)午後七時三十分陸軍省出發騎十三野重七ノ地區ノ警備ニ任ス (4)午後十時三十分大除ハ隅田川荒川放水路ノ三角地帶ヲ警備ス 兩國ー千葉線道間ノ三圖社附近ノ第一中除東綿附近ノ第二中除ヲ淺草停車場前ニ集結ス (5)騎砲諸隊ト協同シ隅田川以東總武本線以北		(1)放圖命令ニヨリ駒澤村下屋敷及宿山ノ警備ヲナス (2)戒嚴司令部ヘ自動貨車一臺ヲ出ス (3)陸軍省ヘ自動貨車一臺ヲ出ス爾後之ヲ參謀本部ヘ出ス
		(1)近歩第一旅團ニ配屬機關除トナル
(1)近ヘ罹災民救助ノ爲將校以下若干名ヲ出ス (2)屯營附近ノ住民約二千名ヲ收容ス (3)請求ニヨリ同司令部及七久通宮邸ヘ擔架ニ食糧ヲ送ノ爲貨車二ヲ出ス (4)三輛貨車一下士以下十名ヲ以テ午前五時三十分赤坂方面ノ罹災者ヲ救助ス		(1)衛戍司令官ノ命ニヨリ午前十時築地明石町水上署ニ集合シ將校以下五十八名操舟機ニヨリ木舟七ヲ隅田川右岸大火ノ罹災民避難ノ爲救助ス
		(1)橋ヲ爆破シテ河路ヲ開キ運送ノ可能ナラシム (2)決潰部補修工事ノ爲將校以下六十名ヲ出ス
(1)富士裾野ニ演習ヲ終リ歸京ノ爲諸隊ノ偵察及準備ヲナス		

工	近　輜	鐵　一
	(1) 在營	
(1) 騎兵第一聯隊輜重兵第一大隊ト協定シ彈藥廠附近ノ警備ヲナス (2) 鮮人八名ヲ捕ヘ警察署ニ渡ス		(1) 千葉稻毛幕張ノ各停車場ノ警備ヲ爲ス (2)(3) 千葉兵器支廠ノ衛兵ヲ增加警備ス 補助憲兵トシテ下士以下十二名ヲ千葉憲兵分隊長ノ指揮下ニ入ラシム
(4) 基礎ス ル ヲ 二 線 ノ 建 設 工 事 ニ テ 防 止 セ リ (5) 貴衆兩院ノ火災ヲ以テ中除ケバ震災ノ爲ニ近ク閉鎖セラルベキ虎ノ門ニ阻止スル一部ヲ以テ此ノ際ニ於ケル宮邸ノ防備ヲ見ルベシ又櫻田本鄕ノ兩町ヲ以テ防火ス (6) 陸軍省ノ敎授一中除		
	(1) リ婦ケ谷代々幡其他ニ乾麵麭牛鎭等ヲ運搬シ極災民ニ給ス (2) 世田ケ谷役場ニ方形天幕二帶形天幕一張四兩天幕五〇ヲ貸ス	(1) 師團命令ニヨリ東京東方面震災ノ爲除隊下士以下十二名ヲ急ヒ元ノ隊ニ復歸セシメ東北本線ノ修理ニ任ジ荒川鐵橋ノ開通ヲ計ル (2) 鐵道聯隊ヨリ千葉稻毛間ノ線路ノ修理ニ當ラシムル爲除隊ノ下士以下十名ヲ召集シ午後八時ニ從事セシメ翌朝迄ニ作業ヲ完成ス

鐵　二	氣　球	飛　行　五
(1) 東京衞戍司令官ノ訓令ニヨリ自動貨車ヲ出ス (2)(3) 氣球出動準備ヲ爲ス 所澤町準備ノ爲出動シ同町中央ニ集結午後十一時五十分撤去ス		(1)(2) 八王子ニ不逞鮮人來襲ノ實否ヲ偵察ス 將校一下士以下七ヲ以テ乘用車一貨車二ヲ師團司令部ニ出ス
(1) 大臣ノ命令ニヨリ敎授ノ爲自動貨車三乘用車二ヲ以テ天幕二ヲ陸軍省ニ出ス (2) 下士以下十五名ヲ横濱方面在住敎授ノ爲各自宅ニ出ス (3) 午後三時將校ノ指揮ヲ以テ側車附二輪一貨車四ヲ陸軍省ニ出シ前記ノ指揮ヲ以テ輜重合計十輛ヲ指揮シ送迎ニ任ス (4) 東京ヨリ避難セル來合自動車ヲ收容敎護ス		(1) 一機ヲ以テ東京市災害狀況ヲ寫眞撮影ス (2) 午後宇都宮迄銘飛行ヲ二回行フモ目的ヲ達セス
(1) 千五百名ノ患者ニ百名ヲ收容敎護ス (2) 聯隊常用乾麵麭四千百八十六食ヲ列車ニヨリ以テ龜戶ニ送リ以テ龜災者ノ糊口ヲ霽セリ		
(1) 混成一中除ヲ以テ江東橋ノ架設ヲ龜戶稻毛間ノ警理ニ當ラシム (2) 間田大除ヲ龜戶ニ急行セシメ夏ノ內南鮮修理ニ當ラシム		(1) 航空本部長ノ命令ニヨリ自動貨車二輛ヲ航空學校ニ出シ揮發油ノ運搬ヲナス
		(1) 二機ヲ宇都宮ニ派遣シ日光田母澤ニテ天機ヲ奉伺ス

	電一	歩校	千葉病院
兵力位置	(1) 主力ヲ高圓寺ヨリ兵營北端ニ亘リ警戒線ヲ構成ス 在營 (2) 第一大隊ヲ以テ高圓寺ヨリ屯營南端間ヲ第二大隊ハ屯營四側土壘ニ沿ヒ警戒シ第二大隊ヲ警備トス (3) 午後八時二十分配備ヲ終ル (4) 鮮人襲來ノ虚報ナルヲ知リ警備ヲ撤シ高圓寺屯營四北端及西南端ニ下士哨ヲ置キ警戒ス (5) 斥候及巡察ヲ中野附近ニ出セリ	(1) 近衛師團ノ警備隊トナリ近歩一ノ營庭ニ位置シ警備隊長近衛歩兵第一旅團長ノ隷下ニ入ル (2) 衛戍司令官ノ警備トシテ一中隊ヲ陸軍省構内ニ出ス (3) 宮城並赤坂離宮ニ各一小隊ヲ出シ守衛司令ノ指示ヲ受ケシム (4) 近歩三聯隊長ノ指揮下ニ入リ午込及丸ノ内方面ヲ警備ス一中隊ヲ二重橋前ニ出シ近歩三ノ部隊ト交代シ櫻田門―外濠―竹橋間ヲ警備ス第二大隊ハ飯田橋附近ニ位置シ近歩三ト警備ス (5) 巢鴨刑務所ニ特校以下三十名戸山學校ニ特校以下十名淨水橋ニ下士以下二十名化學研究所ニ下士以下十名ヲ派遣シ警備ス	(1) 千葉ニ在リ
救恤救護			
作業			
其他		(1) 午後八時出動命令ヲ受領シ集合出發準備ヲナス	

近衛師團行動一覽表　其三（九月三日）

部隊 / 行動	歩六十六	司	歩
兵力位置	(1) 在宇都宮		(1) 定位 (2) 午後十時歳前專賣局ニ移動ス
警備		(1) 師團命令ニヨリ罹災セサル山手方面特ニ四谷牛込方面ノ樹林ノ掠奪ノ有無偵察及市吏警官援助ノ爲兩聯隊ヨリ左ノ人員ヲ派遣セシム 近歩一 大尉以下三〇 近歩二 四谷牛込 (2) 近歩一ニ左ノ要旨ノ訓令ヲ與フ 暴彈ヲ有スル鮮人上野ヨリ上車シ赤羽ニ	
消防			
救恤救護		(1) 左ノ如ク戰用糧食ヲ交付ス 鐵詰肉三〇函 首相官邸同一ノ 外務省同一ノ 同麵麭七ノ 陸軍省 鐵詰肉一〇ノ 兵器本廠 鐵詰肉二〇ノ 近司管理部一〇ノ (2) 左ノ如ク戰用炊具ヲ貸與ス 近司管理部 平釜二他七點 糧秣本廠平釜三	
作業			
其他			

一旅司			
近歩一	(1)骨廊ニ開通待命 (2)(3)ヲ王子附近ニ出シ不逞ノ徒ヲ掃蕩シ近工火薬庫兵器廠ノ衛兵ト連絡スル爲巡察ヲ出ス (4)午後五時在魚戸[illegible]ヲ併セ指揮シ隅田川左岸荒川放水路間鐵武線(含ム)以上ノ地區ノ警備ヲナシ在寺島町[illegible]ヲ以テ交代ス (5)午後五時十分第一警備地區右地區擔任ニ[illegible]ヲシテ警戒配備ノ掩護ヲナサシム [illegible]ニ出リ右地區除本部及第一警備司令部ニ各一小隊ヲ出サシム 2/15GOヲ[illegible]長ノ指揮下ニ入ラシム	(1)將校以下三〇名ヲ四谷方面ニ出シ糧食掠奪ノ有無ノ偵察及市吏警官ノ援助ヲナス (2)大尉以下三〇名ヲ王子方面ニ出シ示威的巡察ヲナシ且ツ近工上野間連絡ス (3)上野公園ニ十個ノ下士哨及將校ノ巡察ヲ出シ治安ヲ維持ス (4)午前五時MG中隊ヲ增加シ山田中佐ノ指揮ニヨリ上野ニ急行公園ノ治安維持ヲナス 午前六時以下第一警備地區ノ擔任ヲ命セラル (6)將校以下一五名ヲ率ヒ牛込一四ノ掠奪防止ノ爲ケ谷小學校ニ派遣ス午後八時歩哨ト交代歸營ス	(1)上野美術學校ノ避難民ノ[illegible]ヲ保護セシモノ左ノ如シ (2)診察ヲナシ[illegible]ヲ保護セシモノ左ノ如シ (3)千河三郎 住所不詳 支那人ヲ保護セシモノ左ノ如シ 上野 三
近歩二	(1)午後九時第二警備隊命令ヲ以テ左ノ如ク部署ス 近衛歩四ヲ以テ東地區ヲ近歩三ヲ以テ西地區ヲ警備セシム	(1)不逞鮮人ヲ捜索シ良鮮人ヲ保護スル爲メ警察ト連絡シ捜索地區ヲ左ノ如ク命ス 一、歩一中隊 高田馬場停車場柳町新見附以北 二、一中隊 右線以南四谷見附新宿以北 三、一中隊 赤坂見附九段三宅坂ヲ通ヌル線内 四、一中隊 櫻田門三宅坂赤坂見附青山御所麻布三河臺町靈南坂ヲ通ヌル線内 (2)將校以下五十三名ヲ青山御所ニ增加ス (3)午後六時ヨリ四谷見附ニ出レテ交代ヲ赴援除ノ整理ヲナス爲赴援除ノ交代ヲ行フ (4)衛生司令官ノ下ニアリシ通信班ハ歸除シ (5)司令部ノ電話網ヲ架設ス	(1)分散シアリ
近歩四		(1)分散シアリ	
近		(1)富士演習場出張中	

司			
近歩二	(1)午後八時戒嚴令司令官直轄教護班差出命ヲ受ケ直チニ兩地區ニ命令ス	(1)午前七時歸除ス (2)電信ニ於ケル避難民中眞ノ避難民以外ヲ退去セシメ患者ニ施療ス (3)鮮人十二名ヲ	(1)山北救護隊ハ
近		(1)加本郷聯隊區司令部ニ下士以下二〇名ヲ增加ス (2)一師團ト交代復歸ス (3)澁谷ガード附近ニ派遣中ナリシ小隊ハ第 (4)午後七時東京北警備地區司令官ノ命令ニヨリ本郷附近ノ新擔任地區ニ移動ス(ク警戒ヲ撤去(宮邸ヲ除ク)シ集結ス (5)大塚大將邸ニ上等兵以下四ヲ赴援ス	(1)兵營ニ避難中ノ商工中學生ヲ指導シ兵營外周ヲ警戒ス 不逞鮮人二名ヲ監禁ス (2)早稻田長自衆及戶山原路切土工部屋ニ監視ヲ出ス (3)調教手ヲシテ兵營ノ防火ニ任セシム
			(1)歸京將校ノ偵察ノ爲メ特ニ出ス 澁谷路上修理又ハ道路ヲ

騎	騎十三	騎十四	近	砲
	(1)龜戸附近ニアリ	(1)龜戸停車場前後大島町ニ移ル	(1)近歩一二ノ兵營	
	(1)後九時近歩一長ノ指揮下ニ入ル更ニ午後八時近歩一中隊ヲ支援隊トシテ與ヘラレ午後十時龜戸停車場ニ到着ス	(1)午前一時龜戸驛附近ノ警備ニ任シ一部ヲ四小松川新町ニ出ス(2)大島町十字路ニ移ル(3)新ニ到着セルDetト協定シ大島町及龜戸停車場南側ヲ警備ス(4)午後八時東京北警備隊長ノ隷下ニ入ル	(1)第一衞戍病院前ニ不逞鮮人集合シアルノ報ニヨリ乘馬者ヲ同病院ニ急派セリ(2)傳騎ヲ差出セル箇所左ノ如シ 一〇 二 四 減厩司令部 海軍省 第一地區司令部(3)午前零時三十分師團經理部倉庫ヘ停止斥候ヲ出シ警備ス	
	(4)保護スル罹災者ニ施シタル食數一、三〇〇		(1)リ中佐ノ指揮ス(第一)第三大隊)ヲ編成シ工兵大道路開設班	(1)師團命令ニヨリ中佐ノ指揮ス道路開設班ニ於ケル主要ナル道路ヲ糧秣車輛ノ通過シ得ル如ク開設ス
	(2)兵營ニ連絡ヲ將校ヲ出ス(3)甲州街道方面ヨリ歸京スルニ決ス			

野重四	野重八	近工	近輜	鐵
(1)吾妻橋附近ニ(2)小學校東側ニ(3)藏前專賣局ニテ警備	(1)板橋合ニ出張午前六時歸京ノ命令ヲ受ク	(1)近歩一二ノ兵營ニアリ	(1)主力在營	
(1)午前零時十分第一中隊淺草驛前ニ着誘地方面ヲ警備セシム(2)午前零時三十分第二中隊ノ半部ヲ兩國橋ニ出シ以下ト交代ス(3)第二中隊ノ主力ヲ以テ寺島村ヲ警備セシム(4)午後七時近歩一ト交代シ藏前專賣局ニテ地區警備隊トナル(5)第一第二中隊ニテ內鮮人各百名ヲ捕フ	(1)留守隊ハ將校斥候及巡察ヲ以テ屯營ヲ警戒ス(2)輸送ノ爲旅團命令ニヨリ自動貨車二ヲ近衞ニ差出ス		(1)補助憲兵トナリ憲兵司令官ノ指示ヲ受ク(2)傳騎差出箇所左ノ如シ(イ)衞戍司令部一小隊(ロ)近歩二一 各下士 近歩三一 卒一〇 四	
			(3)午後乾草倉庫ヲ警備ス	
(1)收容セル避難民約千名ノ給與ニ關シ東京市ヲ經由シ救濟事務局ニ交渉ス(2)憲兵司令官ノ指揮ニヨリ同司令官ノ命ニ依リ宮城ヘ運搬スル糧秣及ビ宮城ヨリ運搬スル患者ヲ收容スル爲自動車ヲ出ス(3)自動車一ヲ出シ東京衞戍病院ヘ患者ヲ運搬ス(4)貨車一ヲ出シ東京衞戍病院ヘ貨車一ヲ出ス	(1)鐵道院ノ爲偵察及諸準備ヲナス		(1)前日來派遣中ナル淀橋淨水場復舊工事ノ第一師團ト交代ス	(1)鐵道線復舊隊ハ前日ニ引續キ千葉停車場構內及機關庫線ノ復舊ニ從事ス
(1)澁谷憲兵分隊ノ請求ニヨリ乾麵麭及牛鑵ヲ給ス(2)一般罹災民ヘモ糧食若干ヲ給ス				

一	鐵　二	氣球	飛行五	電　一
將校以下五十名ヲ增加シ同除指揮官ノ指揮ヲ受ケシム (3) 不逞鮮人ノ捜索ヲ實施シ午後五時頃終了憲兵警察ニ引渡シタル鮮人約百名ニ及フ		(1) 午前十時衛戍會報ヲ行ヒ地方官民ノ代表者及官衙學校ノ命令ヲ領シ各受領者ヲシテ警備ノ厳重ヲ戒メ警備厳重等ニ關シ區處ス (2) 川越市長及同警察署長ノ通報ニヨリ同市民ニ不逞鮮人ノ來襲シタル形跡アリ且流言蜚語セルヲ知リ特ニ二ノ同地ニ派遣シ偵察シ歸隊セシメ警察官ト並ニ自警團ヲ指揮セリ (3) 衛戍地内人心動搖シテ恐怖心未タ去ラス加フルニ敎導中隊海軍航空隊等ハ武器ヲ有セサルヲ以テ氣球除ノ東京出動ヲ一時延期セリ		(1) 主力在營 (2) 約二中隊赴援
	(1) 線路ノ復舊ヲ終リ三日朝東京驛ニ歸着セル間ノ東京附近ニ於ケル中央線橋梁ハ何レモ床上浸水シ鐵橋ハ何レモ流失シ又ハ焼失シ三井銀行ニ於ケル消火ヲ援ケタリ			
	(1) 鐵道省ト協力シ聯隊ノ有スル給水設備ヲ以テ給水ニ當リ又鐵道ノ利用ヲ得テ毛布ノ輸送ニ關シ便宜ヲ與ヘラレタリ 運轉ニアタリシ機關車ハ附近ニ群集セル罹災者ニ對シ三日迄ニ數回ノ臨時運轉ヲ實施シ列車同數ノ避難者ヲシテ四往復ヲ以テ約十三萬五千ノ輸送ヲ終レリ	(1) 特別乘車一ヲ以テ貨車一ヲ差出ス	戒嚴司令部ニ於テ以下三名ヲ以テ構成シ開設ス	午前六時千葉ニ於ケル救護所ヲ
蓄作業ニ從事ス	(1) 亀戸線錦糸町驛ノ單線ヲ復舊シ貨物ノ作業ヲ實施ス (2) 川崎ニ至リ鐵道省ト協議ノ上京濱間ノ復舊工事ニ着手ス		(1) 二機ヲ以テ東京市ノ災害狀況ノ撮影ヲナス	

千葉病院	歩
(1) 兩國橋北方鐵道俱樂部ニ第一班 (2) 第一班ハ中央上京	(1) 小石川區ニ歩哨二名 (2) 近衛歩兵第一聯隊長ノ指揮下ニ入リ午込及牛込ノ内方面ヲ警備ス配備ノ概要左ノ如シ (イ) 第一大隊ヨリ中隊ヲ飯田橋附近ニ出シ近歩三ト交代其附近ヲ警備ス (ロ) 第一中隊ヲ二重橋前ニ出シ近歩三ト交代シ機田門—外濠—竹橋間ヲ警備ス (ハ) 軍鴨刑務署將校ノ指揮スル將校以下三十名 戸山學校將校以下二十名 化學研究所（ニ）殘餘ハ兵營ニ下士以下十名トナリ靖國神社ニ位置ス (2) 陸軍省ニ出セル部隊ハ午前一時東京經理部附近ニテ放火犯未遂者一ヲ捕ヘ憲兵ニ引渡セリ (3) 午前七時半警備隊ノ位置ヲ近歩一ノ集會所ニ移ス
(1) 開設ニ關スル前ノ救護所ヲ午前六時千葉ニ於ケル救護ノ概要ハ左ノ如シ (2) 三百米以上ノ材料ヲ以テ構成セル在來橋ニ當生ノ藤田軍醫正ニ命シ追送ス (3) 午前十一時ニ更ニ救助ヲ求メタルニヨリ第一班ヲ追送ス (4) 午後零時三十分上京セシメ二班ヲ追送ス (5) 午後一時三十分第一班ヲ食ヲ與ヘテ追送ス (6) 午後五時第一班ヲ千葉ニ追送ス 尚ナホ救護ノ爲第二班ヲ增加ス 午後十一時ヨリ翌午前七時迄ニ交代ス	(1) 軍醫以下二十名ヲ以テ堺ノ市役所内ニ救護所ヲ開設シ市民ノ傷病者ヲ救護ス

六十六歩	十三歩	校
(1) 第百在宇	(1) 松在村	
(1) (4)(3) (2) 宇 氷宮本市澤午屋第後第三ノ＝章 川橋綿ケ第後第三ノ＝章 關關關谷區十ア兼備地區ノ 所所所法＝時丁完ス區ノ 所左減ス區ノ ノ能 加司 ク令部 增部 派ヘ 三ス一中隊 六六一隊 名名名 ヲ 差 回 ス		(1) (5) ＝群 ア第第第第入近 備備メア歩 シ隊直直直三 左ノ＝兼ン隊 ラ一兼ン隊 直部兼係令 スア＝セ令 以引ア＝ テ渡良ヨ 近セ斬リ 歩シ入兼 一群ノ在 二ノ約護域 人保區 兵百ア內 警名加ノ 備近フ不 ル通
(1) 出基直 ス一將減 ホトル能司令官ノ ニシテ官ノ ア署ノ 差護		
	(1) 第少時十富口六發宇ニ 第四宇一ス＝時午新午下 ＝近前午下川前宮午前	

午前十一時戒命第五號を以て第十三師團派遣の歩兵一旅團（隊二缺）及衛生機關東京北部衛戍司令官の指揮下に入るや、新隸下部隊を部署して、左の如く部署す。

一、戒命第五號に基き新に東京北部衛戍司令官ノ隸下に屬セラレタル部隊ノ、左の如く部署す。

1、第一地區ニ工兵第二大隊ノ配屬ス。

2、第十三師團ヨリ派遣セラレタル部隊（第歩兵二大隊及第一中隊缺）ノ以テ第四地區ニ在屬セシメ、東京衛戍地區ト戒衛ス。

3、第十三師團歩兵第五十八聯隊第二大隊ノ一小隊ヲ以テ第一地區ニ在屬セシメ、東京衛戍地區ト戒衛ス。

二、前項ノ外、東京衛戍地區ニ在屬スル部隊ハ、從來ノ通リ東京衛戍司令官ノ隸下ニ屬セラルヘシ。

三、歩兵第十六聯隊ノ一小隊ヲ前圖第一地區ニ、近歩一第百ニ於テ配置ス。

四、各兵科所ノ兵力ヲ有加シ、第一地區ニ於テ配置セル官衙及上野公園ノ照明自動車ヲ東京衛戍司令官ノ隸下ニ屬セラル。

五日、戒命第八號命令を以て左の如く部署す。

一、戒命第八號ニ基キ、司令官ハ午前十時左ノ命令ヲ發ス。

戒北命第四號

命令

一、戒命第八號ニ基キ、司令官ハ午前十時左ノ命令ヲ發ス。

二、當第一地區内ニ於テハ、第一師團ノ一部ヲ以テ警備ニ任ス。

三、各地區司令官ハ、當該第一地區内ノ憲兵所ニ、本日午後六時迄ニ、各位置ニ在ル十八兵員ヲ配置シ、第一師團ノ一部ニ充分ナル援助ヲ與フヘシ。

其位置左ノ如シ。

第一地區　和泉橋、淺草橋、兩國橋。

第二地區　巢鴨町、高圓橋、板田橋、目白橋、池袋停車場、大塚ガード下、雜司ガード上、駒込橋、田端停車場、日暮里停車場。

第三地區　新宿停車場、三宅坂、四谷見附、市ヶ見附。

第五地區　赤羽停車場。

四、東京ノ部ニ關シテハ、各警備地區内所管憲兵ニ、協議スヘシ。

東京北部衛戍司令官　柴　岡　中　將

午後二時三十分命して左の照明機關を配置す。

戒北第五號

命令

一、左ノ如ク照明機關ヲ配置、夜間照明ヲナスヘシ。　於九月五日午後二時三十分近衛司令部

東京廳前　第二地區司令官設備

三宅坂、四谷見附、靖國神社上、半藏門　第三地區司令官設備

淺草公園　第四地區司令官設備

二、カーバイトノ補充ハ、追テ命ス。

四、各兵科所ノ兵力ヲ有加シ、警備ヲ嚴ニス。

五、戒嚴司令部ニ於テ配置セル官衙及上野公園ノ照明自動車ヲ東京警備司令官ノ隸下ニ屬セラル。

東京北警備司令官　柴　岡　中　將

是日午後六時より十時までに日暮里驛着豫定の工兵第八大隊第一中隊を第二地區司令官の隸下に入らしめ、該地區内に於ける主要道路殊に橋梁を警衛せしむる事とし、騎兵第一旅團及野重第八聯隊をして、明六日落合村附近の第六警備區警備に當らしむ、戒北命第六號命令左の如し。

戒北命第六號

命令

一、騎兵第一旅團ハ明六日中ニ落合村附近、別紙九月五日午後八時司令部ニ於ケル警備ニ任スヘシ。

二、騎旅團ノ警備地區ヲ第六警備地區ト命ス。

三、戒ルヘク速ニ警備地區司令部ト近衛師團司令部間ニ電話ヲ架設スヘシ。

四、配備完了セハ、要圖ヲ以テ報告スヘシ。

五、騎兵第十三第十四聯隊ハ、明六日以後騎兵第一旅團長ノ隸下ニ入ル、其時期ハ當該地區司令官ト騎兵旅團長ト協議スヘシ。

六、第三警備地區ノ部隊配置（略）ノ如ク定ム。

東京北警備司令官　柴　岡　中　將

六日、富士裾野野營中の近衛騎兵聯隊は午前七時屯營に歸着し、騎兵第一旅團の隸下に入り、第三地區配當の近衛輜重兵大隊は、一部を各地區に分屬し、他は師團の直轄と爲り、近衛野砲兵聯隊及野戰重砲兵第四聯隊をして近衛砲兵屯營内に輸送材料を準備せしめ、師團に於て統一輸送を行ひ、又各地區をして擔任地區外方に時々斥候を出して情況を偵察せしめ、第五地區司令官をして中仙道方面警備部隊と連絡せしむ、而して是夕淀上陸豫定の野戰重砲兵第八聯隊には、七日戒嚴司令部に直屬し、玄洞陸揚作業に協力せしむる事とし、七日夕に至り、騎兵第一旅團長の隸下に入らしむ、是日午前十一時發する所の命令、左の如し。

東北命第七號

命　令　　九月六日午前十一時

一、歩兵第五十聯隊（一大隊缺）、53i ノ一大隊及同第三十聯隊ノ一大隊ハ、昨夜來大雨滯シ、水日中ニ全部到着ヲ予定シ、チノ指下ニ入ル。

二、第五師團ハ、現在地ニ於テ警備ヲ續行スヘシ。

三、東京北警備地區ハ、別紙要圖（省）ノ如ク其ノ境區ニ區劃ス、各部ノ擔任ハ左ノ通リトス。

四、東京北警備司令官ハ、警備地區內ノ配備ヲ定メ、要圖ヲ以テ報告スヘシ、但緊急ノ場合ニハ其ノ自ラ指令スヘシ。

五、東京北警備司令官ハ、警備地區ヲ分チテ數個ノ警備擔任區トシ、各擔任區ニ指揮官ヲ置キ、其ノ兵力ハ情況ニ應シ、指揮官ヲシテ適宜之ヲ定メシムヘシ。

六、東京北警備司令官ハ、警備ニ關シ、必要ニ應シ、直接關係官衙ニ對シ、指揮官ヲシテ協議セシムヘシ。

七、近衛師團司令官ハ、其ノ擔任區域ニ於ケル警備ニ關シ、東京北警備司令官ニ對シ、必要ナル指導ヲ與フヘシ。

八、東京北警備司令官ハ、警備擔任區域ニ於ケル警備ニ關シ、必要ニ應シ、近衛師團長ニ對シ、兵力ノ使用ヲ請求スルコトヲ得、此ノ場合ニ於テハ、師團長ハ、成ルヘク之ニ應スヘシ、但緊急ノ場合ニ於テハ、此ノ限リニアラス。

九、其ノ他警備ニ關スル細則ハ、東京北警備司令官ヲシテ定メシム。

東京北警備司令官　岡　部　直　三　郎

第一警備擔任區　司令官近衛步兵第一聯隊長
近衛步兵第一連隊（第一大隊缺）、工兵第一大隊、騎兵第一聯隊ノ一中隊、野戰重砲兵第一聯隊ノ一大隊、輜重兵第一分隊

第二警備擔任區　司令官近衛步兵第二聯隊長
近衛步兵第二連隊、近衛野砲兵聯隊、工兵第一大隊ノ一中隊、輜重兵第一分隊

第三警備擔任區　司令官小山歩兵大佐
步兵第五十聯隊（一大隊缺）、步兵第三十聯隊（一大隊缺）、步兵第五十八聯隊、騎兵第一中隊、輜重兵第一分隊

第四警備擔任區　司令官久留米歩兵中佐
步兵第五十六聯隊（一大隊缺）、步兵第三十聯隊ノ一大隊、步兵第五十八聯隊ノ一中隊、輜重兵第一分隊

第五警備擔任區　司令官小原分隊長
步兵第五十六聯隊ノ一大隊、野戰重砲兵第八聯隊、輜重兵第一分隊

第六警備擔任區　司令官小原分隊長
步兵第五十六聯隊第二大隊、輜重兵第一分隊

豫備隊
步兵第五十八聯隊第二大隊（缺中）

七日、前日の戒令第十二號に依り、午後八時命令して左の如く部署す。

東北命第八號

命　令　　九月七日午後八時

一、第五師團司令部ハ、別紙要圖（省）ノ如ク東京北警備司令部ニ編入セラル。

二、歩兵第五十聯隊（一大隊缺）、九月九日歩兵第三十聯隊（一大隊缺）ト交代シ、原所屬ニ復歸スヘシ。

三、歩兵第三十聯隊（一大隊缺）ハ歩兵第五十聯隊ト交代シ、第五師團ノ豫備隊トナルヘシ。

四、野戰重砲兵第一聯隊ハ、八日以後其ノ一大隊ヲ相模野ノ射場ニ集合セシメ、第五師團ノ豫備ニ任スヘシ。

五、歩兵第三十聯隊ノ二中隊ハ、チノ直轄トナリ、近歩第一連隊ノ西ニ位置スヘシ。

六、歩兵第五十聯隊ノ一中隊ハ、自今青山練兵場ニ位置スヘシ。

七、近衛歩兵第一聯隊ノ一中隊ハ、自今中野附近方面警備擔任區ノ豫備トシテ其ノ方面ニ位置スヘシ。

八、東北命第七號第六項第一聯隊ヲ第七項第一聯隊ト改ム。

九、チノ他從來近衛師團司令部ニ在リシ。

東京北警備司令官　岡　部　直　三　郎

二、歩兵第三十聯隊第三大隊（二中隊缺）、ハ、交代後原所屬ニ復歸スヘシ。

三、歩兵第三十聯隊第三大隊（二中隊缺）、ヨリ減ジタル各警備兵ハ、第二警備擔任區ニ於ケル歩兵第六十六聯隊ノ兵ヲ以テ交代セラルヘシ。

東京北警備司令官　岡　部　直　三　郎

是ニ於テ十二日師團警備隊ハ交代ス、警備地區內殘ル各隊ニ於ケル警備ノ銃ニ裝填スルヲ廢ス。

東北命第十二號

命　令　　九月十二日午後六時

一、當警備地區ハ、治安恢復ニ關シ、ソノ任務ヲ終リタルヲ以テ、明十三日午前零時ヲ以テ、警備ヲ解キ、從來ノ狀態ニ復セシム。

二、警備地區司令官ハ、前項ノ趣旨ニ基キ、適當ノ處置ヲ講スヘシ。

三、警備地區司令官ハ、警備ヲ解キタル後ト雖モ、必要ニ應シ、警備ヲ再興シ得ル如ク、豫メ其ノ準備ヲ爲シ置クヘシ。

四、警備ヲ解キタル後ト雖モ、必要ニ應シ、警備ヲ再興シ得ル如ク、豫メ其ノ準備ヲ爲シ置クヘシ。

五、警備ヲ解キタル後ト雖モ、必要ニ應シ、警備ヲ再興シ得ル如ク、豫メ其ノ準備ヲ爲シ置クヘシ。

六、警備ヲ解キタル後ト雖モ、必要ニ應シ、警備ヲ再興シ得ル如ク、豫メ其ノ準備ヲ爲シ置クヘシ。

七、警備ヲ解キタル後ト雖モ、必要ニ應シ、警備ヲ再興シ得ル如ク、豫メ其ノ準備ヲ爲シ置クヘシ。

八、警備ヲ解キタル後ト雖モ、必要ニ應シ、警備ヲ再興シ得ル如ク、豫メ其ノ準備ヲ爲シ置クヘシ。

九、警備ヲ解キタル後ト雖モ、必要ニ應シ、警備ヲ再興シ得ル如ク、豫メ其ノ準備ヲ爲シ置クヘシ。

十、警備ヲ解キタル後ト雖モ、必要ニ應シ、警備ヲ再興シ得ル如ク、豫メ其ノ準備ヲ爲シ置クヘシ。

十一、警備ヲ解キタル後ト雖モ、必要ニ應シ、警備ヲ再興シ得ル如ク、豫メ其ノ準備ヲ爲シ置クヘシ。

十二、警備ヲ解キタル後ト雖モ、必要ニ應シ、警備ヲ再興シ得ル如ク、豫メ其ノ準備ヲ爲シ置クヘシ。

十三、警備ヲ解キタル後ト雖モ、必要ニ應シ、警備ヲ再興シ得ル如ク、豫メ其ノ準備ヲ爲シ置クヘシ。

十四、警備ヲ解キタル後ト雖モ、必要ニ應シ、警備ヲ再興シ得ル如ク、豫メ其ノ準備ヲ爲シ置クヘシ。

十五、警備ヲ解キタル後ト雖モ、必要ニ應シ、警備ヲ再興シ得ル如ク、豫メ其ノ準備ヲ爲シ置クヘシ。

十六、警備ヲ解キタル後ト雖モ、必要ニ應シ、警備ヲ再興シ得ル如ク、豫メ其ノ準備ヲ爲シ置クヘシ。

十七、警備ヲ解キタル後ト雖モ、必要ニ應シ、警備ヲ再興シ得ル如ク、豫メ其ノ準備ヲ爲シ置クヘシ。

十八、警備ヲ解キタル後ト雖モ、必要ニ應シ、警備ヲ再興シ得ル如ク、豫メ其ノ準備ヲ爲シ置クヘシ。

十九、警備ヲ解キタル後ト雖モ、必要ニ應シ、警備ヲ再興シ得ル如ク、豫メ其ノ準備ヲ爲シ置クヘシ。

二十、警備ヲ解キタル後ト雖モ、必要ニ應シ、警備ヲ再興シ得ル如ク、豫メ其ノ準備ヲ爲シ置クヘシ。

二十一、警備ヲ解キタル後ト雖モ、必要ニ應シ、警備ヲ再興シ得ル如ク、豫メ其ノ準備ヲ爲シ置クヘシ。

二十二、警備ヲ解キタル後ト雖モ、必要ニ應シ、警備ヲ再興シ得ル如ク、豫メ其ノ準備ヲ爲シ置クヘシ。

二十三、警備ヲ解キタル後ト雖モ、必要ニ應シ、警備ヲ再興シ得ル如ク、豫メ其ノ準備ヲ爲シ置クヘシ。

二十四、警備ヲ解キタル後ト雖モ、必要ニ應シ、警備ヲ再興シ得ル如ク、豫メ其ノ準備ヲ爲シ置クヘシ。

二十五、警備ヲ解キタル後ト雖モ、必要ニ應シ、警備ヲ再興シ得ル如ク、豫メ其ノ準備ヲ爲シ置クヘシ。

二十六、警備ヲ解キタル後ト雖モ、必要ニ應シ、警備ヲ再興シ得ル如ク、豫メ其ノ準備ヲ爲シ置クヘシ。

二十七、警備ヲ解キタル後ト雖モ、必要ニ應シ、警備ヲ再興シ得ル如ク、豫メ其ノ準備ヲ爲シ置クヘシ。

二十八、警備ヲ解キタル後ト雖モ、必要ニ應シ、警備ヲ再興シ得ル如ク、豫メ其ノ準備ヲ爲シ置クヘシ。

二十九、警備ヲ解キタル後ト雖モ、必要ニ應シ、警備ヲ再興シ得ル如ク、豫メ其ノ準備ヲ爲シ置クヘシ。

三十、警備ヲ解キタル後ト雖モ、必要ニ應シ、警備ヲ再興シ得ル如ク、豫メ其ノ準備ヲ爲シ置クヘシ。

三十一、警備ヲ解キタル後ト雖モ、必要ニ應シ、警備ヲ再興シ得ル如ク、豫メ其ノ準備ヲ爲シ置クヘシ。

三十二、警備ヲ解キタル後ト雖モ、必要ニ應シ、警備ヲ再興シ得ル如ク、豫メ其ノ準備ヲ爲シ置クヘシ。

三十三、警備ヲ解キタル後ト雖モ、必要ニ應シ、警備ヲ再興シ得ル如ク、豫メ其ノ準備ヲ爲シ置クヘシ。

三十四、警備ヲ解キタル後ト雖モ、必要ニ應シ、警備ヲ再興シ得ル如ク、豫メ其ノ準備ヲ爲シ置クヘシ。

三十五、警備ヲ解キタル後ト雖モ、必要ニ應シ、警備ヲ再興シ得ル如ク、豫メ其ノ準備ヲ爲シ置クヘシ。

三十六、警備ヲ解キタル後ト雖モ、必要ニ應シ、警備ヲ再興シ得ル如ク、豫メ其ノ準備ヲ爲シ置クヘシ。

三十七、警備ヲ解キタル後ト雖モ、必要ニ應シ、警備ヲ再興シ得ル如ク、豫メ其ノ準備ヲ爲シ置クヘシ。

三十八、警備ヲ解キタル後ト雖モ、必要ニ應シ、警備ヲ再興シ得ル如ク、豫メ其ノ準備ヲ爲シ置クヘシ。

三十九、警備ヲ解キタル後ト雖モ、必要ニ應シ、警備ヲ再興シ得ル如ク、豫メ其ノ準備ヲ爲シ置クヘシ。

四十、警備ヲ解キタル後ト雖モ、必要ニ應シ、警備ヲ再興シ得ル如ク、豫メ其ノ準備ヲ爲シ置クヘシ。

四十一、警備ヲ解キタル後ト雖モ、必要ニ應シ、警備ヲ再興シ得ル如ク、豫メ其ノ準備ヲ爲シ置クヘシ。

四十二、警備ヲ解キタル後ト雖モ、必要ニ應シ、警備ヲ再興シ得ル如ク、豫メ其ノ準備ヲ爲シ置クヘシ。

四十三、警備ヲ解キタル後ト雖モ、必要ニ應シ、警備ヲ再興シ得ル如ク、豫メ其ノ準備ヲ爲シ置クヘシ。

四十四、警備ヲ解キタル後ト雖モ、必要ニ應シ、警備ヲ再興シ得ル如ク、豫メ其ノ準備ヲ爲シ置クヘシ。

四十五、警備ヲ解キタル後ト雖モ、必要ニ應シ、警備ヲ再興シ得ル如ク、豫メ其ノ準備ヲ爲シ置クヘシ。

四十六、警備ヲ解キタル後ト雖モ、必要ニ應シ、警備ヲ再興シ得ル如ク、豫メ其ノ準備ヲ爲シ置クヘシ。

四十七、警備ヲ解キタル後ト雖モ、必要ニ應シ、警備ヲ再興シ得ル如ク、豫メ其ノ準備ヲ爲シ置クヘシ。

四十八、警備ヲ解キタル後ト雖モ、必要ニ應シ、警備ヲ再興シ得ル如ク、豫メ其ノ準備ヲ爲シ置クヘシ。

四十九、警備ヲ解キタル後ト雖モ、必要ニ應シ、警備ヲ再興シ得ル如ク、豫メ其ノ準備ヲ爲シ置クヘシ。

五十、警備ヲ解キタル後ト雖モ、必要ニ應シ、警備ヲ再興シ得ル如ク、豫メ其ノ準備ヲ爲シ置クヘシ。

五十一、警備ヲ解キタル後ト雖モ、必要ニ應シ、警備ヲ再興シ得ル如ク、豫メ其ノ準備ヲ爲シ置クヘシ。

五十二、警備ヲ解キタル後ト雖モ、必要ニ應シ、警備ヲ再興シ得ル如ク、豫メ其ノ準備ヲ爲シ置クヘシ。

五十三、警備ヲ解キタル後ト雖モ、必要ニ應シ、警備ヲ再興シ得ル如ク、豫メ其ノ準備ヲ爲シ置クヘシ。

五十四、警備ヲ解キタル後ト雖モ、必要ニ應シ、警備ヲ再興シ得ル如ク、豫メ其ノ準備ヲ爲シ置クヘシ。

五十五、警備ヲ解キタル後ト雖モ、必要ニ應シ、警備ヲ再興シ得ル如ク、豫メ其ノ準備ヲ爲シ置クヘシ。

五十六、警備ヲ解キタル後ト雖モ、必要ニ應シ、警備ヲ再興シ得ル如ク、豫メ其ノ準備ヲ爲シ置クヘシ。

五十七、警備ヲ解キタル後ト雖モ、必要ニ應シ、警備ヲ再興シ得ル如ク、豫メ其ノ準備ヲ爲シ置クヘシ。

五十八、警備ヲ解キタル後ト雖モ、必要ニ應シ、警備ヲ再興シ得ル如ク、豫メ其ノ準備ヲ爲シ置クヘシ。

五十九、警備ヲ解キタル後ト雖モ、必要ニ應シ、警備ヲ再興シ得ル如ク、豫メ其ノ準備ヲ爲シ置クヘシ。

六十、警備ヲ解キタル後ト雖モ、必要ニ應シ、警備ヲ再興シ得ル如ク、豫メ其ノ準備ヲ爲シ置クヘシ。

六十一、警備ヲ解キタル後ト雖モ、必要ニ應シ、警備ヲ再興シ得ル如ク、豫メ其ノ準備ヲ爲シ置クヘシ。

六十二、警備ヲ解キタル後ト雖モ、必要ニ應シ、警備ヲ再興シ得ル如ク、豫メ其ノ準備ヲ爲シ置クヘシ。

六十三、警備ヲ解キタル後ト雖モ、必要ニ應シ、警備ヲ再興シ得ル如ク、豫メ其ノ準備ヲ爲シ置クヘシ。

六十四、警備ヲ解キタル後ト雖モ、必要ニ應シ、警備ヲ再興シ得ル如ク、豫メ其ノ準備ヲ爲シ置クヘシ。

六十五、警備ヲ解キタル後ト雖モ、必要ニ應シ、警備ヲ再興シ得ル如ク、豫メ其ノ準備ヲ爲シ置クヘシ。

六十六、警備ヲ解キタル後ト雖モ、必要ニ應シ、警備ヲ再興シ得ル如ク、豫メ其ノ準備ヲ爲シ置クヘシ。

六十七、警備ヲ解キタル後ト雖モ、必要ニ應シ、警備ヲ再興シ得ル如ク、豫メ其ノ準備ヲ爲シ置クヘシ。

六十八、警備ヲ解キタル後ト雖モ、必要ニ應シ、警備ヲ再興シ得ル如ク、豫メ其ノ準備ヲ爲シ置クヘシ。

六十九、警備ヲ解キタル後ト雖モ、必要ニ應シ、警備ヲ再興シ得ル如ク、豫メ其ノ準備ヲ爲シ置クヘシ。

七十、警備ヲ解キタル後ト雖モ、必要ニ應シ、警備ヲ再興シ得ル如ク、豫メ其ノ準備ヲ爲シ置クヘシ。

七十一、警備ヲ解キタル後ト雖モ、必要ニ應シ、警備ヲ再興シ得ル如ク、豫メ其ノ準備ヲ爲シ置クヘシ。

七十二、警備ヲ解キタル後ト雖モ、必要ニ應シ、警備ヲ再興シ得ル如ク、豫メ其ノ準備ヲ爲シ置クヘシ。

七十三、警備ヲ解キタル後ト雖モ、必要ニ應シ、警備ヲ再興シ得ル如ク、豫メ其ノ準備ヲ爲シ置クヘシ。

七十四、警備ヲ解キタル後ト雖モ、必要ニ應シ、警備ヲ再興シ得ル如ク、豫メ其ノ準備ヲ爲シ置クヘシ。

七十五、警備ヲ解キタル後ト雖モ、必要ニ應シ、警備ヲ再興シ得ル如ク、豫メ其ノ準備ヲ爲シ置クヘシ。

七十六、警備ヲ解キタル後ト雖モ、必要ニ應シ、警備ヲ再興シ得ル如ク、豫メ其ノ準備ヲ爲シ置クヘシ。

七十七、警備ヲ解キタル後ト雖モ、必要ニ應シ、警備ヲ再興シ得ル如ク、豫メ其ノ準備ヲ爲シ置クヘシ。

七十八、警備ヲ解キタル後ト雖モ、必要ニ應シ、警備ヲ再興シ得ル如ク、豫メ其ノ準備ヲ爲シ置クヘシ。

七十九、警備ヲ解キタル後ト雖モ、必要ニ應シ、警備ヲ再興シ得ル如ク、豫メ其ノ準備ヲ爲シ置クヘシ。

八十、警備ヲ解キタル後ト雖モ、必要ニ應シ、警備ヲ再興シ得ル如ク、豫メ其ノ準備ヲ爲シ置クヘシ。

八十一、警備ヲ解キタル後ト雖モ、必要ニ應シ、警備ヲ再興シ得ル如ク、豫メ其ノ準備ヲ爲シ置クヘシ。

八十二、警備ヲ解キタル後ト雖モ、必要ニ應シ、警備ヲ再興シ得ル如ク、豫メ其ノ準備ヲ爲シ置クヘシ。

八十三、警備ヲ解キタル後ト雖モ、必要ニ應シ、警備ヲ再興シ得ル如ク、豫メ其ノ準備ヲ爲シ置クヘシ。

八十四、警備ヲ解キタル後ト雖モ、必要ニ應シ、警備ヲ再興シ得ル如ク、豫メ其ノ準備ヲ爲シ置クヘシ。

八十五、警備ヲ解キタル後ト雖モ、必要ニ應シ、警備ヲ再興シ得ル如ク、豫メ其ノ準備ヲ爲シ置クヘシ。

八十六、警備ヲ解キタル後ト雖モ、必要ニ應シ、警備ヲ再興シ得ル如ク、豫メ其ノ準備ヲ爲シ置クヘシ。

八十七、警備ヲ解キタル後ト雖モ、必要ニ應シ、警備ヲ再興シ得ル如ク、豫メ其ノ準備ヲ爲シ置クヘシ。

八十八、警備ヲ解キタル後ト雖モ、必要ニ應シ、警備ヲ再興シ得ル如ク、豫メ其ノ準備ヲ爲シ置クヘシ。

八十九、警備ヲ解キタル後ト雖モ、必要ニ應シ、警備ヲ再興シ得ル如ク、豫メ其ノ準備ヲ爲シ置クヘシ。

九十、警備ヲ解キタル後ト雖モ、必要ニ應シ、警備ヲ再興シ得ル如ク、豫メ其ノ準備ヲ爲シ置クヘシ。

九十一、警備ヲ解キタル後ト雖モ、必要ニ應シ、警備ヲ再興シ得ル如ク、豫メ其ノ準備ヲ爲シ置クヘシ。

九十二、警備ヲ解キタル後ト雖モ、必要ニ應シ、警備ヲ再興シ得ル如ク、豫メ其ノ準備ヲ爲シ置クヘシ。

九十三、警備ヲ解キタル後ト雖モ、必要ニ應シ、警備ヲ再興シ得ル如ク、豫メ其ノ準備ヲ爲シ置クヘシ。

九十四、警備ヲ解キタル後ト雖モ、必要ニ應シ、警備ヲ再興シ得ル如ク、豫メ其ノ準備ヲ爲シ置クヘシ。

九十五、警備ヲ解キタル後ト雖モ、必要ニ應シ、警備ヲ再興シ得ル如ク、豫メ其ノ準備ヲ爲シ置クヘシ。

九十六、警備ヲ解キタル後ト雖モ、必要ニ應シ、警備ヲ再興シ得ル如ク、豫メ其ノ準備ヲ爲シ置クヘシ。

九十七、警備ヲ解キタル後ト雖モ、必要ニ應シ、警備ヲ再興シ得ル如ク、豫メ其ノ準備ヲ爲シ置クヘシ。

九十八、警備ヲ解キタル後ト雖モ、必要ニ應シ、警備ヲ再興シ得ル如ク、豫メ其ノ準備ヲ爲シ置クヘシ。

九十九、警備ヲ解キタル後ト雖モ、必要ニ應シ、警備ヲ再興シ得ル如ク、豫メ其ノ準備ヲ爲シ置クヘシ。

百、警備ヲ解キタル後ト雖モ、必要ニ應シ、警備ヲ再興シ得ル如ク、豫メ其ノ準備ヲ爲シ置クヘシ。

是日午後、警備司令官警備地區內ヲ巡視ス。

八日、諸隊戒北令第八號命令ニ基キテ交代ヲ行フ、司令官ハ弘中工兵大佐ニ命ジ、近衛工兵大隊、工兵第二大隊及工兵第八大隊ノ二中隊ヲ合セ指揮シ、十一日マデニ作業隊ヲ編成シテ東京北警備地區內ノ交通路ヲ整備セシム、命令左ノ如シ。

北命第九號

命　令　　九月八日午後七時

一、東京北警備地區所屬工兵隊ヲ合シ、作業隊ヲ編成シ、交通路ノ一層完整ヲ圖ラシム。

二、弘中工兵大佐ハ、近衛工兵大隊、工兵第二大隊、工兵第八大隊ノ一中隊ヲ合セ指揮シ、十一日迄ニ作業隊ヲ編成シ、東京北警備地區內ニ於ケル交通路ノ整備ニ任スヘシ。

三、作業隊指揮官ハ、作業實施前豫メ立案シ之ヲ報告スヘシ。

東京北警備司令官　岡　部　直　三　郎

九日は警備隊より師團司令部に衛兵を備へしめ、又宮城前廣場に於ける近衛歩兵第二聯隊一小隊を警備隊たる歩兵第三十聯隊の一小隊と交代せしめ、十日には各銀行開業のため、之が警備を各地區司令官に擔任せしめ、警備隊より下士以下十三名を出してガソリン配給所を警備せしめ、戒嚴司令部より照明機二を受領して第一地區內戒嚴前及國技館に配置す。

十一日弘中大佐の作業隊は、橋梁修築及道路の補修を行ふ、師團長は是日警備地區を巡視す、午後六時左の命令を出す。

東北命第十一號

命　令　　九月十一日午後六時

一、歩兵第六十六聯隊（一大隊缺）、ハ、明十二日午後二時迄ニ歩兵第三十聯隊第三大隊（二中隊缺）ト交代シ、警備ヲ解キタルノチ、原所屬ニ復歸スヘシ。

二、歩兵第三十聯隊第三大隊（二中隊缺）、ハ、交代後原所屬ニ復歸スヘシ。

三、歩兵第三十聯隊第三大隊（二中隊缺）、ヨリ減ジタル各警備兵ハ、第二警備擔任區ニ於ケル歩兵第六十六聯隊ノ兵ヲ以テ交代セラルヘシ。

東京北警備司令官　岡　部　直　三　郎

是ニ於テ十二日師團警備隊ハ交代ス、警備地區內殘ル各隊ニ於ケル警備ノ銃ニ裝填スルヲ廢ス。

東北命第十二號

命　令　　九月十二日午後六時

一、當警備地區ハ、治安恢復ニ關シ、ソノ任務ヲ終リタルヲ以テ、明十三日午前零時ヲ以テ、警備ヲ解キ、從來ノ狀態ニ復セシム。

二、警備地區司令官ハ、前項ノ趣旨ニ基キ、適當ノ處置ヲ講スヘシ。

東京北警備司令官　岡　部　直　三　郎

十三日諸方面の秩序恢復したるを以て、戒嚴警備を地方行政機關に移すが爲め、戒令第二十七號命令あり、東京府警備部隊との警備境界も變更し、從て四谷區全部を府警備に、麹町區全部を北警備區に含ましめ、一面歩兵第十七聯隊第一大隊（一中隊缺）を東京北警備司令官の隸下に入る。

東北命第十四號

命　令　　九月十三日午後六時

一、明十四日東京府北警備地區ノ別紙要圖（省）ノ如ク變更シ、新ニ歩兵第十七聯隊第一大隊ヲ警備擔任區ニ配置セラル。

二、明十四日以後、第三警備ノ別紙要圖（省）ノ如ク變更シ、歩兵第十七聯隊第二大隊ヲ第三警備擔任區司令官ノ隸下ニ屬ス。

同大隊ハ、十四日正午日比谷公園ニ於テ隸下ニ入ル。

三、新令四谷見附午前二門ノ開閉ヲ禁シ、第一警備擔任區ニ屬ス。

四、第三警備擔任區司令官ハ明十四日正午迄ニ陸軍士官學校ト交代シ、左記ノ位置ニ、各下士及ビ上等兵一半ヲ以テ歩兵ヲ配置スヘシ。

即ち秩序恢復に依り、警備兵力の三分の一（第六第七地区に於ては概ね三分の二）以内を引揚げ、又地区内適宜の地に集結せしむると同時に、検問所の配兵をも減員したるなり、是日又近衛工兵大隊に命じて、源森橋の水門を閉鎖せしむ。

十七日には前日の命令に依り、兵力の一部を集結したれども、人心動揺の徴なく、午前三河島に火災ありて第四地区より約一中隊の兵力を出して警備したれども、同く民心平静なり、午前九時出す所の命令左の如し。

減北命第十九號

命令　於九月十七日午前九時司令部

一、第三師團第百歩兵一中隊ヲ芝浦ニ派遣シ、同地配給部長ト共ニ原少將ノ區處ニ從事セシムヘシ。

二、騎中隊ハ、今十七日正午迄ニ書記配給部ニ到着、歩兵第十七聯隊及歩兵第三十六聯隊ノ部隊ト交代シ、聯絡約三日間、書類所載ノ任務ニ服スルモノトス。

三、騎中隊ノ給養ハ、芝浦配給部之ヲ擔任ス

東京北警備司令官　森岡中將

十八日午前八時三十分侍從武官師團司令部に來り、聖旨を伝達す、師團長奉答し兼て狀況報告を爲す。

聖旨

天皇陛下ニハ今日ノ震災ニ付、戒嚴勤務ニ服セル陸海軍將兵ノ勞苦ニ思召サレ、本職ヲシテ親シク狀況ヲ實視セシメトノ御沙汰アリマス。

十九日戒北命二十號を以て翌二十日を期し、各地區内の兵力約三分の一を留めて警備せしめ、其餘は之を引揚ぐる事と爲る、又檢問所を整理す。

減北命第二十號

命令　於九月十九日午前十時司令部

一、明二十日各警備區司令官ハ、其地區内ノ狀況ニ應シ、左ノ綱領ニ於テ兵力ヲ集結スヘシ。

第一警備地區

麻團司令部	自己駐舍
近歩二第一警備兵ノ三分ノ一以内	自己屯舍ニ復歸
近歩二第一警備兵ノ三分ノ二以内	一中隊ヲ以テ三河島ニ位置シ、其ノ他ハ自己屯舍ニ復歸

第二警備地區

近歩二第一警備兵ノ三分ノ一以内	自己屯舍ニ復歸
近歩二第一警備兵ノ三分ノ二以内	一中隊ヲ以テ千住ニ位置シ、其ノ他ハ自己屯舍ニ復歸

第三四五警備地區

警備兵ノ三分ノ一以内	地區内適宜ノ位置ニ集結

十五日攝政宮殿下上野公園竹の寮に行啓あらせられ、東京北警備區内を御巡視遊ばさる、司令官隨從す、戒命第二十八號に依り、第十三聯隊をして在浦和中仙道方面警備部隊所屬近衛騎兵聯隊一中隊と交代せしむ、又戒命を以て、巢鴨刑務所囚徒護送を援助し、第三地區より歩兵第十七聯隊の將校以下二十二名、同じく巢鴨刑務所池袋田の護送援助に第二地區より若干の將校を出す、小菅刑務所囚徒護送援助としては、第四地區より將校以下三十三名、陸路及汽車行出千葉刑務所員の增助を爲す、是日午前十一時司令官よりの命令、

戒北命第十六號

命令　於九月十五日午前十一時司令部

一、近衛工兵大隊ハ、自今戒嚴ノ爲メ赤羽電信局ニ派遣セラルル所要ノ態勢ヲ作業隊ノ編成ニ應シ、戒北命第二五號ノ任務ニ從フヘシ。

二、近衛工兵大隊本部ト東京北警備司令部間ニ、近衛工兵大隊ニ於テ電話ノ架設ヲ爲スヘシ。

東京北警備司令官　森岡中將

東京驛前、九段坂上、南國國技館配電の照明機は、是日を以て撤去す。

十六日

戒北命第十七號

命令　於九月十六日午前十時司令部

一、警備地區内ノ秩序ノ恢復ニ伴ヒ、近衛工兵大隊ヲ集結セシムルトス。

二、明十七日各地區司令官ハ、其地區内ノ狀況ニ應シ、左ノ綱領ニ於テ兵力ヲ集結スヘシ。

第一警備地區

近歩二第一警備兵ノ三分ノ一以内	自己屯舍ニ復歸

第二警備地區

警備兵ノ三分ノ一以内	自己屯舍ニ復歸

第三四五警備地區

警備兵ノ三分ノ一以内	地區内適宜ノ位置ニ集結

第六警備地區

近衛及野戰工兵大隊	自己屯舍ニ復歸

第七警備地區

二個聯隊	近衛工兵大隊ノ一中隊ヲ以テ四谷ニ位置シ、其ノ他ハ自己屯舍ニ復歸

三、屯營又ハ地區内通信ノ位置ニ從事シ居ル兵ト交代ハ、地區司令官ニ於テ適宜之ヲ規定スヘシ。

四、十八日拿翁ノ際、本命令ニ基ク各地區配備要圖及配備變更ニ於ケル狀況ヲ報告スヘシ。

五、戒命第二十七號以後ニ於ケル警備概要第三ノ直接兵力警護中、現在配兵シアルモノハ、依然引續キ警護ヲ爲スヘシ。

東京北警備司令官　森岡中將

戒北命第十八號

命令　於九月十六日午前十一時司令部

一、戒北命第四號ニ依ル檢問所ノ配置ヘキ兵員ハ本十六日以後下士若クハ上等兵以下五名トス。

二、近歩一ヨリ新設セラルヘキ押上淺草兩停車場檢問所ハ、本十六日以後、前項同數ノ兵員ヲ減ジ、警察官ノ檢問ヲ援助スヘシ。

三、九月十六日戒命特號第二記載ノ檢問所中、警備地區内所在ノ分ニ對シ、自今兵員ノ減遣ヲ要セス。

東京北警備司令官　森岡中將

第二警備地區司令官假在

山階宮邸　佛國大使館（麹町區飯田町一ノ二）

第三警備地區司令官假在

賀陽宮邸　支那公使館（麹町區中六番町、白井方）

北白川宮邸　英國大使館（麹町區五番町一二）

伏見宮邸　獨逸公使館（麹町區永田町一ノ一四）

閑院宮邸　伊太利公使館（麹町區霞ヶ關四）

有栖川宮邸　米國大使館（帝國ホテル）

自耳義大使館（麹町區三番町三）

瑞西國公使館（麹町區永樂町二ノ一〇）

五、歩兵第十七聯隊一中隊ハ、戒嚴司令部直轄タルヘシ。

東京北警備司令官　森岡中將

十四日戒命第三十號に基き、東京北警備部隊作業隊中、工兵第一第八大隊は、戒嚴司令部直屬と爲り、近衛工兵大隊は、依然東京北警備司令官の隷下に在りて直接必要の作業に要する部隊の外、陸軍震災救護委員長の區處する作業に從事する事と成る、即ち

戒北命第十五號

命令　於九月十四日午前十一時司令部

一、自今東京北警備部隊作業隊ノ編成ヲ解ク。

二、戒命第三十號ニヨリ、工兵第二大隊ヲ通信ノ爲除ク、第八大隊ハ、自今戒嚴司令官ノ直轄トナリ、陸軍震災救護委員長ノ區處ヲ以テ震災救護ノ作業ニ從事スヘシ、但、目下諸隊ノ實施中ナル作業ハ、前記委員長ト協議ノ上之ヲ完了スヘシ。

三、近衛工兵大隊ハ、前記委員長ノ區處ヲ以テ作業ヲ援助スヘシ、但目下着手シタル作業ヲ完了スルヲ要ス。

四、工兵第二大隊ヲ通信ノ爲除ク、第八大隊ノ補給ハ、戒嚴司令部ニ於テ擔任セラル。

東京北警備司令官　森岡中將

是日宮城前に開設したる照明自動車一臺は、東京北警備司令官の隷下を脫れ、原所屬に復歸す。

第三師団司令部	自己庁舎
参謀本部ノ一分ハ以内	自己庁舎
第三四五参謀増加区	
参謀本部ノ一分ハ以内	増区内適宜ノ位置ニ集結
第六参謀増加区	
第六師団司令部	自己庁舎

一、屯営又ハ増区内適宜ノ位置ニ集結シタル兵員ト参謀本部ノ交代ハ、増区司令官ニ於テ適宜之ヲ規定スベシ。

三、二十一日命第ノ区、本令ニ於ケル各増区配属及配備変更ハ二於ケル状況ヲ察知スベシ。

四、東京市二十七師団ニ於ケル兵事義務ニ関スル事項ハ、現在兵ヲシテオルモノハ、依然引続キ兵事ノ任ニ当スベシ。

東京北参謀司令官　森岡中将

東北令第二十一號

命令	於九月二十日午後一時師団司令部

東北令第二十一號ニ基キ、左記地区ニ在ル部隊ハ、明二十一日以後、本令ニ依リ下士官ヲ含ム上等兵以下五名ヲ東京市ノ左記区域ニ派遣シ、警察官ノ任務ヲ援助セシムベシ。

一、本二十日午後以後、左記地区ニ派遣スベシ。

麻布区	麻布区役所、天現寺橋、天現寺三又路、善日町十字路、江戸川橋、本塩三丁目十字路、東京市役所前、新栄下、三ノ橋、中ノ橋十字路、青山、真大久保停車場、四谷、東信濃町、成子坂停車場附近、大正道路踏切大倉邸下。

東京北参謀司令官　森岡中将

東北令第二十一號

命令	於九月二十一日午後一時師団司令部

東北令第二十一號ニ基キ、上野公園開設ノ照明自動車一連ヲ派出ス。

二十日前日ノ命令ニ基キ、各地区ノ兵力ヲ集結シ、被害ノ整理ヲ為スベキ旨ヲ命ジタルガ、二十一日東京ニ於ケル秩序ハ、概ネ恢復シ、且ツ交通機関ノ復旧ニ伴ヒ、各地区ニ於ケル兵力ノ集結ハ、概ネ終了シタルヲ以テ、二十一日午後一時ヲ以テ、左記ノ通リ各隊ヲ原駐屯地ニ復帰セシムルコトニ決定シ、之ヲ実行セリ。

第一師団	第一師団司令部及第一歩兵旅団司令部、歩兵第一、第二連隊、第一騎兵大隊、第一野戦砲兵連隊、第一工兵大隊、第一輜重兵大隊、第一衛生隊、第一野戦重砲兵連隊、第一野戦電信隊、第一野戦気球隊、第一野戦自動車隊、第一野戦病院、第一野戦兵器廠、第一野戦糧秣廠、第一野戦倉庫、第一野戦貨物廠、第一野戦鉄道提理部、第一野戦鉄道隊、第一野戦鉄道材料廠、第一野戦鉄道倉庫、第一野戦鉄道工場、第一野戦鉄道自動車隊、第一野戦鉄道電信隊、第一野戦鉄道病院、第一野戦鉄道材料廠支廠、第一野戦鉄道倉庫支廠、第一野戦鉄道自動車隊支廠、第一野戦鉄道病院支廠
第二師団	第二師団司令部及第三歩兵旅団司令部、歩兵第三、第四連隊、第二騎兵大隊、第二野戦砲兵連隊、第二工兵大隊、第二輜重兵大隊、第二衛生隊、第二野戦重砲兵連隊、第二野戦電信隊、第二野戦気球隊、第二野戦自動車隊、第二野戦病院、第二野戦兵器廠、第二野戦糧秣廠、第二野戦倉庫、第二野戦貨物廠、第二野戦鉄道提理部、第二野戦鉄道隊、第二野戦鉄道材料廠、第二野戦鉄道倉庫、第二野戦鉄道工場、第二野戦鉄道自動車隊、第二野戦鉄道電信隊、第二野戦鉄道病院、第二野戦鉄道材料廠支廠、第二野戦鉄道倉庫支廠、第二野戦鉄道自動車隊支廠、第二野戦鉄道病院支廠
第四師団	第四師団司令部及第七歩兵旅団司令部、歩兵第七、第八連隊、第四騎兵大隊、第四野戦砲兵連隊、第四工兵大隊、第四輜重兵大隊、第四衛生隊、第四野戦重砲兵連隊、第四野戦電信隊、第四野戦気球隊、第四野戦自動車隊、第四野戦病院、第四野戦兵器廠、第四野戦糧秣廠、第四野戦倉庫、第四野戦貨物廠、第四野戦鉄道提理部、第四野戦鉄道隊、第四野戦鉄道材料廠、第四野戦鉄道倉庫、第四野戦鉄道工場、第四野戦鉄道自動車隊、第四野戦鉄道電信隊、第四野戦鉄道病院、第四野戦鉄道材料廠支廠、第四野戦鉄道倉庫支廠、第四野戦鉄道自動車隊支廠、第四野戦鉄道病院支廠
第六師団	第六師団司令部及第十一旅団司令部、歩兵第十一、第十二連隊、第六騎兵大隊、第六野戦砲兵連隊、第六工兵大隊、第六輜重兵大隊、第六衛生隊、第六野戦重砲兵連隊、第六野戦電信隊、第六野戦気球隊、第六野戦自動車隊、第六野戦病院、第六野戦兵器廠、第六野戦糧秣廠、第六野戦倉庫、第六野戦貨物廠、第六野戦鉄道提理部、第六野戦鉄道隊、第六野戦鉄道材料廠、第六野戦鉄道倉庫、第六野戦鉄道工場、第六野戦鉄道自動車隊、第六野戦鉄道電信隊、第六野戦鉄道病院、第六野戦鉄道材料廠支廠、第六野戦鉄道倉庫支廠、第六野戦鉄道自動車隊支廠、第六野戦鉄道病院支廠
第七師団	第七師団司令部及第十四旅団司令部、歩兵第二十七、第二十八連隊、第七騎兵大隊、第七野戦砲兵連隊、第七工兵大隊、第七輜重兵大隊、第七衛生隊、第七野戦重砲兵連隊、第七野戦電信隊、第七野戦気球隊、第七野戦自動車隊、第七野戦病院、第七野戦兵器廠、第七野戦糧秣廠、第七野戦倉庫、第七野戦貨物廠、第七野戦鉄道提理部、第七野戦鉄道隊、第七野戦鉄道材料廠、第七野戦鉄道倉庫、第七野戦鉄道工場、第七野戦鉄道自動車隊、第七野戦鉄道電信隊、第七野戦鉄道病院、第七野戦鉄道材料廠支廠、第七野戦鉄道倉庫支廠、第七野戦鉄道自動車隊支廠、第七野戦鉄道病院支廠
第八師団	第八師団司令部及第十五旅団司令部、歩兵第三十一、第三十二連隊、第八騎兵大隊、第八野戦砲兵連隊、第八工兵大隊、第八輜重兵大隊、第八衛生隊、第八野戦重砲兵連隊、第八野戦電信隊、第八野戦気球隊、第八野戦自動車隊、第八野戦病院、第八野戦兵器廠、第八野戦糧秣廠、第八野戦倉庫、第八野戦貨物廠、第八野戦鉄道提理部、第八野戦鉄道隊、第八野戦鉄道材料廠、第八野戦鉄道倉庫、第八野戦鉄道工場、第八野戦鉄道自動車隊、第八野戦鉄道電信隊、第八野戦鉄道病院、第八野戦鉄道材料廠支廠、第八野戦鉄道倉庫支廠、第八野戦鉄道自動車隊支廠、第八野戦鉄道病院支廠
近衛師団	近衛師団司令部及第一旅団司令部、歩兵第一、第二連隊、第一騎兵大隊、第一野戦砲兵連隊、第一工兵大隊、第一輜重兵大隊、第一衛生隊、第一野戦重砲兵連隊、第一野戦電信隊、第一野戦気球隊、第一野戦自動車隊、第一野戦病院、第一野戦兵器廠、第一野戦糧秣廠、第一野戦倉庫、第一野戦貨物廠、第一野戦鉄道提理部、第一野戦鉄道隊、第一野戦鉄道材料廠、第一野戦鉄道倉庫、第一野戦鉄道工場、第一野戦鉄道自動車隊、第一野戦鉄道電信隊、第一野戦鉄道病院、第一野戦鉄道材料廠支廠、第一野戦鉄道倉庫支廠、第一野戦鉄道自動車隊支廠、第一野戦鉄道病院支廠

二、歩兵第十七聯隊第一大隊ハ、明二十二日午ノ諸下ヲ以テ、東京衛戍司令官ノ諸下ニ属セラルベシ。

三、歩兵第六十六聯隊ノ二中隊ハ、明二十二日第三師団司令官ノ諸下ニ入ルベシ、但シ左記位置ニハ同聯隊ヨリ依然兵員ヲ派遣シ置クベシ。

警察署	下士以下七
戸山臨時救護病院	下士以下一一
陸軍省(参謀本部前)	兵卒一

三、近衛歩兵第一連隊在営者ハ各中隊ノ歩兵一中隊ヘ、明二十二日以後、次ノ通リトス、何時ニテモ出動シ得ル如ク準備シ置クベシ。

第一中隊	第一大隊
第二中隊	第二大隊
第三中隊	第三大隊
第四中隊	機関銃隊

四、右連隊ハ、明二十二日正午迄ニ歩兵第六十六聯隊ノ兵員ト交代シ、左記ノ位置ニ在ル兵員ヲ原隊ニ復帰セシムベシ。

警視庁	下士以下七(警備)
赤坂離宮	下士以下四(警備)
陸軍省	下士以下四(警備)
東京憲兵隊ノ一分ノ一	下士以下七(警備)

五、歩兵第五十八聯隊ノ二中隊ハ、前令東部司令官ノ指揮ヲ脱シ、其一中隊ハ本日、一中隊ハ明二十二日、東部司令官ニ復帰シ、他ハ引続キ警備ニ任ズベシ。

六、第一騎兵連隊ハ、歩兵第一聯隊騎兵ハ、明後二十三日同聯隊兵力ノ二分ノ一ヲ以テ警備ニ当リ、直ニ原駐地ニ帰還スベシ。

七、東京市近郊ニ在ル各増加部隊ハ、第三師団ニ於テ特ニ必ノ兵力ヲ残置スベシ。

八、芝浦臨時救護病院ハ、第二師団ニ於テ適宜ノ兵力ヲ以テ之ニ当ルベシ。

南葛飾郡各隊ハ、リ東部兵トシテ交代、原所属ニ帰リ歩兵モシムベシ。

二十六日戒令第四十八號に依り兵員の休暇に利用すべき陸軍建築物に指定せられたるを以て、之が利用を各地区に指示し、又戒令第三號に基き、歩兵第五十聯隊長同第三十聯隊長及歩兵第五十八聯隊長をして、二十七日を以て下士候補者看護等参集兵を解隊せしむ。

戒北令第二十六號

命令	於九月二十六日午後一時師団司令部

一、戒令第四十八號ニ基キ、各地区ニ於ケル参謀将校各一ノ指揮ニ依リ、左記陸軍建築物ノ利用スベシ。

陸軍建築物	収容スベキ人員
十條兵器製造所	歩兵約二大隊
東京兵器支廠(六棟)	歩兵約二大隊
陸軍戸山学校校舎	歩兵約一中隊
陸軍砲工学校校舎	歩兵約一中隊

二、既ニ各参謀部ニ於テ利用シアルモノハ、本表外トス、九月二十七日ヨリ之ヲ利用シアル兵員ハ、何時ニテモ出動シ得ル如ク準備シ置クベシ。

三、陸軍建築物ニ関シテハ、前二號ノ外戒令第四十八號別紙ニ掲ゲアリ。

東京北参謀司令官　森岡中将

是日戒厳司令官より、戒令特號を以て、徐州所配置の兵力は、近衛第一両師団長関係警察官憲の要求及帝内の情勢を顧慮し、適宜決定すべしとの命あり。

二十七日戒令第五十號に基き、戒北令第二十八號を發して、

一、歩兵第六十六聯隊ハ、九月二十九日原所属ニ復帰セシム。

二、歩兵第六十六聯隊ノ警備セシ第三地区ハ、九月二十八日正午以後、第二地区司令官ノ指揮ニ入ル。

三、九月二十八日正午以後、第二地区ニ属セシ神田区及下谷区ノ一地区ニ属スベシ。

二十五日、救育総監部警備兵を撤去す、其外前日の命令に依りて兵力の移動を行ひ、第四地区に於ても一部配備の変更あり。

備考

首都治安維持ニ関シ、既ニ右指定地区ヨリ警備部隊ノ各隊ニ引続キ警備ニ任ズルモノハ、之ヲ前記兵力中ニ含ムモノトス。

首都治安維持ノ命令ヲ今後増加シタル場合ニ於テモ、則令ナキ限リ、前記ノ兵力ヲ以テ警備スルモノトス。

二十二日、伏見久邇両宮殿下ニ十三日上野駅より御帰京につき、関係地区鉄道筋を警衛せしめ、又御迎として近衛歩兵第四聯隊より大隊長、警衛として歩兵一分隊を同駅に派遣す。

二十四日第四十七號戒令あり、乃ち左の如く部署す。

戒北令第二十五號

命令	於九月二十四日午後一時師団司令部

一、明二十五日第一地区警備兵ヲ左ノ如ク自己庁舎ニ集結ス。

近衛歩兵第一聯隊ノ現在警備ニ任ジアル兵力ノ五分ノ二。

二、明二十五日騎兵第一旅団ヨリ左記ノ如ク指定地ニ復帰セシメ、千葉騎兵聯隊部隊司令官ノ指揮ニ入ラシムベシ。

騎兵十三	一中隊
騎兵十四	二中隊

三、野戦重砲兵第四聯隊ハ、明後二十六日警備地ヲ撤シ、指定ニ復帰シ、千葉騎兵聯隊部隊司令官ノ指揮下ニ入ルベシ。

騎兵第一旅団ニ属シアル直接連絡者トモ交換スベシ。

四、野戦重砲兵第四聯隊警備撤去後ハ、騎兵第一旅団ニ於テ第六警備地区ヲ合セ警備ニ任ズベシ。

五、明後二十六日以後、第六第七警備地区ヲ合シ、第七警備地区トス。

東京北参謀司令官　森岡中将

二十五日、救育総監部警備兵を撤去す、其外前日の命令に依りて兵力の移動を行ひ、第四地区に於ても一部配備の変更あり。

備考

首都治安維持ニ関シ、既ニ右指定地区ヨリ警備部隊ノ各隊ニ引続キ警備ニ任ズルモノハ、之ヲ前記兵力中ニ含ムモノトス。

首都治安維持ノ命令ヲ今後増加シタル場合ニ於テモ、則令ナキ限リ、前記ノ兵力ヲ以テ警備スルモノトス。

二十一日、伏見久邇両宮殿下ニ十三日上野駅より御帰京につき、関係地区鉄道筋を警衛せしめ、又御迎として近衛歩兵第四聯隊より大隊長、警衛として歩兵一分隊を同駅に派遣す。

二十四日第四十七號戒令あり、乃ち左の如く部署す。

戒北令第二十五號

命令	於九月二十四日午後一時師団司令部

一、明二十五日第一地区警備兵ヲ左ノ如ク自己庁舎ニ集結ス。

近衛歩兵第一聯隊ノ現在警備ニ任ジアル兵力ノ五分ノ二。

二、明二十五日騎兵第一旅団ヨリ左記ノ如ク指定地ニ復帰セシメ、千葉騎兵聯隊部隊司令官ノ指揮ニ入ラシムベシ。

騎兵十三	一中隊
騎兵十四	二中隊

三、野戦重砲兵第四聯隊ハ、明後二十六日警備地ヲ撤シ、指定ニ復帰シ、千葉騎兵聯隊部隊司令官ノ指揮下ニ入ルベシ。

騎兵第一旅団ニ属シアル直接連絡者トモ交換スベシ。

四、野戦重砲兵第四聯隊警備撤去後ハ、騎兵第一旅団ニ於テ第六警備地区ヲ合セ警備ニ任ズベシ。

五、明後二十六日以後、第六第七警備地区ヲ合シ、第七警備地区トス。

東京北参謀司令官　森岡中将

の如く部署し、戒北命綴第六號を以て、歩兵第六十六聯隊の輸送及騎兵第十四聯隊長の衛戍地歸還に關して指示す。

二十八日久邇宮邦彦王殿下皇族代表として司令部に合臨せらる。二十九日豫定の如く歩兵第六十六聯隊は衛戍地に歸還し、第一第二地區の境界は變更せられ、三十日新佈部隊全般の場合は撤收屆出ることを令し、檢閲所派兵は、今後命令するもの、外之を廢止する事と爲す。

十月二日陸普第四〇二五號に基き、近衛第五九九號を以て補助憲兵其他に關する規定を定む。

近衛第五九九號

補助憲兵要員其他徵選ノ件

補助憲兵要員其他徵選ニ關スル近衛師團規定、別冊ノ通リ定ム。

大正十二年十一月二日　近衛師團長　兼　國　守　成

補助憲兵要員其他徵選ニ關スル近衛師團規定

一、補助憲兵要員其他徵選ニ關シテハ、陸軍省令第四〇二五號補助憲兵要員其他徵選ニ關スル規定ニ據ルノ外、本規定ニ據ルモノトス。

二、東京警備司令官ノ名ヲ以テ補助憲兵要員ヲ徵選スベキ近衛師團人員、附表第一第二ノ如シ。

三、近衛師團ヨリ徵選スベキ補助憲兵ハ、現ニ補助憲兵トシテ徵選シアル者ト雖モ全員更ニ徵選セシムルモノトス。

四、陸軍省令第四〇二五號第三號ニ依リ、近衛師團ヨリ徵選スベキ憲兵ニ代リ多數置スルコトアルベシ)及徵選區分、左ノ如シ。

區分 / 差出部隊	徵選區分	
近衛歩兵第一聯隊	自己屯營	京ニ徵選ノ者ハ四日以內ニ徵集
騎兵第十三聯隊	近衛屯營	京ニ徵選ノ者ハ七日以內ニ徵集
騎兵第十四聯隊	同	

但シ近衛ハ、本表外ニ東京憲兵隊定期補充用トシテ通例馬中優良ナルモノ十二、憲兵ハ、乘馬シ得ル者ヲ以テ充ツルモノトス。

三、騎兵第一聯隊ヨリ出ツル下士兵卒ノ內一名ハ、騎銃ノ徵集ヲ免ス。

附表第一

補助憲兵要員差出區分表

差出部隊 / 區分	伍長勤務	兵卒	計	摘要
近衛歩兵第一聯隊	一	五	六	兵卒五名ノ內二名ハ上等兵トス
近衛歩兵第二聯隊	一	六	六	兵卒六名ノ內半數ハ上等兵トス
近衛歩兵第三聯隊	一	五	六	兵卒五名ノ內二名ハ上等兵トス
近衛歩兵第四聯隊	一	五	六	兵卒五名ノ內三名ハ上等兵トス
騎兵第十三聯隊	一	九	一〇	兵卒九名ノ內四名ハ上等兵トス
騎兵第十四聯隊	一	九	一〇	兵卒九名ノ內五名ハ上等兵トス
近衛輜重兵大隊	一	四	五	兵卒四名ノ內半數ハ上等兵トス
近衛野戰病院	同			

備考

一、兵卒ハ、初年兵中身體壯健成績良好ニシテ憲兵勤務ニ適スル者ヲ以テ充テ、其約半數ハ上等兵トス。

二、各軍管地區ニ於ケル憲兵ノ配置ハ、概ネ左ノ如シ。

第一第二軍管地區	歩兵二大隊	
第三軍管地區	騎兵一小隊	

四、憲兵ハ、下士一、上等兵二、本四トシ、左ノ如ク兼任配置スベシ。

有栖川宮邸		
賀陽宮邸		
山階宮邸		
朱國大使館	近衛歩兵第一旅團	
佛國大使館（帝國ホテル）		
佛國大使館		
英國大使館		
閑院宮邸		
北白川宮邸		
伏見宮邸		
獨逸公使館	近衛歩兵第二旅團	
伊國大使館		
瑞國公使館		
白國公使館		

退に伴ひ、警備地區の作令及配置の變更を爲す。而して第七地區の直接警備は近衛騎兵聯隊之に當る。

九日左の如く區處す。

戒北命第三十二號

	命令
一、十月十一日正午以後、第四警備地區ヲ廢シ、第一第二第七警備地區ヲ別紙要圖ノ如ク變更ス、且第七警備地區ヲ同時以後、第三警備地區ト改稱ス。	十月九日午後一時近衛師團司令部
二、各警備地區司令官ハ、十一日正午迄ニ新佈部隊ト交代ヲ終リ、各警備地區ノ任ニ就クベシ。	
三、各警備地區ニ直接配備スベキ兵力、左ノ如シ。	
第一第二警備地區 歩兵二大隊	
第三警備地區 騎兵一小隊	
四、皇族邸及外國公使館ノ衛兵ハ、下士一、上等兵二、本四トシ、左ノ如ク兼任配置スベシ。	

五、各警備地區司令官ハ、當該地區内警備ノタメ、時校又ハ下士ノ巡察ヲ派遣スヘシ、一日間ニ於ケル派遣回數ノ標準ハ、從前ノ通トシ、巡察制ヲ報告スヘシ。

六、十二日以後、騎兵旅團ハ、日々時校斥候一組ヲ派遣シ得ルノ準備ヲナシ、警備主任參謀ノ指示ヲ受ケラルヘシ。

七、通信網構成ニ關シテハ、別命ス。

八、從來各部隊ニ配屬シアリシ憲騎ハ、十一日正午限リ各所屬隊ヘ復歸セシメ、新ニ第一第二地區司令官ニ憲騎各六騎ヲ配屬ス。

九、從來各聯隊ニ配屬シアリシ輜重分隊ハ、十一日正午限リ、原隊ニ復歸セシメ、新ニ第一第二地區司令官ニ輜重一分隊ヲ配屬ス。

十、右ノ外警備兵配置ノ細部ニ關シテハ、警備主任參謀ヲシテ指示セシム。

東京北警備司令官　森岡中將

十一日歩兵第二十六旅團三大隊の警備撤去に伴ひ、戒北命第三十二號に依り、各警備隊それ〳〵配備を變更す、十二日戒北命第三十三號を以て左の如く區處す。

戒北命第三十三號

命令

十月十二日午後一時
於近衛師團司令部

一、騎兵第一旅團長ハ、爾今千葉縣警備部隊司令官ヲ命セラレ、十月十二日其ノ司部部ヲ習志野ニ移ス。

騎兵第十三第十四聯隊ハ、十月十四日現在地出發、衙戍地ニ歸還ス、但騎兵第十三聯隊ノ一中隊ハ、依然中仙道方面警備部隊ニ屬セラレ、騎兵第十四聯隊ノ一中隊ハ、近衛騎兵聯隊長ノ隷下ニ屬ス。

一、第三警備地區司令官ノ職務ハ、騎兵第一旅團長衙戍地歸還後、騎兵第十三聯隊長之ヲ繼承シ、十月十四日騎兵第十三第十四聯隊衙戍地歸還後ハ、更ニ近衛騎兵聯隊長之ヲ繼承スヘシ。

東京北警備司令官　森岡中將

十三日第二地區に於て配備の一部を變更し、上尾久に在りたる小隊は、一分隊を殘して猪苗代水電變壓所に移轉す、十四日騎兵第十三聯隊一中隊及騎兵第十四聯隊一中隊、何れも共衙戍地に歸る、第二地區警戒配備中警備を撤したるもの左の如し。

火藥製造所　　雷　氷　所
王子火藥製造所工場　　總理大臣官邸

第三警備地區中、西大久保北裏は、夜間のみ約二分隊を配備する事とす、十五日第二地區中の配備を變更して、田端停車場に在りたる歩兵一中隊中、一分隊を殘して猪苗代水電變壓所に轉じ、十七日には、戒命第十八號に依り、中仙道方面警備憲兵の外撤去せられ、騎兵第十三聯隊の一中隊は二十日以後原隊復歸の命を受く、同時に戒命第六十九號を以て工兵第二大隊の復歸を命ぜらるゝに依り、東京北警備司令官亦十九日工兵第二大隊通信班の二十日隷下を脫して原隊に復歸する事を命ず、二十日工兵第二大隊通信班北警備司令官の隷下を脫す。

第二、交　通

甲、交通作業

イ、航　空

近衛師團は九月一日午後四時、飛行第五大隊長に命じて、爲し得るかぎり速に宇都宮方面に飛行し、日光御用邸の模樣を聽取せしめ、且狀況の許す限り、東京市の上空を飛行して震災の狀況を撮影し、之を陸軍省に報告せしむ、二日陸軍大臣發第十四師團長宛の書信を携行して早朝宇都宮に飛行したる飛行機は、午前八時十五分歸着し、乘て田母澤の情況を復命したり、東京市街附近の火災狀況偵察並に共寫眞撮影を命じたる飛行機は、午前九時五十五分東京北半部の上空に上昇せしむ、氣流甚だ強くして近接し難く、垂直寫眞撮影の目的は之を達する能はざる旨を報告す。

此外飛行第五大隊の活動は、戒嚴司令部の條に記述したる所の如し。

ロ、輸　送

東京北警備隊は、九月六日左の命令を下して輸送隊編成を準備せしむ。

左　記

近衛野砲兵聯隊、野戰重砲兵第四聯隊、近衛輜重兵大隊ハ、輸送材料ヲ準備シアルヘシ、其ノ細部ニ就テハ、兵器部員室積少佐ヲシテ指示セシム、但、近衛輜重兵大隊ハ、成ル可ク速ニ八分隊（一分隊六輛宛シ得レハ時校一ヲ附ス）ノ輸送能力ヲ編成シ、軍隊區分ニ從ヒ、各配屬スヘシ。

七日左の輸送隊を編成して各隊兵營に待機せしむ、内野重四は八日中を以て近衛野砲聯隊に到着せしむ。

第一輸送部隊（近衛野砲兵聯隊）
長、騎官一、下士以下若干名。
警備品車六輛。

第二輸送部隊（野重四）
長、騎官一、准士官一、下士七名。
警備品車十二輛、附屬人馬材料共。

第三輸送部隊（野重八）
長、騎官一、下士以下若干名。
自動貨車二輛。

第四輸送部隊（近衛輜重）
長、騎官一、下士以下若干名。
輸重車三十二輛。

八日各輸送部隊はそれ〳〵行動を起し、第一輸送部隊は、午後二時三十分北警備司令官の命に依り、田端の師團經理部より糧秣を受領し、近衛師團被服庫へ運搬する事となり、午後四時三十分屯營を發し、午後八時田端驛着、野菜七十俵を受領し、午後八時五十分田端驛發、午後十二時近衛師團被服庫に着す。

第三輸送部隊は、乘用車七、サイドカー一、命令受領及警備連絡に使用し、貨車二、糧秣及材料運搬患者輸送に從事す。

九日第二輸送部隊に左の人馬材料を加ふ。

1、六輛分ノ人馬ヲ、下總津田ヨリ隷下ニ入ラシム。

2、野砲警備品車六輛ヲ板橋兵器廠ヨリ受領セシム。

同部隊は、午後三時發、警備品車十輛を以て、世田ヶ谷乾草倉庫より乾草千五百貫を受取り、午後六時近衛師團補給倉庫に運搬引渡す。

第三輸送部隊は、乘用車六、サイドカー一を以て、命令受領及連絡に使用し、貨車二を以て材料運搬に任ず。

十日第二輸送部隊は、午後二時三十分出發、四時師團司令部に着し、左の輸送をなして、午後十時歸營す。

野營用天幕提灯　師團被服庫ヨリ　　澁前近歩第一旅團司令部へ
野營用天幕　同　　美倉橋近歩第二聯隊へ

第三輸送部隊は、是日も乘用車六、サイドカー一を以て命令受領及連絡に使用し、貨車二を以て糧秣運搬患者輸送をなす。

十一日第四輸送部隊の輜重一分隊を、近衛歩兵第二聯隊に增加配屬す。

第二輸送部隊は、午前八時出發、警備品車十二車輛を以て、

品目	數量	品目	數量	輸送先
乾草	一五〇貫	藁	五〇〇貫	寺島村小倉邸　近歩第一聯隊
同	一五〇貫	同	五〇〇貫	美倉橋衛生試驗所　近歩第二聯隊
同	一五〇貫	同	五〇〇貫	湯島切通岩崎邸　近歩第四聯隊
計	四五〇貫	計	一、五〇〇貫	

を運搬し、第三輸送部隊は、野重第八聯隊より四噸貨車一臺の增加配屬を受け、前日と同じく乘用車六、サイドカー一を以て命令受領及警

大　釜	十四石	近衛師團司令部へ
大久保東京薬子株式會社より、		
七　車　輛	南瓜約七〇〇俵（十六貫入）	近衛師團補給部へ
	馬鈴薯三〇俵（十三貫入）	

分同じく戸山ヶ原配給所より精米百八十俵を近衛歩兵第二聯隊に輸送し、午後二時三十分同じく戸山ヶ原配給所より精米百八十俵（七十三石）を受領して、近衛師團補給倉庫へ運搬し、午後七時三十分同所に到り、精米百八十俵を野重第八聯隊へ輸送し、同所より精米百八十俵を近衛騎兵聯隊へ輸送す。

二十二日第一輸送部隊は、午前九時戸山ヶ原配給所に到り、精米百五十四俵を豫備品車十一輛に積載して、近衛師團經理部糧秣倉庫に輸送し、再び同配給所より精米百十俵を近衛野砲兵聯隊に輸送す。第二輸送部隊は、豫備品車十六輛を以て、戸山ヶ原配給所より、

精　米	百二十俵	近衛師團補給部へ
精　米	百二十俵	獨立野戰第四聯隊へ

を輸送し、第三輸送部隊は例の如く、第四輸送部隊は左の輸送を爲したり。

精　米	五十石	戸山ヶ原配給所より　近衛第二聯隊へ
大　麥	六十石	同　近衛輜重大隊へ
同	廿三石	近衛歩兵第一聯隊へ
同	廿九石	近衛歩兵第二聯隊へ
同	廿六石	近衛師團第三聯隊へ

を輸送し、第三輸送部隊は前日同樣に行動し、第四輸送部隊は、精米八十四石を戸山ヶ原配給所より近衛歩兵第二聯隊へ輸送す。

二十三日第一輸送部隊は、午前九時戸山ヶ原配給所に到り、精米百八十俵（七十二石）を受領し、午後二時三十分戸山ヶ原配給所に到り、同所部員内田三等主計監督の下に精米百八十俵を近衛歩兵第一聯隊に輸送し、午後七時帝室林野局に屬す。

二十四日輸送部隊の活動は、

1、第一輸送部隊　豫備品車十一輛を以て、北豫備區令部へ油及手入品を運送し、午前八時日劇、豫備品車十一輛を以て、戸山ヶ原配給所より近衛師團司令部へ、

乾電池	四百貫	小石川練兵場
同　草	四百貫	練兵場

を運搬す。

2、第二輸送部隊は、午前八時出發、豫備品車六輛を以て師團補給倉庫より、

精　米	三十五俵	味　噌　三樽　醬　油　二十樽
生　鮭	五樽	蓮　根　一樽　椎　茸　三樽

を野重に運搬し、第二輸送部隊は、大久保配給所より、

七　車　輛	南瓜約七〇〇俵（十六貫入）	近衛師團補給部へ
	馬鈴薯三〇俵（十三貫入）	

大久保東京薬子株式會社より、

3、第三輸送部隊は、行動前日に同じ。

十五日第四輸送部隊の輜重一分隊（四輛）を近歩第三聯隊に配屬す。第二輸送部隊は、午前八時豫備品車六輛を以て、

新　藁	三三四束	新宿停車場一師團補給部
燈　器	一個	同一師團司令部
揮發油	一缶	同司令部ー赤羽工兵大隊

を輸送し、第三輸送部隊は前日同樣に行動す。

十六日第三輸送部隊は、午前十時豫備倉庫にて食料雜品を積載し、午前十一時三十分同所發、赤羽工兵大隊に運搬し、第三輸送部隊は、乘用車七、サイドカー三を以て命令受領、警備地區巡視に當り、貨車五を以て糧秣運搬、患者及衛生材料輸送に任ず、又第四輸送部隊は、乾草六百貫を目黒倉庫に於て十二車輛に積載し、落合村騎兵第十四聯隊に交付す、行程五里、大麥九十俵（十四貫入）を戸山ヶ原配給所にて九車輛に積み、之を騎兵第十四聯隊に交付す。

十七日第一輸送部隊は、新宿補給部より、

精　米	三十五俵	味　噌　三樽　醬　油　二十樽
生　鮭	五樽	蓮　根　一樽　椎　茸　三樽

を野重に運搬し、第二輸送部隊は、大久保配給所より、

七　車　輛	南瓜約七〇〇俵（十六貫入）	近衛師團補給部へ
	馬鈴薯三〇俵（十三貫入）	

大久保東京薬子株式會社より、

備連絡、又患者輸送に當るの外、貨車三を以て糧秣の配給及器械運搬に任じたり。

十二日第三輸送部隊の自動貨車二輛を師團司令部に招致し、糧食及救恤品の直接運搬に使用す、是日第一輸送部隊は、近歩第一、第二聯隊に糧食三貫を運搬す、即ち一は豫備品車三輛を以て午前八時屯營を發し、午前十一時美行橋近歩第二聯隊へ着し、午後二時近歩二發、午後五時屯營に歸り、一は豫備品車三輛を以て、午前八時屯營を發し、午後二時半鳥村近歩第一聯隊に着し、午後三時三十分近歩第一聯隊發午後九時屯營に着す、第二輸送部隊は、午前八時豫備品車十二輛を以て三河村某屋敷某倉庫より、

藁	千百貫	落合村騎兵第十三第十四聯隊
同	四百貫	近衛師團補給部倉庫

へ輸送し、第三輸送部隊は、命令受領、警備保巡察、患者輸送に當る。

十三日輸送部隊の活動は、

1、第一輸送部隊　午前八時十分屯營發、糠塚百十七俵を戸山ヶ原配給所より受領し、之を、

精　米	三十俵	近衛師團司令部
同	廿二俵	近歩第二屯營
同	五十俵	近歩第三屯營

に分配す。

3、第二輸送部隊　豫備品車二輛を以て、

カーバイト	一罐	師團司令部ー美倉橋近歩第二聯隊へ

照明油三缶、木炭七俵、馬鈴薯二俵、外元圓、燃料を豫備品車十五輛を以て、午前八時日劇、豫備品車十五輛を以て、戸山ヶ原配給所より、

大　釜	十四石	近衛師團司令部へ

を輸送し、患者及手入品を自轉車にて運搬中、途方に暮れたる人々に對しては、手近の警察署にて保護方を依頼し、又は自ら人夫を雇入れ、或は附近の人々に賃銀を與へて大久保派出所迄運搬し、同所より更に引渡すこと、

十一車輛	カンドラ	近衛師團補給部へ
	シャベル	
	スコップ	
	トチス	

第三輸送部隊は、命令受領、糧食配給、材料患者輸送を爲す。

十八日第一輸送部隊は、午前九時近衛師團補給部より約千五百貫の物品、南瓜、馬鈴薯を積載して近歩第一第二第三第四聯隊屯營及近騎歩十七（貴族院內）、歩六八（士官學校內）に分配し、第二輸送部隊は、新宿配給所にて精米一一〇俵大麥三〇俵を豫備品車十八輛に積載し、板橋歩兵第三十聯隊に運搬し、第三輸送部隊は前日同樣の行動をなし、第四輸送部隊は、

精　米	十石	戸山ヶ原配給所ヨリ衛戍監獄內歩兵第十聯隊へ
繃　帶	三束（一圓六貫）	近衛師團補給部倉庫ヨリ近衛砲兵聯隊へ

を輸送す。

二十日近衛歩兵第三聯隊配屬の輜重一分隊（四輛）を原所屬に復歸せしむ、各隊の行動は、

1、第一輸送部隊　午前八時十分屯營發、精米百十七俵を戸山ヶ原配給所より受領し、之を、

精　米	三十俵	近衛師團司令部
同	廿二俵	近歩第二屯營
同	五十俵	近歩第三屯營

に分配す。

3、第二輸送部隊　豫備品車二輛を以て、

カーバイト	一罐	師團司令部ヨリ美倉橋近歩第二聯隊へ

を輸送し、患者及手入品を自轉車にて運搬中、途方に暮れたる人々に對しては、手近の警察署にて保護方を依頼し、又は自ら人夫を雇入れ、或は附近の人々に賃銀を與へて大久保派出所迄運搬し、同所より更に引渡すこと、

十一車輛	カンドラ	近衛師團補給部へ
	シャベル	
	スコップ	
	トチス	

第三輸送部隊は、命令受領、糧食配給、材料患者輸送を爲す。

十八日第一輸送部隊は、午前九時近衛師團補給部より約千五百貫の物品、南瓜、馬鈴薯を積載して近歩第一第二第三第四聯隊屯營及近騎歩十七（貴族院內）、歩六八（士官學校內）に分配し、第二輸送部隊は、新宿配給所にて精米一一〇俵大麥三〇俵を豫備品車十八輛に積載し、板橋歩兵第三十聯隊に運搬し、第三輸送部隊は前日同樣の行動をなし、第四輸送部隊は、

精　米	十石	戸山ヶ原配給所ヨリ衛戍監獄內歩兵第十聯隊へ
繃　帶	三束（一圓六貫）	近衛師團補給部倉庫ヨリ近衛砲兵聯隊へ

を輸送す。

二十日近衛歩兵第三聯隊配屬の輜重一分隊（四輛）を原所屬に復歸せしむ、各隊の行動は、

1、第一輸送部隊　午前八時十分屯營發、精米百十七俵を戸山ヶ原配給所より受領し、之を、

精　米	三十俵	近衛師團司令部
同	廿二俵	近歩第二屯營
同	五十俵	近歩第三屯營

に分配す。

3、第二輸送部隊　豫備品車二輛を以て、

カーバイト	一罐	師團司令部ー美倉橋近歩第二聯隊へ

照明油三缶、木炭七俵、馬鈴薯二俵、外元圓、燃料を豫備品車十五輛を以て、午前八時日劇、豫備品車十五輛を以て、戸山ヶ原配給所より、

大　釜	十四石	近衛師團司令部へ

す。第二輸送部隊は午前七時三十分出發、十六車輛を以て戸山ヶ原配給所より

第一回、精米　六車輛（二四〇俵）　近歩第一聯隊（午前十一時着）
第二回、精米　六車輛（二四〇俵）　近歩第三聯隊（午後三時半分着）

の輸送を爲し、第三輸送部隊は例の如く、第四輸送部隊は、戸山ヶ原配給所より精米四十石を中野電信隊へ、同じく四十石を近歩第三聯隊へ輸送す。

二十三日は第一輸送部隊に於て、午前九時三十分戸山ヶ原配給所より精米百八十俵（七十二石）を近衛師團補給倉庫へ運搬し、午後一時三十分再び精米百八十俵を近衛歩兵第二聯隊に輸送す、第二輸送部隊に在りては、午前七時出發、戸山ヶ原配給所より、

第一回、精米　六車輛（二四〇俵）　近歩第一聯隊（午前十一時着）
第二回、精米　六車輛（二四〇俵）　近歩第三聯隊（午後三時半分着）

を輸送し、第三輸送部隊は、例の如く、第四輸送部隊亦前日に同じ。

二十五日第一第二輸送部隊は、材料を兵器廠に返納して原所屬に復し、第三輸送部隊は例に依り、第四輸送部隊は二十五車輛を以て戸山ヶ原配給所より精米四十石を中野電信隊へ輸送す。

十月に入るや、第四輸送部隊は二日を以て編制を解きて原隊に復し、第三輸送部隊は四日自動貨車二輛を司令部に殘して五輛を原所屬に復せしむ。

乙、交通機關復舊作業

イ、道路橋梁水路

九月三日戒命第一號を以て戒嚴施行區域を南大分し、森山近衛師團長東京北警備司令官に補せらるゝや、管下地域を三分して第一第二第三地區とし、司令官を定め、警備救護に任ずると共に、交通路の補修に關する命令を發せしむ。

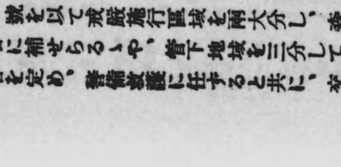

二、カーバイトノ補充ヘ、適宜命ス。

東京北警備司令官　森　岡　中　將

是日近衛工兵大隊の實施したる作業左の如し。

1、吾妻橋補修　第一第二中隊を以て吾妻橋一部の架設及材料運搬、架設準備を實施す。

2、道路整理　第三中隊（將校以下四二名）を以て午前七時より正東一四の主幹道路清掃及前日來の作業を續行し、午後五時完了す。

野戰重砲兵聯隊及近衛工兵大隊を以て實施したる道路清掃作業は、前日の作業を繼ぎ、日比谷小川町間、大手町より南傳馬町經由萬世橋間、數寄屋橋鍛冶橋間、本石町山谷町間、小傳馬町和泉橋間、御徒町坂本町間なり。

六日近衛歩兵第一聯隊は江東の道路整理に任じ、兩國橋竝戸越、淺草驛覓舟線を實施し、同第二聯隊は下谷區淺草區の道路整理に當る。

近衛工兵大隊は、

1、吾妻橋補修　第一第二中隊ヲ以テ補修ニ着手シ、橋床ノ設置ヲ完了ス。

時	間		
自午前六時	至午後五時	人員	將校以下一三〇

2、鐵骨作業　第三中隊ヲ以テ近衛歩兵第二聯隊ノ鐵骨作業ヲ指導ス。

の業務を爲し、工兵第二大隊は、弘中工兵大佐の區處に依り、午後北部淺草區の道路清掃を實施し、工兵第八大隊第一中隊は、第二地區司令官の區處を受け、左の橋梁補修を爲すため、偵察を實施したり。

前田橋、一ツ橋、駿河橋、小石川橋、御茶ノ水橋

七日近衛工兵大隊は、吾妻橋架橋隊の編成を解きて、

第一篇　震災直後　第二章　各軍、戒嚴の活動（陸軍省）

を爲さしむ、罹災地域中第一地區は、隅田川其他の諸橋梁總て焼落し、加ふるに電線家屋等の燒殘物崩壞物交通を杜絶せるを以て、司令官宮地少將近衛工兵隊に、諸橋梁補修並に主要道路隅田川水路の清掃を命じ、又野戰重砲兵第八聯隊をして不忍池附近より南地區に於ける道路の清掃に當らしめ、明日より作業を實施するが爲め、偵察及準備を爲さしむ。

四日戒命五號を以て新に第二第八師團派遣の工兵隊を北警備司令官の隸下に屬す、第一地區司令官は、近衛工兵大隊に、小川町美土代町交叉點附近より兩國橋に通ずる幹線道路の清掃及地區內橋梁の補修を命じ、同大隊は左の作業を實施す。

1、橋梁準備補修　第一中隊（將校以下六十五名）を以て午前八時より着手し、午後二時完成す。

2、道路整理　第三中隊（將校以下五十名）を以て午前八時より交叉點附近より兩國橋に通ずる間の道路整理に着手し、午後四時に至り、其の一部を殘して在鄕軍人分會員竝近衛歩兵第一聯隊、在鄕軍人會本部へ約一分隊づゝを派遣して、歩兵作業隊を指導せしむ。

3、淺橋淨水場決潰部補修　二日以來一小隊（將校以下六十四名）を以て續行す。

新に東京北警備司令官の隸下に入りたる工兵第二大隊は、午後十一時田端驛に着し、北警備司令官の命に依りて第二地區に配屬するや、第一地區司令官は弘中工兵大佐をして併せ指揮せしめ、從前の作業に任ぜしむ、而して五日夕清掃定の工兵第八大隊第一中隊は、之を第二地區に配屬し、本主要道路並に橋梁の補修に任ぜしむ。

五日左の如く夜間照明を爲さしむ。

減北命第五號

命令

一、左ノ如ク照明機關ヲ配置、夜間照明ヲナスベシ。

九月五日午後二時	近衛工兵大隊	司令部

是日近衛工兵大隊の實施したる作業左の如し。

1、吾妻橋補修　第一第二中隊を以て吾妻橋一部の架設及材料運搬、架設準備を實施す。

2、道路整理　第三中隊（將校以下四二名）を以て午前七時より正東一四の主幹道路清掃及前日來の作業を續行し、午後五時完了す。

野戰重砲兵聯隊及近衛工兵大隊を以て實施したる道路清掃作業は、前日の作業を繼ぎ、日比谷小川町間、大手町より南傳馬町經由萬世橋間、數寄屋橋鍛冶橋間、本石町山谷町間、小傳馬町和泉橋間、御徒町坂本町間なり。

六日近衛歩兵第一聯隊は江東の道路整理に任じ、兩國橋竝戸越、淺草驛覓舟線を實施し、同第二聯隊は下谷區淺草區の道路整理に當る。

近衛工兵大隊は、

1、吾妻橋補修　第一第二中隊ヲ以テ補修ニ着手シ、橋床ノ設置ヲ完了ス。

時	間		
自午前六時	至午後五時	人員	將校以下一三〇

2、鐵骨作業　第三中隊ヲ以テ近衛歩兵第二聯隊ノ鐵骨作業ヲ指導ス。

の業務を爲し、工兵第二大隊は、弘中工兵大佐の區處に依り、午後北部淺草區の道路清掃を實施し、工兵第八大隊第一中隊は、第二地區司令官の區處を受け、左の橋梁補修を爲すため、偵察を實施したり。

前田橋、一ツ橋、駿河橋、小石川橋、御茶ノ水橋

七日近衛工兵大隊は、吾妻橋架橋隊の編成を解きて、

第一篇　震災直後　第二章　各軍、戒嚴の活動（陸軍省）

を爲さしむ、罹災地域中第一地區は、隅田川其他の諸橋梁總て焼落し、加ふるに電線家屋等の燒殘物崩壞物交通を杜絶せるを以て、司令官宮地少將近衛工兵隊に、諸橋梁補修並に主要道路隅田川水路の清掃を命じ、又野戰重砲兵第八聯隊をして不忍池附近より南地區に於ける道路の清掃に當らしめ、明日より作業を實施するが爲め、偵察及準備を爲さしむ。

四日戒命五號を以て新に第二第八師團派遣の工兵隊を北警備司令官の隸下に屬す、第一地區司令官は、近衛工兵大隊に、小川町美土代町交叉點附近より兩國橋に通ずる幹線道路の清掃及地區內橋梁の補修を命じ、同大隊は左の作業を實施す。

1、橋梁準備補修　第一中隊（將校以下六十五名）を以て午前八時より着手し、午後二時完成す。

2、道路整理　第三中隊（將校以下五十名）を以て午前八時より交叉點附近より兩國橋に通ずる間の道路整理に着手し、午後四時に至り、其の一部を殘して在鄕軍人分會員竝近衛歩兵第一聯隊、在鄕軍人會本部へ約一分隊づゝを派遣して、歩兵作業隊を指導せしむ。

3、淺橋淨水場決潰部補修　二日以來一小隊（將校以下六十四名）を以て續行す。

新に東京北警備司令官の隸下に入りたる工兵第二大隊は、午後十一時田端驛に着し、北警備司令官の命に依りて第二地區に配屬するや、第一地區司令官は弘中工兵大佐をして併せ指揮せしめ、從前の作業に任ぜしむ、而して五日夕清掃定の工兵第八大隊第一中隊は、之を第二地區に配屬し、本主要道路並に橋梁の補修に任ぜしむ。

五日左の如く夜間照明を爲さしむ。

減北命第五號

命令

一、左ノ如ク照明機關ヲ配置、夜間照明ヲナスベシ。

九月五日午後二時	近衛工兵大隊	司令部

2、厩橋補修　第二中隊を以て架橋材料の運搬に任じ、工兵第二大隊の架橋作業を援助せしむ。
3、道路整理　第三中隊を以て近衛歩兵第一聯隊地域内寺島附近の交通整理に當らしめ、午後五時完成す。

工兵第二大隊は、左の作業を實施す。
1、厩橋補修　大隊の主力(約百名)を以て厩橋補修を續行し、午後五時迄に輕車輛通過程度に進歩す。
2、道路整理　一部(約百名)を以て深川區内道路の清掃を實施せしむ。

工兵第八大隊第一中隊は、前日來の作業を續行し、概ね左の進捗を見たり。

神田橋　耐震橋架設の爲、基礎工事を爲す。
小石川橋　徒橋を增設し、鐵隊橋架設に着手す。
一ッ橋　午後九時徒橋(幅四米)輕車輛通過程度に完成す。
猿　橋　正午幅三米輕車輛通過程度に完成す。

九日近衛工兵大隊の實施したる作業、左の如し。
各中隊とも前日來の諸作業を續行し、第三中隊は其一部を以て業平橋車側電車線路の鋪道作業を實施す。

工兵第二大隊の實施したる作業は、
1、厩橋補修　自動車通過程度に補修する爲め、材料蒐集及準備作業に着手す。

作業時間　自午前八時　至午後四時
人員　百六十名
2、道路整理　一部(人員二十名)を以て、深川區内道路清掃、垂下電線切斷を實施し、是日臨急交通整理を完了す。

工兵第八大隊第二中隊は、神田橋小石川橋の補給を續行しつゝあり。

十日は近衛工兵大隊の手に、
1、業平橋補修　第一中隊(將校以下六十名)を以て作業を續行す。(時間自午前七時至午後五時)
2、道路整理　第三中隊に於て引續き業平橋東側電車鋪道作業を實施す。

3、道路及水路整理　第二中隊に於て江東方面の道路及神田川水路の清掃作業を實施し、且相生町厩橋上野萬世橋を含む長方形地區の道路清掃を準備す。

を爲し、工兵第二大隊の手に、厩橋補修作業を續行、橫桁の配置を完了し、工兵第八大隊第一中隊の手に、神田橋及小石川橋の補修作業を續け、兼て御茶ノ水橋附近の鐵道被覆壁爆破の偵察及鍛町區内交通整理の偵察を實施す。

八日より是日までに弘中大佐指揮の作業隊に於て實施したる作業、左の如し。

東京北警備地區各工兵隊作業概況表　自九月八日　至同月十日

月日	部隊	作業狀況
九月八日	GP	業平橋自動車通過ノ目的ヲ以テ補修作業着手厩橋補修材料ノ輸送
〃		龜戸寺島村附近倒潰家屋ノ清掃
〃	2.P	杭橋自動車開通
〃		厩橋先歩道ニ完成シ午後逐次自動車道修築
〃	8.P	猿橋正午完成幅三米輕重車輛人馬ノ通行ヲ許ス
		神田橋先徒歩者通過ニ開通午後耐重橋架設ノ爲メ基礎工事ニ着手耐被梁隊橋架設ニ着手
		小石川橋同右
		一ッ橋徒橋(幅四米)完成
九月九日	GP	業平橋作業續行
〃		交通路整理作業續行
〃	2.P	厩橋補修作業續行
九月十日	8.P	神田橋
〃		小石川橋 作業續行
〃	GP	業平橋作業續行
		江東方面道路清掃作業

九月十日　GP　相生町、厩橋上野萬世橋ヲ含ム長方形地區ノ道路ノ清掃作業準備
〃　2.P　厩橋補修作業續行
〃　8.P　神田橋 / 小石川橋　作業續行
〃　〃　御茶水附近鐵道被覆壁爆破作業準備

十一日、各隊の既往に於ける成績を擧ぐれば、九月一日以後に於ける近衛工兵大隊の作業及九月六日以後に於ける工兵第八大隊の作業、左の如し。

近衛工兵隊作業一覽表

月日	作業狀況
九月一日	午前八時將校以下三二〇名屯營出發陸軍省ニ到着爾後各所ノ防火ニ努ム
〃　二日	將校以下六四名ヲ淀橋淨水場修理ノ爲派遣主力ハ依然市内ノ防火ニ努ム
〃　三日	淀橋淨水場派遣前日ニ同シ
〃　四日	主力ハ任務ヲ終(近歩ニ歸營特命ス 本所業平橋ニ於テ修理午前八時着午後二時完成(作業人員將校以下六五名)神田美土代町小川町兩國橋附近交通整理(午前八時着手午後四時完成作業人員將校以下二〇名)淀橋淨水場ニ派遣中ノ將校以下前日ニ同シ
〃　五日	下谷淺草方面主要道路ノ整理(午前七時半着手午後五時半完了作業人員將校以下四二名)
〃　六日	第一第二中隊ハ吾妻橋架設 第一第二中隊ハ吾妻橋床數置(午前六時着手午後六時完成作業人員將校以下一三名) 第三中隊ハ一部ヲ以テ近歩二聯隊作業ノ指導ニ任セ架設 第一篇　應急措置　第二章　各紀、政府の活動(陸軍省)

九月七日　第一中隊ハ杭橋架設(作業人員將校以下六〇名午前八時着手作業ニ從事セリ)
第二中隊ハ厩橋架橋材料ノ蒐集并ニ運搬(作業人員將校以下七〇名)
〃　八日　第一中隊前日作業續行午前十時半完成(作業人員前日ニ同シ御引續キ業平橋架設準備第二中隊ハ材料ノ蒐集前日ニ同シ人員)
第三中隊ハ寺島村附近ノ交通整理(午前八時着手午後五時完成作業人員將校以下七〇名)
〃　九日　第一中隊ハ業平橋作業續行午前八時着手午後五時中止人員將校以下六〇名第二中隊ハ材料輸送午前八時着手午後五時中止作業人員將校以下七〇名第三中隊ハ業平橋東側車道路ノ補遺作業及其他前日作業續行
〃　十日　第一中隊ハ業平橋續行(午前七時着手午後五時中止作業人員前日ニ同シ)
第二中隊ハ神田川水路清掃
第三中隊ハ前日ノ作業續行
〃　十一日　第一中隊ハ業平橋作業完成(午前七時着手午後二時完成作業人員前日ニ同シ第二中隊ハ前日ノ作業續行午前七時開始午後二時三十分中止人員前日ニ同シ
第三中隊ハ上野萬世橋間ノ歩道並ニ電車殘骸ヲ除去

工兵第八大隊作業一覽表

月日	作業狀況
九月六日	午前六時ヨリ正午迄神田橋一ッ橋猿橋小石川橋御茶ノ水橋修理ノ爲偵察將校四下士以下二十名
〃　七日	御茶ノ水橋(人員一〇)　午前七時作業開始
	神田橋(人員三五)　午後四時徒橋完成
	小石川橋(人員三五)

特中大少大尉	部隊	兵卒	合計	備考
特務曹長	工兵第一大隊	一	一	是日戒北命第十號を以て作業隊長に、工兵大隊曹長一、特務曹長一を命じ、隊長より左の計畫を提出す。
曹長	近衛工兵大隊	一	一	
軍曹	工兵第二大隊	一	一	
伍長	工兵第一大隊	一	一	
兵卒	近衛工兵大隊	一八	一八	
兵卒	工兵第二大隊	一七	一七	
兵卒	工兵第一大隊	一三	一三	
計		二九	二九	

東京北警備地區作業隊編成表（大正十二、九、一）

作業隊長ニ與フル命令

於九月十一日午前十一時司令部

一、東京北警備地區作業隊ハ本十一日以後、隊長ノ計畫ニ基キ、交通網整備作業ニ從事スベシ。

二、作業隊ハ、一作業ヲ成ルベク速ニ作業計畫ヲ樹立スベシ。

東京北警備司令官　兼岡守成

部隊別	11正午	12	13	14	15	16	摘要
近衛工兵大隊	水路ノ小道橋（人員五〇）午前七時作業開始						
	同岡路ノ清掃（人員七〇）午前七時作業開始午後四時作業完成						
	小石川橋（人員三五）假橋ヲ一組設ケ人馬通行ノ爲メ架設着手						
	神田橋（人員三五）假橋ヲ一組設ケ人馬通行ノ爲メ架設着手						
	小石川橋（人員三五）假橋ヲ一組設ケ人馬通行ノ爲メ架設着手						
	神田橋（人員三五）作業繼續						
	小石川橋（人員三五）假橋ヲ一組設ケ人馬通行ノ爲メ架設完成						
	神田橋（人員三五）假橋ヲ一組設ケ人馬通行ノ爲メ架設完成						
工兵第一大隊	御茶ノ水橋附近（神田川）ニ假橋ヲ架設（人員一五）午前七時着手午後三時完成						
工兵第二大隊	橋梁修理	川口橋北詰附近	神田川水路ノ整理	上野萬世橋附近	神田川水路ノ整理	小石川橋ヨリ下流ノ水路整理	
工兵第八大隊	御茶ノ水橋附近（神田川）ニ假橋ヲ架設（人員一五）午前七時着手午後三時完成						

東京北警備地區作業隊第一期計畫表

是ニ於テ弘中作業隊長ハ、各作業部隊ニ是日正午ヲ期シテ從來ノ擔任作業ヲ實施シ、正午以後作業計畫ノ作業ニ着手スルコトヲ命ジ、各作業部隊ノ作業ハ、

一、近衛工兵大隊

1、業平橋補修　第一中隊ヲ以テ、午前七時ヨリ續行シ、午後二時完成、自動車ヲ通ス。

2、水路整理　第二中隊ヲ以テ午前七時ヨリ神田川水路ノ整理ヲ實施シ、午後二時三十分完成ス。

3、道路整理　第三中隊ヲ以テ上野萬世橋間ノ步道整理及電車軌條ヲ除去ス。

二、工兵第二大隊

假橋補修作業ヲ續行シ、各橋長ニ亘リ、桁受ノ大部分及杭（電車軌條ヲ用フ）一本ノ配置ヲ終ル。

三、工兵第八大隊第一中隊

1、橋梁補修　神田橋小石川橋補修作業ヲ續行シ、小石川橋ヘ正午迄ニ假橋（幅三米）完成、軽車輛人馬ヲ通ス。

御茶ノ水橋作業ヘ、左ノ如シ。

御茶ノ水橋修理作業		
一、作業部隊		工兵第八大隊第一中隊
二、所要日數		九月九日、十一日　二日間
三、人員		九月九日、十一日　准下士官以下十六名
四、修理方法		電車道ノミ修理ス。
	鐵桁ト橋床木燒失間ニアル木桁ニ鐵板ノ所々燒失シアルヲ以テ、此部分ニ木桁ヲ挿入シ、木燒失間床上ニ板ヲ張キ、夏ニ橋床ヲ修復ス。	
五、雜	自動車ノ通過ヲ許ス、但シ貨物自動車ハ徐行スルヲ要ス。	
	2、道路清掃　神田川以南幸橋場區間ノ道路清掃ニ當手ス。	

十二日、作業隊長ハ各作業隊ニ對シ、作業計畫以外、左ノ作業追加ヲ命ス。

南葛飾郡中平井村西方堤防決潰部補修工事指導	工兵第二大隊
神田川以南主要道路清掃	工兵第八大隊
在來實町倒潰ノ家屋整理	近衛工兵大隊

各作業隊ノ實施シタル作業ハ、

一、近衛工兵大隊

1、吾妻橋補修　第一中隊ヲ以テ日本車輛株式會社ヨリ材料ヲ運搬シ、第一中隊ヲ以テ步道築設ノ爲メ非常用ノ上部ヲ撤去シ得ル如ク實施ス。

2、水路清掃　萬世橋下流ノ水路清掃ヲ完了ス、最モ狹キ部分ニ於テモ八米ノ通路ヲ開設セリ。

3、道路清掃　末廣町附近ノ電車道修理及和泉町御徒町間ノ電車軌道前幕實局所三箇所ノ排除ヲ實施ス。

二、工兵第二大隊

1、厩橋補修　桁受配置ヲ完了シ、橋桁ノ一部ヲ設置ス。
2、堰防補修　平井村中川堰防ノ缺潰ニ對シ、鈴川中尉ヲ派シテ村民ノ補修工事ヲ指導セシム。
3、神田橋補修　舊橋脚ベトン内ニ穿孔シ、(第一橋脚ハ三米、自第一至第四橋脚ハ一米乃至二米)假橋脚ノ補修ボルト挾接鈑ノ蒐集ヲ實施ス。
三、工兵第八大隊
1、橋梁補修　小石川橋及一ツ橋ノ强固法ヲ實施シテ、乘用自動車ヲ通過シ得ル如ク完成ス。

小石川橋架設作業

一、作業部隊	工兵第八大隊第一中隊
二、所要日數	自九月七日至同十一日　五日間
但、七八兩日間ハ、材料木到着ノ爲準備作業並ニ橋梁機跡ノ整理ヲナス。	
三、人員	每日一小隊(一分隊缺)ヲ使用ス。
四、橋梁種類	列柱橋(鐵製)
五、强度	貨物自動車ヲ除キ、スベテ通過ヲ許ス、但乘用自動車ハ徐行スルヲ要ス。

一ツ橋補修作業

一、作業部隊	工兵第八大隊第一中隊
二、日時	九月十二日
三、人員	一小隊(一分隊缺)
四、修理方法	工兵學校教導大隊ノ架設セル鐵隊橋(空荷車通行程度)ニ、中間脚ノ架柱ヲ列柱ニ改造シ强度ヲ增加ス。
五、强度	自動車通過ヲ許ス、但シ貨物自動車ハ徐行ヲ要ス。
2、道路整理　竹橋吳服橋間、神田橋小石川橋間道路陷凹部ノ補修、電線ノ排除及電車殘骸ノ除去ヲ實施ス。	

十三日、各作業隊の作業、左の如し。

一、近衛工兵大隊
1、吾妻橋補修　第一中隊(將校以下六十三名)ヲ以テ補修材料ヲ整備ス。
2、水路整理　第二中隊(將校以下五十九名)ヲ以テ、神田川筋清掃作業ヲ實施ス。
3、道路整理　第三中隊(將校以下五十六名)ヲ以テ、末廣町附近軌條ノ敷石作業六十米ヲ完了ス、電車解體一。
二、工兵第二大隊
水路清掃　隅田川水路清掃ニ從事シ、厩橋上下流ノ流木及破損船ヲ一擧ニ聚留シ、水路ヲ擴張ス。
三、工兵第八大隊
道路清掃　十一日以來續行中ノ神田川以南地區ニ於ケル道路ヲ清掃ス。

道路清掃作業

作業部隊	工兵第八大隊第一中隊
位置	神田以南ニ於ケル北豐佛地區道路
期間	自九月十一日至同十三日　三日間
順次	區域
第一次作業	萬世橋—小川町、神田橋—日比谷—三宅坂—半藏門間 / 本石町—神田橋—一ツ橋—神保町—須田町間
第二次作業　同右	同右
第三次作業　同右	同右

兵力　作業要領

主トシテ電線ノ整理　一小隊　九月十一日完了

電車殘骸鐵瓦等除去及陷凹部龜裂部埋填　九月十二日完了

前記區域內ニテ主要道路上ヲ整理ス　十三日全部完了

十四日、各作業隊の作業左の如し。

一、近衛工兵大隊
1、吾妻橋補修　一區隊(伊藤少尉以下三十八名)ヲ以テ架橋作業ヲ實施シ、正午迄ニ人道假材約百米分ヲ配置ス。

2、渥美橋補修　一區隊(村上少尉以下三十八名)ヲ以テ架橋作業ヲ實施シ、正午迄ニ桁材ヲ配置ス。
3、水路清掃　第二中隊(將校以下五十九名)ヲ以テ、神田川筋水路清掃ヲ實施シ、萬世橋下流ノ清掃及淺草橋下流ニ於ケル達磨船ヲ曳船ニ依リ、隅田川ニ出シ放流シ、水路清掃ヲ完了ス。
二、工兵第二大隊
水路清掃　前日來ノ作業ヲ續行シ、隅田川厩橋上下流ノ流木及破損船等ヲ一岸ニ聚留シ、水路ヲ清掃ス。

九月十四日までの厩橋工事作業、左の如し。

厩橋修繕工事作業詳報

一、本工事ハ、速ニ輕車輛ヲ通過セシムル爲、上流側歩ニ應用材料ヲ以テ橋床ヲ構成シ、後需電車道ニ幅十五尺ノ自動車道ヲ構築スルニ在リ。
二、車道ハ、電車軌條ヲ除去シ、下ノ縱桁二本ニ中央桁橋板接合部ニ八寸角米松材一本及其ノ兩側ニハ十吋軌條六本ヲ架ス、而シテ橫桁上面ニハ桁受(幅八寸厚四寸米松材)ヲ據着シ、全桁上面ヲ電車軌條下ノ縱行ニ一致セシム。
橋板トシテ徵集セシ材料ハ大部長サ二間ノモノナリシヲ以テ、材料節約ノ目的ヲ以テ中央纖トシ、橋軸ニ對シ四十五度ニ敷設セリ。
歩道ハ橋路幅ヲ一米ハ十糎トシ、三本桁(五寸角)ヲ使用シ、橫桁ニ纖線ヲ以テ連絡ス、橋板ハ二寸松板一層若クハ一寸板層ヲ併用シ全桁ニ釘着ス。
三、本工事ニ使用セシ材料中木材ノ大部ハ、千住大橋附近ヨリ、其一部ハ同橋上流假橋工事用材料ヲ兌當シ、車道桁及緣材用軌條ハ永代橋附近ヨリ、又連絡材料ハ市內並ニ厩橋假橋工事引當材料ヲ徵集使用セリ。
四、工事完成期日ハ九月十六日ノ豫定ニシテ、十四日車道ノ半側全部及他半側一部ノ作業ヲ完成シタルモ、橋板ノ徵集不可能ニシテ一時中止スルニ至レリ、而シテ十五日以後監視兵ヲ兩岸ニ配置シテ通行ヲ一方向ノミ規制シ、其間ノミ自動車及其他ノ車輛ヲ通過セシメタリ。

作業ノ景況

月日	作業ノ種類	人員	作業時間	進度	摘要
九月七日	輕量橋補修	第一中隊ノ一部ノ陸揚	自午前七時至午後七時	全長ニ亘リ午前十時近衛工兵第二中隊ヨリ門橋二艘ニ三十分完成ス、但シ徒歩者ハ午後四時半以後通過セシメタリ	電車軌道分離橋上流側歩ノ橋床ノ構成材料ノ陸揚
九月八日	橋梁上流側歩ノ人道假材ノ除去材料一四〇名	第一中隊將校以下四一名	自午前七時至午後七時	南岸ヨリ架設二中隊ヨリ門橋七艘ヲ以テ午後七時ニ搭載セル橋板七〇〇米分ヲ受領シ連時陸揚ス	解體橋梁殘骸ノ除去工事ノ爲準備作業
九月九日	橋梁上流側歩ノ人道假材ノ除去材料一四〇名	第一中隊將校以下至同五時四時間	自午後一時至午後五時	午前十一時近衛工兵第二中隊ヨリ門橋二艘ニ搭載セル橋板七〇〇米分ヲ受領シ連時陸揚ス	一、鋼下ノ倒壞等ノ爲ニ於ケル近衛工兵第二大隊ヨリ門橋四艘ニ搭載セル橋板一一〇〇米分(三米桁)カ鐵線及釘ヲ揭ケ架設準備ヲナス
九月十日	車輛通過ノ爲ニ解體橋梁殘骸ノ除去	第一中隊將校以下工手五五名	自午前七時至午後五時	第二中隊ヨリ門橋二艘ヲ以テ午後一時ニ搭載セル橋板七〇〇米分ヲ受領シ連時陸揚ス	一、午後一時ヨリ午後四時迄ニ近衛工兵第二中隊ヨリ門橋二艘ニ搭載セル橋板七〇〇米分ヲ受領シ連時陸揚ス
九月十一日	車輛通過ノ爲ニ解體橋梁殘骸ノ除去及電車軌道分離橋上流側歩ノ橋床ノ構成	第一中隊將校以下各中隊ヨリ鍛工手五五名	自午前七時至午後五時	第二中隊ヨリ門橋二艘ヲ以テ午後一時ニ搭載セル橋板七〇〇米分ヲ受領シ連時陸揚ス	一、午前十時近衛工兵第二中隊ヨリ門橋二艘ニ搭載セル橋板七〇〇米分ヲ受領シ連時陸揚ス
九月十二日	車輛通過ノ爲ニ解體橋梁殘骸ノ除去及電車軌道分離橋上流側歩ノ橋床ノ構成材料ノ陸揚	第一中隊將校以下各中隊ヨリ鍛工手五五名	自午前七時至午後五時	第二中隊ヨリ門橋二艘ヲ以テ午後一時ニ搭載セル橋板七〇〇米分ヲ受領シ連時陸揚ス	一、午前十時近衛工兵第二中隊ヨリ門橋二艘ニ搭載セル橋板七〇〇米分ヲ受領シ連時陸揚ス
九月十三日	軌條ノ徵集	第二中隊將校以下四一名	自午前七時至午後五時	午前十一時近衛工兵第二中隊ヨリ門橋二艘ニ搭載セル橋板七〇〇米分ヲ受領シ連時陸揚ス	一、午前十時近衛工兵第二中隊ヨリ門橋二艘ニ搭載セル橋板七〇〇米分ヲ受領シ連時陸揚ス
九月十四日	軌條ノ徵集運搬	第二中隊將校以下四一名	自午前七時至午後五時	午前十一時近衛工兵第二中隊ヨリ門橋二艘ニ搭載セル橋板七〇〇米分ヲ受領シ連時陸揚ス	一、午前十時近衛工兵第二中隊ヨリ門橋二艘ニ搭載セル橋板七〇〇米分ヲ受領シ連時陸揚ス
九月十五日	軌條連結材料不足ノ爲メ神田萬世小橋ノ一部ヲ撤去シテ徵集使用ス	第三中隊將校以下二〇名	自午前七時至午後六時	第三中隊ヨリ門橋二艘ヲ以テ午後一時ニ搭載セル橋板七〇〇米分ヲ受領シ連時陸揚ス	一、午前十時近衛工兵第二中隊ヨリ門橋二艘ニ搭載セル橋板七〇〇米分ヲ受領シ連時陸揚ス
九月十六日	中央纖桁配置ノ爲メ約三米ノ桁ヲ右岸ヨリ左岸ニ運搬ス	第一中隊將校以下各中隊ヨリ鍛工手四五名	自午前七時至午後五時	第二中隊ヨリ門橋二艘ヲ以テ午後一時ニ搭載セル橋板七〇〇米分ヲ受領シ連時陸揚ス	一、午前十時近衛工兵第二中隊ヨリ門橋二艘ニ搭載セル橋板七〇〇米分ヲ受領シ連時陸揚ス
九月十七日	軌條連結材料不足ノ爲メ神田萬世小橋ノ一部ヲ撤去シテ徵集使用セリ	第三中隊將校以下二〇名	自午前六時至午後六時	第三中隊ヨリ門橋二艘ヲ以テ午後一時ニ搭載セル橋板七〇〇米分ヲ受領シ連時陸揚ス	一、午前十時近衛工兵第二中隊ヨリ門橋二艘ニ搭載セル橋板七〇〇米分ヲ受領シ連時陸揚ス
九月十八日	橋板ノ輸送	第三中隊將校以下二〇名	自午前七時至午後五時	第二中隊ヨリ門橋二艘ヲ以テ午後一時ニ搭載セル橋板七〇〇米分ヲ受領シ連時陸揚ス	一、午前十時近衛工兵第二中隊ヨリ門橋二艘ニ搭載セル橋板七〇〇米分ヲ受領シ連時陸揚ス

日		
九月十一日	中央鐵桁ノ架設（兩岸ヨリ） 國定及鐵桁受及鐵桁ノ架設（兩岸ヨリ） 橋板ノ敷設（各工區） 橋板ノ蒐集	第一中隊（將校以下四〇名） 第二中隊（將校以下一〇〇名） 第三中隊（將校以下二〇名） 自午前七時至午後五時 自午前六時至午後五時 自午後五時至午後十時
九月十二日	軌條桁ノ配置國定橋板ノ準備 同右 同右	第一中隊（將校以下四五名） 第二中隊（將校以下一〇〇名） 第三中隊（將校以下五〇名） 自午前七時至午後五時 自午後五時至九時
九月十三日	橋桁及縱桁ノ配置固定 同右 同右	第一中隊（將校以下四二名） 第二中隊（將校以下四五名） 第三中隊（將校以下四五名） 自午前七時至午後五時 自午後五時至九時
九月十四日	板ノ配置固定縁材ノ配置 同右 同右	第一中隊（將校以下四十二名） 第二中隊（將校以下八名） 第三中隊（將校以下四名） 自午前十時至午後七時 至午後七時八時間

是日陸軍震災救護委員の設置に伴ひ、戒嚴地域内に服務中なりし工兵諸隊を戒嚴司令官の直轄とし、震災救護委員長の區處下に作業せしむることとなり、戒命第三十號を以て、北警備地區作業隊中工兵第二大隊工兵第八大隊第一中隊、戒嚴司令官の直轄となり、近衞工兵隊のみ北警備司令官の隷下に在りて、直接必要の作業に要する部隊の外、陸軍震災救護委員長區處の作業に從事す、宮城前設置の照明自動車一臺は是日北警備司令官の隷下を脫し原所屬に復歸す。

十六日近衞工兵大隊の實施したる作業左の如し。

1、吾妻橋補修　第一中隊（將校以下八十四名）は、依然吾妻橋及其附近の交通整理を實施す。

2、道路整理　第三中隊は、神田下谷淺草方面に在りて、道路整理に從事し、作業を了る。

3、危險家屋整理　大隊本部及第二中隊は、末廣町附近に於ける倒潰の虞ある家屋を爆破整理す。

東京驛前、九段坂上、兩國國技館前に配置したる照明機は是日を以て撤去す。

十六日、近衞工兵大隊の實施したる作業、

1、橋梁補修　第一中隊を以て吾妻橋及源森橋補修を實施し、午後二時完成す。

夜半師團命令を以て源森橋水門を閉鎖し、翌朝に至る。

2、危險家屋整理　第三中隊を以て末廣町附近の危險家屋を爆破整理す。

十八日近衞工兵大隊の實施したる作業、

1、吾妻橋補修　一區隊を以て橋梁振止材の緊定を實施し、午完成す、又同橋假橋流木除去を實施し、一部完了す。

2、枕橋補修　一區隊を以て枕橋の補強法（頰杖裏定）を實施す。

十九日近衞工兵大隊の作業、

1、橋梁補修　第一中隊一部を以て錦糸町西南側無名橋補修に着手し、之を完成す。

2、殘燒物整理　吾妻橋附近のサッポロビール株式會社殘存の高壁の一部を爆破整理す。

二十日近衞工兵大隊の作業、

1、豐島岡御墓地周壁崩壞部修理の爲め、特務曹長以下三十一名を出し、二十三日まで引續き作業を實施し、四日完了す。

2、吾妻橋補修及保護並器材監守として、特務曹長以下五十五名出張從事す。

是日上野公園設置の照明自轉車を撤して原所屬に復歸せしむ。

二十四日豐島岡御墓地周壁修理前日完了したるに依り、近衞工兵隊特務曹長以下三十一名屯營に歸還す、吾妻橋保護並に器材監視として出張中の近衞工兵第一中隊一部亦下士以下七名を殘して屯營に歸る。

二十五日第一地區配置の照明機四臺を撤し、二十六日を以て近衞師團司令部に返納せしむ。

十月に入るや、一日近衞工兵大隊第三中隊（將校以下九十七名馬四頭）、陸軍震災救護委員長の區處下に宮內省所管建築物爆破を命ぜられて出張し、二日作業に着手し、五日には四日付戒北命第三十號に依り、小菅刑務所外圍の修繕工事を實施する事となり、近衞工兵大隊第二中隊（將校以下七十名）出張し、六日作業を實施す、十日宮內省所管建築物爆破作業中なりし近衞工兵大隊第三中隊は、技術部區署下に作業を繼續する事となる、十四日吾妻橋橋梁保護の近衞工兵大隊下士以下七名を撤退す、二十日富士裾野演習場整理の爲近衞工兵大隊より特務曹長以下三十四名を出張せしむ、小菅刑務所外圍修繕工事作業中の近衞工兵大隊第二中隊は、是日作業を完成し、宮內省所管建物整理中なりし近衞工兵第三中隊は、是より先十月十八日を以て第二次作業を完了し、引續き第三次作業を實施す。

ロ、通信機關

九月一日强震と同時に常設電氣通信、悉く不能と爲るや、近衞師團は、衞戍司令官代理との連絡、團下各部隊への命令傳達、皆自動車自轉車及徒步傳令を以て辛ふじて目的を達するのみなりしが、午後一時近衞步兵第二聯隊第三聯隊の各通信班を出し、陸軍省の要求を加味して、先づ左の通信網を構成す。

近　步　二　　石崎中尉以下四十名

近　步　三　　中村中尉以下二十二名

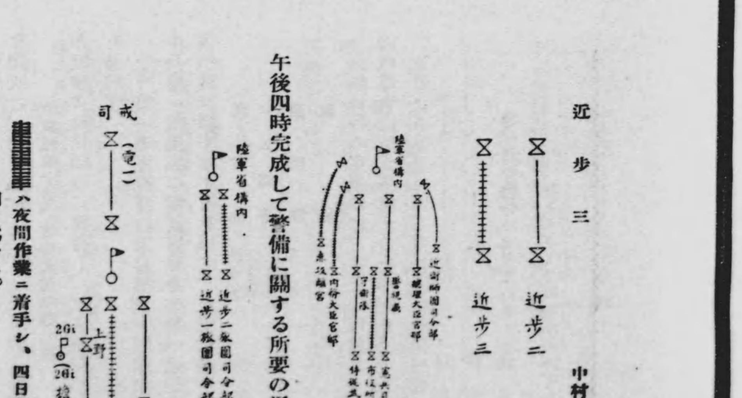

午後四時完成して警備に關する所要の通信を行ふ、二日

青島ハ夜間作業ニ着手シ、四日朝漸ク開通セシモ、屢ミ斷線シテ用ヲ爲サス。

の通信網を增加し、三日午後戒嚴司令部開設と共に、師團司令部代官町廳舍に歸還し、各部隊を變更するに伴ひ、通信網亦改修す。

是日通信班は、多大の困難を排して架設保線に努力したりしも、斷線故障頻發し、通信連絡屢ゝ斷絕し、傳令の已むなき狀態に陷り、機に赤坂離宮守衞隊司令部戒嚴司令部師團司令部との連絡を確保し得たり。特達陸普第三五二八號を以て、電信隊特別保管器材使用の件を達せら

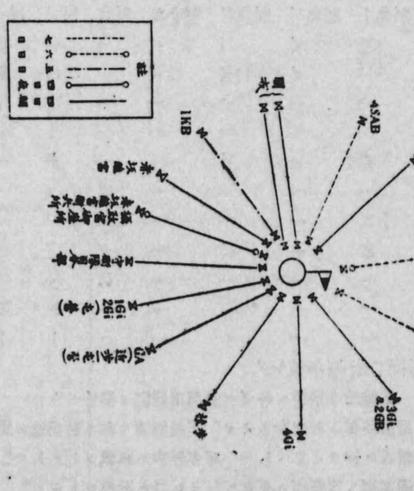

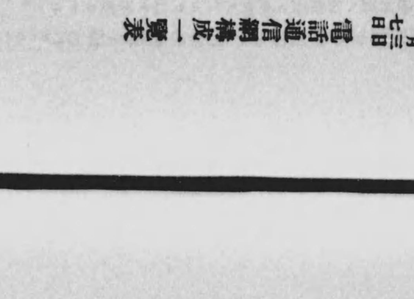

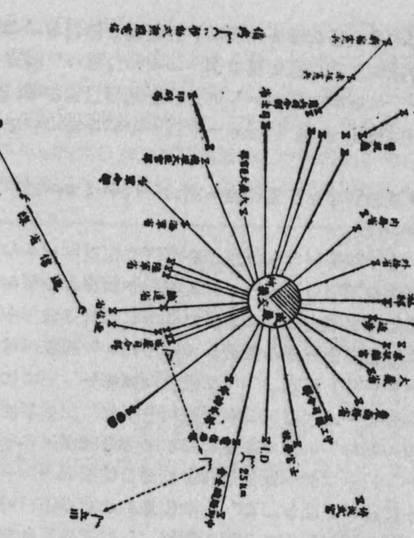

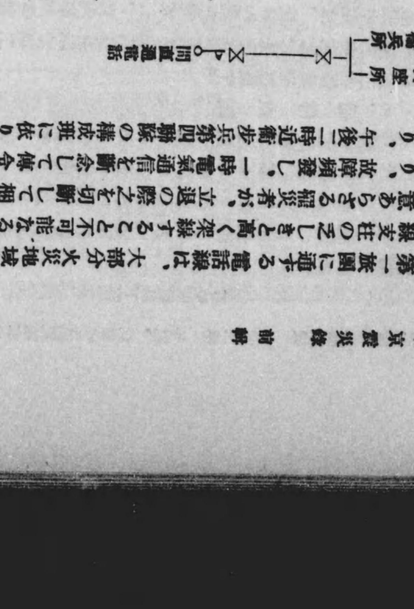

信第一聯隊より抜手一、下士以下四名来部し、六回線轉換器を撤して代りに十二人用交換器を以てし、交換手三人を殘置して服務せしめ、十九日は、通信隊の手に、

P ○ ——— ○ 2P (Gi 電話)
P ○ ——— ○ 2P (第一高等校)

の作業を實施し、東京部隊の屯營復歸に依り、P ○ ——— ○ 3GiB 間の電話を架設し、二十日同樣東京部隊屯營還歸の爲め各回線の整理を實施す、是日までに使用したる戰用通信器材は、左の如し。

九月十一日迄ニ戰用通信器材使用員數調査表

品目	電鈴式電話機	中継線用線輪	六回線用轉換器	十二人用交換器	中継線用線輪	小継電線接續線輪	中継接續線輪	小継電線帶殺線	中継事務及胸部	組成器具	摘要
近歩一		二			四	一	四				
近歩二	八						六				
近歩三	二	六			二						
近歩四	六	二									
近騎	一					四					
工三	二	三			七						
工八	四	四	一							一	

二十一日通信隊左の作業を爲す。

1、守衛隊司令部ー師團司令部川ノ伴永久電話線架設ニ着手ス。

2、各回線共ニ信號通話ヲ良好ナルモ、長距離線ニ於テ電話線ヲ横架セルノ誘導作用ノ爲通話ヲ害スルモアリ、第六架番ヲ實施シツツアリ。

3、301回線中約三粁徑間ノ破損室シキモノアルタメ架替ヲ實施セリ。

二十二日は守衛部隊司令部前師團司令部川の修理を續行し、二十三日

二十一日通信隊左の作業を爲す。

1、守衛隊司令部ー師團司令部川ノ伴永久電話線架設ニ着手ス。

2、各回線共ニ信號通話ヲ良好ナルモ、長距離線ニ於テ電話線ヲ横架セルノ誘導作用ノ爲通話ヲ害スルモアリ、第六架番ヲ實施シツツアリ。

3、301回線中約三粁徑間ノ破損室シキモノアルタメ架替ヲ實施セリ。

二十二日は守衛部隊司令部前師團司令部川の修理を續行し、二十三日

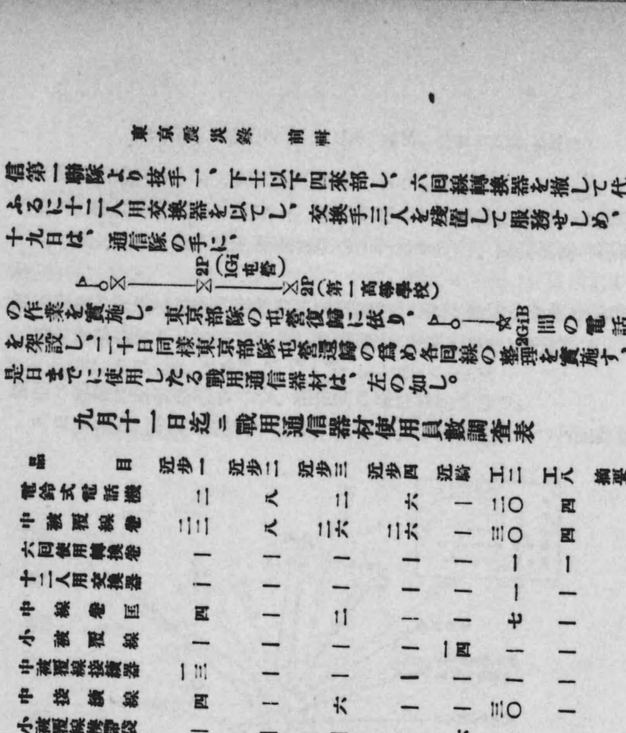

通信隊の手に

の作業を爲し、二十五日は前夜の暴風雨に依り全回線悉く不通となりたるを以て、午前六時三十分一齊に保線を開始し、各線共午前中に開通す、又45A回線は同隊屯營復歸のため、同隊の手に撤收したり。

共日は301古川邸より銃砲製造所へ移動せるため架設及延線を爲し、各回線皆異狀なきも、301回線電力線に接近し大誘導を發せるを以て保線を實施し、同時に301回線、長距離の爲め故障を生じ、保線困難なるを以て、本郷區徳川邸1/301より、本部に中間通信所を開設す、二十八日市ヶ谷病院閉鎖に依り、同病院1/661本部間通信所を撤收し、在來線被損多きを以て1Gi回線の通信隊の回線中通信隊の被覆線を露式線に架換へ、二十九日歩兵第六十六聯隊の歸還につき、同回線を撤收す。

十月十一日に至り、戒北命第三十二號を以て各警備隊に附圖の如く電話網を構成せしむ。

よしといひしとやいはむつのくにの
、や世の中の寒き冷しさ
（吉川　惟足）

而して工兵第二大隊通信班は、近く軍隊に復歸すべきを以て、是日より近衛歩兵第一第二旅團より各將校下士一名づゝを師團司令部に出し、通信係として服務せしむ、十二日はP ○ ——— ○ 田安門を經て田安橋に至る間、各隊の電話線降下せるを以て補綴作業を行ひ、十五日に

第一章　應急措置

第二章　各記、政府の活動（陸軍省）

は、近衛歩兵第二旅團の配備變更につき、鬼鴨刑務所ー田端ー上尾久の回線を變更し、P ○ ——— ○ 第一衛戍病院間の電話を、是日午後より近歩一旅團にて同線を架設し、翌十八日工兵第二大隊の既設線を撤收す、十九日通信隊は左の作業を實施す。

1、警備司令部ー騎兵第一旅團司令部間ノ回線ニ電多數刑務所ヲ加ス、三局一回線トス。

2、警備司令部電信第一聯隊間ノ回線ニ、在近衛軍醫隊跡電信第二大隊ヲ加入ス、三局一回線トス。

3、警備司令部ー近衛工兵大隊ー兵器廠間ノ回線ニ、在龍ノ門近衛工兵第三中隊ヲ加入ス、四局一回線トス。

4、警備司令部ー野重四ー東二龍ノ回線ニ野重ヲ加入ス、四局一回線トス。

第三、衛生救療

九月一日震災による不慮外傷有無を調査したるに、午後三時までの報告には、東京部隊將校以下に傷害なし、近衛歩兵聯隊及近衛騎兵聯隊には、罹災民蝟集し、此等部隊衛生部員各聯隊內或は最寄に救護所を開きて救護に努む。

二日陸軍省及東京衛戍司令部と連絡して救護班を特設する事とし、午後五時千葉衛戍病院藤田軍醫到着するや、直に其半部を以て被服廠跡に救護所を開きて傷者の救護に任じ、他の半部は一時之を控置す、午後六時までの調査に據る各部隊に於ける市民の傷病者は、

近歩一旅團內　約三百名（重傷者約二十名、內死亡十名）
近歩三旅團內　約百名（內死亡者三名）

部隊の震災外傷者は、飛行第五大隊に重症（腰部挫傷）一、輕症二あり。

三日午前十時軍醫部長近衛一旅團營內收容患者の狀況を視察す、同

十時金子部員戒嚴司令部に出頭して、

近衛師團長へ　於九月三日午前十時
陸軍軍醫學校ヨリ救護ス可キ其ノ師團管成病院ニ於テ既ニ編成シアル救護班ヲ以テ編成シ、右救護班ニ要スル衛生材料ハ、東京第一貯藏廠ヨリ受領シ、之ヲ所要部隊ニ交付スヘシ。（口頭）

との令命を受け、歸來參謀長軍醫部長に報告し、同時に近衛師團命令を以て、團下及隷下部隊より看護長三名、上等看護卒一名、上等兵二百名（可成擔架衛修業者）を本夜可成速に近衛師團司令部廠舍に出し、金子軍醫正の指揮を受くべきことを達す、此の人員午後十一時全部參集す、午後十時五十分在南園叢田救護班長に、明四日午前九時までに現在の救護班を撤收して近衛師團司令部に復歸すべきを命じ、同十一時五十分東京北警備司令官直轄救護班の編制を定む、是より先午前八時嘉悅部員は參謀長に隨行して震災地を巡視し、救護班開設に必要なる調査を爲したり、午後零時に至り得たる情報に據れば、北豐島地區内の地方罹災民傷病者は、本所方面最も多數にして、淺草方面之に亞ぎ、小石川方面にも漸次輕傷者の集合するを知り、第二班を上野公園に、第三班を淺草公園に、第四班を小石川傳通院方面に開設する事に決す、午後十時頃、救護班に要する衛生材料を軍田看護長をして受領せしめ、其他の材料を集め、整備を完了す。

救護班收容患者千百六十二名、處置總數二千百六十七名、累計四千六百十四名なり。

四日午前五時頃軍醫學校より軍醫五名、上等看護長一名、計六名の派遣學生到着す、戒嚴司令部より救護班は師團に於て適宜使用すべしとの命に依り、それ〳〵計畫方面に出動せしむ、たまく寺島方面は、地

七日第三師團第二救護班は、午前九時五十分龜戸町に至り東京北警備司令官の隷下に入る事を達す、乃ち命を田端に待たしむ、午後八時陸軍軍醫學校より軍醫五名の增派あり、乃ち三名を寺島村救護班に、二名を兩國國技館第三救護班に配屬す、午後九時在龜戸小學校第六救護班長河部一等軍醫に、明日以後第三師團派遣の救護班と合し、矢澤軍醫正指揮下に作業せしむることを通報す、午後九時近歩一寺島一等軍醫を當分第四救護班（寺島第七中學校）長とし、同班勤務の近歩一軍醫は、此際軍隊に殘り主として同隊の衛生勤務に服せしむ、午後九時第三師團第一救護班長陸軍三等軍醫正矢澤弘水に對し、其班は明七日午前十時迄に龜戸村第一小學校に至り、該地醫設の救護班に合し、東京北警備司令官直轄第六救護班として勤務する事に定めたる旨を通報し、患者の收容上特に千葉醫科大學救護班と連絡すべきを指示す、是日の救護班收容患者は新患千三百六十五名、處置總計三千七百八十一名、累計一萬四千九百六十五名なり。

方傷病者蝟集せるを以て、近衛歩兵第一聯隊麻布臺營舍以下、部隊附衛生部員を以て寺島村府立第七中學校に近歩一救護班を開設しあるの報に接す、救護班收容新患者千七百十八名なり、午前十一時頃戒嚴司令部より電話を以て歩兵第六十六聯隊指揮下の第十四師團第二救護班を是日以後東京北警備司令官直轄たらしむるの命あり、是に於て午後一時直轄第五救護班として寺島方面に出動せしめ、近歩一救護班と連絡し同地附近の地方民傷病者救療に當らしむる旨、參謀長より歩六聯隊に通報す、午後九時頃、第十四師團派遣の猪澤隊長谷川大尉以下七十名、東京北警備司令官の隷下に入る、所要衛生材料は、東一院より受領し、之を所要部隊に交付す、是日救護班收容する所の新患千五百六名、處置總數三千百三十四名、累計七千七百四十八名。

五日午前九時陸軍軍醫學校より軍醫九名、上等看護長一名、計十名、下志津衛戍病院より看護長二名、看護卒十名の派遣學生到着す、是日龜戸方面に地方傷病者多きの報に接し、午後二時東京北警備司令官直轄第六救護班を編成し、午後四時近衛師團司令部を發せしむ、午前六時龜戸町第一小學校に救護班を開設す。

軍醫學校より、學生を特派したるに依り、各救護班の軍醫を改正編成す、軍醫部長金子部員は、兩國國技館上野各救護班を巡視したり、又小石川方面の傷病者甚だ少なく、今後增加の見込もなきを以て、午前十一時命じて班を撤し、在寺島近歩一救護班に合して作業せしむ、同班は午後二時同地に到着す、午後隅田村救護班のため毛布六百枚（近歩二より三百枚、後隅田村救護班のため毛布六百枚（近歩二より三百枚、後百枚を兩國に分劃す、土藏六百枚（近歩二より三百枚、近歩二より三百枚、後百枚を兩國に分劃す、飯盒三百枚（近歩二より）、飯盒百（近歩二より）整備す、而して所要部隊に交付したり、嘉悅部員は夜を撤し、救護班用衆品購入に努力したり、是日の救護班收容新患者千四百六十一名なり、處置總數三千四

於九月三日午前十時
近衛師團長ヨリ
陸軍軍醫學校ヨリ救護ス可キ其ノ師團管成病院ニ於テ既ニ編成シアル救護班ヲ以テ編成シ、右救護班ニ要スル衛生材料ハ、東京第一貯藏廠ヨリ受領スヘシ。（口頭）

百三十六名、累計一萬一千百八十四名に達す。

六日第五救護班は、前日寺島村到着後、第七中學校近歩一救護班の狀況に鑑み、一部は隅田村、一部は吾嬬村に開設したるを以て、更めて兩半部を合し、吾嬬村小學校に救護班を開設して作業する事とし、午後四時合併を了す、又前後隅田村方面に傷病者多數の報に接すると共に、上野公園方面は外來患者相當に存すれども、救療患者は比較的少なきを以て、早朝急使を上野公園第一救護班に遣はし、收容患者は地方官憲と連絡して重症者を美術學校內の赤十字救護班に送致し、正午同班を撤して隅田村小學校に開班すべきを命ず、午後五時半所命地に開設を完了す、是より先午前十一時半頃、戒嚴司令部より電話を以て明日第三師團第一救護班東京北警備司令官の隷下に入ることを達し、午後四時同じく電話を以て、第二師團衛生隊明日以後東京北警備司令官の隷下に入る事を達す、乃ち命を田端に待たしむ、午後八時陸軍軍醫學校より軍醫五名の增派あり、乃ち三名を寺島村救護班に、二名を兩國國技館第三救護班に配屬す、午後九時在龜戸小學校第六救護班長河部一等軍醫に、明日以後第三師團派遣の救護班と合し、矢澤軍醫正指揮下に作業せしむることを通報す、午後九時近歩一寺島一等軍醫を當分第四救護班（寺島第七中學校）長とし、同班勤務の近歩一軍醫は、此際軍隊に殘り主として同隊の衛生勤務に服せしむ、午後九時第三師團第一救護班長陸軍三等軍醫正矢澤弘水に對し、其班は明七日午前十時迄に龜戸村第一小學校に至り、該地醫設の救護班に合し、東京北警備司令官直轄第六救護班として勤務する事に定めたる旨を通報し、患者の收容上特に千葉醫科大學救護班と連絡すべきを指示す、是日の救護班收容患者は新患千三百六十五名、處置總計三千七百八十一名、累計一萬四千九百六十五名なり。

七日第三師團第一救護班は、午前九時五十分龜戸町に至り東京北警

備司令官直轄第六救護班に合す、東京北警備司令官は第二師團衛生部

(1) 第二師團衛生隊ハ、爾今東京北警備司令官直轄第七救護班ト稱ス。
(2) 第七救護班ハ、本七日下谷區中根岸小學校附近ニ開設シ、主トシテ北部上野、日暮里、田端三町及ビ谷中、根岸、金杉、本小學校ニ救護班ヲ開設シタル報ニ接ス。

午前五時三十分頃金子部員は軍醫部長の命に依り、兩國國技館第三救護班に連絡し、同地附近の傷病者は略ゝ收容し、重傷者は東一病院に轉送したる旨、該地は必ずしも救護班存續の必要なきも、一般地方に對する救療上同所を比較的完全なる救護班とし、尙將來に於ける本所東部傷病者後送の中繼機關たらしむるの有利なるを認む、午前十一時戒嚴司令部より電話を以て牛込區加賀町第四中學校に臨時病院開設の內報あり、同時刻に戒嚴司令部よりルノー軍用貨物自動車大型二、小型一、レバプリック號乘合自動車二を救護班病院用として配當せられる、午後一時戒嚴司令部より第三師團派遣の第二救護班を新に東京北警備司令官隷下に入れ、第四中學校に待命することを達せらる、是日の救護班收容新患者は千二百七十二名にして、處置患者總數三千八百七十七名、累計一萬八千八百四十二名なりとす。

貴官ハ牛込區第四中學校ニ臨時近衞師團病院ヲ開設シ、地方罹災民傷病者並ニ近衞師團救護班收容傷病者ヲ收療スヘシ、但シ作業ニ關スル細部事項ハ、近衞師團軍醫部長ノ區處ヲ受クヘシ。

淺草公園方面ハ、地方救護班相次デ來着シ、特ニ陸軍救護班設置ノ要ナキニ依リ、本日午後近砲出ス所ノ兵卒三十名ヲ復歸セシム、是日午後軍醫部長歸來シテ、刻下地方衞生狀態不良ニシテ特ニ本所方面及府下寺島町龜戸町方面ニ赤痢發生シ、蔓延ノ兆アレバ、此際出動部隊ノ防疫ニ極力意ヲ注ぐべきことヲ師團長ニ報告ス、是ヨリ先近衞第一旅團長及近衞歩兵第一聯隊長ヨリモ、出動部隊ノ防疫施設緊急ナル旨報告アリ、是日ノ救護班收容患者ハ、新患者千百十四名、處置總數三千三百五名、累計二萬二千百四十七名ニ及ぶ。

九日正午淺草救護班ヲ撤收シテ同班ノ人員材料ヲ牛込臨時近衞師團病院ニ轉屬シ、午前龜戸町第六救護班編制內ノ舊第六救護班人員軍醫三、看護長一、看護卒二計七名及材料ヲ、同じく牛込臨時近衞師團病院ニ轉屬ス、午後二時同病院ノ編制完結ス、午後會報ニ際シ、師團長ハ隷下部隊ニ左ノ訓示ヲ配布ス。

訓　示

近衞師團並ニ隷屬各部隊ノ將校ニ告ク。

今回ノ震災ニ際シ、諸子ハ不眠不休克ク獻身的ニ其任務ヲ遂行シ、罹災民ヲシテ九死ノ內ニ一生ヲ得シメ、我警備區域內ニ於ケル保安ヲ維持シ、水陸交通ノ整理ヲシテ逐次其ノ緒ニ就クニ至ラシメタルハ、予ノ大ニ滿足シ、衷心感謝スル所ナリ、然リ而シテ一般ノ狀況平靜ニ復スルニ從ヒ、特ニ諸子ノ注意ヲ喚起スヘキモノアリ、他ナシ個人衞生是ナリ。

抑〻天災後ニ於ケル惡疫ノ發生ハ、過去ニ於テモ幾多ノ例證ヲ吾人ニ提供セルニ拘ハラス、疲勞困憊ノ餘リ、不知不識ノ間ニ、個人ノ節制力ヲ失ヒ、遂ニ此ノ恐ルヘキ惡疫ニ感染シ、其ノ傳播ニ依リ、本來ノ災害ヨリモ遙ニ著大ナル害毒ヲ流布セシコト、其ノ例ニ乏シカラス、諸子ハ、今ヤ士氣緊張シ、病毒ノ侵襲ニ對スル抵抗力旺盛ナリト雖モ、將來業務ノ持久スルト共ニ、其ノ抵抗力漸次減退スルコトナキヲ保セス、是洵ニ防疫上注意ヲ要スル秋ニシテ、此ノ際諸子ハ、一意個人衞生ニ重キヲ置キ、九仞ノ功ヲ一簣ニ缺クコトナキヲ望ム。

尙防疫上細部ニ關シテハ、軍醫部長ヲシテ指示セシム

大正十二年九月九日　　近衞師團長　森岡守成

午後四時震災後防疫上注意及震災後ニ於ける軍隊防疫ニ關する軍醫部長指示を通牒す。

震災後防疫上注意

一、震災後ニハ惡疫ノ發生スルコト、其例ニ乏シクナイ。

安政ノ大地震ニハ惡疫ガ流行シテ、震災以上ノ害毒ヲ流シタ、吾人ハ今ヤ前門ノ虎ヲ防ギ、直ニ後門ノ狼ニ備ヘネバナラヌ。

二、惡疫ハ個人衞生ノ缺陷カラ來ザス、オ互ニ衞生ノ稱ヲシツカリト緊メネバナラヌ。

三、口ハ惡疫ノ侵入門ダ、吾人ハ今ヤ飮食物ニ注意シ、特ニ生水ノ飮用ヲ最モ愼シマネバナラヌ。

胃腸ノ强イコトハ、惡疫ニ對スル唯一ノ武器ダ。

四、震災後ノ衞生ハ、兎ニ角不行屆デ、惡疫ノ芽ハ、何處ニ潛ンデ居ルカ測リ知ルコトハ出來ヌ。

不潔ヤ腐敗ニ傾イタ處レノアル飮食物ヲ採ツテハナラヌ、ソレ火ヲ食フヨリ危イ。

五、餘冷ハ胃腸ノ抵抗力ヲ著シク弱クスル、ソコガ惡疫ノネラヒ處ダ、夜ノ腹巻ヲ忘レテハナラヌ。

五、小火ハ消セルガ、一度延燒シテハ流石ノ大東京モ忽チ內ニ灰トナツタデハナイカ、病モ早クニ治療スルニ限ル、下痢ハ惡疫ノ前兆トナルコトガ多イ。下痢アル者ハ早ク受診シテ、他人ニ迷惑ヲカケヌコトヲ心掛ケネバナラヌ。

七、蠅ハ惡疫ヲ傳播スル、今ヤ地方ニハ、腸窒扶斯ヤ赤痢ガ發生シテ居ル、蠅ノタカツタ飮食物ハ危險ダ。

蠅ハ努メテ撲滅スルニ限ル。

八、不潔ハ病ノ基トナル、努メテ身體被服ノ清潔ヲ注意セネバナラヌ。

大正十二年九月九日　　近衞師團司令部

所要衞生材料ハ、依然東一院より受領シ、所要部隊に交付せしが、是日より東一病院構內に陸軍衞生材料廠を開始するを以て、材料の請求は、翌日分を前日各部隊事報に依り軍醫部より戒嚴司令部經由衞生材料廠に通報し、當日各部隊に於て直接同廠より受領することに定む、是日午前十時戒嚴司令部より、第五師團救護班を明日以後東京北警備司令官の隷下に入らしめ、寺島町に臨時病院を開設すべき旨の內命あり、午後二時頃、第五師團救護班先發者杉山一等軍醫連絡のため來り、同班の編制を知るを得たると同時に、開設に關する打合を爲す、是日の救護班及病院收容患者は新患者八百五十五名、處置總數二千八百三十七名、累計二萬四千九百八十四名なり。

十日午務十時第五師團救護班長氏家參謀に對し、左記要旨の東京北警備司令官命令を達す。

貴官ハ、府下寺島町近衞師團第四救護班ト交代シ、同所ニ寺島臨時陸軍病院ヲ開設シ、地方罹災民傷病者並近衞師團救護班收容ノ傷病者ヲ收療スヘシ、但シ作業ニ關スル細部ノ事項ハ、近衞師團軍醫部長ノ區處ヲ受クヘシ。

爰に戒嚴司令官直轄として待命中なりし第十七師團第一救護班第二救護班は、十一日より東京北警備司令官の隷下に屬せしめらる、嘉悅軍醫部長は地方慴災民傷病者救療玆に一期を劃して初療を普及し得たると同時に、戒嚴部隊出動地方に腸管傳染病發生せるに鑑み、今後の方針に關して各部隊醫官を會同し會議するの必要を認め、是日師團會報時に、十二日午後一時半醫官會報開催の通達を爲す、第十三師團救護班高田村松松本三箇班は是日より東京北警備司令官の隷下に入る、而して高田班は南千住に、松本班は田端に、村松班は王子に開設中なり、午後二時臨時近衞師團病院に左の赤十字救護員を配屬せらる。

長　崎支部所管　醫員一、書記一、看護婦長一、看護婦十、計十三名。

和歌山支部所管　醫員一、書記二、看護婦長一、看護婦十、計十四名。

十一日午前七時東京北警備司令官は、直轄第一救護班（隅田町）第五救護班（吾嬬町）を改編し、第十七師團第一救護班をして在隅田町近衞師團救護班と交代作業せしめ、第十七師團第二救護班は、吾嬬町近衞師團第五救護班に合して、重富三等軍醫正の班長下に作業することを命ず。

是日罹災民救護救恤に關する直接業務は陸軍次官を長とする罹災民救護委員の管掌に歸し、罹災民救護に關する衞生機關の業務系統は、救療部長たる醫務局長の區處する所と爲る。

午後四時、隅田町第一救護班編制內に在りたる近歩一の十九名、近歩四の十二名を原所屬隊に復歸せしめ、同じく午後、合田部長兩國寺島隅田町方面を巡視し、收容傷病を可成速に市ケ谷病院に復送すべきを命ず、是日の救護班及病院に收容したる患者は、新患者九百三十五名、處置總數二千三百三十五名、累計二萬九千六百名なり。

十二日午前八時陸軍衞生材料廠より防疫用藥物を受領す。

クレオソート丸	四十五萬粒	炭酸石灰	二百五十瓩
クロール石灰	二百砂	次亞硫酸曹達	八十砂
昇汞食鹽	六十砂	クレゾール石鹼液	百二十砂
石炭酸	二百八十砂		

午前中桂田藥劑官は、貨物自動車を以て青山北町三丁目七番地柳屋商會より乳劑用石鹼水二十一貫、寺島町小倉商會より石油三十貫を購入し、石油乳劑三十貫を調製す。

午後一時半東京北警備司令部內に隷下部隊醫官會議を開き、軍醫部長より左の指示を爲し、救護防疫に關して細部の打合を爲す。

一、今回ノ震災ニ際シ、諸官ハ救護衞生ノ業務ニ盡瘁シ、日夜不眠不休、罹災民ヲ救療シ、我衞生部員ノ眞價ヲ發揮セラレタルハ、本職ノ顏ル滿足スル所ニ

日午後、市ヶ谷近衛師團臨時病院を市ヶ谷臨時病院、寺島臨時病院を寺島臨時病院と改稱するに決す、戒嚴部隊患者新患者十八名、現在患者百二十六名、累計四百七十名なり、又是日までに戒嚴出動部隊の傷病は主として赤痢なるが、非戰鬪者一名（近歩三）疑似一名（騎十三）なり、救護班及臨時病院患者、新患者、五百八十八名、歿數二千百三十九名、累計三萬五千七百十四名。

十五日近衛師團第三救護班十七日閉鎖の件戒嚴司令部より認可せらる、午後六時戒嚴司令部第三十三號達あり。

戒嚴部隊患者　新患三十八名、現在百二十名、累計五百四名。

救護班及臨時病院患者　新患四百三十九名、歿數三千百八十一名、累計三萬七千八百九十五名。

十六日午前八時東京北警備司令官近衛師團第三救護班山田正雄に九月十七日午前十時同班閉鎖を命じ、軍醫部長よりの如く指示す、

千葉衛戍病院派遣のものは、山田軍醫引率同日歸院。

軍醫學校派遣のものは市ヶ谷臨時病院に待命。

其他は高鍋先任者引率所屬部隊（歩兵六よりの派遣のものは、在主官隊同隊へ）に復歸のこと。

午前九時には救護班及臨時病院軍醫部會報あり、醫務局會報にては、茲に提出したる救護班閉鎖に關する近衛師團の意見に對し、閉鎖期日を左の如く內示す。

近衛第三救護班	九月十七日
第二師團衛生隊（近衛第七救護班）	九月十八日
第三師團第一救護班（近衛第六救護班）	九月十九日
第十三師團救護班	九月十九日
第十四師團救護班（近衛第三救護班）	九月十九日
第七師團救護班（近衛第一救護班、同第五救護班）	九月廿一日
市ヶ谷臨時病院	九月廿八日頃
寺島臨時病院	同　右

日本赤十字社宮崎支部派遣の醫員二、書記一、看護婦四を寺島臨時病院に配屬す。

第十三師團（高田）救護班閉鎖に關し、患者處遇に關する班長の意見を徵するや、午後三時左の要旨を報告す。

1、高田救護班（在南千住）傷病患者ハ、南千住救護所ニ引繼クコト、傳染病患者アレハ、三河島町鶯谷救護所ニ移スコト。

2、松本救護班（在田端）ハ、同班ト同シク作業シツツアル日本赤十字武蔵支部ニ引繼クコト。

3、村松救護班（在王子）ハ、入院患者ナク、主トシテ外來患者ナルヲ以テ、附近町內醫師ニ引繼ク。

乃ち之を醫務局內救護部に報告す。

午後一時師團會報附近警戒第三三號を以て、地方罹災民引揚後に於ける兵營內消毒、戒嚴勤務出動者被服裝具、並に罹災民貸與被服裝具消毒及出動者防疫に關する件を各隷下部隊に達す。

戒嚴部隊患者　新患五十一名、現在患者百五十五名、入院二十三名、歿數十六名、累計五百六十七名（入院四八、歿數三四三）。

救護班及臨時病院患者　新患四百二十名、歿數二千三百八十三名、累計四萬二百七十八名。

十七日午時九時軍醫部會報あり、午前十一時近衛師團第三救護班（兩國）閉鎖を完了し、午後三時嘉悅部員の手に同班の衛生材料を受領す、午前十時糞に東京北警備部隊に隸屬したる近衛第六救護班（龜戸）及市ヶ谷臨時病院綱利內のもの、並に同院待命の歩兵第五十九聯隊派遣隊長に對し、編合を令す、午後三時戒命第三八號を以て、第二師團派遣衛生機關、第三師團派遣衛生機關一部（第一救護班）第十三師團派遣衛生機關、第十四師團派遣衛生機關、九月十九日北警備司令官の指揮下を脫し、同日東京出發、派遣師團に復歸せしむるの命あり、午後五時頃東京北警備司令官より、第二師團衛生隊、第三師團第一救護班、第十三師團救護班、第十四師團救護班及歩兵第五十九聯隊派遣搬送隊に、

病院に配屬す。

第十三師團（高田）救護班閉鎖に關し、患者處遇に關する班長の意見を徵するや、午後三時左の要旨を報告す。

1、高田救護班（在南千住）傷病患者ハ、南千住救護所ニ引繼クコト、傳染病患者アレハ、三河島町鶯谷救護所ニ移スコト。

2、松本救護班（在田端）ハ、同班ト同シク作業シツツアル日本赤十字武蔵支部ニ引繼クコト。

3、村松救護班（在王子）ハ、入院患者ナク、主トシテ外來患者ナルヲ以テ、附近町內醫師ニ引繼ク。

乃ち之を醫務局內救護部に報告す。

午後一時師團會報附近警戒第三三號を以て、地方罹災民引揚後に於ける兵營內消毒、戒嚴勤務出動者被服裝具、並に罹災民貸與被服裝具消毒及出動者防疫に關する件を各隷下部隊に達す。

戒嚴部隊患者　新患五十一名、現在患者百五十五名、入院二十三名、歿數十六名、累計五百六十七名（入院四八、歿數三四三）。

救護班及臨時病院患者　新患四百二十名、歿數二千三百八十三名、累計四萬二千七百七十八名。

十七日午時九時軍醫部會報あり、午前十一時近衛師團第三救護班（兩國）閉鎖を完了し、午後三時嘉悅部員の手に同班の衛生材料を受領す、午前十時糞に東京北警備部隊に隸屬したる近衛第六救護班（龜戸）及市ヶ谷臨時病院綱利內のもの、並に同院待命の歩兵第五十九聯隊派遣隊長に對し、編合を令す、午後三時戒命第三八號を以て、第二師團派遣衛生機關、第三師團派遣衛生機關一部（第一救護班）第十三師團派遣衛生機關、第十四師團派遣衛生機關、九月十九日北警備司令官の指揮下を脫し、同日東京出發、派遣師團に復歸せしむるの命あり、午後五時頃東京北警備司令官より、第二師團衛生隊、第三師團第一救護班、第十三師團救護班、第十四師團救護班及歩兵第五十九聯隊派遣搬送隊に、

九月十九日作業を閉鎖し、朝食後原所屬隊に復歸すべきを令す、同時に近衛師團第二救護班を在兩國町第十七師團第一救護班（近衛第一救護班）に編合すべきを令す。

戒嚴部隊患者　新患三十名、現在百六十名（入院二一、歿休五四、歿棄七五）、累計五百七十七名（入院四九、歿休一八九、歿棄三三九）。

救護班及臨時病院患者　新患三百七十一名、歿數二千二百八十六名、累計四萬二千五百六十四名。

十八日午前九時軍醫部會報を開催す。午後一時戒嚴司令部交通課より、十九日歸還部隊の爲め輸送を指示するの電話命令あり、小笠原護長をして之を受領せしめ、次で第一、第二、第三、第十二、第十四師團衛生機關及第二十六旅團長に、左の通り命令す。

1、第二師團第十三師團（第三師團第一救護班）ノ關連ヘ、汽車輸送ニ依ルモノトス（第三師團ヘ中央線ニ依ルヘシ）。

2、同部隊ノ乘車場ヘ、現在地最寄停車場ニ集合スルモノトス。

3、輸送輸經ノ實施ニ當リテハ、輸送部隊長ヘ、輸送實施ノ前日中、直接乘車場長ニ輸經ヲ請求スルモノトス。

輸經部隊長輸經請求ニ當リ、輸經ノ人馬材料品物ノ輸經區分、輸經開始ノ日時、所要車輛等ヲ記載シ、署名捺印ノ上、乘車場駐在司令官付シ、別ニ東京場警備司令官戒嚴司令部ニ報告スルモノトス。

4、輸送途中ノ給養ヘ、部隊自ラ實施スヘシ。

是日陸訓第二八號陸軍大臣の訓示あり。

戒嚴部隊患者　新患二十名、現在百二十名（入院二一、歿休四、歿棄五）、累計五百四名。

救護班及臨時病院患者　新患三百十二名、歿數二千百八十一名、累計三萬七千八百九十五名。

十九日市ヶ谷臨時病院待命中の歩兵第五十九聯隊派遣隊、午前六時

三十分病院を發し、午前八時三十四分王子發列車に依り歸還す、午前七時第十四師團救護班及第十七師團救護班編合の爲め貨物自動車一輛を吾嬬村第五救護班に、第十三師團救護班の爲め貨物自動車二輛を龜戸香取小學校に廻送し、歸還の材料を輸送せしむ、午前九時軍醫部會報を開く、第十四師團救護班は午後一時十分日暮里驛を發し、第十七師團第二救護班は午後三時四十分田端發にて、歸還し第三師團第一救護班は、午後六時二十五分日暮里驛發を以て歸還す、午後三時戒北命編第一號を以て市ヶ谷臨時病院豎に、其院待命中の陸軍軍醫學校生杉本寛治以下十名は九月二十日朝食後、其隊編制内に在る陸軍軍醫學校に復歸せしむべしと命じ、同時に市ヶ谷臨時病院待命中の千葉及下志津衛戍病院所屬看護卒をも二十日朝食後原所屬に復歸せしむ。

| | | |

に轉送したり、地方罹災民傷病者の救護は新に捻結を告ぐ、即ち是日までに各部隊の收容したる患者は、部隊新患六、四九四名（外傷四、七二六名、其他二、七八八名）、救護班及臨時病院新患九、五〇〇名、累計一五、九九四名にして、歿證患者總數部隊一八、六一六名、救護班及病院三五、一〇〇名、累計五三、七一六名なりとす。

二十六日、戒北通第一二號を以て、陸軍第三、九三一號指自動車假定數表に近衛師團救護班の定數を左の自動車二、乘合自動車一二を定めらるゝ、午前防疫用衛生材料を歩五十八、騎十三、機一、工八、野重八に交付す、續て陸軍軍醫學校に依頼したる第十三師團衛生部隊（第四警備地區）使用井水の檢索成績を同校より通報し來る、乃ち之を歩一二六旅團司令部に通報す（井水二十四檢査の上、飲用に適するもの八個のみ）。

午後一時頃、第一師團軍醫部より押火一等軍醫來部、東京第一第二衛戍病院に戒嚴部隊患者を入院せしむる際に於ける輸送に就き協議し、左の如く決議す。

(1) 東京第一衛戍病院ニ入院セシムル近衛師團下ノ警備部隊患者ニシテ、自動車ヲ要シ、東一病院ニ自動車ナキ場合ハ、近衛師團救療部自動車ヲ使用スルコト。

(2) 東京第二衛戍病院ニ入院セシムル者ニ對シテハ、同院及第一師團救療部ノ自動車ヲ使用スルコト。

二十七日午前、岸田藥劑正衛生材料廠より防疫用クロール石灰二〇瓦を受領す、是日の戒嚴部隊新患者は二九名にして、現在二三三名（入院七四名、累計五五名）、累計一、二一二名（入院一五六名、歿一八名、全快五名）、歿一二名）なり。

二十八日午前九時岸田藥劑正市ヶ谷臨時病院ニ五棟（歿名、累計一、二一三名）、歿名、累計一、二一三名）、歿名、累計一、二一三名）、

十月第三旬　患者總數七千四百名（新患三千四百六名、內入院四千七百名）。

傳染病は赤痢新患者三百二十五名、同菌携帯者二百五名。

十一月第一旬は、一日新患六名、現在二千九百三名、累計二千三百六名、二日新患三百八名、現在三千六百〇名、累計二千八百八名、三日新患二百名、現在三千七百三名、累計二千八百七十三名、四日新患一百八名、現在三千八百〇名、累計二千九百二名、五日新患六百四名、現在三千六百〇名、累計二千九百六十二名、六日新患三百七十名、現在三千六百三十名、累計二千九百三十二名、七日新患二百八十名、現在三千六百五十名、累計二千九百四十二名、八日新患二百十名、現在三千六百六十名、累計二千九百五十二名、九日新患二百十名、現在三千六百七十名、累計二千九百六十二名、十日新患二百名、現在三千六百七十名、累計二千九百七十二名。

十月第三旬　患者總數七千四百名（新患三千四百六名、內入院四千七百名）。

傳染病は赤痢新患者三百二十五名、同菌携帯者二百五名。

十一月第一旬は、一日新患六名、現在二千九百三名、累計二千三百六名、二日新患三百八名、現在三千六百〇名、累計二千八百八名、三日新患二百名、現在三千七百三名、累計二千八百七十三名、四日新患一百八名、現在三千八百〇名、累計二千九百二名、五日新患六百四名、現在三千六百〇名、累計二千九百六十二名、六日新患三百七十名、現在三千六百三十名、累計二千九百三十二名、七日新患二百八十名、現在三千六百五十名、累計二千九百四十二名、八日新患二百十名、現在三千六百六十名、累計二千九百五十二名、九日新患二百十名、現在三千六百七十名、累計二千九百六十二名、十日新患二百名、現在三千六百七十名、累計二千九百七十二名。

十一日　新患二百名、現在三千六百名、累計二千八百二名。

十二日　新患三百名、現在三千七百名、累計二千九百二名。

十三日　新患二百八名、現在三千八百名、累計二千九百十名。

十四日　新患二百十名、現在三千八百十名、累計二千九百二十名。

十五日　新患二百名、現在三千八百名、累計二千九百三十名。

十六日　新患二百名、現在三千八百名、累計二千九百四十名。

十七日　新患二百名、現在三千八百名、累計二千九百五十名。

十八日　新患二百名、現在三千八百名、累計二千九百六十名。

十九日　新患二百名、現在三千八百名、累計二千九百七十名。

二十日　新患二百名、現在三千八百名、累計二千九百八十名。

二十一日　新患二百名、現在三千八百名、累計二千九百九十名。

二十二日　新患二百名、現在三千八百名、累計三千名。

二十三日　新患二百名、現在三千八百名、累計三千十名。

二十四日　新患二百名、現在三千八百名、累計三千二十名。

二十五日　新患二百名、現在三千八百名、累計三千三十名。

二十六日　新患二百名、現在三千八百名、累計三千四十名。

二十七日　新患二百名、現在三千八百名、累計三千五十名。

二十八日　新患二百名、現在三千八百名、累計三千六十名。

二十九日　新患二百名、現在三千八百名、累計三千七十名。

三十日　新患二百名、現在三千八百名、累計三千八十名。

十月第三旬　患者總數七千四百名（新患三千四百六名、內入院四千七百名）。

傳染病は赤痢新患者三百二十五名、同菌携帯者二百五名。

十一月第一旬は、一日新患六名、現在二千九百三名、累計二千三百六名、二日新患三百八名、現在三千六百〇名、累計二千八百八名、三日新患二百名、現在三千七百三名、累計二千八百七十三名、四日新患一百八名、現在三千八百〇名、累計二千九百二名、五日新患六百四名、現在三千六百〇名、累計二千九百六十二名、六日新患三百七十名、現在三千六百三十名、累計二千九百三十二名、七日新患二百八十名、現在三千六百五十名、累計二千九百四十二名、八日新患二百十名、現在三千六百六十名、累計二千九百五十二名、九日新患二百十名、現在三千六百七十名、累計二千九百六十二名、十日新患二百名、現在三千六百七十名、累計二千九百七十二名。

十一日　新患二百名、現在三千六百名、累計二千八百二名。

十二日　新患三百名、現在三千七百名、累計二千九百二名。

十三日　新患二百八名、現在三千八百名、累計二千九百十名。

十四日　新患二百十名、現在三千八百十名、累計二千九百二十名。

十五日　新患二百名、現在三千八百名、累計二千九百三十名。

十六日　新患二百名、現在三千八百名、累計二千九百四十名。

十七日　新患二百名、現在三千八百名、累計二千九百五十名。

十八日　新患二百名、現在三千八百名、累計二千九百六十名。

十九日　新患二百名、現在三千八百名、累計二千九百七十名。

二十日　新患二百名、現在三千八百名、累計二千九百八十名。

二十一日　新患二百三名、現在三千八百名、累計二千九百九十六名。

二十二日　新患二百七名、現在四百一四名、累計二千二百二三名。

二十三日　新患二百一名、現在四百一〇名、累計二千二百二四名。

二十四日　新患二百九名、現在四百一〇三名、累計二千二百三三名。

二十五日　新患二百九名、現在四百一八名、累計二千二百四二名。

二十六日　新患二百七名、現在四百一八名、累計二千二百三五名。

二十七日　新患二百八名、現在三百七九名、累計二千二百三六三名。

二十八日　新患二百〇名、現在四百〇〇名、累計二千二百三七三名。

二十九日　新患二百五名、現在三百六五名、累計二千二百三七八名。

此間十五日には、戒嚴司令部より近衛師團救療部に傳付したる自動車を返納し、十六日は近歩一に對し、下志津廠舍に於て赤痢患者出でたるを以て消毒用昇汞鹽を交付し、十七日衛生部員表彰の事を團下各部隊に通牒す。

十月第三旬に入りては、二十三日鐵道第二聯隊に「ワクレオソート」丸五萬八千粒を交付し、二十五日衛生部員表彰の件を團下に通牒し、二十七日鐵道第二聯隊に「クレンシ」二〇〇磅、近衛歩兵第三聯隊に「クレオソート」丸二萬粒を交付し、二十八日二十九日には衛生材料を受領し、又騰入し、二十九日近歩一、近歩二、近歩三、近歩四、近騎、近工、氣球隊、立川衛戍病院等に藥品其他を交付す。戒嚴部隊の患者は、

二十一日	新患二三名、	現在三八名、	累計二、〇九六名。
二十二日	新患一七名、	現在四一四名、	累計二、一一三名。
二十三日	新患一七名、	現在四一〇名、	累計二、一二四名。
二十四日	新患九名、	現在四〇三名、	累計二、一三三名。
二十五日	新患九名、	現在四一八名、	累計二、一四二名。
二十六日	新患一七名、	現在四一八名、	累計二、一五五名。
二十七日	新患二八名、	現在三七九名、	累計二、一六三名。
二十八日	新患一〇名、	現在四〇〇名、	累計二、一七三名。
二十九日	新患一五名、	現在三六五名、	累計二、一八七名。

（入院二二六名、鏈休一、二一六名、就業五四名）。

（入院一〇二名、鏈休一八三名、就業一〇八名）、累計

（入院二一二名、鏈休一、二三六名、就業五〇六名）。

（入院一四名、鏈休一六三名、就業一一四名）、累計

（入院二一二名、鏈休一、三三七名、就業五四九名）。

（入院一五三名、鏈休一、二六九名、就業五一名）。

（內新患二八七名、入院六二名）。

第四、補給

近衛師團の補給作業は、九月一日守衛隊に蠟燭其他事務用品を交付したるを手始とし、二日各部隊へ、糧秣

鐵乾麵包	目	數	衛戍部隊	拂部隊	編	
詰肉	四日分	四四分ノ一	戰時定數二箇師團近歩二旬	付繼行携用	要	
戰用炊具	五	組	東一病院	師司	企士官學校	教官用	教ネシアル處

を補給し、三日には、糧秣の補給杜絕せるが爲め、師團保管の糧秣保護要なるに依り、特に目黒駒澤乾草倉庫直接警戒を近衛野砲兵及近衛輜重兵兩隊に命令す、又師團外諸部隊の補給擔任に就ては、午後七時左の命令を發す。

一、左記補給區分ニ依リ、糧秣ノ補給ヲ擔任スヘシ。

二、自ラ炊爨ヲ實施シ得サル部隊ニ對シテハ、該部隊ノ要求ニ依リ給與ヲ擔任スヘシ。

三、書二項ノ糧秣ハ、職員ノ所要ニシテ各部隊ノ馬糧保管廠を統一する爲、相互部隊間に之が保管轉換をなさしめ、或は天幕類を陸軍本省其の他へ貸與し、糧秣其他の補給は此の際他に依頼せられ、師團自ら解決するの要切なるを認め、物資調辨班派遣要領を左の如く立案す。

物資調辨班編成要領

（一）物資調辨左ノ如シ。

燈火類（蠟燭、マッチ、携帶電燈等）及燃料ノ主トシテ、倏裕アラハ、生野菜類ヲ調辨スルモノトス。

（二）調辨班三個ヲ編成ス。

一個班人員　主計（主計正）一　計手二

（三）派遣方面

第一班　東京市及近郊

第二班　乃總方面

第三班　大宮宇都宮方面

（帰考）旅團司令部ノ補給擔任部隊ハ、團下頭宇部隊トス。

氣	球	一	隊
電	信	隊	航空學校
近	衛	工	兵大隊
近	衛	野	砲兵聯隊
近	衛	步	兵第一聯隊
近	衛	步	兵第二聯隊
近	衛	步	兵第三聯隊

航空部本部
無線電信調査會
千住製絨所
陸軍測量部
東京經理部
工科學校
騎兵第一聯隊
騎兵第二聯隊
騎兵第三聯隊
騎兵第四聯隊
騎兵第五聯隊
騎兵第六聯隊
騎兵第七聯隊
騎兵第八聯隊
騎兵第九聯隊
騎兵第十聯隊
騎兵第十一聯隊
騎兵第十二聯隊
騎兵第十三聯隊
騎兵第十四聯隊
騎兵第十五聯隊
騎兵第十六聯隊
騎兵第十七聯隊
騎兵第十八聯隊
騎兵第十九聯隊
騎兵第二十聯隊
騎兵第二十一聯隊
騎兵第二十二聯隊
騎兵第二十三聯隊
騎兵第二十四聯隊
騎兵第二十五聯隊
騎兵第二十六聯隊
騎兵第二十七聯隊
騎兵第二十八聯隊
騎兵第二十九聯隊
騎兵第三十聯隊
騎兵第三十一聯隊
騎兵第三十二聯隊
騎兵第三十三聯隊
騎兵第三十四聯隊
騎兵第三十五聯隊
騎兵第三十六聯隊
騎兵第三十七聯隊
騎兵第三十八聯隊
騎兵第三十九聯隊
騎兵第四十聯隊
騎兵第四十一聯隊
騎兵第四十二聯隊
騎兵第四十三聯隊
騎兵第四十四聯隊
騎兵第四十五聯隊
騎兵第四十六聯隊
騎兵第四十七聯隊
騎兵第四十八聯隊
騎兵第四十九聯隊
騎兵第五十聯隊
騎兵第五十一聯隊
騎兵第五十二聯隊
騎兵第五十三聯隊
騎兵第五十四聯隊
騎兵第五十五聯隊
騎兵第五十六聯隊
騎兵第五十七聯隊
騎兵第五十八聯隊
騎兵第五十九聯隊
騎兵第六十聯隊
騎兵第六十一聯隊
騎兵第六十二聯隊
騎兵第六十三聯隊
騎兵第六十四聯隊
騎兵第六十五聯隊
騎兵第六十六聯隊
騎兵第六十七聯隊
騎兵第六十八聯隊
騎兵第六十九聯隊
騎兵第七十聯隊
騎兵第七十一聯隊
騎兵第七十二聯隊
騎兵第七十三聯隊
騎兵第七十四聯隊
騎兵第七十五聯隊
騎兵第七十六聯隊
騎兵第七十七聯隊
騎兵第七十八聯隊
騎兵第七十九聯隊
騎兵第八十聯隊
騎兵第八十一聯隊
騎兵第八十二聯隊
騎兵第八十三聯隊
騎兵第八十四聯隊
騎兵第八十五聯隊
騎兵第八十六聯隊
騎兵第八十七聯隊
騎兵第八十八聯隊
騎兵第八十九聯隊
騎兵第九十聯隊
騎兵第九十一聯隊
騎兵第九十二聯隊
騎兵第九十三聯隊
騎兵第九十四聯隊
騎兵第九十五聯隊
騎兵第九十六聯隊
騎兵第九十七聯隊
騎兵第九十八聯隊
騎兵第九十九聯隊
騎兵第一百聯隊
騎兵第一百一聯隊
騎兵第一百二聯隊
騎兵第一百三聯隊
騎兵第一百四聯隊
騎兵第一百五聯隊
騎兵第一百六聯隊
騎兵第一百七聯隊
騎兵第一百八聯隊
騎兵第一百九聯隊
騎兵第一百十聯隊
騎兵第一百十一聯隊
騎兵第一百十二聯隊
騎兵第一百十三聯隊
騎兵第一百十四聯隊
騎兵第一百十五聯隊
騎兵第一百十六聯隊
騎兵第一百十七聯隊
騎兵第一百十八聯隊
騎兵第一百十九聯隊
騎兵第一百二十聯隊
騎兵第一百二十一聯隊
騎兵第一百二十二聯隊
騎兵第一百二十三聯隊
騎兵第一百二十四聯隊
騎兵第一百二十五聯隊
騎兵第一百二十六聯隊
騎兵第一百二十七聯隊
騎兵第一百二十八聯隊
騎兵第一百二十九聯隊
騎兵第一百三十聯隊
騎兵第一百三十一聯隊
騎兵第一百三十二聯隊
騎兵第一百三十三聯隊
騎兵第一百三十四聯隊
騎兵第一百三十五聯隊
騎兵第一百三十六聯隊
騎兵第一百三十七聯隊
騎兵第一百三十八聯隊
騎兵第一百三十九聯隊
騎兵第一百四十聯隊
騎兵第一百四十一聯隊
騎兵第一百四十二聯隊
騎兵第一百四十三聯隊
騎兵第一百四十四聯隊
騎兵第一百四十五聯隊
騎兵第一百四十六聯隊
騎兵第一百四十七聯隊
騎兵第一百四十八聯隊
騎兵第一百四十九聯隊
騎兵第一百五十聯隊
騎兵第一百五十一聯隊
騎兵第一百五十二聯隊
騎兵第一百五十三聯隊
騎兵第一百五十四聯隊
騎兵第一百五十五聯隊
騎兵第一百五十六聯隊
騎兵第一百五十七聯隊
騎兵第一百五十八聯隊
騎兵第一百五十九聯隊
騎兵第一百六十聯隊
騎兵第一百六十一聯隊
騎兵第一百六十二聯隊
騎兵第一百六十三聯隊
騎兵第一百六十四聯隊
騎兵第一百六十五聯隊
騎兵第一百六十六聯隊
騎兵第一百六十七聯隊
騎兵第一百六十八聯隊
騎兵第一百六十九聯隊
騎兵第一百七十聯隊
騎兵第一百七十一聯隊
騎兵第一百七十二聯隊
騎兵第一百七十三聯隊
騎兵第一百七十四聯隊
騎兵第一百七十五聯隊
騎兵第一百七十六聯隊
騎兵第一百七十七聯隊
騎兵第一百七十八聯隊
騎兵第一百七十九聯隊
騎兵第一百八十聯隊
騎兵第一百八十一聯隊
騎兵第一百八十二聯隊
騎兵第一百八十三聯隊
騎兵第一百八十四聯隊
騎兵第一百八十五聯隊
騎兵第一百八十六聯隊
騎兵第一百八十七聯隊
騎兵第一百八十八聯隊
騎兵第一百八十九聯隊
騎兵第一百九十聯隊
騎兵第一百九十一聯隊
騎兵第一百九十二聯隊
騎兵第一百九十三聯隊
騎兵第一百九十四聯隊
騎兵第一百九十五聯隊
騎兵第一百九十六聯隊
騎兵第一百九十七聯隊
騎兵第一百九十八聯隊
騎兵第一百九十九聯隊
騎兵第二百聯隊
騎兵第二百一聯隊
騎兵第二百二聯隊
騎兵第二百三聯隊
騎兵第二百四聯隊
騎兵第二百五聯隊
騎兵第二百六聯隊
騎兵第二百七聯隊
騎兵第二百八聯隊
騎兵第二百九聯隊
騎兵第二百十聯隊
騎兵第二百十一聯隊
騎兵第二百十二聯隊
騎兵第二百十三聯隊
騎兵第二百十四聯隊
騎兵第二百十五聯隊
騎兵第二百十六聯隊
騎兵第二百十七聯隊
騎兵第二百十八聯隊
騎兵第二百十九聯隊
騎兵第二百二十聯隊
騎兵第二百二十一聯隊
騎兵第二百二十二聯隊
騎兵第二百二十三聯隊
騎兵第二百二十四聯隊
騎兵第二百二十五聯隊
騎兵第二百二十六聯隊
騎兵第二百二十七聯隊
騎兵第二百二十八聯隊
騎兵第二百二十九聯隊
騎兵第二百三十聯隊
騎兵第二百三十一聯隊
騎兵第二百三十二聯隊
騎兵第二百三十三聯隊
騎兵第二百三十四聯隊
騎兵第二百三十五聯隊
騎兵第二百三十六聯隊
騎兵第二百三十七聯隊
騎兵第二百三十八聯隊
騎兵第二百三十九聯隊
騎兵第二百四十聯隊
騎兵第二百四十一聯隊
騎兵第二百四十二聯隊
騎兵第二百四十三聯隊
騎兵第二百四十四聯隊
騎兵第二百四十五聯隊
騎兵第二百四十六聯隊
騎兵第二百四十七聯隊
騎兵第二百四十八聯隊
騎兵第二百四十九聯隊
騎兵第二百五十聯隊
騎兵第二百五十一聯隊
騎兵第二百五十二聯隊
騎兵第二百五十三聯隊
騎兵第二百五十四聯隊
騎兵第二百五十五聯隊
騎兵第二百五十六聯隊
騎兵第二百五十七聯隊
騎兵第二百五十八聯隊
騎兵第二百五十九聯隊
騎兵第二百六十聯隊
騎兵第二百六十一聯隊
騎兵第二百六十二聯隊
騎兵第二百六十三聯隊
騎兵第二百六十四聯隊
騎兵第二百六十五聯隊
騎兵第二百六十六聯隊
騎兵第二百六十七聯隊
騎兵第二百六十八聯隊
騎兵第二百六十九聯隊
騎兵第二百七十聯隊
騎兵第二百七十一聯隊
騎兵第二百七十二聯隊
騎兵第二百七十三聯隊
騎兵第二百七十四聯隊
騎兵第二百七十五聯隊
騎兵第二百七十六聯隊
騎兵第二百七十七聯隊
騎兵第二百七十八聯隊
騎兵第二百七十九聯隊
騎兵第二百八十聯隊
騎兵第二百八十一聯隊
騎兵第二百八十二聯隊
騎兵第二百八十三聯隊
騎兵第二百八十四聯隊
騎兵第二百八十五聯隊
騎兵第二百八十六聯隊
騎兵第二百八十七聯隊
騎兵第二百八十八聯隊
騎兵第二百八十九聯隊
騎兵第二百九十聯隊
騎兵第二百九十一聯隊
騎兵第二百九十二聯隊
騎兵第二百九十三聯隊
騎兵第二百九十四聯隊
騎兵第二百九十五聯隊
騎兵第二百九十六聯隊
騎兵第二百九十七聯隊
騎兵第二百九十八聯隊
騎兵第二百九十九聯隊
騎兵第三百聯隊
騎兵第三百一聯隊
騎兵第三百二聯隊
騎兵第三百三聯隊
騎兵第三百四聯隊
騎兵第三百五聯隊
騎兵第三百六聯隊
騎兵第三百七聯隊
騎兵第三百八聯隊
騎兵第三百九聯隊
騎兵第三百十聯隊
騎兵第三百十一聯隊
騎兵第三百十二聯隊
騎兵第三百十三聯隊
騎兵第三百十四聯隊
騎兵第三百十五聯隊
騎兵第三百十六聯隊
騎兵第三百十七聯隊
騎兵第三百十八聯隊
騎兵第三百十九聯隊
騎兵第三百二十聯隊
騎兵第三百二十一聯隊
騎兵第三百二十二聯隊
騎兵第三百二十三聯隊
騎兵第三百二十四聯隊
騎兵第三百二十五聯隊
騎兵第三百二十六聯隊
騎兵第三百二十七聯隊
騎兵第三百二十八聯隊
騎兵第三百二十九聯隊
騎兵第三百三十聯隊
騎兵第三百三十一聯隊
騎兵第三百三十二聯隊
騎兵第三百三十三聯隊
騎兵第三百三十四聯隊
騎兵第三百三十五聯隊
騎兵第三百三十六聯隊
騎兵第三百三十七聯隊
騎兵第三百三十八聯隊
騎兵第三百三十九聯隊
騎兵第三百四十聯隊
騎兵第三百四十一聯隊
騎兵第三百四十二聯隊
騎兵第三百四十三聯隊
騎兵第三百四十四聯隊
騎兵第三百四十五聯隊
騎兵第三百四十六聯隊
騎兵第三百四十七聯隊
騎兵第三百四十八聯隊
騎兵第三百四十九聯隊
騎兵第三百五十聯隊
騎兵第三百五十一聯隊
騎兵第三百五十二聯隊
騎兵第三百五十三聯隊
騎兵第三百五十四聯隊
騎兵第三百五十五聯隊
騎兵第三百五十六聯隊
騎兵第三百五十七聯隊
騎兵第三百五十八聯隊
騎兵第三百五十九聯隊
騎兵第三百六十聯隊
騎兵第三百六十一聯隊
騎兵第三百六十二聯隊
騎兵第三百六十三聯隊
騎兵第三百六十四聯隊
騎兵第三百六十五聯隊
騎兵第三百六十六聯隊
騎兵第三百六十七聯隊
騎兵第三百六十八聯隊
騎兵第三百六十九聯隊
騎兵第三百七十聯隊
騎兵第三百七十一聯隊
騎兵第三百七十二聯隊
騎兵第三百七十三聯隊
騎兵第三百七十四聯隊
騎兵第三百七十五聯隊
騎兵第三百七十六聯隊
騎兵第三百七十七聯隊
騎兵第三百七十八聯隊
騎兵第三百七十九聯隊
騎兵第三百八十聯隊
騎兵第三百八十一聯隊
騎兵第三百八十二聯隊
騎兵第三百八十三聯隊
騎兵第三百八十四聯隊
騎兵第三百八十五聯隊
騎兵第三百八十六聯隊
騎兵第三百八十七聯隊
騎兵第三百八十八聯隊
騎兵第三百八十九聯隊
騎兵第三百九十聯隊
騎兵第三百九十一聯隊
騎兵第三百九十二聯隊
騎兵第三百九十三聯隊
騎兵第三百九十四聯隊
騎兵第三百九十五聯隊
騎兵第三百九十六聯隊
騎兵第三百九十七聯隊
騎兵第三百九十八聯隊
騎兵第三百九十九聯隊
騎兵第四百聯隊
騎兵第四百一聯隊
騎兵第四百二聯隊
騎兵第四百三聯隊
騎兵第四百四聯隊
騎兵第四百五聯隊
騎兵第四百六聯隊
騎兵第四百七聯隊
騎兵第四百八聯隊
騎兵第四百九聯隊
騎兵第四百十聯隊
騎兵第四百十一聯隊
騎兵第四百十二聯隊
騎兵第四百十三聯隊
騎兵第四百十四聯隊
騎兵第四百十五聯隊
騎兵第四百十六聯隊
騎兵第四百十七聯隊
騎兵第四百十八聯隊
騎兵第四百十九聯隊
騎兵第四百二十聯隊
騎兵第四百二十一聯隊
騎兵第四百二十二聯隊
騎兵第四百二十三聯隊
騎兵第四百二十四聯隊
騎兵第四百二十五聯隊
騎兵第四百二十六聯隊
騎兵第四百二十七聯隊
騎兵第四百二十八聯隊
騎兵第四百二十九聯隊
騎兵第四百三十聯隊
騎兵第四百三十一聯隊
騎兵第四百三十二聯隊
騎兵第四百三十三聯隊
騎兵第四百三十四聯隊
騎兵第四百三十五聯隊
騎兵第四百三十六聯隊
騎兵第四百三十七聯隊
騎兵第四百三十八聯隊
騎兵第四百三十九聯隊
騎兵第四百四十聯隊
騎兵第四百四十一聯隊
騎兵第四百四十二聯隊
騎兵第四百四十三聯隊
騎兵第四百四十四聯隊
騎兵第四百四十五聯隊
騎兵第四百四十六聯隊
騎兵第四百四十七聯隊
騎兵第四百四十八聯隊
騎兵第四百四十九聯隊
騎兵第四百五十聯隊
騎兵第四百五十一聯隊
騎兵第四百五十二聯隊
騎兵第四百五十三聯隊
騎兵第四百五十四聯隊
騎兵第四百五十五聯隊
騎兵第四百五十六聯隊
騎兵第四百五十七聯隊
騎兵第四百五十八聯隊
騎兵第四百五十九聯隊
騎兵第四百六十聯隊
騎兵第四百六十一聯隊
騎兵第四百六十二聯隊
騎兵第四百六十三聯隊
騎兵第四百六十四聯隊
騎兵第四百六十五聯隊
騎兵第四百六十六聯隊
騎兵第四百六十七聯隊
騎兵第四百六十八聯隊
騎兵第四百六十九聯隊
騎兵第四百七十聯隊
騎兵第四百七十一聯隊
騎兵第四百七十二聯隊
騎兵第四百七十三聯隊
騎兵第四百七十四聯隊
騎兵第四百七十五聯隊
騎兵第四百七十六聯隊
騎兵第四百七十七聯隊
騎兵第四百七十八聯隊
騎兵第四百七十九聯隊
騎兵第四百八十聯隊
騎兵第四百八十一聯隊
騎兵第四百八十二聯隊
騎兵第四百八十三聯隊
騎兵第四百八十四聯隊
騎兵第四百八十五聯隊
騎兵第四百八十六聯隊
騎兵第四百八十七聯隊
騎兵第四百八十八聯隊
騎兵第四百八十九聯隊
騎兵第四百九十聯隊
騎兵第四百九十一聯隊
騎兵第四百九十二聯隊
騎兵第四百九十三聯隊
騎兵第四百九十四聯隊
騎兵第四百九十五聯隊
騎兵第四百九十六聯隊
騎兵第四百九十七聯隊
騎兵第四百九十八聯隊
騎兵第四百九十九聯隊
騎兵第五百聯隊
騎兵第五百一聯隊
騎兵第五百二聯隊
騎兵第五百三聯隊
騎兵第五百四聯隊
騎兵第五百五聯隊
騎兵第五百六聯隊
騎兵第五百七聯隊
騎兵第五百八聯隊
騎兵第五百九聯隊
騎兵第五百十聯隊
騎兵第五百十一聯隊
騎兵第五百十二聯隊
騎兵第五百十三聯隊
騎兵第五百十四聯隊
騎兵第五百十五聯隊
騎兵第五百十六聯隊
騎兵第五百十七聯隊
騎兵第五百十八聯隊
騎兵第五百十九聯隊
騎兵第五百二十聯隊
騎兵第五百二十一聯隊
騎兵第五百二十二聯隊
騎兵第五百二十三聯隊
騎兵第五百二十四聯隊
騎兵第五百二十五聯隊
騎兵第五百二十六聯隊
騎兵第五百二十七聯隊
騎兵第五百二十八聯隊
騎兵第五百二十九聯隊
騎兵第五百三十聯隊
騎兵第五百三十一聯隊
騎兵第五百三十二聯隊
騎兵第五百三十三聯隊
騎兵第五百三十四聯隊
騎兵第五百三十五聯隊
騎兵第五百三十六聯隊
騎兵第五百三十七聯隊
騎兵第五百三十八聯隊
騎兵第五百三十九聯隊
騎兵第五百四十聯隊
騎兵第五百四十一聯隊
騎兵第五百四十二聯隊
騎兵第五百四十三聯隊
騎兵第五百四十四聯隊
騎兵第五百四十五聯隊
騎兵第五百四十六聯隊
騎兵第五百四十七聯隊
騎兵第五百四十八聯隊
騎兵第五百四十九聯隊
騎兵第五百五十聯隊
騎兵第五百五十一聯隊
騎兵第五百五十二聯隊
騎兵第五百五十三聯隊
騎兵第五百五十四聯隊
騎兵第五百五十五聯隊
騎兵第五百五十六聯隊
騎兵第五百五十七聯隊
騎兵第五百五十八聯隊
騎兵第五百五十九聯隊
騎兵第五百六十聯隊
騎兵第五百六十一聯隊
騎兵第五百六十二聯隊
騎兵第五百六十三聯隊
騎兵第五百六十四聯隊
騎兵第五百六十五聯隊
騎兵第五百六十六聯隊
騎兵第五百六十七聯隊
騎兵第五百六十八聯隊
騎兵第五百六十九聯隊
騎兵第五百七十聯隊
騎兵第五百七十一聯隊
騎兵第五百七十二聯隊
騎兵第五百七十三聯隊
騎兵第五百七十四聯隊
騎兵第五百七十五聯隊
騎兵第五百七十六聯隊
騎兵第五百七十七聯隊
騎兵第五百七十八聯隊
騎兵第五百七十九聯隊
騎兵第五百八十聯隊
騎兵第五百八十一聯隊
騎兵第五百八十二聯隊
騎兵第五百八十三聯隊
騎兵第五百八十四聯隊
騎兵第五百八十五聯隊
騎兵第五百八十六聯隊
騎兵第五百八十七聯隊
騎兵第五百八十八聯隊
騎兵第五百八十九聯隊
騎兵第五百九十聯隊
騎兵第五百九十一聯隊
騎兵第五百九十二聯隊
騎兵第五百九十三聯隊
騎兵第五百九十四聯隊
騎兵第五百九十五聯隊
騎兵第五百九十六聯隊
騎兵第五百九十七聯隊
騎兵第五百九十八聯隊
騎兵第五百九十九聯隊
騎兵第六百聯隊
騎兵第六百一聯隊
騎兵第六百二聯隊
騎兵第六百三聯隊
騎兵第六百四聯隊
騎兵第六百五聯隊
騎兵第六百六聯隊
騎兵第六百七聯隊
騎兵第六百八聯隊
騎兵第六百九聯隊
騎兵第六百十聯隊
騎兵第六百十一聯隊
騎兵第六百十二聯隊
騎兵第六百十三聯隊
騎兵第六百十四聯隊
騎兵第六百十五聯隊
騎兵第六百十六聯隊
騎兵第六百十七聯隊
騎兵第六百十八聯隊
騎兵第六百十九聯隊
騎兵第六百二十聯隊
騎兵第六百二十一聯隊
騎兵第六百二十二聯隊
騎兵第六百二十三聯隊
騎兵第六百二十四聯隊
騎兵第六百二十五聯隊
騎兵第六百二十六聯隊
騎兵第六百二十七聯隊
騎兵第六百二十八聯隊
騎兵第六百二十九聯隊
騎兵第六百三十聯隊
騎兵第六百三十一聯隊
騎兵第六百三十二聯隊
騎兵第六百三十三聯隊
騎兵第六百三十四聯隊
騎兵第六百三十五聯隊
騎兵第六百三十六聯隊
騎兵第六百三十七聯隊
騎兵第六百三十八聯隊
騎兵第六百三十九聯隊
騎兵第六百四十聯隊
騎兵第六百四十一聯隊
騎兵第六百四十二聯隊
騎兵第六百四十三聯隊
騎兵第六百四十四聯隊
騎兵第六百四十五聯隊
騎兵第六百四十六聯隊
騎兵第六百四十七聯隊
騎兵第六百四十八聯隊
騎兵第六百四十九聯隊
騎兵第六百五十聯隊
騎兵第六百五十一聯隊
騎兵第六百五十二聯隊
騎兵第六百五十三聯隊
騎兵第六百五十四聯隊
騎兵第六百五十五聯隊
騎兵第六百五十六聯隊
騎兵第六百五十七聯隊
騎兵第六百五十八聯隊
騎兵第六百五十九聯隊
騎兵第六百六十聯隊
騎兵第六百六十一聯隊
騎兵第六百六十二聯隊
騎兵第六百六十三聯隊
騎兵第六百六十四聯隊
騎兵第六百六十五聯隊
騎兵第六百六十六聯隊
騎兵第六百六十七聯隊
騎兵第六百六十八聯隊
騎兵第六百六十九聯隊
騎兵第六百七十聯隊
騎兵第六百七十一聯隊
騎兵第六百七十二聯隊
騎兵第六百七十三聯隊
騎兵第六百七十四聯隊
騎兵第六百七十五聯隊
騎兵第六百七十六聯隊
騎兵第六百七十七聯隊
騎兵第六百七十八聯隊
騎兵第六百七十九聯隊
騎兵第六百八十聯隊
騎兵第六百八十一聯隊
騎兵第六百八十二聯隊
騎兵第六百八十三聯隊
騎兵第六百八十四聯隊
騎兵第六百八十五聯隊
騎兵第六百八十六聯隊
騎兵第六百八十七聯隊
騎兵第六百八十八聯隊
騎兵第六百八十九聯隊
騎兵第六百九十聯隊
騎兵第六百九十一聯隊
騎兵第六百九十二聯隊
騎兵第六百九十三聯隊
騎兵第六百九十四聯隊
騎兵第六百九十五聯隊
騎兵第六百九十六聯隊
騎兵第六百九十七聯隊
騎兵第六百九十八聯隊
騎兵第六百九十九聯隊
騎兵第七百聯隊
騎兵第七百一聯隊
騎兵第七百二聯隊
騎兵第七百三聯隊
騎兵第七百四聯隊
騎兵第七百五聯隊
騎兵第七百六聯隊
騎兵第七百七聯隊
騎兵第七百八聯隊
騎兵第七百九聯隊
騎兵第七百十聯隊
騎兵第七百十一聯隊
騎兵第七百十二聯隊
騎兵第七百十三聯隊
騎兵第七百十四聯隊
騎兵第七百十五聯隊
騎兵第七百十六聯隊
騎兵第七百十七聯隊
騎兵第七百十八聯隊
騎兵第七百十九聯隊
騎兵第七百二十聯隊
騎兵第七百二十一聯隊
騎兵第七百二十二聯隊
騎兵第七百二十三聯隊
騎兵第七百二十四聯隊
騎兵第七百二十五聯隊
騎兵第七百二十六聯隊
騎兵第七百二十七聯隊
騎兵第七百二十八聯隊
騎兵第七百二十九聯隊
騎兵第七百三十聯隊
騎兵第七百三十一聯隊
騎兵第七百三十二聯隊
騎兵第七百三十三聯隊
騎兵第七百三十四聯隊
騎兵第七百三十五聯隊
騎兵第七百三十六聯隊
騎兵第七百三十七聯隊
騎兵第七百三十八聯隊
騎兵第七百三十九聯隊
騎兵第七百四十聯隊
騎兵第七百四十一聯隊
騎兵第七百四十二聯隊
騎兵第七百四十三聯隊
騎兵第七百四十四聯隊
騎兵第七百四十五聯隊
騎兵第七百四十六聯隊
騎兵第七百四十七聯隊
騎兵第七百四十八聯隊
騎兵第七百四十九聯隊
騎兵第七百五十聯隊
騎兵第七百五十一聯隊
騎兵第七百五十二聯隊
騎兵第七百五十三聯隊
騎兵第七百五十四聯隊
騎兵第七百五十五聯隊
騎兵第七百五十六聯隊
騎兵第七百五十七聯隊
騎兵第七百五十八聯隊
騎兵第七百五十九聯隊
騎兵第七百六十聯隊
騎兵第七百六十一聯隊
騎兵第七百六十二聯隊
騎兵第七百六十三聯隊
騎兵第七百六十四聯隊
騎兵第七百六十五聯隊
騎兵第七百六十六聯隊
騎兵第七百六十七聯隊
騎兵第七百六十八聯隊
騎兵第七百六十九聯隊
騎兵第七百七十聯隊
騎兵第七百七十一聯隊
騎兵第七百七十二聯隊
騎兵第七百七十三聯隊
騎兵第七百七十四聯隊
騎兵第七百七十五聯隊
騎兵第七百七十六聯隊
騎兵第七百七十七聯隊
騎兵第七百七十八聯隊
騎兵第七百七十九聯隊
騎兵第七百八十聯隊
騎兵第七百八十一聯隊
騎兵第七百八十二聯隊
騎兵第七百八十三聯隊
騎兵第七百八十四聯隊
騎兵第七百八十五聯隊
騎兵第七百八十六聯隊
騎兵第七百八十七聯隊
騎兵第七百八十八聯隊
騎兵第七百八十九聯隊
騎兵第七百九十聯隊
騎兵第七百九十一聯隊
騎兵第七百九十二聯隊
騎兵第七百九十三聯隊
騎兵第七百九十四聯隊
騎兵第七百九十五聯隊
騎兵第七百九十六聯隊
騎兵第七百九十七聯隊
騎兵第七百九十八聯隊
騎兵第七百九十九聯隊
騎兵第八百聯隊
騎兵第八百一聯隊
騎兵第八百二聯隊
騎兵第八百三聯隊
騎兵第八百四聯隊
騎兵第八百五聯隊
騎兵第八百六聯隊
騎兵第八百七聯隊
騎兵第八百八聯隊
騎兵第八百九聯隊
騎兵第八百十聯隊
騎兵第八百十一聯隊
騎兵第八百十二聯隊
騎兵第八百十三聯隊
騎兵第八百十四聯隊
騎兵第八百十五聯隊
騎兵第八百十六聯隊
騎兵第八百十七聯隊
騎兵第八百十八聯隊
騎兵第八百十九聯

（四）運ぶモノ六日中ニ輸送スベシ。

近衛師團經理部　四村多一郎

是日戒嚴司令部よりの通報に基き、芝浦大倉冷藏庫より生牛肉百五十貫を受領し、之を近衛歩兵第一第二聯隊に交付す、然るに各隊は、調理次第の困難なると廚厄の慮あるとより、好んで之を受領せず、由りて爾後は此種の補給を行はざる事とす、又近衛歩兵第三聯隊に在りては、食塵缺乏したるを以て同第四聯隊より十五貫餘の保管轉換を爲さしむ、又野戰重砲兵第八聯隊より大麥八十俵玄六十貫を戒嚴司令部へ交付せしめ、午部隊補給用として、凍物三百貫を商人より購入交付を爲すの計畫あり。

五日雜谷兵隊所要糧食を近衛輜重兵大隊より交付せしめ、近衛野砲兵聯隊より約百頭分の馬糧を戒嚴司令部に交付せしむ、蟻獨一、〇〇〇本を東京經理部より受領して、各部隊へ分配し、師團經理部よりは、

戰用品

戒嚴司令部へ　炊具燈六、外九點
大藏省へ　方錐形天幕一五張
近衛師團經理部へ　炊具、平釜二、鐵二、陣中燈一五個

を交付す、午後八時各部隊に

（二）大阪糧秣支廠ヨリ圖給ヲ以テ龜裂ノ絲米千石、乾麵麭九萬貫、本日若クハ六日午前迄ニ芝浦沖到着ノ筈。

（三）宇都宮ヨリ送付シタル乾麵麭七千二百貫、麥粉千二百貫、絲米百三十石ノ一部、川口町蕨間ニ到着シ、逐次引續キ到着シツヽアリ。

（三）馬糧（大麥）ヘ三個ノ寫眞班（陸軍武裝）ニ送リ、中野町大倉等ニ寫眞ヲ了シ、翌七日明後日ヨリ補給ヲ開始シ得ル豫定。

（四）寫眞冷藏庫ニ在ル冷藏肝魚及牛肉（十五貫）ヘ第六師團主任者ノ意見ナリ。

（五）近衛師團ノ救護用トシテ徵發セル其他ノ物資（主トシテ燃料並ニ若干ノ生野菜）寫眞班三個ヘ其他ノ物資ハ本日若クハ明日中ニ全部引渡ス豫定。

（六）救護班用トシテ左記物品ヲ近衛師團軍醫部ヘ交付セラレタシ。

近歩一	飯盒三〇〇		綿毛土毛基布三〇〇枚
近歩二	同　一五〇		綿毛土毛基布三〇〇枚
近歩兵學校教導隊	絲米　一石	麥	六斗

（七）龜戸ニアル歩兵學校保管ノ絲秣中、師團ニ交付スベキ絲米ハ、近歩一近歩二ニ各三分ノ一ヲ交付シ、他ノ三分ノ二ハ、其儘保管セラレタシ。

六日重なる行動を擧ぐれば、左の如し。

一、左ノ物品等ヲ貸與ス

隅川救護班用	器具、機材、被服、炊具ヲ各部隊ヨリ交付セシム		
戒嚴司令部へ	公用行李一〇個		
工兵第八大隊へ	炊具　員二組		
東京衛戍兵隊へ	方錐天幕五張		

二、芝浦大倉冷藏庫内絲本廠派遣ヨリ牛肉二〇〇貫ヲ受領シ、歩兵各隊及近衛野砲兵聯隊ヘ交付ス

三、午後八時師團會報ニ、左ノ事項ヲ述ス。

ヘ、宇都宮市川越市及東京近郊ニ活動シ、八日中ニ補給ヲ開始シ得ル見込。

の通報を爲し、午後十時師團令報に際して、左の事項を口達す。

（一）救護冷藏庫肝魚ハ、品質良好ナレバ、可成使用セラレタシ。

（二）守備地域ニ在リ調整及野菜類ノ調辨困難ノ部隊ヘ油川セラレンコトヲ望ム。

（三）各隊補給擔任ヘ、可成辨除セラレタキ事ナルモ、未タ其機至ラス、永クモ二三日後ニハ辨除ノ運ニ至ルベシ。

（四）自動車等運轉員ヲ歩兵各隊ニ配屬スルヘキナルモ、其運ニ至ラス、不悪承知アリタシ。

（五）昨日ノ會報ヲ以テ、歩兵各隊ノ守備區域ニ於テ、乾麵麭等ヲ燻烟シ得ル旨通牒シタルモ、汽車輸送ノ關係上、若干區域ノ外氣候スルヲ得ス、承知アリタシ。

（六）救護班用トシテ左記物品ヲ近衛師團軍醫部ヘ交付セラレタシ。

近歩一	飯盒三〇〇		綿毛土毛基布三〇〇枚
近歩二	同　一五〇		綿毛土毛基布三〇〇枚
近歩兵學校教導隊	絲米　一石	麥	六斗

（七）龜戸ニアル歩兵學校保管ノ絲秣中、師團ニ交付スベキ絲米ハ、近歩一近歩二ニ各三分ノ一ヲ交付シ、他ノ三分ノ二ハ、其儘保管セラレタシ。

六日重なる行動を擧ぐれば、左の如し。

一、左ノ物品等ヲ貸與ス

隅川救護班用	器具、機材、被服、炊具ヲ各部隊ヨリ交付セシム		
戒嚴司令部へ	公用行李一〇個		
工兵第八大隊へ	炊具　員二組		
東京衛戍兵隊へ	方錐天幕五張		

二、芝浦大倉冷藏庫内絲本廠派遣ヨリ牛肉二〇〇貫ヲ受領シ、歩兵各隊及近衛野砲兵聯隊ヘ交付ス

三、午後八時師團會報ニ、左ノ事項ヲ述ス。

第一章　各部隊、政府の活動（陸軍省）　第二節　應急措置

六日頃ヨリ給與ヲ開始シ得ル豫定ニテ、本日午後二時迄ニ、主ヲ同川配給部ニ入リ、且ツ今後ハ配給部ノ交付品及現地調辨品ヲ以テ左ノ如ク定ム。

（一）糧秣本部ニ於テ使用シ、補給業務ヲ行フ爲メ陸軍省ヨリ派遣セラレタル將校ハ八日以後配給部ヨリ各隊本部若クハ各隊ヘ派遣シ、爾後ノ補給方針ヲ左ノ如ク定ム。

（1）糧秣ハ八日以後配給部ヨリ各隊本部若クハ各隊ヘ派遣シ、爾後ノ補給ハ毎日給食人馬數及人馬糧所要數並ニ、其ノ受領希望數ヲ明七日午前十一時ノ會報マテニ提出スルコト。

（2）戸山ヶ原練兵所ニ飼子犬猿等ノ生野菜類約五千貫アリ、各隊ヘ適宜具ヲ以テ、

（3）燃料ハ、薪炭ノ所要アラバ、何時ニテモ新宿附近ニ於テ師團經理部ヨリ補給ス。

七日重なるの行動左の如し。

一、師團衛生隊ノ物資調辨ハ、逐次ニ於テ調辨シ、ソノ都度通牒ス。

二、午前十一時各部隊ニ通報ス。

第一第二第四第五兵團地區各隊		龜戸配給部	
第二第四第五同各隊		隅田川縣配給部支部	
第三第六同各隊		新宿配給部	

各隊ハ可成迄ニ直接配給部ニ赴キ、配給糧秣ノ品種數量受領場所ヲ協議スベシ。

特ニ第三第四第五兵團地區各隊ハ、本日午後二時迄ニ、主ヲ同川配給部ニ須主計正ノ計ニ差遣シ打合セラレタシ。

八日左の如く行動す。

一、糧秣本部補給品運搬用トシテ約百五十輛ヲ以テ兵團地區ニ於テ使用シ、補給業務ヲ行フ爲メ陸軍省ヨリ派遣セラレタル將校ハ八日以後配給部ヨリ各隊本部若クハ各隊ヘ派遣シ、爾後ノ補給方針ヲ左ノ如ク定ム。

（1）糧秣ハ八日以後配給部ヨリ各隊本部若クハ各隊ヘ派遣シ、爾後ノ補給ハ毎日給食人馬數及人馬糧所要數並ニ、其ノ受領希望數ヲ明七日午前十一時ノ會報マテニ提出スルコト。

（2）戸山ヶ原練兵所ニ飼子犬猿等ノ生野菜類約五千貫アリ、各隊ヘ適宜具ヲ以テ、

（3）燃料ハ、薪炭ノ所要アラバ、何時ニテモ新宿附近ニ於テ師團經理部ヨリ補給ス。

七日重なるの行動左の如し。

一、師團衛生隊ノ物資調辨ハ、逐次ニ於テ調辨シ、ソノ都度通牒ス。

二、午前十一時各部隊ニ通報ス。

第一第二第四第五兵團地區各隊		龜戸配給部	
第二第四第五同各隊		隅田川縣配給部支部	
第三第六同各隊		新宿配給部	

各隊ハ可成迄ニ直接配給部ニ赴キ、配給糧秣ノ品種數量受領場所ヲ協議スベシ。

特ニ第三第四第五兵團地區各隊ハ、本日午後二時迄ニ、主ヲ同川配給部ニ須主計正ノ計ニ差遣シ打合セラレタシ。

八日左の如く行動す。

一、糧秣本部補給品運搬用トシテ約百五十輛ヲ以テ兵團地區ニ於テ使用シ、補給業務ヲ行フ爲メ陸軍省ヨリ派遣セラレタル將校ハ八日以後配給部ヨリ各隊本部若クハ各隊ヘ派遣シ、爾後ノ補給ハ毎日給食人馬數及人馬糧所要數並ニ、其ノ受領希望數ヲ明七日午前十一時ノ會

（1）期マテニ申出テラレタシ。

（2）菓子砂糖味噌精油ノ調達セント、希望數ハ明日方前同斷。

四、午後十一時各部ニ左ノ通報アラス。

（1）糧秣ハ八日以後配給部ヨリ各隊本部若クハ各隊ヘ派遣シ、爾後ノ補給ハ毎日給食人馬數及人馬糧所要數並ニ、其ノ受領希望數ヲ明七日午前十一時ノ會報マテニ提出スルコト。

（2）戸山ヶ原練兵所ニ飼子犬猿等ノ生野菜類約五千貫アリ、各隊ヘ適宜具ヲ以テ、

（3）燃料ハ、薪炭ノ所要アラバ、何時ニテモ新宿附近ニ於テ師團經理部ヨリ補給ス。

七日重なるの行動左の如し。

一、師團衛生隊ノ物資調辨ハ、逐次ニ於テ調辨シ、ソノ都度通牒ス。

二、午前十一時各部隊ニ通報ス。

第一第二第四第五兵團地區各隊		龜戸配給部	
第二第四第五同各隊		隅田川縣配給部支部	
第三第六同各隊		新宿配給部	

各隊ハ可成迄ニ直接配給部ニ赴キ、配給糧秣ノ品種數量受領場所ヲ協議スベシ。

特ニ第三第四第五兵團地區各隊ハ、本日午後二時迄ニ、主ヲ同川配給部ニ須主計正ノ計ニ差遣シ打合セラレタシ。

八日左の如く行動す。

一、糧秣本部補給品運搬用トシテ約百五十輛ヲ以テ兵團地區ニ於テ使用シ、補給業務ヲ行フ爲メ陸軍省ヨリ派遣セラレタル將校ハ八日以後配給部ヨリ各隊本部若クハ各隊ヘ派遣シ、爾後ノ補給ハ毎日給食人馬數及人馬糧所要數並ニ、其ノ受領希望數ヲ明七日午前十一時ノ會報マテニ提出スルコト。

（1）糧秣ハ八日以後配給部ヨリ各隊本部若クハ各隊ヘ派遣シ、爾後ノ補給ハ毎日給食人馬數及人馬糧所要數並ニ、其ノ受領希望數ヲ明七日午前十一時ノ會報マテニ提出スルコト。

（2）戸山ヶ原練兵所ニ飼子犬猿等ノ生野菜類約五千貫アリ、各隊ヘ適宜具ヲ以テ、

（3）燃料ハ、薪炭ノ所要アラバ、何時ニテモ新宿附近ニ於テ師團經理部ヨリ補給ス。

七日重なるの行動左の如し。

一、師團衛生隊ノ物資調辨ハ、逐次ニ於テ調辨シ、ソノ都度通牒ス。

二、午前十一時各部隊ニ通報ス。

第一第二第四第五兵團地區各隊		龜戸配給部	
第二第四第五同各隊		隅田川縣配給部支部	
第三第六同各隊		新宿配給部	

各隊ハ可成迄ニ直接配給部ニ赴キ、配給糧秣ノ品種數量受領場所ヲ協議スベシ。

特ニ第三第四第五兵團地區各隊ハ、本日午後二時迄ニ、主ヲ同川配給部ニ須主計正ノ計ニ差遣シ打合セラレタシ。

八日左の如く行動す。

一、糧秣本部補給品運搬用トシテ約百五十輛ヲ以テ兵團地區ニ於テ使用シ、補給業務ヲ行フ爲メ陸軍省ヨリ派遣セラレタル將校ハ八日以後配給部ヨリ各隊本部若クハ各隊ヘ派遣シ、爾後ノ補給ハ毎日給食人馬數及人馬糧所要數並ニ、其ノ受領希望數ヲ明七日午前十一時ノ會

（1）期マテニ申出テラレタシ。

（2）菓子砂糖味噌精油ノ調達セント、希望數ハ明日方前同斷。

四、午後十一時各部ニ左ノ通報アラス。

（1）糧秣ハ八日以後配給部ヨリ各隊本部若クハ各隊ヘ派遣シ、爾後ノ補給ハ毎日給食人馬數及人馬糧所要數並ニ、其ノ受領希望數ヲ明七日午前十一時ノ會報マテニ提出スルコト。

（2）戸山ヶ原練兵所ニ飼子犬猿等ノ生野菜類約五千貫アリ、各隊ヘ適宜具ヲ以テ、

（3）燃料ハ、薪炭ノ所要アラバ、何時ニテモ新宿附近ニ於テ師團經理部ヨリ補給ス。

七日重なるの行動左の如し。

一、師團衛生隊ノ物資調辨ハ、逐次ニ於テ調辨シ、ソノ都度通牒ス。

二、午前十一時各部隊ニ通報ス。

第一第二第四第五兵團地區各隊		龜戸配給部	
第二第四第五同各隊		隅田川縣配給部支部	
第三第六同各隊		新宿配給部	

各隊ハ可成迄ニ直接配給部ニ赴キ、配給糧秣ノ品種數量受領場所ヲ協議スベシ。

特ニ第三第四第五兵團地區各隊ハ、本日午後二時迄ニ、主ヲ同川配給部ニ須主計正ノ計ニ差遣シ打合セラレタシ。

八日左の如く行動す。

一、糧秣本部補給品運搬用トシテ約百五十輛ヲ以テ兵團地區ニ於テ使用シ、補給業務ヲ行フ爲メ陸軍省ヨリ派遣セラレタル將校ハ八日以後配給部ヨリ各隊本部若クハ各隊ヘ派遣シ、爾後ノ補給ハ毎日給食人馬數及人馬糧所要數並ニ、其ノ受領希望數ヲ明七日午前十一時ノ會

報マテニ提出スルコト。

（1）糧秣ハ八日以後配給部ヨリ各隊本部若クハ各隊ヘ派遣シ、爾後ノ補給ハ毎日給食人馬數及人馬糧所要數並ニ、其ノ受領希望數ヲ明七日午前十一時ノ會報マテニ提出スルコト。

（2）戸山ヶ原練兵所ニ飼子犬猿等ノ生野菜類約五千貫アリ、各隊ヘ適宜具ヲ以テ、

（3）燃料ハ、薪炭ノ所要アラバ、何時ニテモ新宿附近ニ於テ師團經理部ヨリ補給ス。

七日重なるの行動左の如し。

一、師團衛生隊ノ物資調辨ハ、逐次ニ於テ調辨シ、ソノ都度通牒ス。

二、午前十一時各部隊ニ通報ス。

第一第二第四第五兵團地區各隊		龜戸配給部	
第二第四第五同各隊		隅田川縣配給部支部	
第三第六同各隊		新宿配給部	

各隊ハ可成迄ニ直接配給部ニ赴キ、配給糧秣ノ品種數量受領場所ヲ協議スベシ。

特ニ第三第四第五兵團地區各隊ハ、本日午後二時迄ニ、主ヲ同川配給部ニ須主計正ノ計ニ差遣シ打合セラレタシ。

八日左の如く行動す。

一、糧秣本部補給品運搬用トシテ約百五十輛ヲ以テ兵團地區ニ於テ使用シ、補給業務ヲ行フ爲メ陸軍省ヨリ派遣セラレタル將校ハ八日以後配給部ヨリ各隊本部若クハ各隊ヘ派遣シ、爾後ノ補給ハ毎日給食人馬數及人馬糧所要數並ニ、其ノ受領希望數ヲ明七日午前十一時ノ會報マテニ提出スルコト。

（1）糧秣ハ八日以後配給部ヨリ各隊本部若クハ各隊ヘ派遣シ、爾後ノ補給ハ毎日給食人馬數及人馬糧所要數並ニ、其ノ受領希望數ヲ明七日午前十一時ノ會報マテニ提出スルコト。

（2）戸山ヶ原練兵所ニ飼子犬猿等ノ生野菜類約五千貫アリ、各隊ヘ適宜具ヲ以テ、

（3）燃料ハ、薪炭ノ所要アラバ、何時ニテモ新宿附近ニ於テ師團經理部ヨリ補給ス。

七日重なるの行動左の如し。

一、師團衛生隊ノ物資調辨ハ、逐次ニ於テ調辨シ、ソノ都度通牒ス。

二、午前十一時各部隊ニ通報ス。

第一第二第四第五兵團地區各隊		龜戸配給部	
第二第四第五同各隊		隅田川縣配給部支部	
第三第六同各隊		新宿配給部	

各隊ハ可成迄ニ直接配給部ニ赴キ、配給糧秣ノ品種數量受領場所ヲ協議スベシ。

特ニ第三第四第五兵團地區各隊ハ、本日午後二時迄ニ、主ヲ同川配給部ニ須主計正ノ計ニ差遣シ打合セラレタシ。

八日左の如く行動す。

一、糧秣本部補給品運搬用トシテ約百五十輛ヲ以テ兵團地區ニ於テ使用シ、補給業務ヲ行フ爲メ陸軍省ヨリ派遣セラレタル將校ハ八日以後配給部ヨリ各隊本部若クハ各隊ヘ派遣シ、爾後ノ補給ハ毎日給食人馬數及人馬糧所要數並ニ、其ノ受領希望數ヲ明七日午前十一時ノ會

（1）期マテニ申出テラレタシ。

（2）菓子砂糖味噌精油ノ調達セント、希望數ハ明日方前同斷。

四、午後十一時各部ニ左ノ通報アラス。

（1）糧秣ハ八日以後配給部ヨリ各隊本部若クハ各隊ヘ派遣シ、爾後ノ補給ハ毎日給食人馬數及人馬糧所要數並ニ、其ノ受領希望數ヲ明七日午前十一時ノ會報マテニ提出スルコト。

（2）戸山ヶ原練兵所ニ飼子犬猿等ノ生野菜類約五千貫アリ、各隊ヘ適宜具ヲ以テ、

（3）燃料ハ、薪炭ノ所要アラバ、何時ニテモ新宿附近ニ於テ師團經理部ヨリ補給ス。

七日重なるの行動左の如し。

一、師團衛生隊ノ物資調辨ハ、逐次ニ於テ調辨シ、ソノ都度通牒ス。

二、午前十一時各部隊ニ通報ス。

第一第二第四第五兵團地區各隊		龜戸配給部	
第二第四第五同各隊		隅田川縣配給部支部	
第三第六同各隊		新宿配給部	

各隊ハ可成迄ニ直接配給部ニ赴キ、配給糧秣ノ品種數量受領場所ヲ協議スベシ。

特ニ第三第四第五兵團地區各隊ハ、本日午後二時迄ニ、主ヲ同川配給部ニ須主計正ノ計ニ差遣シ打合セラレタシ。

八日左の如く行動す。

一、糧秣本部補給品運搬用トシテ約百五十輛ヲ以テ兵團地區ニ於テ使用シ、補給業務ヲ行フ爲メ陸軍省ヨリ派遣セラレタル將校ハ八日以後配給部ヨリ各隊本部若クハ各隊ヘ派遣シ、爾後ノ補給ハ毎日給食人馬數及人馬糧所要數並ニ、其ノ受領希望數ヲ明七日午前十一時ノ會

報マテニ提出スルコト。

（1）糧秣ハ八日以後配給部ヨリ各隊本部若クハ各隊ヘ派遣シ、爾後ノ補給ハ毎日給食人馬數及人馬糧所要數並ニ、其ノ受領希望數ヲ明七日午前十一時ノ會報マテニ提出スルコト。

（2）戸山ヶ原練兵所ニ飼子犬猿等ノ生野菜類約五千貫アリ、各隊ヘ適宜具ヲ以テ、

（3）燃料ハ、薪炭ノ所要アラバ、何時ニテモ新宿附近ニ於テ師團經理部ヨリ補給ス。

七日重なるの行動左の如し。

一、師團衛生隊ノ物資調辨ハ、逐次ニ於テ調辨シ、ソノ都度通牒ス。

二、午前十一時各部隊ニ通報ス。

第一第二第四第五兵團地區各隊		龜戸配給部	
第二第四第五同各隊		隅田川縣配給部支部	
第三第六同各隊		新宿配給部	

各隊ハ可成迄ニ直接配給部ニ赴キ、配給糧秣ノ品種數量受領場所ヲ協議スベシ。

特ニ第三第四第五兵團地區各隊ハ、本日午後二時迄ニ、主ヲ同川配給部ニ須主計正ノ計ニ差遣シ打合セラレタシ。

八日左の如く行動す。

一、糧秣本部補給品運搬用トシテ約百五十輛ヲ以テ兵團地區ニ於テ使用シ、補給業務ヲ行フ爲メ陸軍省ヨリ派遣セラレタル將校ハ八日以後配給部ヨリ各隊本部若クハ各隊ヘ派遣シ、爾後ノ補給ハ毎日給食人馬數及人馬糧所要數並ニ、其ノ受領希望數ヲ明七日午前十一時ノ會報マテニ提出スルコト。

（1）糧秣ハ八日以後配給部ヨリ各隊本部若クハ各隊ヘ派遣シ、爾後ノ補給ハ毎日給食人馬數及人馬糧所要數並ニ、其ノ受領希望數ヲ明七日午前十一時ノ會報マテニ提出スルコト。

（2）戸山ヶ原練兵所ニ飼子犬猿等ノ生野菜類約五千貫アリ、各隊ヘ適宜具ヲ以テ、

（3）燃料ハ、薪炭ノ所要アラバ、何時ニテモ新宿附近ニ於テ師團經理部ヨリ補給ス。

七日重なるの行動左の如し。

一、師團衛生隊ノ物資調辨ハ、逐次ニ於テ調辨シ、ソノ都度通牒ス。

二、午前十一時各部隊ニ通報ス。

第一第二第四第五兵團地區各隊		龜戸配給部	
第二第四第五同各隊		隅田川縣配給部支部	
第三第六同各隊		新宿配給部	

各隊ハ可成迄ニ直接配給部ニ赴キ、配給糧秣ノ品種數量受領場所ヲ協議スベシ。

特ニ第三第四第五兵團地區各隊ハ、本日午後二時迄ニ、主ヲ同川配給部ニ須主計正ノ計ニ差遣シ打合セラレタシ。

八日左の如く行動す。

一、糧秣本部補給品運搬用トシテ約百五十輛ヲ以テ兵團地區ニ於テ使用シ、補給業務ヲ行フ爲メ陸軍省ヨリ派遣セラレタル將校ハ八日以後配給部ヨリ各隊本部若クハ各隊ヘ派遣シ、爾後ノ補給ハ毎日給食人馬數及人馬糧所要數並ニ、其ノ受領希望數ヲ明七日午前十一時ノ會

（1）期マテニ申出テラレタシ。

（2）菓子砂糖味噌精油ノ調達セント、希望數ハ明日方前同斷。

四、午後十一時各部ニ左ノ通報アラス。

（1）糧秣ハ八日以後配給部ヨリ各隊本部若クハ各隊ヘ派遣シ、爾後ノ補給ハ毎日給食人馬數及人馬糧所要數並ニ、其ノ受領希望數ヲ明七日午前十一時ノ會報マテニ提出スルコト。

（2）戸山ヶ原練兵所ニ飼子犬猿等ノ生野菜類約五千貫アリ、各隊ヘ適宜具ヲ以テ、

（3）燃料ハ、薪炭ノ所要アラバ、何時ニテモ新宿附近ニ於テ師團經理部ヨリ補給ス。

七日重なるの行動左の如し。

一、師團衛生隊ノ物資調辨ハ、逐次ニ於テ調辨シ、ソノ都度通牒ス。

二、午前十一時各部隊ニ通報ス。

第一第二第四第五兵團地區各隊		龜戸配給部	
第二第四第五同各隊		隅田川縣配給部支部	
第三第六同各隊		新宿配給部	

各隊ハ可成迄ニ直接配給部ニ赴キ、配給糧秣ノ品種數量受領場所ヲ協議スベシ。

特ニ第三第四第五兵團地區各隊ハ、本日午後二時迄ニ、主ヲ同川配給部ニ須主計正ノ計ニ差遣シ打合セラレタシ。

八日左の如く行動す。

一、糧秣本部補給品運搬用トシテ約百五十輛ヲ以テ兵團地區ニ於テ使用シ、補給業務ヲ行フ爲メ陸軍省ヨリ派遣セラレタル將校ハ八日以後配給部ヨリ各隊本部若クハ各隊ヘ派遣シ、爾後ノ補給ハ毎日給食人馬數及人馬糧所要數並ニ、其ノ受領希望數ヲ明七日午前十一時ノ會

報マテニ提出スルコト。

（1）糧秣ハ八日以後配給部ヨリ各隊本部若クハ各隊ヘ派遣シ、爾後ノ補給ハ毎日給食人馬數及人馬糧所要數並ニ、其ノ受領希望數ヲ明七日午前十一時ノ會報マテニ提出スルコト。

（2）戸山ヶ原練兵所ニ飼子犬猿等ノ生野菜類約五千貫アリ、各隊ヘ適宜具ヲ以テ、

（3）燃料ハ、薪炭ノ所要アラバ、何時ニテモ新宿附近ニ於テ師團經理部ヨリ補給ス。

七日重なるの行動左の如し。

一、師團衛生隊ノ物資調辨ハ、逐次ニ於テ調辨シ、ソノ都度通牒ス。

二、午前十一時各部隊ニ通報ス。

第一第二第四第五兵團地區各隊		龜戸配給部	
第二第四第五同各隊		隅田川縣配給部支部	
第三第六同各隊		新宿配給部	

各隊ハ可成迄ニ直接配給部ニ赴キ、配給糧秣ノ品種數量受領場所ヲ協議スベシ。

特ニ第三第四第五兵團地區各隊ハ、本日午後二時迄ニ、主ヲ同川配給部ニ須主計正ノ計ニ差遣シ打合セラレタシ。

八日左の如く行動す。

一、糧秣本部補給品運搬用トシテ約百五十輛ヲ以テ兵團地區ニ於テ使用シ、補給業務ヲ行フ爲メ陸軍省ヨリ派遣セラレタル將校ハ八日以後配給部ヨリ各隊本部若クハ各隊ヘ派遣シ、爾後ノ補給ハ毎日給食人馬數及人馬糧所要數並ニ、其ノ受領希望數ヲ明七日午前十一時ノ會報マテニ提出スルコト。

（1）糧秣ハ八日以後配給部ヨリ各隊本部若クハ各隊ヘ派遣シ、爾後ノ補給ハ毎日給食人馬數及人馬糧所要數並ニ、其ノ受領希望數ヲ明七日午前十一時ノ會報マテニ提出スルコト。

（2）戸山ヶ原練兵所ニ飼子犬猿等ノ生野菜類約五千貫アリ、各隊ヘ適宜具ヲ以テ、

（3）燃料ハ、薪炭ノ所要アラバ、何時ニテモ新宿附近ニ於テ師團經理部ヨリ補給ス。

七日重なるの行動左の如し。

一、師團衛生隊ノ物資調辨ハ、逐次ニ於テ調辨シ、ソノ都度通牒ス。

二、午前十一時各部隊ニ通報ス。

第一第二第四第五兵團地區各隊		龜戸配給部	
第二第四第五同各隊		隅田川縣配給部支部	
第三第六同各隊		新宿配給部	

各隊ハ可成迄ニ直接配給部ニ赴キ、配給糧秣ノ品種數量受領場所ヲ協議スベシ。

特ニ第三第四第五兵團地區各隊ハ、本日午後二時迄ニ、主ヲ同川配給部ニ須主計正ノ計ニ差遣シ打合セラレタシ。

八日左の如く行動す。

一、糧秣本部補給品運搬用トシテ約百五十輛ヲ以テ兵團地區ニ於テ使用シ、補給業務ヲ行フ爲メ陸軍省ヨリ派遣セラレタル將校ハ八日以後配給部ヨリ各隊本部若クハ各隊ヘ派遣シ、爾後ノ補給ハ毎日給食人馬數及人馬糧所要數並ニ、其ノ受領希望數ヲ明七日午前十一時ノ會

（1）期マテニ申出テラレタシ。

（2）菓子砂糖味噌精油ノ調達セント、希望數ハ明日方前同斷。

四、午後十一時各部ニ左ノ通報アラス。

（1）糧秣ハ八日以後配給部ヨリ各隊本部若クハ各隊ヘ派遣シ、爾後ノ補給ハ毎日給食人馬數及人馬糧所要數並ニ、其ノ受領希望數ヲ明七日午前十一時ノ會報マテニ提出スルコト。

（2）戸山ヶ原練兵所ニ飼子犬猿等ノ生野菜類約五千貫アリ、各隊ヘ適宜具ヲ以テ、

（3）燃料ハ、薪炭ノ所要アラバ、何時ニテモ新宿附近ニ於テ師團經理部ヨリ補給ス。

七日重なるの行動左の如し。

一、師團衛生隊ノ物資調辨ハ、逐次ニ於テ調辨シ、ソノ都度通牒ス。

二、午前十一時各部隊ニ通報ス。

第一第二第四第五兵團地區各隊		龜戸配給部	
第二第四第五同各隊		隅田川縣配給部支部	
第三第六同各隊		新宿配給部	

各隊ハ可成迄ニ直接配給部ニ赴キ、配給糧秣ノ品種數量受領場所ヲ協議スベシ。

特ニ第三第四第五兵團地區各隊ハ、本日午後二時迄ニ、主ヲ同川配給部ニ須主計正ノ計ニ差遣シ打合セラレタシ。

八日左の如く行動す。

一、糧秣本部補給品運搬用トシテ約百五十輛ヲ以テ兵團地區ニ於テ使用シ、補給業務ヲ行フ爲メ陸軍省ヨリ派遣セラレタル將校ハ八日以後配給部ヨリ各隊本部若クハ各隊ヘ派遣シ、爾後ノ補給ハ毎日給食人馬數及人馬糧所要數並ニ、其ノ受領希望數ヲ明七日午前十一時ノ會

報マテニ提出スルコト。

（1）糧秣ハ八日以後配給部ヨリ各隊本部若クハ各隊ヘ派遣シ、爾後ノ補給ハ毎日給食人馬數及人馬糧所要數並ニ、其ノ受領希望數ヲ明七日午前十一時ノ會報マテニ提出スルコト。

（2）戸山ヶ原練兵所ニ飼子犬猿等ノ生野菜類約五千貫アリ、各隊ヘ適宜具ヲ以テ、

（3）燃料ハ、薪炭ノ所要アラバ、何時ニテモ新宿附近ニ於テ師團經理部ヨリ補給ス。

七日重なるの行動左の如し。

一、師團衛生隊ノ物資調辨ハ、逐次ニ於テ調辨シ、ソノ都度通牒ス。

二、午前十一時各部隊ニ通報ス。

第一第二第四第五兵團地區各隊		龜戸配給部	
第二第四第五同各隊		隅田川縣配給部支部	
第三第六同各隊		新宿配給部	

各隊ハ可成迄ニ直接配給部ニ赴キ、配給糧秣ノ品種數量受領場所ヲ協議スベシ。

特ニ第三第四第五兵團地區各隊ハ、本日午後二時迄ニ、主ヲ同川配給部ニ須主計正ノ計ニ差遣シ打合セラレタシ。

八日左の如く行動す。

一、糧秣本部補給品運搬用トシテ約百五十輛ヲ以テ兵團地區ニ於テ使用シ、補給業務ヲ行フ爲メ陸軍省ヨリ派遣セラレタル將校ハ八日以後配給部ヨリ各隊本部若クハ各隊ヘ派遣シ、爾後ノ補給ハ毎日給食人馬數及人馬糧所要數並ニ、其ノ受領希望數ヲ明七日午前十一時ノ會報マテニ提出スルコト。

（1）糧秣ハ八日以後配給部ヨリ各隊本部若クハ各隊ヘ派遣シ、爾後ノ補給ハ毎日給食人馬數及人馬糧所要數並ニ、其ノ受領希望數ヲ明七日午前十一時ノ會報マテニ提出スルコト。

（2）戸山ヶ原練兵所ニ飼子犬猿等ノ生野菜類約五千貫アリ、各隊ヘ適宜具ヲ以テ、

（3）燃料ハ、薪炭ノ所要アラバ、何時ニテモ新宿附近ニ於テ師團經理部ヨリ補給ス。

七日重なるの行動左の如し。

一、師團衛生隊ノ物資調辨ハ、逐次ニ於テ調辨シ、ソノ都度通牒ス。

二、午前十一時各部隊ニ通報ス。

第一第二第四第五兵團地區各隊		龜戸配給部	
第二第四第五同各隊		隅田川縣配給部支部	
第三第六同各隊		新宿配給部	

各隊ハ可成迄ニ直接配給部ニ赴キ、配給糧秣ノ品種數量受領場所ヲ協議スベシ。

特ニ第三第四第五兵團地區各隊ハ、本日午後二時迄ニ、主ヲ同川配給部ニ須主計正ノ計ニ差遣シ打合セラレタシ。

八日左の如く行動す。

一、糧秣本部補給品運搬用トシテ約百五十輛ヲ以テ兵團地區ニ於テ使用シ、補給業務ヲ行フ爲メ陸軍省ヨリ派遣セラレタル將校ハ八日以後配給部ヨリ各隊本部若クハ各隊ヘ派遣シ、爾後ノ補給ハ毎日給食人馬數及人馬糧所要數並ニ、其ノ受領希望數ヲ明七日午前十一時ノ會

（1）期マテニ申出テラレタシ。

（2）菓子砂糖味噌精油ノ調達セント、希望數ハ明日方前同斷。

四、午後十一時各部ニ左ノ通報アラス。

（1）糧秣ハ八日以後配給部ヨリ各隊本部若クハ各隊ヘ派遣シ、爾後ノ補給ハ毎日給食人馬數及人馬糧所要數並ニ、其ノ受領希望數ヲ明七日午前十一時ノ會報マテニ提出スルコト。

（2）戸山ヶ原練兵所ニ飼子犬猿等ノ生野菜類約五千貫アリ、各隊ヘ適宜具ヲ以テ、

（3）燃料ハ、薪炭ノ所要アラバ、何時ニテモ新宿附近ニ於テ師團經理部ヨリ補給ス。

七日重なるの行動左の如し。

一、師團衛生隊ノ物資調辨ハ、逐次ニ於テ調辨シ、ソノ都度通牒ス。

二、午前十一時各部隊ニ通報ス。

第一第二第四第五兵團地區各隊		龜戸配給部	
第二第四第五同各隊		隅田川縣配給部支部	
第三第六同各隊		新宿配給部	

各隊ハ可成迄ニ直接配給部ニ赴キ、配給糧秣ノ品種數量受領場所ヲ協議スベシ。

特ニ第三第四第五兵團地區各隊ハ、本日午後二時迄ニ、主ヲ同川配給部ニ須主計正ノ計ニ差遣シ打合セラレタシ。

八日左の如く行動す。

一、糧秣本部補給品運搬用トシテ約百五十輛ヲ以テ兵團地區ニ於テ使用シ

近歩一（帝島町）　一五〇貫　近歩三（宅番及番帳地）　一三〇貫
野重八（上板橋）　三〇貫　工（建築隊前）　二〇貫

（1）物資補給狀況は、

（1）甘味品五四〇〇貫ヲ戸山ヶ原糧秣廠ヨリ受領シ、師團補給倉庫ヘ運搬ス。
（2）粟五〇〇〇貫ヲ近衛步兵第三聯隊ヨリ受領シ、近衛步兵第三聯隊ヘ補給ス。
（3）（3）清四四〇〇把ヲ新宿ヨリ師團補給倉庫ヘ運搬ス。
（4）乾草六〇〇〇貫ヲ目黑乾草倉庫ヨリ騎兵第十四聯隊（落合村）ヘ運搬補給ス。

十六日他師團派遣各部隊所要の保革油を取纏め、被服本廠より受領し、之を各部隊に交付する事とし、之が整理は各部隊年度交付並に差繰ぎ整理すべきを達す、而して各部隊所要事務用品は、豫て師團經理部より大略左記數量を受領して各隊に交付する事とし、之が交付を計畫す。

罫紙二萬枚、白紙四萬枚、通信紙二千尺、封筒二萬枚、雲母紙五千枚、外諸品四點。

又加給品として甘味品及烟草各一日分を師團補給倉庫より各部隊へ交付するが爲め、十七日午前十時受領者を出すべきことを通牒す、是日の物資補給狀況は、

（1）乾草六〇〇〇貫ヲ目黑乾草倉庫ヨリ騎兵第十四聯隊（落合村）ヘ補給ス。
（2）精米參ヲ戸山ヶ原經理部ヨリ受領シ、騎兵第十四聯隊ヘ補給ス。

是日戒嚴司令部松野二等主計配給部二瓶主計正同行來部、本日中に左記區分により糧秣請求書提出の要求あり、午後五時戒嚴司令部補給課に提出す。

（1）每（1）戒嚴部隊ニ對スル自九月三十六日所要糧秣配給參數ヲ所要部隊及配給場所

（3）（2）各部隊ニ對スル十五日同ノ飛行機糧秣（飛行要領前同斷）。
近衛師團有部隊ニ對スル一ヶ月半分ノ所要糧秣（飛行要領前同斷）。

陸軍東京經理部よりの蠟燭、十二日、三二四本、錠寸一三圓を受領し、之を各部隊に頒つ。

十二日川崎町明治製糖會社より砂糖三二四貫を購買して師團補給倉庫へ運搬し、近衛野砲兵の酒保に係る麥二、一〇〇貫を落合村騎兵第十三十四聯隊に補給し、之が代金は麥參ヲ戸山ヶ原經理部ヨリ受領シ、騎兵第十四聯隊へ補給ス。

（3）各部隊ニ對スル十五日同ノ飛行機糧秣（飛行要領前同斷）。
（3）（2）近衛師團有部隊ニ對スル一ヶ月半分ノ所要糧秣（飛行要領前同斷）。

（5）各部隊ノ所要糧秣ハ、所要前日中ニ補給擔任官ニ於テ調辦交付スルコトアリ。
（4）補足糧秣ハ、各部隊ニ於テ現地調辦スルヲ本則トス、但シ必要ニ依リ補給擔任官ニ於テ調辦交付スルコトアリ。
（3）三宅坂倉庫ヨリ受領シ、不時ノ補給ニ充ツ。
（2）近衛師團經理部ヨリ受領シ、各部隊ノ給養ヘ、當分現地物資ニ依ル。
（1）東京北部兵事部部隊ノ補給擔任ヘ、近衛師團經理部長トス。

命令及指示あり、乃ち午後六時の師團會報に際し之を各部隊に傳達す。

十一日戒嚴命令第五號及戒補指第八號を以て輸送し概ね之を緩和し得たり。

十一日戒嚴司令部第五號及戒補指第八號を以て輸送司令部より、左の

車三十二輛砲兵隊備品車十八輛を以て輸送し概ね之を緩和し得たり。

の補給運搬用具の關係上補給順調を缺くの疑ありしも、九日以來輜重

幕二個及方錐形天幕三個をも同聯隊に交付す、是より先馬糧中乾草藁

し、越團司令部に一個聯隊に十六個を交付し、尙普通物品の屋形天

北他を交付するの要あるより、師團貯藏戰用方錐形天幕を使用する事

入る能はざる、近衛步兵第一旅團派遣の部隊に交付し、家屋なくして屋下に

千四百本を購買して他師團派遣の部隊に交付し、家屋なくして屋下に

人より購買して各部隊へ加給し、今同洵酌會社より被服洗濯用石鹼二

に、梨五千五百個を南

（1）物資補給狀況は、

（1）甘味品五四〇〇貫ヲ戸山ヶ原糧秣廠ヨリ受領シ、師團補給倉庫ヘ運搬ス。
（2）粟五〇〇〇貫ヲ近衛步兵聯隊ヨリ受領シ、近衛步兵第三聯隊ヘ補給ス。
（3）（3）清四四〇〇把ヲ新宿ヨリ師團補給倉庫ヘ運搬ス。
（4）乾草六〇〇〇貫ヲ目黑乾草倉庫ヨリ騎兵第十四聯隊（落合村）ヘ運搬補給ス。

十六日他師團派遣各部隊所要の保革油を取纏め、被服本廠より受領し、之を各部隊に交付する事とし、之が整理は各部隊年度交付並に差繰ぎ整理すべきを達す、而して各部隊所要事務用品は、豫て師團經理部より大略左記數量を受領して各隊に交付する事とし、之が交付を計畫す。

罫紙二萬枚、白紙四萬枚、通信紙二千尺、封筒二萬枚、雲母紙五千枚、外諸品四點。

又加給品として甘味品及烟草各一日分を師團補給倉庫より各部隊へ交付するが爲め、十七日午前十時受領者を出すべきことを通牒す、是日の物資補給狀況は、

（1）乾草六〇〇〇貫ヲ目黑乾草倉庫ヨリ騎兵第十四聯隊（落合村）ヘ補給ス。
（2）精米參ヲ戸山ヶ原經理部ヨリ受領シ、騎兵第十四聯隊ヘ補給ス。

是日戒嚴司令部松野二等主計配給部二瓶主計正同行來部、本日中に左記區分により糧秣請求書提出の要求あり、午後五時戒嚴司令部補給課に提出す。

（1）每（1）戒嚴部隊ニ對スル自九月三十六日所要糧秣配給參數ヲ所要部隊及配給場所

（3）（2）各部隊ニ對スル十五日同ノ飛行機糧秣（飛行要領前同斷）。
近衛師團有部隊ニ對スル一ヶ月半分ノ所要糧秣（飛行要領前同斷）。

陸軍東京經理部よりの蠟燭、十二日、三二四本、錠寸一三圓を受領し、之を各部隊に頒つ。

十二日川崎町明治製糖會社より砂糖三二四貫を購買して師團補給倉庫へ運搬し、近衛野砲兵の酒保に係る麥二、一〇〇貫を落合村騎兵第十三十四聯隊に補給し、之が代金は麥參ヲ戸山ヶ原經理部ヨリ受領シ、騎兵第十四聯隊へ補給ス。

十一日戒嚴命令第五號及戒補指第八號を以て輸送司令部より、左の命令及指示あり、乃ち午後六時の師團會報に際し之を各部隊に傳達す。

（5）各部隊ノ所要糧秣ハ、所要前日中ニ補給擔任官ニ於テ調辦交付スルコトアリ。
（4）補足糧秣ハ、各部隊ニ於テ現地調辦スルヲ本則トス、但シ必要ニ依リ補給擔任官ニ於テ調辦交付スルコトアリ。
（3）三宅坂倉庫ヨリ受領シ、不時ノ補給ニ充ツ。
（2）近衛師團經理部ヨリ受領シ、各部隊ノ給養ヘ、當分現地物資ニ依ル。
（1）東京北部兵事部部隊ノ補給擔任官ヘ、近衛師團經理部長トス。

師團補給倉庫に運び、師團物資調辦班の宇都宮にて購買したる薪五貨車新宿に着するを以て、之を新宿配給部へ引繼ぐ、午後六時師團會報に際し達したる事項左の如し。

（1）飯盒分ニ對スル燃料カナキ爲、各部隊ノ所要ニ對シ、格納箇所及格納力ニ應ジ、各部隊ニ於テ戒嚴司令部ニ申出ヅベシ。
（2）隔地ヨリ派遣部隊ノ被服（毛布共）ヘ、各隊ニ於テ携行若クハ發送スルコト。
（3）ニ定メラル。
（3）一昨日以來輜重車ヲ以テ乾草倉庫ヨリ補給中ノ騎兵各隊乾草ハ、必要ニ應ジ、師團經理部ニ於テ之ヲ各部隊ニ配付ス。
（4）三輪屠獸場ニ於テ生牛三十頭ヲ屠殺ノ上交付スルヲ以テ、各隊ノ傳達報告アリタルヲ以テ、

部運搬具を以て各隊に糧秣を補給す。

二十二日赤戒厳司令部より戸山ヶ原配給所へ受領し集積したる糧秣左の如し。

近歩二	七五頁	近歩三	四五頁	近歩四	四五頁						
歩兵六	五六頁		二七頁								

近	糧秣	同	一、六二〇	近	野菜	四	糧秣	大豆	四	糧秣	五〇石
近	ア ル 歩 兵 第 一 聯 隊 へ	麦	二、八〇〇	近	野菜	四	糧秣	大豆	四	糧秣	八石
近	電 一 屯 各 へ	麦	二、八〇〇	近	野菜	四	糧秣	大豆	四	糧秣	五〇石
近	近 歩

貸を陸軍歩兵學校教導隊東京派遣の爲め携帶用に保管換を受けたし
燕家を補給す。
との照令あり、異存なき旨を回答し、三十日には師團補給倉庫より左の

近衛工兵大隊	一六石	
同　第三聯隊	四二石	
近衛歩兵第二聯隊	四四	
同　第四聯隊	三四石	
近衛歩兵第二聯隊	三八石	

十月二日には、戒嚴司令部補給課より朝日三寫本を受領して師團補給倉庫へ運搬し、三日には經理丙第八八號を以て陸軍經理局建築課長より戒嚴用消耗品交付の通牒あり、之が交領の計畫を爲し、四日には同通牒に基く朝日五十八寫本を近衛憲兵隊長より受領して師團補給倉庫を運搬し、同日には陸軍省配當の戒嚴用消耗品を東京經理部より受取り、十四日には近衛歩兵第二聯隊の鐵製蚕十個裏布團十個（現共）十個を憲兵司令部に貸與し、十六日には補給倉庫閉鎖の必要上、師團補給倉庫より戒嚴用所要機秣として、

近衛歩兵第一聯隊	一三〇俵	秣
近衛歩兵第二聯隊	八〇俵	麥
近衛歩兵第三聯隊	一三〇俵	
近衛歩兵第四聯隊	一三〇俵	
近衛騎兵第一聯隊	五〇俵	
近衛騎兵第二聯隊	四〇〇俵	燕
近衛騎兵第三聯隊	二二九俵	
近衛工兵大隊	一〇俵	
近衛輜重兵大隊	一三俵	

の現金交付を通牒し、二十日には、陸軍省の通牒に依りて之が消耗秣出張員より蠟燭五百函を受領して、師團補給倉庫へ運び、全部經理部よりの補給を中止し、一人一回十二錢の割を以て部隊に於て直買せしめ、戒嚴司令部補給課より左の通牒ありて人員の調査を爲す。

(1)　来ル十月二十三日拂渡ニ付、左記ノ通調査ノ上、本月二十一日迄ニ報告スヘシ。

一　部隊名

二　人員

三　十月二十一日ノ現在人員

四　十月二十一日中ニ補給スヘキ人員

五　補給ニ關スル意見

六　各隊ニ於ケル補給ノ方法

七　豫備部隊ニ對スル補給ノ方法

八　其ノ他參考トナルヘキ事項

加給品ハ下ノ通ニ付、此段通報スルコト。

第五、建造物應急處置

(1)　被害

近衛師團各部隊建造物の被害は、左の如し。

一、主要建造物　人馬を收容すべき主要建造物は屋根其他に多少の被害あるも東京竝在部隊には倒壞のものなく、危險視したる近衛歩兵第一第二聯隊三階兵舍の如き、倒潰せざるのみならず、被害程度亦他の一般建物に大差なし、唯前年建築の立川屯在歩兵第二聯隊のコンクリート造飛行第五大隊兵舍大爆裂し、同隊下士集會所倒壞す。

二、業種建物　各部隊の建造物中近衛歩兵第一第二聯隊の火藥庫、各隊の煮沸所野菜調理所並に被覆物に倒壞したるものあり。

三、類燒防止の倒壞家屋　近衛歩兵第三聯隊第二中隊は、赤坂田町一面出火するに際し、類燒の虞あるを以て兵力を以てこれを倒壞す。

四、工事中の建造物　當時建設中なりし建造物は、何れも多少の被害あり、殊に中央大保射場、電信第一聯隊骨築工事を重なるものとす、前者は倒壞大破し、後者は倒壞し、四棟大傾斜す。

被害者は建物の二棟倒壞し、四棟大傾斜す。

兵馬收容上危險有無調査

| | | |

課所				計	内容
東京	計			四、八〇一、八〇〇	
	東京陸軍埋葬地			五〇〇	官舍屋根瓦壁下破損等
	千葉小銃射撃場			二、三〇〇	官舍屋根瓦壁下監的壕石垣煉瓦井戸側破落
	千葉衛戍病院			五、二〇〇	管理令病室屋根瓦壁下破損等
	陸軍技術本部	陸軍技術本部		一、一〇〇	事務室衛兵所右同断
	千葉小銃射撃場			二、三〇〇	官舍屋根瓦壁下監的壕石垣煉瓦井戸側破落
	千葉陸軍埋葬地			五〇〇	官舍屋根瓦壁下破損等
	計			三六、二〇〇	
千葉	鐵道第一聯隊			二七、一〇〇	被服庫炊事浴室屋根瓦壁下破損等倉庫機關車庫各工場煙突折損
	千葉衛戍病院			五、二〇〇	管理令病室屋根瓦壁下破損等
	陸軍技術本部	陸軍技術本部		一、一〇〇	事務室衛兵所右同断
	千葉小銃射撃場			二、三〇〇	官舍屋根瓦壁下監的壕石垣煉瓦井戸側破落
	千葉陸軍埋葬地			五〇〇	官舍屋根瓦壁下破損等
	計			三六、二〇〇	
津志下	野戰重砲兵第四聯隊			三、六五〇	鋼井戸瞭望塔校舎所炊事場厩屋根瓦壁下等
	下志津衛戍病院			八九〇	管理令炊事場屋根瓦壁壁厩
	計			四、五四〇	
野志	習志野小銃射撃場			八、〇〇〇	陸軍技術研究等
	騎兵第十四聯隊			一八、二三七	騎銃工場火薬庫其他廐十三同様ノ程度
	騎兵第十三聯隊			二五、三五三	兵舎其他屋根瓦壁下井戸側瞭望臺煙突倒壊浴槽ノ亀裂
	航空兵第一大隊	航空兵司令部		八、二一〇	廠舎其他屋根瓦壁下各建物壁龍脫
	鐵道第一聯隊			七、五五〇	煉瓦庫前部煉瓦屋根瓦壁兵器庫其他屋根瓦ノ壁下久々田倉庫各工場煙突折損
近衛	近衛歩兵第三聯隊			三三、一〇〇	厩舎一全潰、厩、浴室二、練業庫一半潰、煉瓦庫一、同一倒壊其他事務
	同　第四聯隊			二五、八九〇	兵舎其他建築ヘ亀裂多ク一部危険ノ状態ニアリ、洗面所二、倒壊、物置馬糞舎倒
	近衛野砲兵聯隊			三〇〇、五〇〇	練業場煉瓦壁亀裂下士官集会所炊事場及分屋所半倒壊其他屋根瓦壁破損
	近衛輜重兵大隊			一一、一〇〇	洗面洗濯所一倒壊其他屋根瓦及壁破損
	近衛砲兵聯隊				屋兵舎厩舎練兵場等煉瓦造建家ヘ倒壊ニ大亀裂ヲ生シ一部危険ノ状況ニアリ、一般ニ
	電信第一聯隊			二六〇、七〇〇	本部厩舎浴室材料庫ニ氣工場機關庫及鍛工場兵舎其他材料庫ニ氣槽等煉瓦造建家倒壊又ハ大亀裂一部危険ノ状況ニアリ
	近衛工兵大隊			五、九〇〇	洗面所一倒壊被害軽微ニ三建物並渡廊下其他屋及壁ノ被害多シ
	衛戍重砲兵聯隊	衛戍重砲兵聯隊		三六一、七〇〇	講武館倒壊兵器庫令所ニ亀裂ヲ生シ一部危険ノ状況ニアリ、其他一般ニ屋根及壁ニ被害多シ
	同　赤羽火薬庫			七、三〇〇	屋根瓦及壁ニ被害アリ
	大久保射撃場			三二、九〇〇	中間防護壁、射門、側壁ノ半部崩壊、建家被害ナク若干ノ補修ヲナセハ全ク射撃シ得
	戸山射撃場			一七、〇〇〇	避難土壘ノ一部官宅及練兵場内厩倒壊、射門防護壁及射場一部沈下
	架橋演習隊	近衛工兵大隊		二三、〇〇〇	建物全部並タンク傾斜シ特ニ倒壊セントス、地盤ノ亀裂凹凸多シ
	軍用電話練習隊			五四、〇〇〇	
	計			四、二六九、一〇〇	
川立	飛行第五大隊			三八三、〇〇〇	下士集会所倒壊兵令大亀裂、自動車庫炊事場其他洗面所等
	立川衛戍病院			三五、〇〇〇	手術室病舎等建物不同沈下、土壁一部崩壊等
	計			四一八、〇〇〇	
所	氣球除			六、八〇〇	特設練習所ノ屋根煉瓦亀裂及不同沈下其他屋根瓦破損等
計				六、八〇〇	

七日陸軍省經理局長より被害建物緊急處置のため充當費に金六萬圓の通牒あり、八日建造物に對する震害復舊處置方針を左の如く定む。

一、應急復舊　在來ノ主要建物ニ對シ、取敢ヘス一時的間詰ヶ淺ク程度ニ復舊シ、兵馬ノ收容ニ支障アルモノニ對シテハ、應急備ヲ爲ス。

二、應急復舊　被害建物ニ對シ、約二ヶ年繼續ノ目的ヲ以テ復舊ス。

第一節　應急措置　　第二章　各部、政府の活動（陸軍省）

三、完全復舊　災害以前ノ狀態ニ完全ニ復舊ス。

十八日經理局示す所の調製要領に依り、應急復舊費各部隊別費額を擧ぐれば、左の如し。

部隊別	應急復舊ニ要スル金額
宮近衛師團	四五、三五〇、〇〇〇
陸軍省	一、四九〇、〇〇〇

| | | |

乘合自動車	三輛	喇叭附自動二輪車	
四噸自動貨車	十四輛	本引自動車	二三輛

を以て第一師團長の使用に屬す。

午後二時三十分衞戍司令官より相助け警察兵として騎兵第一聯隊轄重兵第一大隊より各五十名を東京憲兵隊に派出し、午後三時三十分巢鴨小菅兩刑務所に赴援隊派遣の命あるや、野砲兵第一聯隊より將校以下二十名を巢鴨刑務所へ、野戰重砲兵第三旅團より同く將校以下二十名を小菅刑務所へ派す、內小菅の派兵隊には命令通達の爲め二日に及びて實施したり。

午後四時、宮城前廣場、日比谷公園に蝟集する避難民の飢餓に瀕するを慮り、師團經理部より宮城前廣場及芝公園內に糧秣分配所を開きて、取敢へず五千食を分配し、外に各部隊に糧秣分配所を設け、常用及戰用糧秣中、各部隊の所要糧を殘し、區役所及町村長の要求に應じて、乾麵麭及罐詰を其吏員に交付し、四時三十分には、歩兵第一聯隊より將校以下四十名を陸軍省に派して警備に當り、午後五時には自動二輪車傳令を以て野戰重砲兵第三旅團長に、

一、貴官ハ、團隊ノ實施セラルヘキ川方面ニ出動シ、同地附近ノ警備ニ任スヘシ。

二、小菅刑務所ニ將校以下二十名ヲ派遣シ、警戒セシムヘシ。

の命を傳ふ、同傳令は、市中大災の爲め、川口町を經て迂回し、午後九時之を傳達したり、同八時歩兵將校以下三十名より成る自轉車斥候二組を本所深川方面に派し、震災以來屯營附近の應急救護從事中の工兵第二大隊に對しては、成るべく多數の兵力を以て破壞器具携帶師團司令部に急行すべきことを命じ、依りて自動貨車四輛を送り、同八時過、騎兵第一聯隊及輜重兵第一大隊に令して、擔任警備地區內各堅所に救護に任ぜしめ、同九時歩兵第一聯隊より集護班を出し、以て人民の救護に任ぜしめ、

第一篇　應急措置　第二章　各記、政府の活動（陸軍省）

成二中隊を陸軍省に出して警備せしむ。

午後八時工兵第一大隊の派兵師團司令部に到る、乃ち之を三區隊に分ち、第一區隊翁雇特務曹長指揮の五十一名を東京驛附近の所々に於ける防火に當らしめ、引續き第二衞戍病院附近を防火せしめ、第二區隊古林見習士官外二十五名を三田四國町日本電氣株式會社工場に差出し、歩兵第一聯隊出動の三十名を合せ指揮して、人名救助を爲さしめ、第三區隊上條曹長以下二十六名を赤坂區靑山町附近に巡り、日町より六本木及三河臺に向ふ火の手の消防に努めしめ、何れも著しき効果を發揮したり。

午後十時師團長は、左の命令を發す。

命令　於九月一日午後十時　第一師團司令部

一、歩兵第一、第三聯隊ハ、明朝各派兵地點ノ要度ヲ區劃シ、部隊ヲ整理スルニ、時機以下三名ノ憲兵ヲ山ノ手以東ノ地區ニ派遣スルニ、聯隊ノ指揮左ノ如シ。

歩兵第一聯隊　高輪警察所、六本木、赤坂見附、虎ノ門、日比谷、永代橋以西

歩兵第三聯隊　高輪警察所、六本木、赤坂見附、四谷見附、御茶水以西

三、整理ニ從ヒ屯營ニ待機スル部隊ハ、編成次中隊ニ編成シ、武裝特令スヘシ。

四、聯隊ノ部隊整理後ニ於ケル殘餘、取ラントスル處置特令スヘキ兵力ヲ、聯隊ニ於テ常食七時迄ニ報告スヘシ。

午前七時迄ニ報告スヘシ。

同四時三十分歩兵第一、第三聯隊長に、前日午後十時發する所の命令を下達して警備及兵力整理を爲さしめ、同五時工兵下士以下二十二名を三田四國町日本電氣株式會社に派して、前夜取殘したる重傷者及死體を搬出せしむ。

前夜本所深川方面に偵察の爲め派したる自轉車將校斥候は、午前五時乃至六時の間に歸來し、千住大橋の外、下流に橋梁通過可能なく、同斥候は同點を過渡して、向島小梅附近に至りしも、火災の爲め前進するを得ざりき、本所深川一圓方に火災中なることを報ず。

午前七時横須賀重砲兵聯隊より一日午後四時三十分發する所の徒歩傳令下士來着す、其報告大要左の如し。

一、横須賀重砲兵聯隊ハ、兵舍ノ倒潰甚シク、重傷者十數名アルモ死者ナシ。

二、横須賀市內ハ、家屋大部分破壞シ、到ル處火災起ル、アリ。

傳令下士の言に據るに、沿道殊に横須賀市は惨害最も甚しく、東京横須賀間の道路も亦所々破壞したるもの、如し、依りて横須賀砲兵聯隊に左の命令を下し、同下士をして之を傳達せしむ。

一、横須賀重砲兵聯隊ハ、午前七時受領ス。

二、貴官ノ取リタル處置ニ同意スル處ナリ。

三、今後極力避難民ノ救助ニ努力スヘシ。

四、戰用機材及糧食ノ使用スルコトヲ得ルモ、萬一ヲ顧慮シ、常食七日分ヲ殘シ置クヲ要ス。

午前七時二十分横須賀本廠との連絡に、古林工兵見習士官以下十名主計一名を船にて同廠に派遣す、午前十時四十分陸軍省加瀨中尉より陸軍大臣の意圖を電話に依り通報せらる、言ふ。

治安維持ノ爲メ警察力ノ不足ヲ補フ必要上、交代兵ヲ必要トスル場合ヲ顧慮シ、甲府四九、佐倉五七ノ師團長ニ於テ招致スルコトヲ豫定スヤ否ヤ、至急電報アリタシ。

甲府及佐倉ニ於テ、該地ニ於ケル治安維持ノ爲メ必要ノ最少限ノ兵力ヲ殘置シ、成ルヘク多數ヲ上京セシムルヲ要ス。

尙此外宇都宮部隊モ招致スル如キ模樣ナリ。

右連絡ハ、飛行機ヲ以テスル豫定。

是に於て師團長は、左の召命を發す。

歩兵第四十九、五十七聯隊長ニ與フル命令

九月二日午前十一時
於第一師團司令部

一、東京市ハ、昨一日正午前ヨリ强震ニ依リ猛火ニ罹リ、戒嚴ノ極ニ達セリ。

二、兩聯隊ハ、各ト其衞戍地附近ノ救護ニ任スヘキ最少限ヲ殘置シ、可成多クノ人員ヲ速時出發當師團司令部ニ差遣スヘシ。

各人ハ可成多クノ糧秣ト實包三十發ヲ携行セシムヘシ。

三、兩衞戍病院ヨリ可成多クノ救護班ヲ編成シ、前項部隊ト同行セシムヘシ。

各班ハ、救護材料及糧秣ヲ可成多ク携行セシムヘシ。

注　意、本命令ハ、三日朝飛行機ニヨリ、夫々傳達セラル。

同十一時、補助憲兵一小隊實包携帶即時憲兵司令部に派遣すべきの衞戍命令に接し、騎兵轄重、兵混成約一小隊を東京憲兵隊に派す、是より先神奈川縣知事及横濱市長より横濱市の慘狀を縷述し軍隊の派遣を請ふ、是に於て師團は歩兵第一聯隊第七中隊長正木大尉指揮下の歩兵一中隊（將校四、下士以下九十、主計一、軍醫一）及工兵下士以下十名に、救恤用乾麵麭二萬食を携へて三日午前九時芝浦發聯絡艦を以て横濱に派遣するの處置をなし、午後衞戍司令官の告諭を各隊に傳達し、午後零時四十分騎兵第二旅團より連絡將校來着し、習志野附近震害微少にして人畜及軍用建築物殆ど被害なきを報ず、亦將に佐藤大尉に傳達せしめたる命令を傳へしむ。

然るに是日午後五時頃より品川目黒池尻澁谷各方面より不逞鮮人多摩川を渡河して襲來するの報あり、是に於て師團は、騎兵及輜重兵隊より斥候を出して捜索せしむると共に、待機中の騎兵一小隊歩兵二小隊機關銃一小隊を澁谷方面に派遣す、同じく午後品川惠比須停車場方面の町村長よりも同樣なる頻次の報告あるを以て、各歩兵一、二小隊を派せしに、總て虚報にして何等の得る所もなかりき、午後六時三十分に及び、師團兵器部長松本砲兵中佐をして山肩歩兵大尉以下歩兵二十名を指揮し、目黒世田ヶ谷丸子方面に出動して、鮮人を鎭壓し、兼ねて鮮人襲來に關する根本的調査を爲し、以て同方面の人心を鎭撫せしむ、中佐は午後十時野砲兵第一聯隊に到着し、該方面を捜索せしも、亦何等の得る所あるなし。

午後六時三十分戒嚴令を各隊に傳達し、同八時在板妻廠舍野砲兵第一聯隊召還の命令を發す。

第一師團命令

九月二日午後八時
於第一師團司令部

一、東京市及其附近ノ震害愛慮スヘキモノアリ。

二、其隊ハ、本命令受領後、最少限ノ人馬ヲ廠舍ニ殘置シ、成ル可ク速ニ出發屯營ニ歸還スヘシ。

三、其編部ニ關シ規定スルコト、左ノ如シ。

1、砲車ノ擊塁ヲ脫シ持歸ルヘシ。

2、輓馬ハ、各中隊約五頭ヲ殘置スヘシ。

3、人員ハ、右材料ノ守備ニ必要ナル最少限ヲ殘置スヘシ。

東京横濱三浦半島附近出身者ハ、成ル可ク歸還セシムヘシ。

4、歸還人馬ハ、行軍間ニ要スル糧秣ヲ携行スルコトヲ努ムヘシ。

第一師團長　石光眞臣

本命令ハ、三日朝飛行機ニ依リ傳達セラレタリ。

同八時三十分衞戍司令部より、明日横濱派遣の部隊に搭二十羽を附すること及同部隊は乘船時刻前に乘船地に到着せしむることを命ぜらる、是夜野戰砲兵學校教導隊を第一師團長の指揮下に屬し、一部を斥候巡察に充て、主力を歩兵第一聯隊に在りて待命せしむ、同十時三十分騎兵第十六聯隊陸軍大學校に到る、命じて同地に待機せしめ、斥候を目黒三軒茶屋千駄ヶ谷方面に出して警戒せしむ。

第一師團行動一覽表　其一（九月一日）

部隊名 / 行動	兵力位置	警備	防火	救護救恤	作業	其他
一司	師團長ハ衞戍司令官代理ヲ命セラル（衞戍司令部ハ陸軍省内）	一、非常警備赴援ノ爲近衞師團第一師團ノ擔任ヲ左ノ如ク定ム 青梅街道―四谷見附―紀ノ國坂―赤坂見附―虎ノ門―日比谷公園―憲兵司令部―兩國橋―練武本線以南ノ第一師團、以北ハ近衞師團（線上ハ近衞ニ屬ス） 二、衞戍服務規則ニヨル赴援隊ノ外左記警備區域内ニ更ニ所要ノ部隊ヲ派遣ス 第一師團區域中虎ノ門高輪御所ヲ連絡スル線（ヲ含ム）以東ハ歩一ノ擔任以西ハ歩三ノ擔任但シ歩三ハ休暇中ニ付キ赤坂見附青山六丁目大山街道以北ハ幅一以南ハ騎一ノ擔任トス 三、補助憲兵ハ巢鴨及小管刑務所赴援隊ノ派遣ヲ命ス 四、騎二旅及野重三旅ニ出動ヲ命ス	一、左記救護班ノ編成出動ヲ命ス 1、東一病 日比谷公園―一組 本橋、芝、日本橋―一二組 四谷方面―九段坂上―一班 駿河臺―一班 芝公園―一班 淺草公園―一班 2、赤坂方面―一班 二、函ヲ芝公園ニ於テ救恤セシム	一、工一ニ防火救助ノ爲兵員ノ差遣ヲ命ス 特務曹長以下一〇三來着夫々區處ス		兵器部將校ヲシテ板橋倉庫ニ派遣シ狀況ヲ視察セシム	
歩一旅	在營	一、旅團長ハ歩一ニ至リ被害狀況ヲ視察シ警備ニ關スル指示ヲ與フ	ナシ	ナシ		
歩	在營	一、赴援箇所左ノ如シ 華頂宮邸　將校以下三〇〇 朝香宮邸　將校以下三〇〇 赤坂御所　將校以下三〇〇 東京經理部　將校以下三〇〇 陸地測量部　將校以下四〇〇 陸軍省　集成一中隊　將校以下三一	一、高輪御所防火 朝香宮邸派遣ノ赴援隊ノ主力及下士以下三〇 1、新大橋東詰　將校以下三〇 2、赤坂田町附近　下士以下三〇 東京驛前　同右 3、築地本願寺　同右 4、新橋驛　同右 5、芝區巴町附近　下士以下五	一、臨時救助隊ヲ左ノ如ク派遣ス 1、將校以下三〇 2、東京驛 3、赤坂新町附近　三、兵卒一〇 4、芝區三田一丁目附近　四、兵卒一〇 5、芝區橋附近		

一	歩九四	富士裾野ノ舊兵營ヲ收容所ニ充テ往還行軍中ノ	ナシ
三	歩	大部ヘ慰勞休暇ノ爲メ外出外泊シ一部在營ス	一、赴援諸所左ノ如シ 衞戍病院　將校以下一六 青山御所　將校以下二三 高輪北白川宮邸　將校以下二〇 陸軍省　將校以下二一 二、警戒兵ヲ左ノ如ク配備ス 1、坂下門紀ノ國坂順天堂病院角ニ亘ル間　將校以下三一 2、米國大使館　將校以下三
二	歩二旅司	在營	一、警備ニ服ス
四	歩四九	富士裾野ノ舊兵營ヲ收容所ニ充テ往還行軍中ノ	ナシ
一			

二、管内ニ收護所ヲ設置シ下士二名ヲ收容ス
三、食糧品ヲ左ノ如ク交付ス
赤坂區役所（パン×瓩肉）二四貫八四〇
芝區役所　一七四貫三四〇
京橋區役所　九三貫六〇〇
師團司令部　一、四〇四貫

同右

三	歩	大部ヘ慰勞休暇ノ爲メ外出外泊シ一部在營ス	一、赴援諸所左ノ如シ 衞戍材料廠　將校以下一六 青山御所　將校以下二三 高輪北白川宮邸　將校以下二〇 陸軍省　將校以下二一 二、警戒兵ヲ左ノ如ク配備ス 1、坂下門紀ノ國坂順天堂病院角ニ亘ル間　將校以下三一 2、米國大使館　將校以下三
二	歩二旅司	在營	一、警備ニ服ス
四	歩四九	富士裾野ノ舊兵營ヲ收容所ニ充テ往還行軍中ノ	ナシ
一			

二、管内ニ收護所ヲ設置シ下士二名ヲ收容ス
三、食糧品ヲ左ノ如ク交付ス
赤坂區役所（パン×瓩肉）二四貫八四〇
芝區役所　一七四貫三四〇
京橋區役所　九三貫六〇〇
師團司令部　一、四〇四貫

同右

一、麻布區役所ヘ左記糧食ヲ交付ス
乾麵麭　二二〇貫〇〇〇
鑵詰肉　一四八貫八〇〇
二、將校以下數名芝公園ニ於テ乾麵麭三千食ヲ收恤ス
三、師團司令部ヘ乾麵麭七二〇貫ヲ交付ス

ナシ

ナシ

七	歩五	在營	ナシ
一	騎	在營	一、赴援諸所左ノ如シ 陸軍獸醫學校　一小隊五〇 二、市外巡察ヲ派遣ス 四ヶ班（一班ハ下士以下三名）ヲ世田ヶ谷目黒馬引澤瀨田谷方面ヘ 三、赤坂見附青山六丁目大山街道以南第一師團擔任地區ノ警備ニ任ス
二	騎二旅司	在營	ナシ
一	騎	在營	一、市内救護班（班長ハ下士司令ノ少尉ヲ以テ編成シ一班ヲ左ノ場所ニ各一班ヲ設置ス） 青山六丁目　麻布六本木 麻布本村町 二、左記村役場ニ對シ繃帶支給ノ連絡ヲナス 世田ヶ谷　駒澤 澁谷　碑衾 目黒　澤布 玉川　平塚
五	騎一	第二期檢閱ノ爲メ習志野原ニアリ	ナシ
六	騎一	在營	ナシ
三	野重三旅司	在營	一、第一師團司令部ヘ連絡ノ爲メ將校以下三ヲ自動車ニテ派遣ス 二、野重一野重七及騎砲大ニ各赴援隊派遣ヲ命ス

一、國府臺衞戍病院ヲシテ小松川ニ收護所ヲ設置セシム收容患者三百名
二、國府臺衞戍病院内ニ罹災患者十ヲ收容收護セシム

野砲一	在營	一、赴援箇所左ノ如シ 深川方面ヘ　二五〇		
重砲一	在營	一、赴援箇所左ノ如シ 深川方面ヘ　二五〇		
野重七	在營	一、赴援箇所 1、本所方面ヘ　二三〇 2、小菅刑務所　三〇〇		
騎砲	在營	一、赴援箇所 本所方面ヘ　一五〇		
工一	在營	一、赴援箇所板橋火藥製造所 曹長以下　二二		
主力ハ富士裾野板倉廠舍ニ出張中	留守部隊赴援箇所左ノ如シ 1、聚鴨刑務所　將校以下　二一 師團司令部　特務以下　一二 2、富士出張部隊ハ左ノ如ク處置ヲナス 1、大尉一ヲ御殿場驛ニ派遣シ情報ノ蒐集ニ努ム 2、二組ノ將校斥候ヲ東京ニ派遣ス			

輜一	在營	一、警備部隊ヲ左ノ如ク配置ス 1、麻布赤坂區　大尉以下　二七 2、四谷區方面　大尉以下　二七 3、代々木澁谷世田ケ谷方面　大尉以下　二七 二、二組ノ通察ヲ派遣ス		
自動車	在營	各車輛ハ連絡輸送偵察等ニ從事ス 其概況左ノ記列記ノ如シ 1、乘用自動車ハ自動二輪車ハ夫々夫ノ箇所ニ命令傳達ニ任ス 立川飛行大隊所澤航空學校在倉及下志津屯在ノ各部隊在京各部隊 2、右ノ外各官公衙トノ連絡 3、乘用車一ハ宇都宮ニ急行歸來兩陛下ノ御安泰ヲ報シ來レリ 4、自動二輪車一ハ箱根小田原ニ強行各宮殿下ノ御勤在地ヲ奉伺ス 5、貨車十二ハ淺草芝上野各公園ニ糧食運搬（近衛師團各部隊ヨリ） 6、乘用車三貨車一三側車三ヲ第一師團司令部ニ差遣シ師團自動車班ヲ編成シ夫々活動セシム 7、貨車五ハ近衛師團司令部ヨリ天幕ヲ宮城前ニ輸送 8、右貨車ハ爾後憲兵警備歩兵ノ輸送ニ任ス 9、貨車四ハ中野電信第一聯隊ヨリ電話機電燈材料ヲ陸軍省ニ運搬ス 10、貨車及乘用自動車ノ主力ヲ以テ參謀本部陸軍省東一病等ノ重要書類及患者五〇〇名ヲ陸軍大學校ニ移送ス		
東一病				

消防隊救援隊	一、ノ活動 一、岩淵町小口 王子町一部 板橋町一隊 1、豐島小學校 2、陸軍工科學校板橋分校　二 特務以下三二 4、東京病院一小 所東一病 特務以下一隊 5、赤羽根吉町 田町方面 曹長以下二五 6、英國大使館 勤町郵便局 曹長以下二五			
左ノ如ク救助救護隊ヲ派遣ス	1、製絨工場 將校以下四五 2、小石川白山 下博文館印刷所 十以下二八 3、三田電氣會社工場 見習士官以下二五 二、八〇〇名分ノ炊出シヲ行フ（小口製絲工場）			

一、左記箇所ニ救護所ヲ設置シ救護ニ從事ス 日比谷公園 九段上 靖國神社 本公園 芝公園 二、地方官憲各部隊救護班用衛生材料ヲ交付ス 三、院内臨時救護所ヲ設備シ大妻女學校生徒其他避難民重症患者ヲ收容セリ				
ナシ				
ナシ				
ナシ				

第一師團行動一覽表　其二（九月二日）

行動／部隊號	出動ノ有無	警備	防火	救護救恤	作業	其他
東二病						一、敎護班ヲ編成シ兌待機ヲ命セラレ次ア芝三田方面赤坂見附及飯田橋方面ニ於テ敎護ニ從事ス
一司	出動中	一、野砲一ニ最少限度ノ人馬ヲ殘置シ（廠舍） 二、成ルヘク速ニ屯營ニ歸還スヘキヲ命ス 三、市內敎援隊ノ交代整理ヲ行ハシム 四、騎兵特校ノ巡察斥候ヲ數組派遣シ各方面ノ狀況ヲ視察セシム 五、近衞師團長隨來ニ付キ衞戍司令官代理ヲ止ム	ナシ	一、橫濱派遣部隊及橫須賀方面ニ一病ヨリ衞生材料ヲ送附セシ 二、前日ニ引續キ芝公園宮城前等ニ食糧品ノ配給ヲ命ス	一、兵器部將校ノ板橋倉庫ノ情況視察 二、兵器部長將校以下二〇ヲ目黑世田ケ谷丸子方面ニ派遣シ鮮人事件ノ調査ヲ命ス	
步一旅司	同上	副官ヲ步一ニ派遣シ警備ノ實況ヲ視察セシム	ナシ	一、派遣シ敎護及救恤ノ實況ヲ視察セシム		
步 一	同上	一、警備部隊ノ交代整理ヲ行フ 二、警備部隊ノ配置ヲ左ノ如ク行フ (1)日比谷公園附近　一中隊 (2)芝ノ園附近　一中隊 (3)札ノ辻附近　一中隊 (4)濱口大崎方面ノ警戒少佐ノ指揮スル一小隊及機關銃一小隊 （更ニ明治神宮附近ノ警戒ニ轉ス）	一、麻布區役所ニ左記ノ糧食ヲ交付ス 乾麵麭　四二〇貫〇〇〇 鑵詰肉　九貫〇〇〇 二、左記人員ヲ敎護所ニ收容敎療ス 重病患者　五 平病患者　九			

步四九	野營出張ヲ中止シ屯營ニ歸還ノ途ニ就ク	ナシ	ナシ	ナシ	ナシ	ナシ
步二旅司	出張中	警備ニ服ス				
步 三	同上	一、赴援左ノ如シ 特校以下一〇〇 青山御所　將校以下一〇〇 二、高輪御所ヲ左記方面ニ派遣ス 巡察將校　青山澁谷原宿方面 (1)(2)(3)　尾辻方面 (3)(2)(1)　廣宿方面 新宿 三、警備及偵察ノ爲メ左ノ如ク派遣ス (1)集成中隊　品川六鄕方面 (2)集成中隊　師團司令部 四、麻布方面及鮮人事件ニ關シ巡察斥候ヲ派遣ス 將校斥候　三組 下士斥候　三組 五、集成一中隊ヲ營內ニ待機ノ姿勢ニ在ラシム	一、一師軍醫以下三名ハ師團命令ニヨリ越中島附近ノ敎護 二、警內避難者中近避難民ノ敎護ヲナス 偵察ヲナス 二、三〇名ヲ敎療ス 三、重患者ヲ避難民四名ヲ外國人一名ヲ收容敎護ス 四、牛込區役所ニ左記糧食ヲ交付ス 乾麵麭　一四貫 鑵詰肉　四八貫	一、將校以下一小隊ヲ敎助ノ爲芝三田日本電氣會社ニ派遣ス			
騎二旅司	同上	一、騎一五及騎一六ニ對シ東京方面敎援ノ爲出動セシム	ナシ	ナシ	ナシ	ナシ
步五七	本日ヨリ出動	一、東京敎援ノ爲主力（III及MG缺）ハ午後五時二十分屯營出發先ツ市川ニ張行ス 二、殘留部隊ハ佐倉方面ノ警備司團及本隊トノ連絡ニ任ス	ナシ	ナシ	ナシ	ナシ
騎	出動中	一、赴援箇所 衞戍病院 二、警戒兵ヲ左ノ如ク配備ス 下北澤　一小隊 小　哨	一、賀陽宮邸 特務以下　二九 曹長	一、市內敎護班及警務室ニ於テ敎護セシ患者左ノ如シ 二七		

	一　工	砲隊	七重野	一重野	一砲野	司
	同上	同上	同上	同上	出動中	
	一、北泉陸軍病院 下土良下 十一、北泉陸軍病院ノ如ク 二、藤中島方面歩兵第一七五聯隊（3)(1) 第一、第一師団司令部 三五八	同上	同上	同上	一、和泉新田大病院 下土良下 二、師団司令部ニ栄養ス 二〇〇 三、師団参謀ニ栄養ス 一、帝都ニ栄養ス	
	七、下、上、五、下、上、赤帝赤、下工、上勢、下工、上勢、下工、上勢

一輛	隊車動自	病一東	病二東
一、基キ前日ノ行動ヲ繼續ス	出動中	同上	同上
ナシ	一、二、三、四、五、六、七、八、自ト玉突衝突ノ爲メ前部ヲ破壞シタル自動車ハ修理ノ爲メ工廠ニ送致シ、其他ノ自動車ハ燃料ノ缺乏ヲ告ケ、又ハ水冷裝置ノ凍結ニ因リ運轉ヲ中止シ、各隊ニ於テ之ガ修理ニ努メツヽアリ。	一、二、方面ノ病院ハ總テ本所ノ危險ニ陷ルヤ其ノ患者ヲ收容スル爲メ各救護所ニ於テ收容シ得ル限リノ患者ヲ收容シ、尚ホ收容シ得ザル患者ハ更ニ本所方面ノ病院ニ轉送シ、又本所方面ノ病院ハ總テ其ノ患者ヲ收容シ得ル限リノ患者ヲ收容シ、尚ホ收容シ得ザル患者ハ更ニ本所方面ノ病院ニ轉送シ、又本所方面ノ病院ハ總テ其ノ患者ヲ收容シ得ル限リノ患者ヲ收容シ、尚ホ收容シ得ザル患者ハ更ニ本所方面ノ病院ニ轉送シ、	救護班ノ交代ヲ行ヒ救護ヲ繼續ス
ナシ	同上	一、二、方面ノ病院ハ總テ本所ノ危險ニ陷ルヤ其ノ患者ヲ收容スル爲メ各救護所ニ於テ收容シ得ル限リノ患者ヲ收容シ、尚ホ收容シ得ザル患者ハ更ニ本所方面ノ病院ニ轉送シ、又本所方面ノ病院ハ總テ其ノ患者ヲ收容シ得ル限リノ患者ヲ收容シ、尚ホ收容シ得ザル患者ハ更ニ本所方面ノ病院ニ轉送シ、	救護班ノ交代ヲ行ヒ救護ヲ繼續ス
ナシ	同上	一、二、方面ノ病院ハ總テ本所ノ危險ニ陷ルヤ其ノ患者ヲ收容スル爲メ各救護所ニ於テ收容シ得ル限リノ患者ヲ收容シ、尚ホ收容シ得ザル患者ハ更ニ本所方面ノ病院ニ轉送シ、又本所方面ノ病院ハ總テ其ノ患者ヲ收容シ得ル限リノ患者ヲ收容シ、尚ホ收容シ得ザル患者ハ更ニ本所方面ノ病院ニ轉送シ、	救護班ノ交代ヲ行ヒ救護ヲ繼續ス

三日午前一時、騎兵教導聯隊將校以下百六十七名第一師團長の指揮下に入る、乃ち之を騎兵第一聯隊長の指揮に屬して警備に任ぜしめ、午前五時四十分には野戰砲兵學校教導聯隊及同高射隊約三分の一を飾團司令部に召致して待機せしめ、尋で野戰砲兵學校教導聯隊をして多數の自動車に成るべく多量の揮發油を搭載して本日川口町に至らしめ、一面工兵第一大隊をして午後三時までに所要の門橋を以て川口町に渡場を準備し、同學校自動貨車の渡河に協力せしむ。

同六時前日の師團命令に基き、歩兵第一聯隊の一中隊及工兵一小隊を以て午前十一時三十分佐倉歩兵第五十七聯隊の聯隊長以下六百三十名來着し、歩兵第三聯隊に位置して、明日橫濱に向ふの準備を爲す。

師團長は、是日在京各團隊長を集めて警備に關する左の訓示を爲す。

警備ニ關スル件下令團隊ニ對スル訓示

於九月二日午後四時
第一師團司令部

一、警備ニ關スル方針ニ就テ。

1、努メテ融和ヲ圖リ手段ヲ以テ暴方民ニ對ス。

2、警察署ハ、警察官憲兵ノ補助ヲナス。

二、警備總監ニ憲兵司令官ハ、衛戍司令官ノ指揮ヲ受ケ、兩官ノ協同行動ハ、努メテ之ヲ實施スルモノトス。

三、一般情況ハ、目下略ボ無事靜ノ狀況ニアルヲ以テ、成ルベク迅ニ警察力ヲ恢復セシムルコトニ努力スルヲ要ス。

四、不逞鮮人ノ動作ニ就テ。

1、計畫的ニ不逞ノ行爲ヲナサントスルカ如キ形勢ヲ認メス。

2、鮮人ヘ必スシモ不逞者ノミニアラス、之ヲ惡用セントスル日本人アルヲ忘ルヘカラス、左ノ此點ニ着ノ上、適宜ノ指導ヲ與フル必要トス。

五、補給ニ就テ。

大阪トノ連絡ハ確實ニ保持シ得タリ。

米穀其他ノ物資ハ、明後五日到着ノ豫定ニアリ。

六、第一師團保管ノ糧食ハ、既ニ大部ヲ救護ノ爲メ中央部ニ於ケル補給ノ區處ハ、略ボ成算ヲ得タルト見込ナルヲ以テ、更ニ約三十石ノ炊出ヲナス。

七、救護ニ就テ。

負傷者ノ救護ハ、師團ニテ就ニ實施スル外、各隊ニ於テ、隊內ニ適宜救護所ヲ開設シ、又出張救護ヲ行フモノトス、之カ爲メ衛生材料ニ不足ヲ生セハ直ニ師團ニ需求スルヲ要ス。

第一節　應急指置　　第二章　各紀、政府の活動（陸軍省）

2、井部少將以下十六騎　　遠草一日本橋一京橋方面

3、土屋佐藤曹長以下十六騎　　四谷一番町一宿一千駄ヶ谷方面

を巡察せしむる爲隊長として派遣し、以て人心を慰安鎭撫せしむ。

午前十一時三十分佐倉歩兵第五十七聯隊の聯隊長以下六百三十名來着し、歩兵第三聯隊に位置して、明日橫濱に向ふの準備を爲す。

師團長は、是日在京各團隊長を集めて警備に關する左の訓示を爲す。

警備ニ關スル件下令團隊ニ對スル訓示

於九月二日午後四時
第一師團司令部

一、警備ニ關スル方針ニ就テ。

1、努メテ融和ヲ圖リ手段ヲ以テ暴方民ニ對ス。

2、警察署ハ、警察官憲兵ノ補助ヲナス。

二、警備總監ニ憲兵司令官ハ、衛戍司令官ノ指揮ヲ受ケ、兩官ノ協同行動ハ、努メテ之ヲ實施スルモノトス。

三、一般情況ハ、目下略ボ無事靜ノ狀況ニアルヲ以テ、成ルベク迅ニ警察力ヲ恢復セシムルコトニ努力スルヲ要ス。

四、不逞鮮人ノ動作ニ就テ。

1、計畫的ニ不逞ノ行爲ヲナサントスルカ如キ形勢ヲ認メス。

2、鮮人ヘ必スシモ不逞者ノミニアラス、之ヲ惡用セントスル日本人アルヲ忘ルヘカラス、左ノ此點ニ着ノ上、適宜ノ指導ヲ與フル必要トス。

五、補給ニ就テ。

大阪トノ連絡ハ確實ニ保持シ得タリ。

米穀其他ノ物資ハ、明後五日到着ノ豫定ニアリ。

六、第一師團保管ノ糧食ハ、既ニ大部ヲ救護ノ爲メ中央部ニ於ケル補給ノ區處ハ、略ボ成算ヲ得タルト見込ナルヲ以テ、更ニ約三十石ノ炊出ヲナス。

七、救護ニ就テ。

負傷者ノ救護ハ、師團ニテ就ニ實施スル外、各隊ニ於テ、隊內ニ適宜救護所ヲ開設シ、又出張救護ヲ行フモノトス、之カ爲メ衛生材料ニ不足ヲ生セハ直ニ師團ニ需求スルヲ要ス。

但、救護班ハ在區域ヘ、各隊ニヨリ差アルヲ以テ、若干隊ノ衛生部員ニテ組織スル迄ノ間ハ、其隊ノ衛生部員ニテ救護ヲ繼續スルヲ要ス。

第一師團長　石光眞臣

警備要領

警備ノ實施ヘ、各隊在指揮官ニ於テ、狀況ニ應シ如何ニ實施スルヲ勿論ナルモ參考ノ爲メ要領ヲ示セハ左ノ如シ。

一、市內ノ警備　警備區域ノ要所ヲ選定シ、數ケ所ノ場所ニ概ネ一小隊ヲ分配配置シ、步哨巡察ヲ出シテ警戒。

二、市外ノ警戒　要所ニ若干ノ警戒部隊ヲ配置シ、特ニ多數ノ巡察兵ヲ派遣ス。

各警備隊ノ隣接區域ヘ、重複スルモ差支ナシ、警備部隊ハ、治安ノ維持、罹災民ノ救護ヲ主トス。

深川本所方面なほ安靜ならざるの報に接し、午後二時歩兵第三聯隊より大隊長指揮の一中隊を兩國橋附近に派し、本所深川大部及小松川方面配備中の野戰重砲兵第三旅團の部隊に力を藉せ、之が治安維持及避難民の救護に當る。

是日歩兵第二十八旅團第十四師團ヲ以テ宮城警衞ノ爲メ參內に入るを以て、警備區中市內を東中西三地區に市外を南北二地區に區分し、各所要の建物部隊を配備し、警備及避難民救護に當らしむ。

戒嚴令第一號

戒嚴區分

市內東地區警備隊

東京災害
前後

東京全市
三多摩地方
市内中央部
市内西南部
市内西南部
市内西南部
市外西南部
市外北部
市外北部
市外西南部
市外西南部
市外西南

照明機關十三個は、午後八時を以て戒嚴司令部より配屬せらる、乃ち罹災者集合地なる芝公園日比谷公園並に交通路の要衝たる赤坂見附四谷見附等に配置し、夜間照明を爲したり、尋で檢問所設置に關する命令を受領し、之を關係部隊に傳へ、午後十時には、騎兵第一旅團長に對して、左の命令を發す。

東京南部警備司令官　石光眞臣

命令　於九月一日午後十時　第一師團長　石光眞臣

一、東京附近ノ朝鮮人ヘ、習志野收容所ニ收容スルコトニ定メラル。

二、各隊ハ其警備地域附近ノ鮮人ヲ速ニ收容シ、團隊長ニ報告スベシ。

三、其管ハ習志野衞戍病院分院ニ、其他ハ豐多摩郡淀橋町附近ニ於テ鮮人ヲ受領シ、之ヲ護送スベシ。

四、鮮人ノ給養ハ、主食日量米麥二合以內、副食日額十五錢以內トシ、軍人ニ準シテ取扱フベシ、其細部ニ關シテハ、經理部長ヲシテ指示セシムベシ。

第一師團長　石光眞臣

騎兵第二旅團長　三好一藏

五日、東京南區警備の兵力は略〻前日に同じきも、各警備地區皆一層分散配置を採り、主要地點に警戒兵力を非常ならしむることに配置を變更し、那部地方多摩川右岸地方は、若干監視兵の外、警備部隊を出し、東京西北地區の警備不十分なるに對して、歩兵警備區域を高圓寺荻窪三軒茶屋線に推進す、市內は擔任地區警備の外、官憲竝社等の出願に對し努めて希望に應じ、區域外に在りても、急要の場合は騎兵部隊を派遣したり、横濱派遣の歩一第七中隊は、引續き騎兵第十五聯隊長の指揮下に警備に任ず。

是日派遣並に旅去の警備は、

八、補給ニ利用シ得ル物資ヲ調査見セバ、其數量ヲ防キ、其狀況ヲ速ニ報告スベシ。

一、東京南部警備部隊ハ、此際一層民心ニ安定ヲ與ヘ、罹災民ノ救恤救護ヲ徹底

1、午前六時三十分騎兵第一聯隊の將校以下十騎を甲州街道上狹間鄕代田橋附近に派し、騎乘警備の近衞歩兵聯隊の一分隊と交代す。

2、午前七時歩兵第一聯隊より一大隊を月島に派して、警備救護に任ず。

3、午前十時歩兵第三聯隊の歩兵一中隊に機關銃二を附し、大崎目黒遊谷驛附近に派して警戒せしむ。

4、午後一時三十分戒嚴司令部の命に依り、歩兵第一聯隊の下士以下約三十名を東京縣廳前中央郵便局に派して、同局を警戒す。

5、是日より野砲兵第一聯隊より、駒澤競馬場に夜間衞兵を配置す。

6、午後七時、岩淵町附近警戒の工兵第一大隊將校以下二十二名を派遣す。

是より先糧秣本廠に派したる救援隊は、四日早朝より救援に從事し、同日午後二時までに鍵結有庫を掘開し、爆發の危險を冒して、牛罐二萬五千個、福神漬一千個、食鹽二千貫發掘して、隊員に交付し、更に偵察して、岩崎邸前農商務省食糧局有玄米三千俵の罹災せんとするを發見し、即時出動して午後八時までに其三分の二を搬出し、之を救濟局に交付す。

是日補助憲兵は、歩兵第三聯隊より五十名、騎兵第十六聯隊より特務曹長以下二十騎を出す、午後五時、仙臺第二師團の第三旅團司令部及歩兵第二十九聯隊來着するを以て、左の命令を下す。

戒嚴令第五號

命令　於九月一日午後五時　第一師團長ノ指揮スル歩兵第二十九聯隊ハ本日午後來着シ、第一師團長ノ指揮下ニ入ル。

二、警備擔任區域名稱ヲ別紙要圖ノ如ク變更ス。

三、歩兵第三旅團長ノ指揮スル部隊ハ、明六日正午迄ニ配備ヲ完了スベシ。

和泉新田火藥廠衞兵モ、同時迄ニ交代セシムベシ。

四、歩兵第三聯隊ヨリ大崎附近ニ派遣スル部隊及野砲兵聯隊ヨリ大井町附近ニ出ス部隊ハ、明六日正午前ニ配備ヲ完了スベシ。

五、夜間照明トシテ作業燈ヲ配置ス、各警備區內ノモノハ、其ノ擔任部隊ニ於テ管理スベシ。

六、警備區內ニ派遣シ救護ニ當リ最寄部隊ニ給養ヲ申シ出タル時ハ、努メテ之ニ應スベシ。

4、午後一時三十分戒嚴司令部の命に依り、歩兵第一聯隊の下士以下約三十名を東京縣廳前中央郵便局に派して、同局を警戒す。

5、是日より野砲兵第一聯隊より、駒澤競馬場に夜間衞兵を配置す。

6、午後七時、岩淵町附近警戒の工兵第一大隊將校以下二十二名を派遣す。

是より先糧秣本廠に派したる救援隊は、四日早朝より救援に從事し、同日午後二時までに鍵結有庫を掘開し、爆發の危險を冒して、牛罐二萬五千個、福神漬一千個、食鹽二千貫發掘して、隊員に交付し、更に偵察して、岩崎邸前農商務省食糧局有玄米三千俵の罹災せんとするを發見し、即時出動して午後八時までに其三分の二を搬出し、之を救濟局に交付す。

是日補助憲兵は、歩兵第三聯隊より五十名、騎兵第十六聯隊より特務曹長以下二十騎を出す、午後五時、仙臺第二師團の第三旅團司令部及歩兵第二十九聯隊來着するを以て、左の命令を下す。

戒嚴令第五號

命令　於九月一日午後五時　一、歩兵第三旅團ノ指揮スル歩兵第二十九聯隊ハ本日午後來着シ、第一師團長ノ指揮下ニ入ル。

二、警備擔任區域名稱ヲ別紙要圖ノ如ク變更ス。

三、歩兵第三旅團長ノ指揮スル部隊ハ、明六日正午迄ニ配備ヲ完了スベシ。

和泉新田火藥廠衞兵モ、同時迄ニ交代セシムベシ。

四、歩兵第三聯隊ヨリ大崎附近ニ派遣スル部隊及野砲兵聯隊ヨリ大井町附近ニ出ス部隊ハ、明六日正午前ニ配備ヲ完了スベシ。

五、夜間照明トシテ作業燈ヲ配置ス、各警備區內ノモノハ、其ノ擔任部隊ニ於テ管理スベシ。

六、警備區內ニ派遣シ救護ニ當リ最寄部隊ニ給養ヲ申シ出タル時ハ、努メテ之ニ應スベシ。

一、東京南部警備部隊ハ、此際一層民心ニ安定ヲ與ヘ、罹災民ノ救恤救護ヲ徹底

1、午前六時三十分騎兵第一聯隊の將校以下十騎を甲州街道上狹間鄕代田橋附近に派し、騎乘警備の近衞歩兵聯隊の一分隊と交代す。

2、午前七時歩兵第一聯隊より一大隊を月島に派して、警備救護に任ず。

3、午前十時歩兵第三聯隊の歩兵一中隊に機關銃二を附し、大崎目黒遊谷驛附近に派して警戒せしむ。

4、午後一時三十分戒嚴司令部の命に依り、歩兵第一聯隊の下士以下約三十名を東京縣廳前中央郵便局に派して、同局を警戒す。

5、是日より野砲兵第一聯隊より、駒澤競馬場に夜間衞兵を配置す。

6、午後七時、岩淵町附近警戒の工兵第一大隊將校以下二十二名を派遣す。

是より先糧秣本廠に派したる救援隊は、四日早朝より救援に從事し、同日午後二時までに鍵結有庫を掘開し、爆發の危險を冒して、牛罐二萬五千個、福神漬一千個、食鹽二千貫發掘して、隊員に交付し、更に偵察して、岩崎邸前農商務省食糧局有玄米三千俵の罹災せんとするを發見し、即時出動して午後八時までに其三分の二を搬出し、之を救濟局に交付す。

是日補助憲兵は、歩兵第三聯隊より五十名、騎兵第十六聯隊より特務曹長以下二十騎を出す、午後五時、仙臺第二師團の第三旅團司令部及歩兵第二十九聯隊來着するを以て、左の命令を下す。

戒嚴令第五號

命令　於九月一日午後五時　一、歩兵第三旅團ノ指揮スル歩兵第二十九聯隊ハ本日午後來着シ、第一師團長ノ指揮下ニ入ル。

二、警備擔任區域名稱ヲ別紙要圖ノ如ク變更ス。

三、歩兵第三旅團長ノ指揮スル部隊ハ、明六日正午迄ニ配備ヲ完了スベシ。

和泉新田火藥廠衞兵モ、同時迄ニ交代セシムベシ。

四、歩兵第三聯隊ヨリ大崎附近ニ派遣スル部隊及野砲兵聯隊ヨリ大井町附近ニ出ス部隊ハ、明六日正午前ニ配備ヲ完了スベシ。

五、夜間照明トシテ作業燈ヲ配置ス、各警備區內ノモノハ、其ノ擔任部隊ニ於テ管理スベシ。

六、警備區內ニ派遣シ救護ニ當リ最寄部隊ニ給養ヲ申シ出タル時ハ、努メテ之ニ應スベシ。

一、東京南部警備部隊ハ、此際一層民心ニ安定ヲ與ヘ、罹災民ノ救恤救護ヲ徹底

セシメントス。

二、警備各部隊ノ任務、故ノ如シ。

三、歩兵第六十五聯隊第二師團若松市兵、長ハ、明八日午前十時大井町附近ニ於ケル其警備ヲ野砲兵第一聯隊ノ部隊ト交代シ、部下一大隊ヲ以テ速ニ八王子ニ至リ、地方官憲ト協力シ、該地附近ノ治安維持並ニ住民ノ保護ニ任スヘシ。

野砲兵第一聯隊ノ傳騎五ヲ附ス。

四、柴山少將ハ、今ヨリ藤澤方面警備隊ノ司令官トナリ、關東戒嚴司令官ノ指揮ヲ受クヘシ。

五、市川船橋方面並ニ佐倉方面ノ警備ハ、別命アル迄、當該地方殘留軍隊ヲシテ擔任セシメラル、之等諸隊ハ、兵力ノ許ス限リ、衝戊地附近必要ト認ムル地點ヲ警備シ、地方官憲ト協力シテ、治安維持並ニ住民ノ保護ニ任スヘシ。

但シ佐倉殘留部隊ハ、警備ニ關シ、佐倉聯隊區司令官ノ指揮ヲ受クヘシ、其詳細ハ、關東戒嚴司令官ヨリ命セラルヽ筈。

六、野砲第一聯隊第一大隊ハ、明八日午前十時迄ニ、大井町附近ニ於ケル歩兵第六十五聯隊長ノ指揮スル部隊ト、其警備ヲ交代スヘシ。

同地ニアル野戰砲兵學校教導隊ノ一大隊ヲ、其指揮ニ屬ス。

七、野砲兵第一聯隊第一大隊ハ、明八日午前七時ヨリ輜重兵第一大隊長ノ指揮ヲ受クヘシ。

八、歩兵第一聯隊第七中隊騎兵第十六聯隊ノ一中隊ハ、來ル十日迄ニ原所屬ニ歸還セシメラル。

九、作業隊ハ、東京南部警備區内ニ於ケル交通作業ニ任スヘシ。

詳細ハ別ニ指示ス。

十、救護隊タル衛生諸機關ハ、第一師團軍醫部長ノ區處ニ依リ、救護ニ任スヘシ。

十一、予ハ第一師團司令部ニ在リ。

東京南部警備隊司令官　石光眞臣

高田工兵第十三大隊は午前八時、旭川工兵第七大隊は午後三時共に東京に到着し、並に第一師團長の指揮下に入る。

八日戒嚴司令部の會報に於て、左の各件を指示せられ、各部隊に示達す。

1、檢問所ヲ更ニ八十一個增設ス。

2、各宮殿下行啓ノ際ハ、最寄軍隊ハ警衛スヘシ。

3、兵力ハ關係增加セサル見込ナリ。

4、警戒連日ニ亘ルヤ、動ヤモスレハ志氣弛緩シ易キヲ以テ、此際一層之カ緊縮ヲ圖ルヲ要ス。

5、歩兵第六十五聯隊ノ一大隊ハ、依然戒嚴司令官ノ直轄トシ、歩兵第十七聯隊第八師團ノ一大隊ヲ第一師團ニ配屬ス。

6、不逞鮮人檢擧、家宅ノ捜索ハ、元來憲兵警察官ノ職權ニ屬シ、軍隊ハ其ノ權限ヲ有セサルモノトス、軍隊ハ必要ニ際シ之ヲ援助スルヲ本旨トス、軍隊自ラ積極的ニ右ノ行爲ヲ行フハ、其權限ヲ超越スルモノナルヲ注意セサルヘカラス、然レ共軍隊ハ憲兵警察官ノ要求ナキノ故ヲ以テ、必要ニ際シ之カ援助ヲ缺クカ如キコトアルハ、警備ノ責任ヲ全フスル所以ニアラス、軍隊ハ宜シク憲兵警察官ト密ニ連絡シ、機ニ應シ、速ニ之ヲ援助シ得ルコトニ努メサルヘカラス、

7、凡テ事件不逞人ノ報告スル場合ニアリテハ、人、場所及時日ヲ明確ニシ、逮捕等ノ後日ノ調査ニ遺確ナル證據ヲ與フルヲ要ス、從來ノ諸報告ハ概ネ抽象的ニシテ、事件ノ眞相ヲ實査スル能ハサルモノ少カラス、注意ヲ要ス。

8、市民ノ軍人ニ對シ暴行ヲ加フルモノ時ニ發生ス、此ノ如キ事件ヲ無益ニ放置スルハ、軍隊ノ威信ヲ害スルノミナラス、警備ヲ全ウスル所以ニアラサルヲ以テ、關係軍人軍隊ハ、迅速且遺確ニ之ヲ報告スルノミナラス、現行犯ニ在リテハ、速ニ犯人ヲ逮捕スルヲ要ス、犯罪ニ對シテハ、軍隊自ラ逮捕スルヲ妨ケス。

9、警備部隊ノ配置ニ方リテハ、警戒地域ノ安寧ヲ保持スル主旨ニ基キ、之ヲ行ハサルヘカラス、特ニ軍人軍隊ノ關係者、或ハ高位富豪者等ノ家宅ノ警戒ニ偏シ、人民ノ反感ヲ招クカ如キコトナキヲ要ス。

午後一時十五分、戒命第十六號を以て速に歩兵一大隊を神奈川警備隊司令官の隷下に入らしむ、乃ち是日到着の歩兵第三十六聯隊（第九師團福井縣立待兵）長に命じ、其一大隊を派す、外に歩兵第三十二聯隊（第二師團仙臺營兵）は午後日暮里驛に下車し、同地に宿營して歩兵第　聯隊長の指揮に入り、工兵第七大隊の派遣中隊（第七師團旭川營兵）は七日夕田端に來車宿營し、是日指揮下に入る、午後三時各部隊の配置及任務を變更す。

戒南命第七號

命令

九月八日午後三時
於第一師團司令部

一、東京南部警備部隊ハ、各部隊ノ配屬及任務ヲ來着部隊ノ到着ニ伴ヒ、一部ノ變更ヲ實施セントス。

二、騎兵第二旅團長三好少將ハ、千葉縣警備部隊司令官トシ、千葉市ニ位置シ、同縣下ニアル現在軍隊（學校教隊ヲ含ム）ヲ併セ指揮シ、警備ニ任セシメラル。

三、各部隊ハ、時々示スモノヽ外、明九日夕迄ニ要圖ノ如ク配備ヲ變更スヘシ、其實施ニ就テハ、各關係部隊ニ於テ協定スヘシ。

但各區部隊長ニ新ニ增加配屬スヘキ部隊ノ到着時機ハ、要圖ニ示スカ如シ。

四、歩兵第三旅團長ノ隷下ニ屬シタル歩兵第六十五聯隊第三大隊（福島縣若松營兵）ハ、當分前任務ヲ繼續セシムヘシ。

五、輸送隊ハ、明九日ヨリ其主力ヲ以テ各部隊ノ糧秣補給ニ任スヘシ。

其實施ニ關シテハ、別ニ示ス。

之カ爲幅重兵第一大隊ハ、本八日中ニ其兵力ヲ大隊營内ニ集結スルコトヲ努ムヘシ。

六、蒲大井區ノ警備ハ、明九日午前九時迄ニ完了シ、野砲兵第一聯隊長ハ、速ニ市外南區ノ警備ヲ引繼クヘシ。

七、救護隊ノ任務、故ノ如シ。

八、騎兵第十六聯隊ハ、警備全區域ニ亘ル巡察並ニ特ニ指定スル勤務ニ服スヘシ。

九、予ハ第一師團司令部ニ在リ。

東京南部警備隊司令官　石光眞臣

第一篇　慮念措置　第二章　各報、政府の活動（陸軍省）

軍隊區分

大島區（深川東方）
長　金子少將
野戰重砲兵第三旅團。

深川區
大崎區
長　牛島歩兵大佐
歩兵第三聯隊、歩兵第三十二聯隊第二大隊。

中　區
長　岩倉歩兵大佐
歩兵第一聯隊、歩兵第三十六聯隊第一大隊、野戰砲兵學校教導隊ノ約一大隊。

南　區
長　川村少將
歩兵第十五聯隊、歩兵第三十六聯隊（二大隊缺）、野戰砲兵學校教導隊ノ一大隊。

西　區
長　鈴木少將
歩兵第二十九聯隊、歩兵第六十九聯隊第三大隊。

市外北區
長　福羽騎兵中佐
騎兵第一聯隊、騎兵學校教導隊。

市外南區
長　宇山砲兵大佐
野砲兵第一聯隊。

作業隊
長　見市工兵大佐
工兵第一大隊、工兵第七大隊、工兵第十三大隊。

東京南警備部隊編成表（大正十二年九月九日調）

官令司						
將中光石	長謀參					
佐大田原						
地區司令官（長）	本司令部位置	（配屬部隊）	（配屬部隊）長	（隊長）		
野戰重砲第三旅團長	第一師團司令部	騎砲兵大隊	大隊長	中	川村	大
金子少將		野戰重砲兵第一聯隊		中	岡	大
		野戰重砲兵第七聯隊		佐	里	佐
大島區						
野戰重砲兵第一聯隊長						
佐大田原						
地區司令官（長）	本司令部位置	（配屬部隊）	（配屬部隊）長	（隊長）		
野戰重砲兵第三旅團長	第一師團司令部	騎砲兵大隊	大隊長	中	川村	大
金子少將		野戰重砲兵第一聯隊		中	岡	大
		野戰重砲兵第七聯隊		佐	里	佐
作業隊		工兵第一大隊	大隊長	渡	阿石	佐
工兵第十三大隊長		工兵第七大隊		邊	部原	
見市大佐		工兵第十三大隊		達	鈴	少
				大	少	少
				佐	佐	佐
歩兵王寺第六十五聯隊		歩兵第六十五聯隊第二大隊	大隊長			
井上大隊長						
佐						
野砲兵第一聯隊長		野砲兵第一聯隊				
宇山大佐						
騎兵第一聯隊		騎兵第一聯隊	隊長	鷹	工	佐
副羽中佐		騎兵學校教導隊		見	藤	
				島	口	
				大	大	
				樹	佐	
歩兵第三旅團長		歩兵第二十九聯隊	聯隊長			
鈴木少將						
歩兵第三旅團長		歩兵第十五聯隊	聯隊長	谷	山	佐
川村少將		歩兵第十六聯隊（第三大隊缺）		口	口	
		野戰重砲兵學校教導聯隊第一大隊		少	大	
				佐	佐	
歩兵第一聯隊長		歩兵第一聯隊	大隊長	渡	野	佐
岩倉大佐		歩兵第十七聯隊第一大隊		邊（深）	尻	
		野戰重砲兵學校教導聯隊第一大隊		少	少	
				佐	佐	
歩兵第一聯隊長		歩兵第一聯隊				
中島大佐						
歩兵第三聯隊長		歩兵第三聯隊主力	大隊長	五	石	佐
		歩兵第三十二聯隊第二大隊		十	原	
		大崎區歩兵第三聯隊ノ第二大隊		鈴	部	少
				少	少	少
				佐	佐	佐

九日歩兵第十七聯隊第二大隊（秩田八幡砲臺）を第一師團に配屬せられ、歩兵第六十五聯隊第二大隊を戒嚴司令官の直轄に入れられたるを以て、配屬を更む。

1、正午頃、歩一屯營に來着すべき歩兵第十七聯隊第一大隊ノ歩兵第一聯隊長ノ指揮ニ入レ、中區ノ警備ニ任セシメ、先キニ歩兵第三十六聯隊第一大隊ヲ原所屬ニ復歸セシメ、歩兵第二十八旅團長ノ指揮下ニ在リテ、南區ノ警備ニ當ラシム。

2、歩兵第六十五聯隊第三大隊ヘ、戒嚴司令官ノ直轄トシテ前任務（西區ノ警備）ヲ續行ス。

3、歩兵第三聯隊長ノ指揮下ニ入レタル歩兵第三十一聯隊第一大隊ヘ、深川區ノ警備ニ任シ、九日夕玉砂配置ヲ終レリ、而シテ歩兵第三聯隊第三大隊ヘ、歩兵第一聯隊ヨリ、工兵第七大隊主力ヘ、本日午前到着セルヲ以テ、之ヲ作業隊長ノ隷下ニ入レシメタリ。

是日に於ける東京南部警備部隊編成左の如し。

直轄部隊	陸軍大學校	騎兵第十六聯隊（第一中隊缺）
	歩兵第三聯隊	野戰砲兵學校教導隊主力
	聯隊長	林武藏　中一佐

同　同　同　

團、歩兵第一聯隊に任意を與へ、新宿配給所へは、歩兵第二十九聯隊より、將校以下約三十名を出して、從來北部警備隊の擔任したる、給所衛兵及巡査監視兩任務を兼權し、芝浦へは歩兵第十五聯隊の將校以下約四十名を出して、是日午前より配給部長木原少將の指揮下に入れ、午後二時五十分戒命第三十號を受領し、乃ち午後四時五十分を以て工兵諸隊に、

1、工兵第十七第十三大隊ハ、關東戒嚴司令官ノ直轄トナリ、作業ニ關シテハ、陸軍震災救護委員長ノ區處ヲ受クヘシ。

2、工兵第一大隊ハ、其一部ヲ殘置シ、殘餘ヲ以テ震災救護委員長ノ區處ヲ受クヘシ。

3、工兵第七第十三大隊ハ戒嚴司令部、工兵第一大隊ハ當番師團司令部ニ屬シ、作業ニ關シテハ、戒嚴司令部、當番師團司令部ニ於テ補給ヲ受クヘシ。

の命令を與ふ。

十五日には、午前十一時各團隊長を南部警備司令部に集めて、戒嚴司令部示すの後に於ける警備綱要領に關する訓示をなし、尚之を敷衍して所要の注意を與ふ。

警備綱領要領

大正十二年九月十五日
東京南部警備隊司令部

方針

漸進的手段ニ由リ、悉ク警備ノ實行ヲ地方機關ニ移シ、戒嚴令施行ノ際ニ於ケル警備ノ責任ヲ解除スルニ在リ。

實施要領

第一、各警備部隊ハ、擔任地方ニ對シ兵力ヲ以テ、直接警備ニ任スヘキ區域ヲ定メ、震災直後ノ狀態ニ對シ、臨機實施セルモノニシテ、永續スヘキモノニ非ラサル所以ヲ徹底セシメ、民心ノ安定ニ伴ヒ、警察力及公私自衛團體等ニ徹底漸次之カ發揚ヲ促進ス。

第二、各警備部隊ハ、擔任地方ニ對シ兵力ヲ以テ、直接警備ニ任スヘキ區域ヲ定メ、震災直後ノ狀態ニ對シ、臨機實施セルモノニシテ、永續スヘキモノニ非ラサル所以ヲ徹底セシメ、民心ノ安定ニ伴ヒ、警察力及公私自衛團體等ニ徹底漸次之カ發揚ヲ促進ス。

第三、各警備部隊ハ、擔任地區ニ於ケル檢問所ヲ整理シ、新設品川檢問所ニ依リ、各警備部隊ノ擔任地區ニ於ケル檢問所ヲ整理シ、新設品川檢問所ニ歩兵第十五聯隊ノ下士以下五名ヲ出シテ警察官ノ檢問ヲ援ケ、正午ニ歩兵第一聯隊第三中隊ノ一小隊ヲ以テ中區司令官隷下ニ月島警備ニ任シたる野戰砲兵學校教導隊ノ一大隊ニ代ラしめ、將ニ歸校せんとする騎兵學校教導隊、野戰砲兵教導聯隊同高射砲隊ニ下ノ如ク指示す、在芝浦歩兵第三十六聯隊ノ一小隊ハ、是日引上げて第一師團ニ配屬す。

戒南命第十六號

命令　於九月十一師團司令部　十六日午後四時

一、東京派遣陸軍騎兵學校教導隊、同野戰砲兵學校教導聯隊ハ、九月十五日以後之ヲ千葉騎兵聯隊所在部隊司令官ノ指揮下ニ入ラシメラルヘク、陸軍野戰砲兵學校高射

砲練習隊ハ、同所學校復歸ト共ニ、關東戒嚴司令官ノ指揮下ヲ脫スルモノトス。

二、前記諸隊ハ、左ノ如ク所屬學校ニ復歸スヘシ。

イ、騎兵學校教導隊ハ、九月十八日出發、陸路行軍。

但、將校ノ指揮スル下士以下二十騎ヲ殘置シ、騎兵第一聯隊内ニ在リテ、戒嚴司令官ノ直轄タルヘシ、該人ノ學校復歸期日ハ、追テ命令セラル。

ロ、同野戰砲兵學校教導聯隊ハ、九月十八日出發、鐵道陸路作用。

但、教導聯隊隊員所屬ノ人、ノ一部ハ、當分ノ内、當部ニ於テ之ヲ使用ニ供スヘシ。

前記諸隊學校復歸ノ爲メ鐵道輸送ヲ要スル人馬器材ノ數量ハ、至急之ヲ報告スヘシ。

東京南部警備隊司令官　石光眞臣

十七日、歩兵第三聯隊の下士二、上等兵二、二等卒十七を師團司令部に出して、從來佛令たりし野砲兵第一聯隊の人員に交代せしめ、歩兵第二十九聯隊の將校二、下士以下二十を小菅刑務所に派して同所より仙臺刑務所に護送する囚人の護送を援助せしむ、同部隊は任務終了後、南部警備隊司令官の隷下を脫して原隊に復歸す、午後六時戒南命第十七號を以て、目黒競馬場の警備及第十四師團救護班の歸還を指示す。

戒南命第十七號

命令　於九月十七日午後六時　第一師團司令部

一、歩兵第十五聯隊ハ、將校ノ指揮スル四十名ヲ明十八日正午目黒競馬場ニ出シ、歩兵第五十二聯隊ノ部隊ト交代シ、鮮人ノ監視ニ任セシムヘシ。

二、第十四師團救護班ハ、同月十九日午ノ指揮下ヲ脫シ、同日派遣師團ニ歸還セシメラル。

詰簿編製ニ關シテハ、關東戒嚴司令部交通課長岩越大佐ノ指示ヲ受クヘシ。

但シ、目下東京ニ在ル部隊所屬ノモノハ、現隊ニ復歸シ、其人馬及所屬部隊ヲ

第二聯隊ノ指揮下ニ入ラシメラルヘク、陸軍野戰砲兵學校高射

地區又ハ部隊	司令部及本部位置	東京衛戍部隊	東京南部警備部隊司令官	東京南部警備部隊	震災時ニ於ケル南部隊ノ警備配置ハ、實ニ左ノ如クナリキ。
隊長	職名	旅團司令部	石光眞臣	眞方	
本部	大本營	聯隊本部	石光眞臣	眞方	
位置	大本營	聯隊本部	石光眞臣	眞方	

（九月十七日調）

地區又ハ部隊	四谷區	市外南區	市外北區	深川區	麻布區	中區	南區	四谷區
隊長	齋藤少將	宇山孝太佐	龜山貞義大佐	牛島貞雄大佐	同一部	岩倉歩兵大佐	歩二八	齋藤少將
聯隊本部	IVIB（—61II/31i）	1K	1K	II/32i		1i	X X V III iB（—66）36i（—III）	III iB（—L6/65i）
旅團司令部	歩四	歩三一	騎一	歩三		歩一	歩二八	歩三
聯本	歩三一	砲一	騎一	歩三		歩一	歩三六	歩二九
大本	III I	III III I	電	III III I	歩三二ノII	III III I	III III II I	II I III II I
位置	一聯隊本部、内務大臣官邸	電信局、逓信大臣官邸	電信局、逓信大臣官邸	東京大正博覽會、深川區役所	歩三二ノII一部	電信局、本所區役所	大本營、參謀本部、陸軍大臣官邸、陸軍省、海軍大臣官邸、海軍省、内閣、樞密院、宮内省、文部省、農商務省、逓信省、司法省、内務省、大藏省、陸軍省、海軍省、貴族院、衆議院、會計檢査院、警視廳、東京府廳、東京市役所、日本銀行、正金銀行、三井銀行、三菱銀行、安田銀行、第一銀行、日本郵船會社、東京瓦斯會社、東京電燈會社、東京株式取引所、日本橋區役所、京橋區役所、神田區役所、麹町區役所、芝區役所、赤坂區役所、四谷區役所、牛込區役所、小石川區役所、本郷區役所、下谷區役所、淺草區役所、本所區役所、深川區役所、麻布

隊東京出發豫定ニ遲シ、野砲兵第一聯隊ハ十七日該地區ノ配備一部ニ修正アリ、從テ步兵第五聯隊赤坂所在ノ騎兵第三大隊ハ、明二十日步兵第三聯隊ノ一中隊ヲ以テ四谷區ノ警備ヲ擔任スルニ至レリ。

步兵第三聯隊ハ、明二十日步兵第一聯隊ノ一中隊ヲ以テ四谷區ノ警備ヲ擔任スルニ至レリ。

步兵第三十六聯隊ハ、十八日午前八時、侍從武官榮田少將、聖旨ヲ奉戴シテ南部警備隊司令部ニ到リ、各警備地區內ヲ巡視ス。是日步兵第十五聯隊ノ一中隊ヲ以テ芝浦配給所ニ、一小隊ヲ品川配給所ニ、步兵第十九聯隊ノ一中隊ヲ以テ新宿停車場配給所ニ派ス、又第十五聯隊ノ將校以下二十一名ハ、之ヲ新宿停車場ニ派遣シ、不良行爲者ハ檢問所ニ引渡ス事トナレリ。

十九日午前八時、侍從武官榮田少將、聖旨ヲ奉戴シテ南部警備隊司令部ニ到リ、各警備地區內ヲ巡視ス、是日步兵第十五聯隊ノ一中隊ヲ以テ芝浦配給所ニ、步兵第十九聯隊ノ一中隊ヲ以テ品川配給所ニ、步兵第十五聯隊ノ一中隊ヲ以テ新宿停車場配給所ニ派遣シ、沿岸ニ注意シ、不良行爲者ハ檢問所ニ引渡ス事トナレリ。

きものヲ整理ス、昨十七日該地區ノ配備一部ニ修正アリ、從テ步兵第十七聯隊ノ一中隊ヲ以テ芝浦配給所附近ニ警戒ヲ擔任スルニ至レリ。

依リ、昨十七日該地區ノ配備一部ニ修正アリ、從テ步兵第十七聯隊ノ一中隊ヲ以テ芝浦配給所附近ニ警戒ヲ擔任スルニ至レリ。

步兵第三聯隊ハ、明二十日步兵第一聯隊ノ一中隊ヲ以テ四谷區ノ警備ヲ擔任スルニ至レリ。

步兵第三十六聯隊ハ、明二十日步兵第二聯隊ノ一中隊ヲ以テ四谷區ノ警備ヲ擔任スルニ至レリ。

步兵第三十六聯隊ハ、明二十日步兵第二聯隊ノ一中隊ヲ以テ四谷區ノ警備ヲ擔任スルニ至レリ。

步兵第三

に於ける教育日割に依り實施すること。

五日迄に全部終了するが如く行ふ。而して演習ノ一部へ、旅團長統裁とす）。

二、戒嚴司令官及各隊ノ演習

戒嚴司令官及各兵科學校演習等ハ、兵舍ノ狀況及演習場使用ノ許ス限リ左ノ如く實施す。

(1)　一般教育ノ戒嚴

衛戍歩兵兵隊	大中大隊教練	ノ戒嚴ハ可成實施す。
野騎重砲兵兵	聯隊教練（實行戒嚴ヲ可ナリ）	ハ實施スルモ、其戒嚴ハ可成實施ナルモ差支ナシ。旅團長ニ定ム。

工兵大隊　實施ヲ得ル點ニ目ノ戒嚴ス。

(2)　特業教育關係ノ戒嚴

各團隊ニ於テ實施可能ノモノハ、之ヲ實施ス。

(3)　海兵射擊演習

十月以降ニ於テ可成一部ヲ實施ス。

三、隊内ニ於ケル教育

隊内ニ於ケル教育ハ、屯舍ニ宿營部隊ト宿舍外宿營部隊トニ依リ、其況ヲ異ニスルモ、大體ニ於テ兼務服務ニ參ルヲ以テ實施繁中ト雖、準備ヲ缺カサル程度ニ於テ、工夫ヲ凝シ、左記項目ノ實施ヲ希望ス。

(1)　特業教育及工卒作業兵

主要トナルモノハ歩兵ノ人員ヲ減ズ、爲シ得ル限リ實施ス。

(2)　特別教育

特別教育中、明年度ノ教育ニ影響ヲ及スヘキ下士候補者上等兵候補者教育ヲ利用シテ實施ノ勵行ヲ望ム。

及一年志願兵ニ年現役兵等ニシテ、特ニ教育ヲ要スルモノハ、零時ノ時間

(3)　各部隊兼任ノ教育モ、右ニ準ス。

四、戒嚴中ハ兼務ヲ主トシ、教育ヲ副トセサルヘカラス、故ニ教育ニ使用シ得ル時間ハ、演習ニ於ケル實現ヲ期スル爲ノ屯營ニ在リテハ、兼務ヲ主トシ、教育ヲ副トセサルヘカラス、故ニ教育ニ使用シ得ル時間

第一篇　震災警備　第一章　各記、決心の活動（陸軍省）

野砲兵第一聯隊ハ、練習艦トス。

東京市並警備部隊司令官　石光眞臣

軍隊區分

大島區	
長	武富大佐
	騎兵第十六聯隊。
深川區、城東區、四谷區	
長	奥平少將
	歩兵第三聯隊、歩兵第十七聯隊第一中隊。
中區	
長	岩倉大佐
	歩兵第一聯隊。
南區	
長	秋山大佐
	歩兵第三十六聯隊、歩兵第三十二聯隊第二大隊。
四區	
長	鈴木少將
	歩兵第二十九聯隊、歩兵第六十五聯隊一中大隊ト歩兵第六聯隊ト。
市外區	
長	福羽中佐
	騎兵第一聯隊、歩兵第七聯隊第三大隊。
八王子	
長	藏野大尉
	歩兵第六十五聯隊第六中隊。
機關隊	
長	秋月大佐
	衛戍病院第一大隊。

第一篇　震災警備　第一章　各記、決心の活動（陸軍省）

二十五日歩兵第二十八旅團司令部は、午前上野發汽車にて原隊に歸還し、歩兵第二旅團司令部は、神奈川より歸還して深川區、城東區、四谷區を併せ指揮し、砲兵諸隊は兵營に集結し、歩騎兵を以て警備せしむる爲め、配備の變更あり、即ち

戒嚴令第二十四號

命　令

九月二日　於大本營

一、歩兵第二旅團司令部及歩兵第五十七聯隊ハ、今二十五日其儘現場ニ於テ復歸シ、旅團司令部ハ本職、歩兵第五十七聯隊ハ、ハ三好少將ノ指揮下ニ入ラシメラル。

歩兵第七聯隊第三大隊ハ、來ル二十七日淺谷發汽車ニテ本職ノ指揮下ニ入ル筈。

二、歩兵第二旅團主ハ、同歩兵第三聯隊及同第七聯隊第一大隊ヲ併セ指揮シ、其兼帶ヲ解任スヘシ。

三、砲兵聯隊ハ、九月二十七日軍隊區分ニ依ル部隊ト其兼帶ヲ交シタル後、其兵力ヲ各其兵營ニ集結シ、團隊長部隊ハ、千葉縣警備部隊司令官ノ指揮下ニ入ルヘシ。

四、市外區隊長ハ、九月二十七日ヨリ現市外南北區ノ兼帶ヲ解任スヘシ。

歩兵第七聯隊第一大隊ノ宿營ニ關シ、衛戍病院第一聯隊ハ便宜ヲ與フヘシ。

五、前記以外、各地區隊及直轄部隊竝隊ノ任務、從ノ如シ。

歩兵第五十二聯隊第二大隊、野砲兵第一聯隊、工兵第一大隊。

而して暴風雨の際は、巡察を派遣し、同時に大島町方面の堤防構築準備を爲し、兼ねて國技館及深川公園附近に避難民を救助したり。

二十六日午前八時三十分歩兵第三聯隊第一中隊の下士以下五名を四ノ橋に出して、上大島瓦斯製造所より出る瓦斯管除去作業を援助せしめ、目黒競馬場牧谷中の鮮人約六百名を青山外苑バラックに移轉せしむる爲め、歩兵第三十六聯隊より所要の警護兵を出し、鮮人百名を一團として午前十一時きでに護送し了る、又八王子區裁判所倉庫に衛兵を派す。

二十七日午前、歩兵第七聯隊第三大隊來着し、騎兵第一聯隊長の指揮下に入りて、野砲兵第一聯隊に代り習志野外南區を警備す、騎兵第十六聯隊は、野戰重砲兵第三旅團に代りて大島區を警備し、砲兵諸隊は、午後各其兵營に兵力を集結し、野戰重砲兵第三旅團は、隷下を脫して千葉縣警備部隊司令官の隷下に入る。

米國大使館誥成公使館は、警護兵不要の申出ありて前日撤兵し、ルゼンチン公使は、昨朝神戸に移轉したるを以て、同夕撤兵す、ニカラグア公使館加病院の要求に依り、二十五日明石町到着の米國藥品材料等救濟物資衛の爲め、既設歩哨をして監視を兼ねしめ、又青山外苑鮮人バラック監視の爲め特に下士哨を出す、是日教育の爲に現在地警備隊警戒したるもの左の如し。

歩兵第二十九聯隊將校以下九〇

歩兵第三十六聯隊將校以下九五

二十八日には、前日の國民新聞社團に對し、長以下四名の衛兵を夜間配置し、聖路加病院衛生材料及市街建築材料監視の爲め、晝夜配兵する事に改め、ニヒス停車場に於ける糧秣監視の爲め、哨を派したりしを糧秣現存の時のみとする事にし、川崎銀行の下士哨は、二十七

| 番號 | 警察署 | 警察官吏 | 巡査 | 看守 | 看守長 | 看守部長 | 看守 | 看守長 | 看守部長 | 看守 | 看守長 | 看守部長

十日歩兵第七聯隊は、教育の爲め、將校一、第二年度下士候補者一二を所屬隊兵毎に歸還せしめ、八王子齋備隊は、十二日同地に着するを以て、西區警備隊長の指揮下に復歸せしむる事とし、品川糧秣集積所警護兵は之を撤す。

此の旬日間に於ける警備事故、左の如し。

一、深川方面（歩三）

番地	區名又ハ部隊名	部隊長	位置
大島區	佐武藏騎兵大	部隊長	大本
	165	副官	事本
		同	大本
	野砂村久左衛門三一三平		

警視廳及各部隊各司令部及本部位置一覽表（十月九日）

區	部隊名又ハ部隊長	位置
中區	警視廳	本部
	麹町區役所	同
	麹町警察署	同
	麹町消防組	同
	麹町憲兵分隊	麹町區飯田町三丁目
	麹町郵便局	麹町區丸ノ内
	麹町電話局	同
	麹町電信局	同
	麹町税務署	麹町區有樂町
	麹町裁判所	麹町區飯田町
	麹町監獄	麹町區富士見町
	麹町病院	麹町區飯田町
	麹町區會	麹町區役所
	麹町市役所	同
	麹町稅務署	同
	麹町區役所	麹町區飯田町
	麹町警察署	同
	麹町消防組	同
	麹町憲兵分隊	麹町區飯田町三丁目
	麹町郵便局	麹町區丸ノ内
	麹町電話局	同
	麹町電信局	同
	麹町税務署	麹町區有樂町
	麹町裁判所	麹町區飯田町
	麹町監獄	麹町區富士見町
	麹町病院	麹町區飯田町
	麹町區會	麹町區役所
	麹町市役所	同
	麹町稅務署	同
深川區	深川警察署	深川區佐賀町
	深川區役所	同
	深川消防組	同
	深川憲兵分隊	深川區佐賀町
	深川郵便局	深川區永代町
	深川電話局	同
	深川電信局	同
	深川稅務署	同
	深川裁判所	深川區東大工町
	深川監獄	深川區東大工町
	深川病院	深川區東大工町
	深川區會	深川區役所
	深川市役所	同
	深川稅務署	同
芝區	芝憲兵分隊	芝區三田四國町
	芝郵便局	芝區新錢座町
	芝電話局	同
	芝電信局	同
	芝稅務署	芝區三田四國町
	芝裁判所	芝區新錢座町
	芝監獄	芝區三田四國町
	芝病院	芝區新錢座町
	芝區會	芝區役所
	芝市役所	同
	芝稅務署	同
麻布區	麻布警察署	麻布區龜川町
	麻布區役所	同
	麻布消防組	同
	麻布憲兵分隊	麻布區龜川町
	麻布郵便局	同
	麻布電話局	同
	麻布電信局	同
	麻布稅務署	同
	麻布裁判所	麻布區龜川町
	麻布監獄	麻布區龜川町
	麻布病院	麻布區龜川町
	麻布區會	麻布區役所
	麻布市役所	同
	麻布稅務署	同
赤坂區	赤坂警察署	赤坂區青山南町
	赤坂區役所	同
	赤坂消防組	同
	赤坂憲兵分隊	赤坂區青山南町
	赤坂郵便局	同
	赤坂電話局	同
	赤坂電信局	同
	赤坂稅務署	同
	赤坂裁判所	赤坂區青山南町
	赤坂監獄	赤坂區青山南町
	赤坂病院	赤坂區青山南町
	赤坂區會	赤坂區役所
	赤坂市役所	同
	赤坂稅務署	同
四谷區	四谷警察署	四谷區内藤新宿
	四谷區役所	同
	四谷消防組	同
	四谷憲兵分隊	四谷區内藤新宿
	四谷郵便局	同
	四谷電話局	同
	四谷電信局	同
	四谷稅務署	同
	四谷裁判所	四谷區内藤新宿
	四谷監獄	四谷區内藤新宿
	四谷病院	四谷區内藤新宿
	四谷區會	四谷區役所
	四谷市役所	同
	四谷稅務署	同
牛込區	牛込警察署	牛込區市谷加賀町
	牛込區役所	同
	牛込消防組	同
	牛込憲兵分隊	牛込區市谷加賀町
	牛込郵便局	同
	牛込電話局	同
	牛込電信局	同
	牛込稅務署	同
	牛込裁判所	牛込區市谷加賀町
	牛込監獄	牛込區市谷加賀町
	牛込病院	牛込區市谷加賀町
	牛込區會	牛込區役所
	牛込市役所	同
	牛込稅務署	同
小石川區	小石川警察署	小石川區小石川表町
	小石川區役所	同
	小石川消防組	同
	小石川憲兵分隊	小石川區小石川表町
	小石川郵便局	同
	小石川電話局	同
	小石川電信局	同
	小石川稅務署	同
	小石川裁判所	小石川區小石川表町
	小石川監獄	小石川區小石川表町
	小石川病院	小石川區小石川表町
	小石川區會	小石川區役所
	小石川市役所	同
	小石川稅務署	同
本郷區	本郷警察署	本郷區西片町
	本郷區役所	同
	本郷消防組	同
	本郷憲兵分隊	本郷區西片町
	本郷郵便局	同
	本郷電話局	同
	本郷電信局	同
	本郷稅務署	同
	本郷裁判所	本郷區西片町
	本郷監獄	本郷區西片町
	本郷病院	本郷區西片町
	本郷區會	本郷區役所
	本郷市役所	同
	本郷稅務署	同
下谷區	下谷警察署	下谷區上野櫻木町
	下谷區役所	同
	下谷消防組	同
	下谷憲兵分隊	下谷區上野櫻木町
	下谷郵便局	同
	下谷電話局	同
	下谷電信局	同
	下谷稅務署	同
	下谷裁判所	下谷區上野櫻木町
	下谷監獄	下谷區上野櫻木町
	下谷病院	下谷區上野櫻木町
	下谷區會	下谷區役所
	下谷市役所	同
	下谷稅務署	同
淺草區	淺草警察署	淺草區千束町
	淺草區役所	同
	淺草消防組	同
	淺草憲兵分隊	淺草區千束町
	淺草郵便局	同
	淺草電話局	同
	淺草電信局	同
	淺草稅務署	同
	淺草裁判所	淺草區千束町
	淺草監獄	淺草區千束町
	淺草病院	淺草區千束町
	淺草區會	淺草區役所
	淺草市役所	同
	淺草稅務署	同
本所區	本所警察署	本所區横川町
	本所區役所	同
	本所消防組	同
	本所憲兵分隊	本所區横川町
	本所郵便局	同
	本所電話局	同
	本所電信局	同
	本所稅務署	同
	本所裁判所	本所區横川町
	本所監獄	本所區横川町
	本所病院	本所區横川町
	本所區會	本所區役所
	本所市役所	同
	本所稅務署	同
日本橋區	日本橋警察署	日本橋區通三丁目
	日本橋區役所	同
	日本橋消防組	同
	日本橋憲兵分隊	日本橋區通三丁目
	日本橋郵便局	同
	日本橋電話局	同
	日本橋電信局	同
	日本橋稅務署	同
	日本橋裁判所	日本橋區通三丁目
	日本橋監獄	日本橋區通三丁目
	日本橋病院	日本橋區通三丁目
	日本橋區會	日本橋區役所
	日本橋市役所	同
	日本橋稅務署	同
京橋區	京橋警察署	京橋區南傳馬町
	京橋區役所	同
	京橋消防組	同
	京橋憲兵分隊	京橋區南傳馬町
	京橋郵便局	同
	京橋電話局	同
	京橋電信局	同
	京橋稅務署	同
	京橋裁判所	京橋區南傳馬町
	京橋監獄	京橋區南傳馬町
	京橋病院	京橋區南傳馬町
	京橋區會	京橋區役所
	京橋市役所	同
	京橋稅務署	同
神田區	神田警察署	神田區鍛冶町
	神田區役所	同
	神田消防組	同
	神田憲兵分隊	神田區鍛冶町
	神田郵便局	同
	神田電話局	同
	神田電信局	同
	神田稅務署	同
	神田裁判所	神田區鍛冶町
	神田監獄	神田區鍛冶町
	神田病院	神田區鍛冶町
	神田區會	神田區役所
	神田市役所	同
	神田

き來りたる夫婦調死せんとせしに、附近に居合せたる岩崎軍曹以下兵卒六名舟を曳き來り辛うじて之を救ひ、荷物も全部引上げて、本人に引渡したり。

2、十月七日午前零時三十分大島町二一番地小西藥品倉庫に於て石油商發火一時騷擾し、附近駐屯の第一中隊兵卒救援せしも、已に消し止めたる後なりき。

十一日中區芝方面歩警備隊、主力の位置を神谷町より屯營に移す、直接警護兵亦一部の兵力を左の如く變更す。

東久邇宮邸	九	東伏見宮邸	九	沙留課	九
鍋川邸	一三	ポルトガル公使館	六	青山外苑種秣廠生材料集積所	六
住友銀行倉庫	六	聖路加病院跡	將校以下一〇	西本願寺跡配給所	六
通信省	六				

十二日戒命に依り騎兵第十六聯隊は、一中隊を警備地區に殘して前任務を續行し、主力は來る十五日陸路行軍に依り原衛戍地に復歸し、千葉縣警備部隊司令官の指揮下に入る事と爲る、是日の直接警護兵異動は、

増置	エビス課配給所	十一日午前九時撤去	
撤去	品川輸送部	十三日撤去ノ豫定	
	芝離宮	下士以下六名	
兵力變更	淀橋淨水場	將校以下九名	
	高輪御殿	下士ヲ長トス	
	明石町聖路加病院		

十三日攝政宮殿下麻布仙臺坂米國兵姑病院へ行啓に依り、御順路各警備隊をして適宜配兵警護せしむ、八王子警備隊歩兵第七聯隊第九中隊は、第四十九聯隊の部隊と交代して午前十一時新宿驛に着し、西區警備隊長の指揮下に復す、左の各部隊亦教育の爲め人員を所屬隊衛戍地に歸還せしむ。

軍事調査部	下士以下一〇	歩一七ノI	一
大島區役所	一	歩五二ノII	二
公使館	一	歩七	四
以上	一二		

近衛師團司令部及歩兵第七聯隊第二大隊、隷下に入り、歩兵第七聯隊第二大隊は、午後一時十一分新宿驛に着し、四谷區内に宿營す、是日諸隊公使館に上等兵以下四名を配置し、目黒火藥製造所衛兵を下士以下九名に減ず、又攝政宮殿下には、是日參內あり、高松宮殿下は深川區方面御巡察遊ばさる、乃ち御順路を警護す。

此の旬日に於ける警備事故。

1、中區方面

イ、十三日午後一時三十分日本銀行兌門前に於て日本銀行用自動車の過失に依り、軍用電線を切斷す、乃ち通信手をして修理せしむ。

ロ、矜留課に於て十三日午後八時、歩哨と警察と兩方面より巡察中、二名の窃盜現行犯を發見す、警官之を捕へて憲兵分遣所に引渡したり。

2、麻布深川區方面

イ、建築用材料板、丸太、トの小窃盜稍と多し。

ロ、二十日夕仙臺坂赤十字分院に於てコックの過失より石油罐發火す、衛兵及毛布運搬の爲め麻布中學校より來りたる兵卒協力して消し止む。

3、四區方面

十七日午前十一時頃、澁谷町宮益五三佐藤靜三宅前に於て、荷車の過失に依り軍用電線を切斷す。

4、南區方面

イ、十六日午前二時大井町字山中莫大小商木村春吉方に盜賊潛入したるを大隊本部の衛兵發見し、捉兵二名命を受けて追跡し、自警團と共に之を捕へ、憲兵派出所に引渡す。

ロ、十六日午前一時三十分頃、三田豐岡町五一新玉菊湯裏に失火するや、臨時巡察四組を派して之を消止む。

ハ、十九日午前五時二十分白金三光町五五二石原重所有鐵工所より發火し家人發見す、乃ち附近の自警團員と協力して之を消止む。

ニ、二十日午後三時三十分北白川宮邸に年齡五十歳位の男來り、午後七時同宮邸裏門に復た來る、言動不審なるを以て警官と協定して高輪警察署に引渡せり、調査の結果精神病者なりしを發見す。

5、大島區方面

イ、陸軍第十六聯隊第四中隊は、十一日午前五時三十分頃、東京小松川警察署長小川田水したるに對し、常午團在鄉軍人と共に防水に努め、十二日の大潮には、同じく常午團在鄉軍人と共に、堤防補修に從事す。

ロ、二十日午後七時三十分龜戸町六ノ目日本化學工業株式會社内製油中の重油槽破壞したるも、七時四十五分大事に至らずして鎭火す。

二十一日午後二時左の如く命令す。

東衛命第三十六號

命令　於十月二十一日第一師團司令部

一、歩兵第六旅團ハ、左ノ如ク指揮下ヲ離シ、其所屬ニ復歸セシメラル。

十月二十三日、歩兵第三十六聯隊

十月二十五日、歩兵第六旅團司令部

歩兵第七聯隊

二、歩兵第六旅團ノ東京出發ハ、追テ命ス、其ノ總指揮ヲ執ルヘシ、交通機關ヲ使用シテ速ニ第一師團ノ作戰地區ニ歸還スヘシ。

三、歩兵第一聯隊ハ、明二十二日午前七時迄ニ芝浦附近ニ集合シ、爾後師團ノ指揮ヲ受クヘシ。

四、歩兵第六旅團司令部ハ、明二十二日午前中ニ歩兵第七聯隊ヲ南區ニ、一部ヲ東京市内及大森海岸ノ警備ヲ、一部ヲ目黒附近ニ交代セシムヘシ。但此部隊ハ、二十四日迄ニ交代セラルヘシ。

東京市内ノ令宮邸及大使館ノ警備ヲ、一部ヲ目黒附近ニ交代セシムヘシ。但此部隊ハ、二十四日迄ニ交代セラルヘシ。

是時西區南區の直接警護兵現在數は、左の如し。

東京衛戍總督部聯隊司令官　石光眞臣

西區（歩七）	伏見宮邸	下士	六
	淀橋淨水所	下士	六
南區（歩三六）	芝離宮	將校	一
	高輪傳馬町	將校	一
	高輪傳馬町	下士	九

第一節　警急指置　第二節　各所ノ警備（歩兵ノ活動ヲ含ム）

第一節　警急指置

一、歩兵第一聯隊ハ、明二十四日ヨリ左記地區ノ警備ヲ擔任スヘシ（要圖參照）。

歩兵第一聯隊　深川區、中區、四谷區、麻布區ノ内千駄ヶ谷町、明治神宮北方代々幡町南端ヲ通スル線（之ヲ含ム）以北ノ地區

爾今市内北區ト稱ス。

歩兵第三聯隊　南區西區（千駄ヶ谷町、明治神宮北端、代々幡町南端ヲ通スル線以北ノ地區ヲ除ク）

爾今市内南區ト稱ス。

二、大島區及市内外區ノ警備擔任ハ、左ノ如シ。

東京衛戍總督部聯隊司令官　石光眞臣

警備要領

一、要領　警備區内一般ノ情勢ニ鑑ミ師團出動部隊ノ復歸ニヨリ、警備ノ要領ヲ左ノ如ク變更シ、常用兵力ノ節約ヲ圖ラントス。

1、直接警備

イ、官邸大公使館其他必要已ムヲ得サル場所ニノミ、警護兵ヲ配置ス。

ロ、必要ナル地區ニ巡査ヲ以テ屯所ヲ設ケ、且ツ將校下士兵卒ヲ以テ巡察隊ヲ編成。

2、四接警備

直接警戍ニ任スルモノヽ外ハ、各其屯營及其附近ニ兵力ヲ集結シ、約其三分ノ一ヲ出動ノ準備ニ置ク。

總計		將校	七人（内將校二名）
參考	本表ノ如ク警護兵ヲ配置シアリト雖モ、狀況ニ依リ、若干減員スルコトヲ得ヘシ。		
宮内省代理公使		下士	五
目黒火藥製造所		下士	九
久邇宮邸		將校	二
東久邇宮邸		下士	五
伏見宮邸		下士	六
閑院宮邸		下士	六
北白川宮邸		下士	四
竹田宮邸		下士	八
朝香宮邸		下士	八
東久邇宮邸		下士	八
梨本宮邸		將校	一
下士	五		
兵卒	一		

午前四時三十分戒嚴司令官より電話を以て、高輪御殿の衛兵は、二十二日より撤去して可なる旨通知あり。

是日歩兵第三十六聯隊は、第一中隊をして芝浦附近を警備せしめ、在滿田第七中隊を聯隊の直轄とす、同第七聯隊の第二大隊は、同聯隊第一大隊と交代して四谷區の警備を繼承す、戒令第七一號に依り、歩兵第一旅團司令部及歩兵第四十九聯隊（缺大隊）をして、麻溝方面の警備を撤して衛戍地に歸還せしむ。

二十二日午前九時歩兵第七聯隊第二中隊戒嚴司令官直轄として同聯隊第十中隊と交代す、第四聯隊第二中隊の將校以下四十五名、第三大隊の下士以下五名青山に派せられ、正午歩兵第三十六聯隊と交代警備し、歩兵第一聯隊の將校以下二十名芝浦に至り、歩兵第三十六聯隊の部隊と交代す、大島區警備騎兵中隊亦是日第四中隊を以て交代將任す。

午後四時三十分麻布三河臺町平林自動車整工場火あり、歩兵第三聯隊は、一中隊を現場に派し、一小隊を李王世子邸に增派し、各大公使館の歩哨を復哨とし、歩兵第六旅團は、將校以下十四名を急派して警戒交通整理消火に任じ、同夜下士以下六名を以て附近を警戒し、歩兵第一聯隊第三大隊は、將校以下二十名を出動起發せしめ、同夜麻布に下士哨を配置す。

二十三日歩兵第六旅團の歸還に依り、警備擔任區域を變更し、警備要領を定めて各隊に指示す。

東衛命第三十八號

命令　於十月二十三日午後二時

一、歩兵第一第三聯隊ハ、明二十四日ヨリ左記地區ノ警備ヲ擔任スヘシ（要圖參照）。

歩兵第一聯隊　深川區、中區、四谷區、麻布區ノ内千駄ヶ谷町、明治神宮北方代々幡町南端ヲ通スル線（之ヲ含ム）以北ノ地區

爾今市内北區ト稱ス。

歩兵第三聯隊　南區西區（千駄ヶ谷町、明治神宮北端、代々幡町南端ヲ通スル線以北ノ地區ヲ除ク）

爾今市内南區ト稱ス。

二、大島區及市内外區ノ警備擔任ハ、左ノ如シ。

東京衛戍總督部聯隊司令官　石光眞臣

警備要領

一、要領　警備區内一般ノ情勢ニ鑑ミ師團出動部隊ノ復歸ニヨリ、警備ノ要領ヲ左ノ如ク變更シ、常用兵力ノ節約ヲ圖ラントス。

1、直接警備

イ、官邸大公使館其他必要已ムヲ得サル場所ニノミ、警護兵ヲ配置ス。

ロ、必要ナル地區ニ巡査ヲ以テ屯所ヲ設ケ、且ツ將校下士兵卒ヲ以テ巡察隊ヲ編成。

2、四接警備

直接警戍ニ任スルモノヽ外ハ、各其屯營及其附近ニ兵力ヲ集結シ、約其三分ノ一ヲ出動ノ準備ニ置ク。

二、警備擔任部隊　歩兵諸兵チ以テ警備ヲ擔任シ、其他ノ部隊ハ狀況ニ依リ使用ス。

三、警備地區　警備區ヲ市内區ト市外區トニ大別シ、市内區ハ十月廿日迄ハ南北二地區ニ區分シ、歩一歩三ニテ、其ノ區分ニ擔任シ、兩聯隊ノ擔任地區ハ、要スレハ若干ノ地區ニ錯綜ス。

市外區ハ依然歩兵第一聯隊ニテ擔任シ、東京驛ハ依然大島區ト併シ、歩兵第十六聯隊ノ一中隊ニテ擔任ス。

四、警備ノ實施要領　警備ノ實施ハ、警察力ヲ以テスルヲ主トシ、軍隊ハ此等機關ノ後援タルモノトス、故ニ當ニ活動ヲ開始シ、以テ事態ノ收束ヲ圖リ、警備兵ヲ補足セシムルヲ要ス。

1、直接警備ノ區分ハ、概ネ別紙ノ如ク警備ヲ配置スルヲ可トスルモ、實施當ニ臨ミ上級ノ決裁ヲ受クルヲ要ス。

2、連絡ハ地區ノ情勢ニ應シ、適宜定ムルモ、概ネ重要ナル方面等ニ於ケル若干ノ連絡區ニ則チ、所要ノ連絡ヲ派遣スル程度ニテ可ナルヘシ、但シ兵者ト協同セル方面ノ連絡ノ如キ、緊密トシテ所要ノ人員ヲ長期ニ亘リテモセシムルノ主義ニ於テハ、徒前ト異ルコトナシ、此ノ場合ニ於テハ、現方人民ニ注意ヲ促スカ如ク注意スルヲ要ス。

五、集合　日報ヲ提出スルコト從前ノ如ク、爾令現區ニ於テ實施セル警戍集合（第二種連絡ヲ含ム）ヲ實施メ、日報ト共ニ報告スルモノトス。

又要領ニ基キ、各部隊ニ於テ各警備地區（又ハ連絡地區）ヲ擔任セシモノヲ名稱ヲ、二十四日會報迄ニ報告スルヲ要ス。

二十四日歩兵第三十六聯隊は午後一時二十四分品川驛發を以て原衛戍地に歸還し、歩兵第一第三兩聯隊は、歩兵第六旅團の警戍部隊と交代して新配置に就き、各警備部隊各區域を定めて頻繁に巡察を實施し、直接警戍兵中

1、チエツコ公使館

2、麻布仙臺坂赤十字院

3. 明石町河岸（聖路加病院跡）村松重藏

十月二十四日東京南部警備部隊警戒配備要領左の如し。

區南內市				區北內市				殘警區備部隊在
除幕三第兵步				除幕一第兵步				小同地區上
區川品	區芝	區布麻		區谷澁	區方青	地區面本深川日參本		兵警力備
除大一ノ制		慮		除大ノ制		慮		
除中一	除中一	除中一		除中一	除中一			位主警官力備及部司隊
屯第五中隊	屯第六中隊	營第七中隊		屯第八中隊（常盤橋）	邸東伏見宮	第五中隊	佳第友六銀中行隊	箇遣所隊組織又ハ直接警護
品米倉北銅竹川圓見白希田若大宮營宮邸邸邸邸	○○ エ芝目支事知久シスヾ李梁 黒源頂岡公宮使邸邸 火代宮使邸邸 樂翼使邸邸 ヒ油庫公邸邸 ル會社	○○ 久シスヾ李梁 山宿橋見 通ヤイラ王本 ムタラ世宮 公ツン子宮 外務次官官邸 ド邸使ル 館公使館		青新宿淀橋淨水所給水場	四沙週十デル機東 本圓留宿 銀ーガ 邸隊省行クル邸 公會使館前	久シルン 五マト川通本銀倉 ーガ宮邸 隊省行クル邸 公會使館前	佳第友六銀中行隊	箇遣所隊組織又ハ直接警護
下下下下將下下下下	二八六六六六	二		下下下將下下下下	一六八二	二		兵同力上
遣銀	遣銀	遣銀		遣銀	三六日繰			摘要

十月二十四日東京南部警備部隊警戒配備要領

十月二十四日東京南部警備部隊ハ警戒兵ヲ撤ス、是日ヨリ左記ノ警戒配備要領ニ依ル

區南內市				區北內市				殘警區備部隊在
除幕三第兵步				除幕一第兵步				小同地區上
區川品	區芝	區布麻		區谷澁	區方青	地區面本深川日參本		兵警力備
除大一ノ制		慮		除大ノ制		慮		
除中一	除中一	除中一		除中一	除中一			位主警官力備及部司隊
屯第五中隊	屯第六中隊	營第七中隊		屯第八中隊（常盤橋）	邸東伏見宮	第五中隊	佳第友六銀中行隊	箇遣所隊組織又ハ直接警護
品米倉北銅竹川圓見白希田若大宮營宮邸邸邸邸	○○ エ芝目支事知久シスヾ李梁 黒源頂岡公宮使邸邸 火代宮使邸邸 樂翼使邸邸 ヒ油庫公邸邸 ル會社	○○ 久シスヾ李梁 山宿橋見 通ヤイラ王本 ムタラ世宮 公ツン子宮 外務次官官邸 ド邸使ル 館公使館		青新宿淀橋淨水所給水場	四沙週十デル機東 本圓留宿 銀ーガ 邸隊省行クル邸 公會使館前	久シルン 五マト川通本銀倉 ーガ宮邸 隊省行クル邸 公會使館前	佳第友六銀中行隊	箇遣所隊組織又ハ直接警護
下下下下將下下下下	二八六六六六	二		下下上將下下下下	一六八二	二		兵同力上
遣銀	遣銀	遣銀		遣銀	三六日繰			摘要

十月二十四日東京南部警備部隊警戒配備要領

十月二十四日東京南部警備部隊ハ警戒兵ヲ撤ス、是日ヨリノ警戒配備要領左ノ如シ。

備考	區市外	區大島	區谷澁	區方青	地區面本深川日參本	區布麻	殘警區備部隊在
1、流言ノ上ニ○印アルハ夜間ノミ配備スルモノ 2、各隊ノ警戒區域ハ其夜間ノ情況ニ依リ變更シ又ハ警戒ヲ廢止スルコトアリ。	一ノ制	二ノ制	一ノ制			一ノ制	
	除中一	除中一	除中一			除中一	位主警官力備及部司隊
	池尻屯營	會日本橋區役所 化學工業株式會社	邸東伏見宮	第五中隊	佳第友六銀中行隊	邸谷澁	箇遣所隊組織又ハ直接警護
	將二	將四	將二	下下下將下下下下		將上	兵同力上
	一	○	一	一六八二		三六	摘要
	將校一名ヲ派遣シ現場ノ警察ヲ援助セシムルコト	五四四五五六六六	遣銀			遣銀

五、十一日以後月末迄日午後二時参謀長の点検官（又ハコレニ準スルモノ）を派遣ノ日ニ在リテハ午前十時下士若ハ兵卒一名ヲ師団司令部ニ差遣スヘシ。

東京衛戍指揮官　石光眞臣

第一、兵力

一、十一月一日以後第二項ニ掲ケル部隊

一、東京衛戍病院及麻布仲ノ町以下直接警戒地区ト命ス、東京衛戍病院ヘ歩兵六第四十九聯隊第三大隊及歩兵第十五聯隊一中隊ヲ以テ其ノ警備ヲ分担シ、麻布市及其ノ接続町村ノ警備ハ歩兵六第四十九聯隊第三大隊及歩兵第十五聯隊一中隊ヲシテ之ヲ担任セシム、各警備部隊ハ内ヘ直接警備地区内ニ兵力ヲ派遣シ警戒ヲ厳ニシ警備区域及其ノ連絡ニ任ス、警備地区内ノ警備ヲ持続ス。

二、前項以外ノ戒厳地域ヲ直接警戒地区ト命ジ、師団司令部及歩兵第一聯隊ヲシテ之ヲ担任セシム、状況ノ許ス限リ速ニ警戒ヲ行ヒ自衛兵ヲシテ警備ヲ兼ネシメラルヘシ。

三、東京附近第一師団ノ担任地ヲ市内地区市外地区ニ分チ、前者ヲ歩兵第一聯隊ヲシテ之ヲ担任シ後者ヘ主トシテ騎兵第一聯隊ヲシテ之ヲ担任スルモノトス。

第二、地区ノ区分

一、直接警戒地区（別紙要図参照）

市内地区

歩兵第一旅団（第四十九聯隊欠）ト歩兵第二旅団（第五十七聯隊欠）トノ交互ニ担任ス。

市外地区

主トシテ騎兵第一聯隊ニ担任シ主トシテ横須賀衛戍病院又ハ野砲兵隊ニ担任セシムルコトアリ。

麻布市及其接続町村

歩兵第四十九聯隊第三大隊

騎兵第十五聯隊ノ一中隊

二、東京衛戍病院地区

市内地区ニ準ス。

第三、警備ノ実施

一、直接警戒地区ニ関スル事項

（イ）東京方面ニ在テハ警戒ノ大部ヲ徒歩兵ノ警戒ヘ各個ニ行ヒ其ノ配置（東京衛戍病院前ニハ警戒隊ヲシテ警戒セシメ其ノ配置ヲ定メシム）ニ由リ之ヲ行フ。

東京衛戍病院ニハ警戒隊ヲシテ別ニ之ヲ行ハシムルヲ要ス。

麻布市及接続町村ニハ警戒隊ヲシテ之ヲ担任セシム。

警戒隊ハ麻布仲ノ町以下直接警戒地区ニ配置シ其ノ配置ハ麻布市及接続町村ノ警備ヲ担任スル部隊ノ配置ヲ定メタル後之ニ準シ定メシム。

警戒隊ハ麻布仲ノ町以下直接警戒地区ニ配置シ其ノ配置ハ麻布市及接続町村ノ警備ヲ担任スル部隊ノ配置ヲ定メタル後之ニ準シ定メシム。

警戒隊ハ十月三十一日午後ヨリ之ヲ撤去ス。

戒厳司令部ノ警戒ハ十月三十一日正午ヨリ近衛師団ノ担任トス。

（ロ）麻布方面ニ在リテハ十月二十一日同地区ノ兵力ヲ以テ東京方面ニ準ジテ警備ヲ行フ、而シテ其ノ兵力ハ東京衛戍病院（東京ヲ含マス）警戒任務ヲ小銃隊ニ局限シ、前項以外ノ方面ニ於ケル警備ノ指揮ハ麻布仲ノ町ニ在ル第一師団司令部ニ於テ之ヲ行フモノトス。

二、戒厳警戒地区ニ関スル事項

戒厳司令部及警備担任部隊ハ、各々連絡ヲ密ニシ協力合同警戒隊ヲシテ警戒ヲ行ハシムルヲ主トシ、状況ニ応シ必要ト認ムル場合ニハ警戒隊ヲシテ警戒ヲ行ハシムルト共ニ

51B	6iB改						
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

十三日戒命第八〇號に基き、午後一時左の命令を發す。

警備隊衛戍川警	市外地區			市内地區				地區名
三一Ⅲ歩四五度ノ騎ル	幡ヶ谷一	騎一		歩三		歩一		部隊
石黒少佐	秋月大佐	野邊一	騎一	奥平少將	牛島大佐	松井少將	岩倉大佐	長
					Ⅰ五十嵐少佐			除
					Ⅱ林少佐	Ⅱ關谷少佐		
					Ⅲ石原少佐	Ⅲ後藤少佐		
							Ⅰ上田少佐	部隊長
備考	第一師團長ハ石光眞臣	第一師團長ハ石光眞臣		第一師團長ハ石光眞臣		第一師團長ハ石光眞臣		備考

（自十一月二十七日）

六、戒嚴令第三九條第一項ノ規定ニ依リ戒嚴司令官ニ屬スル區域ハ、第一師團長ノ指揮ヲ受ケ、第一師團長ハ左ノ如ク定ム。

騎兵第一聯隊ハ、右翼警備ノ兵（人馬合セ八）ヲ指揮スヘシ。

騎兵第一聯隊ハ、一泊ノ上、十六日原所屬ニ復歸スヘシ。

第二聯隊ニ一泊ノ上、十五日原所屬ニ復歸スヘシ。

四、第一、第二、第三線ノ爲ノ鐵道線路ニ關シテハ、各大隊ニ於テ計畫實施スヘシ。

五、騎兵第十五聯隊第三中隊ハ、明後十五日横濱出發、鶴見行軍ニ引續キ、第一聯隊ニ歸隊スヘシ。

三、歩兵第四十九聯隊ハ、十五日横濱鐵道線ヲ以テ歸着スヘシ。

二、歩兵第二旅團長ハ、右大隊ヲシテ其旅團原所屬ニ歸還セシムヘシ。

一、歩兵第三聯隊第三大隊ハ、明後十五日ヲ以テ歩兵第四十九聯隊第三大隊ト交代シ、神奈川縣（三浦郡ヲ除ク）ノ警備ヲ擔任スヘシ。

之カ爲メ大隊長以下所要ノ情況（主計、軍醫其ノ他ノ看護兵一ヲ含ム）及下士以下約五十名ハ、十五日午前中ニ横須賀ニ到着スヘク、其他ノ引續ク完了セハ、直ニ新配備ヲ解キスヘシ。

主力ハ十六日中ニ横濱ニ到着スヘシ。

二、歩兵第二旅團長ハ、右大隊ヲシテ其旅團原所屬ニ復歸セシムヘシ。

三、以テ、十四日中ニ歸着セシムヘシ。

四、第一、第二、第三線ノ爲ノ鐵道線路ニ關シテハ、各大隊ニ於テ計畫實施スヘシ。

五、騎兵第十五聯隊第三中隊ハ、明後十五日横濱出發、鶴見行軍ニ引續キ、第一聯隊ニ歸隊スヘシ。

第二聯隊ニ一泊ノ上、十六日原所屬ニ復歸スヘシ。

騎兵第一聯隊ハ、右翼警備ノ兵（人馬合セ八）ヲ指揮スヘシ。

六、戒嚴令第三九條第一項ノ規定ニ依リ戒嚴司令官ニ屬スル區域ハ、第一師團長ノ指揮ヲ受ケ、第一師團長ハ左ノ如ク定ム。

（自十一月二十七日）

第一師團長ハ石光眞臣

第一師團長ハ石光眞臣

第一師團長ハ石光眞臣

第一師團長ハ石光眞臣

即團長	參謀長	
石光中將	眞田大佐	參謀 武川少佐 副官 金井中尉 通信 佐藤中尉
		勤務 平田少佐、三間大尉、桑村大尉 副官 平賀中尉 通信 佐藤中尉、小野中尉
		經理 天羽部二等主計

而して東京市外地區の警備は、是日より輜重兵第二大隊を以て騎兵第二聯隊に代らしめ、毎日前後半夜各一組の巡察兵及巡察將校を出し、神奈川警備隊巡察兵派遣箇所中、正金銀行、農商務省倉庫の分を撤す。

十五日、歩兵第三聯隊第三大隊の大隊長以下五十名、午前九時二十七分品川驛を發して横濱市に至り、午後一時三十分歩兵第四十九聯隊第三大隊に代りて警備を繼承し、同大隊大尉以下百二十名は十六日午前九時二十七分品川驛を發して原衛戍地に復歸するの筈なり、騎兵第十五聯隊第三中隊は十五日鶴見を發して行軍歸還の途に就く。

第二、交通

甲、交通作業

イ、航空

九月一日震災に依り帝都の通信網全部切斷するや、飛行機は直に日光田母澤に飛行し、天機を奏向し、重要任務を遂行したり、二日には、午前九時乙式二一六號飛行機一機（搭乘者陸軍少將野中多助、大尉村上幸雄）は、大臣の重要命令を大阪第四師團長に通達し、且東京横濱の狀況を通報す、午後六時乃至六時五十分の間に於て、左記飛行機は軍隊の出動命令を迅速に各方面に傳達したり。

乙式二五二號	操縱者	野中少將	高崎歩兵第十五聯隊
乙式二五二號	同	同	宇都宮聯隊區
乙式二五三號	正木曹長		
乙式二五三號	同	同	佐倉歩兵第五十七聯隊
乙式二五二號	小川中尉		

其他東京横濱相模野より遠く伊豆七島まで偵察し、又情報を宣傳す。

三日午前十一時頃、陸軍飛行機の偵察に據れば、伊豆七島皆實火し居る如しと云ふ、四日飛行機は毎日二回、東京名古屋大阪間の連絡に任ずる事となる、又當土浦野田張野砲兵第一聯隊聯隊區に關する命令を傳ふる爲め、飛行機を以て三島に至り、同地より野戰重砲兵聯隊のヂイドカーに依り、午前十一時之を同隊に傳達す、五日再び伊豆七島を視察する爲め、二機をして危險を冒して大島直上に到り偵察せしめしに、第一回には差島上に濃烟を認め、第二回には何等の警報を認めざりき。

戒嚴令第四十二號

命　令

一、歩兵第三聯隊第三大隊ハ、明後十五日ヲ以テ歩兵第四十九聯隊第三大隊ト交代シ、神奈川縣（三浦郡ヲ除ク）ノ警備ヲ擔任スヘシ。

之カ爲メ大隊長以下所要ノ情況（主計、軍醫其ノ他ノ看護兵一ヲ含ム）及下士以下約五十名ハ、十五日午前中ニ横須賀ニ到着スヘク、其他ノ引續ク完了セハ、直ニ新配備ヲ解キスヘシ。

主力ハ十六日中ニ横濱ニ到着スヘシ。

二、歩兵第二旅團長ハ、右大隊ヲシテ其旅團原所屬ニ復歸セシムヘシ。

三、以テ、十四日中ニ歸着セシムヘシ。

四、第一、第二、第三線ノ爲ノ鐵道線路ニ關シテハ、各大隊ニ於テ計畫實施スヘシ。

五、騎兵第十五聯隊第三中隊ハ、明後十五日横濱出發、鶴見行軍ニ引續キ、第一聯隊ニ歸隊スヘシ。

第二聯隊ニ一泊ノ上、十六日原所屬ニ復歸スヘシ。

騎兵第一聯隊ハ、右翼警備ノ兵（人馬合セ八）ヲ指揮スヘシ。

六、戒嚴令第三九條第一項ノ規定ニ依リ戒嚴司令官ニ屬スル區域ハ、第一師團長ノ指揮ヲ受ケ、第一師團長ハ左ノ如ク定ム。

（自十一月二十七日）

第一師團長ハ石光眞臣

第一師團長ハ石光眞臣

第一師團長ハ石光眞臣

第一師團長ハ石光眞臣

（一）野砲兵第一聯隊第五日富士の巖令々出發す。

（二）第十五騎兵聯隊生徒、五日午前五時江尻發鐵出發す。

（三）歩兵第六十七聯隊、五日夜三島ヘ發す。

（四）輜重兵第十五大隊輜重ハ到着す、輜重ハ目下軍隊ニ依リ復舊工事實施中なり。

（五）野砲兵第一聯隊の一部小山に出發す。

午前九時四十五分飛行第一大隊今川中尉報告。

（一）海軍省附近の道路

三島ー箱根町間　人馬の通行を許す。

箱根町ー小田原間　道路崩壞せるも、徒歩者通行しつゝあり。

御殿場ー松田驛領間　同上。

燕洋ー小田原道及其兩側主地崩壞し、復舊の見込たず。

（二）第十五騎兵聯隊より道路工事竝助力及治安維持の爲め、歩兵第五大隊野砲一聯隊工兵一大隊輜重兵大隊出動す。

上空より罹災地内外の情況を偵察監視し、聽念應急に遺漏なからしむる爲め、是日より時々陸軍飛行機數臺を以て東京を中心として近衛歩兵第一聯隊營庭に飛揚す。

八日空地連絡に關し、左の如く規定せらる。

一、神奈川小田原八王子浦和各警備隊の隊旗符號左の如く定む。

但、隊旗等白色代用ヲ仕ルヿトヲ得。

二、各警備隊は、飛行機の要求に依り、其本部司令部の位置附近に之を展開し、且通信符號を交換せし際は、通信の確實ヲ期スル爲メ、豫メ豫定布告ヲ以テ、通信ノ

十日戒嚴司令官は東京南部警備隊司令官に代々木飛行場警備隊として、將校指揮の一小隊を差遣せしむ、是に於て西區警備隊歩兵第二十五聯隊に之を下命す。

十四日飛行第一大隊東京名古屋間連絡飛行撤收規定を定む。

一、總　則

第一條　本規定ハ、飛行第一大隊現在實施中ノ東京名古屋間連絡飛行ノ撤收並ニ撤收迄ニ於ケル飛行ニ關シ規定スルモノトス。

二、飛行及撤收實施

第二條　東京トノ連絡飛行ハ、概ネ九月壹日迄ノ見込トシ、其ノ停止ノ時期ハ更ニ示ス。

第三條　九月中撤收完了迄ノ飛行ハ、左ノ如ク實施スルモノトス。

自九月十六日至九月二十二日　月、水、金

九月二十五日以降　月、木

第四條　天候其他ノ關係ニヨリ、前項飛行ヲ實施シ得サル場合ニハ、之ヲ順延ス。

第五條　三方原及小幡原着陸場ノ撤收ハ、九月十六日以降ニ着手シ、同撤收後ハ、三島代々木間ノミ連絡飛行ヲ行フモノトス。

第六條　前兩飛行場撤收後ニ於ケル三島、師團司令部間ノ連絡ハ、鐵道及電信（電話）ニ依ルモノトス。

第七條　三島代々木間ノ連絡飛行ハ、諸般ノ情況之ヲ許セハ、一日間ニ往復スルヲ通常トス。

第八條　飛行及撤收ニ關スル細部ノ事項ハ、隊長適宜之ヲ定ムルモノトス。

三、輸送物件、報告、經理及其他

第九條　輸送物件報告經理ニ關シテハ、九月二日東京名古屋間定期連絡飛行規定ニ準ス。

十七日航空部隊の情況、

一、連絡用飛行機

所澤―各務原間　毎日兩地より各乙式一型一機（必要あれば二機）。

概ね午前八時所澤及各務原を出發し、公用文書の發連、其の他の要務に服す。

所澤―代々木間
立川―代々木間　本區間は、所要に應じ、隨時連絡飛行す。

三島―代々木間　通常甲式二型一機を充當し、九月二十二日まで兩日、其以後は一週間二回、午前八時三島發、午後一時代々木發。

二、偵察用飛行機

代々木に常時乙式一型二機を備へ、其他は所澤及立川に待命し、何時にても飛行し得る如く準備しあり。

三、氣球隊

所澤に待命し、下命後直に出動し得。

四、航空電信網

（一）無線通信網及通信時間、左の如し。

通信網

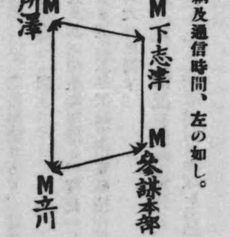

通信時間（晝）

五、託送郵便物は、毎日午後六時迄陸軍省大臣官房に提出の事、但し急を要するものは、戒嚴司令部航空課に直接竝附せらるゝも差支なし。

二十七日、會報にて左の事を傳達す。

一、代々木練兵場にて練兵を爲すとき、飛行機の着陸する狀況を見ば、森林内に入る事。

二、馬丁の乘馬も然り。

右飛行場の歩哨は、飛行機着陸のとき、地方人に對し制止し、歩哨の命に從はざるものは捕ふる事。

二十九日午後十一時、戒嚴司令部より左の命令あり。

飛行第五大隊は、十月一日以後、其の後管内にありて待命すべし。但し代々木練兵場は、通信所を殘置し、且所要の人員器材を以て着陸場勤務を繼續せしむる事。

十月一日、代々木飛行機直接警護部一小隊を半小隊に減少す。歩兵第二十九聯隊歸隊し、是夜より歩兵第六十五聯隊代て警備す、其兵力は、將校一下士卒一四名なり。

五日、代々木練兵場に於ける飛行機着陸及通信設備を撤去す、乃ち航空第五大隊派遣同地勤務員及東京南部警備部隊派遣同地警護隊歩兵第六十五聯隊の半小隊、皆同地撤去作業を完了し、各所屬隊に歸還す。

是日以後の航空通信網編成、左の如し。

關東戒嚴司令部内航空無線通信所
下志津航空無線通信所　五日撤去。
關東戒嚴司令部航空課より所澤及立川に至る航空電話網　代々木通信所は撤去し、司令部所澤間、司令部立川間を直通として存置す。

ロ、輸　送

(1) 自動車班

（一）經過　震災直後より數日間は、乘用車貨車ともに殆ど間斷なく使用せられたるも、當初は自動車班としての諸機關整備せず、屢〻編成の變更人員車輛の移動を爲すことありしも、九月中旬後漸次秩序的に業務を遂行するに至りたり、即ち左に其一班を擧ぐ。

九月一日午後四時、自動車隊より塚本大尉乘用車三、貨車十三、側車三五噸ホルト二輛を引率して師團司令部に至り、師團當時の配屬車輛を合して司令部附松本大尉に第一師團自動車班を編成指揮せしむ。

二日午後二時自動車修理班を編成し、自動車隊より工長二、職工六を招致して、小修理を爲さしむ。

三日午後四時に至り、自動車隊は、戒嚴司令官直轄と爲りたるを以て、午後四時三十分乃至午後八時の間に於て、歸還車輛を逐次戒嚴司令部に送り、第一師團は午後七時左の師團自動車隊を編成す。

第一師團自動車班編成表

	中佐	大尉	軍曹	兵卒	傳人	計
班長	一					一
庶務		一				一
器材配車			一			一
給與				一		一
運轉手 自動車隊				一七	一	一七
運轉手 砲兵學校				一五		一五
運轉手 其他				五		五
傳令			二		二	四
計	一	一	三四	五	二	四二

乘用車一、自動二輪車一を借上ぐ。

四日自動車隊より招致したる工長以下職工全部を戒嚴司令部に移轉する爲め、正午三宅坂修理場に移轉せしむ。

五日師團自動車班を增員編制換を行ふ。

自動車班編成表

	中佐	大尉	中尉	曹長	軍曹	兵卒	計
班長	一						一
庶務		一					一
器材配車			一				一
給與				一			一
運轉手 自動車隊					一七		一七
運轉手 學校					一五		三七
運轉手 其他					五		
傳令						四	四
計	一	一	一	一	二三	四	四四

自動車に依る輸送乗用車使用請求票に關し、圖下一般に規定を通達し、更に自動車班の業務に關し、分掌業務、指揮出動等の事務を決定す。

九日秩父宮殿下、牛込小石川本郷邊軍方面御巡視あり、亦前日に同じき手續を爲す。賀陽宮恒憲王殿下市内御巡視に依り、自動車班よりビ式貨車を差出す。

十日秩父宮殿下市内御巡視の御歸路師團司令部に御臨場あらせられ自動車班の活動につき竹田少佐より言上す。指揮補充手續を規定せられたる爲め、之が受領及班内に於ける補充規定を作る。是日貨車二輛を借上げ、十一日貨車一輛、十二日乘用車二輛、貨車二輛を借上ぐ。

十六日乘用車一、十七日貨車一を借上げ、一を解雇し、職工二名を解雇し、二十二日一を借上ぐ。

二十三日午前八時野砲兵學校人員輸送乘用車全部歸還す。是日戒嚴司令官巡視し、戒嚴勤務に關して訓示する所あり、二十五日陸軍第三九三一號に基き、自動車編成を次の如く決定す。

一、現在借上乘用車四輛ノ内、二輛ハ地區警備隊用トス。

二、現在借上貨車五輛ノ内、二輛ハ各部隊用トス。

部隊	本部	第一整備隊	第二整備隊	歩兵第一聯隊	歩兵第三聯隊	野砲兵第一聯隊	工兵第一大隊	輜重兵第一大隊	計
乘用車	一	一	一	一	一	一	一	一	八
貨車	一	一	一	一	一	一	一	一	八
自動二輪車	一	一	一	一	一	一	一	一	八

一、本表ハ陸軍第三九三一號ニ依リ改正セルモノトス。

二、地區警備隊用乘用車及歩兵第一聯隊用貨車ハ、當班ニ於テ掌握シ諸隊ニ配給スルモノトス。

第一篇　建設指揮

第二章　各部隊の活動（陸軍省）

九月十一日　自動車除　自二、　其野砲兵學校　一　一　一

し、八日フオード乗用車を横須賀に派遣し、ヒツク乗用車を横須賀に派遣し、十日横須賀より横濱に至る。

横濱着

十日横須賀宮殿下横濱波止場御着艦に際し、自動車隊の一部を以て之が奇衛に任ず。

師團長及近衛兵司令官の乗用車を横濱に派遣す。

松本大尉隨行す。

十一日フオード貨車一輛を常備し、十五日も同様常備し、自動車調査の爲め、二十日自動車班編成左の如し。

種別	番号	摘要
乗用車	一	師團長用
〃	二	參謀長用
〃	三	副官用
〃	四	參謀用
〃	五	〃
〃	六	〃
〃	七	〃
〃	八	〃
〃	九	〃
〃	十	〃
〃	十一	〃
〃	十二	〃
〃	十三	〃
〃	十四	〃
〃	十五	〃
〃	十六	〃
〃	十七	〃
〃	十八	〃
〃	十九	〃
〃	二十	〃
〃	二十一	〃
〃	二十二	〃
〃	二十三	〃
〃	二十四	〃
〃	二十五	〃
〃	二十六	〃
〃	二十七	〃
〃	二十八	〃
〃	二十九	〃
〃	三十	〃
〃	三十一	〃
〃	三十二	〃
〃	三十三	〃
〃	三十四	〃
〃	三十五	〃
〃	三十六	〃
〃	三十七	〃
〃	三十八	〃
〃	三十九	〃
〃	四十	〃
〃	四十一	〃
〃	四十二	〃
〃	四十三	〃
〃	四十四	〃
〃	四十五	〃
〃	四十六	〃
〃	四十七	〃
〃	四十八	〃
〃	四十九	〃
〃	五十	〃
〃	五十一	〃
〃	五十二	〃
〃	五十三	〃
〃	五十四	〃
〃	五十五	〃
〃	五十六	〃
〃	五十七	〃
〃	五十八	〃
〃	五十九	〃
〃	六十	〃
〃	六十一	〃
〃	六十二	〃
〃	六十三	〃
〃	六十四	〃
〃	六十五	〃
〃	六十六	〃
〃	六十七	〃
〃	六十八	〃
〃	六十九	〃
〃	七十	〃
〃	七十一	〃
〃	七十二	〃
〃	七十三	〃
〃	七十四	〃
〃	七十五	〃
〃	七十六	〃
〃	七十七	〃
〃	七十八	〃
〃	七十九	〃
〃	八十	〃
〃	八十一	〃
〃	八十二	〃
〃	八十三	〃
〃	八十四	〃
〃	八十五	〃
〃	八十六	〃
〃	八十七	〃
〃	八十八	〃
〃	八十九	〃
〃	九十	〃
〃	九十一	〃
〃	九十二	〃
〃	九十三	〃
〃	九十四	〃
〃	九十五	〃
〃	九十六	〃
〃	九十七	〃
〃	九十八	〃
〃	九十九	〃
〃	百	〃
〃	百一	〃
〃	百二	〃
〃	百三	〃
〃	百四	〃
〃	百五	〃
〃	百六	〃
〃	百七	〃
〃	百八	〃
〃	百九	〃
〃	百十	〃
〃	百十一	〃
〃	百十二	〃
〃	百十三	〃
〃	百十四	〃
〃	百十五	〃
〃	百十六	〃
〃	百十七	〃
〃	百十八	〃
〃	百十九	〃
〃	百二十	〃
〃	百二十一	〃
〃	百二十二	〃
〃	百二十三	〃
〃	百二十四	〃
〃	百二十五	〃
〃	百二十六	〃
〃	百二十七	〃
〃	百二十八	〃
〃	百二十九	〃
〃	百三十	〃
〃	百三十一	〃
〃	百三十二	〃
〃	百三十三	〃
〃	百三十四	〃
〃	百三十五	〃
〃	百三十六	〃
〃	百三十七	〃
〃	百三十八	〃
〃	百三十九	〃
〃	百四十	〃
〃	百四十一	〃
〃	百四十二	〃
〃	百四十三	〃
〃	百四十四	〃
〃	百四十五	〃
〃	百四十六	〃
〃	百四十七	〃
〃	百四十八	〃
〃	百四十九	〃
〃	百五十	〃
〃	百五十一	〃
〃	百五十二	〃
〃	百五十三	〃
〃	百五十四	〃
〃	百五十五	〃
〃	百五十六	〃
〃	百五十七	〃
〃	百五十八	〃
〃	百五十九	〃
〃	百六十	〃
〃	百六十一	〃
〃	百六十二	〃
〃	百六十三	〃
〃	百六十四	〃
〃	百六十五	〃
〃	百六十六	〃
〃	百六十七	〃
〃	百六十八	〃
〃	百六十九	〃
〃	百七十	〃
〃	百七十一	〃
〃	百七十二	〃
〃	百七十三	〃
〃	百七十四	〃
〃	百七十五	〃
〃	百七十六	〃
〃	百七十七	〃
〃	百七十八	〃
〃	百七十九	〃
〃	百八十	〃
〃	百八十一	〃
〃	百八十二	〃
〃	百八十三	〃
〃	百八十四	〃
〃	百八十五	〃
〃	百八十六	〃
〃	百八十七	〃
〃	百八十八	〃
〃	百八十九	〃
〃	百九十	〃
〃	百九十一	〃
〃	百九十二	〃
〃	百九十三	〃
〃	百九十四	〃
〃	百九十五	〃
〃	百九十六	〃
〃	百九十七	〃
〃	百九十八	〃
〃	百九十九	〃
〃	二百	〃
〃	二百一	〃
〃	二百二	〃
〃	二百三	〃
〃	二百四	〃
〃	二百五	〃
〃	二百六	〃
〃	二百七	〃
〃	二百八	〃
〃	二百九	〃
〃	二百十	〃
〃	二百十一	〃
〃	二百十二	〃
〃	二百十三	〃
〃	二百十四	〃
〃	二百十五	〃
〃	二百十六	〃
〃	二百十七	〃
〃	二百十八	〃
〃	二百十九	〃
〃	二百二十	〃
〃	二百二十一	〃
〃	二百二十二	〃
〃	二百二十三	〃
〃	二百二十四	〃
〃	二百二十五	〃
〃	二百二十六	〃
〃	二百二十七	〃
〃	二百二十八	〃
〃	二百二十九	〃
〃	二百三十	〃
〃	二百三十一	〃
〃	二百三十二	〃
〃	二百三十三	〃
〃	二百三十四	〃
〃	二百三十五	〃
〃	二百三十六	〃
〃	二百三十七	〃
〃	二百三十八	〃
〃	二百三十九	〃
〃	二百四十	〃
〃	二百四十一	〃
〃	二百四十二	〃
〃	二百四十三	〃
〃	二百四十四	〃
〃	二百四十五	〃
〃	二百四十六	〃
〃	二百四十七	〃
〃	二百四十八	〃
〃	二百四十九	〃
〃	二百五十	〃
〃	二百五十一	〃
〃	二百五十二	〃
〃	二百五十三	〃
〃	二百五十四	〃
〃	二百五十五	〃
〃	二百五十六	〃
〃	二百五十七	〃
〃	二百五十八	〃
〃	二百五十九	〃
〃	二百六十	〃
〃	二百六十一	〃
〃	二百六十二	〃
〃	二百六十三	〃
〃	二百六十四	〃
〃	二百六十五	〃
〃	二百六十六	〃
〃	二百六十七	〃
〃	二百六十八	〃
〃	二百六十九	〃
〃	二百七十	〃
〃	二百七十一	〃
〃	二百七十二	〃
〃	二百七十三	〃
〃	二百七十四	〃
〃	二百七十五	〃
〃	二百七十六	〃
〃	二百七十七	〃
〃	二百七十八	〃
〃	二百七十九	〃
〃	二百八十	〃
〃	二百八十一	〃
〃	二百八十二	〃
〃	二百八十三	〃
〃	二百八十四	〃
〃	二百八十五	〃
〃	二百八十六	〃
〃	二百八十七	〃
〃	二百八十八	〃
〃	二百八十九	〃
〃	二百九十	〃
〃	二百九十一	〃
〃	二百九十二	〃
〃	二百九十三	〃
〃	二百九十四	〃
〃	二百九十五	〃
〃	二百九十六	〃
〃	二百九十七	〃
〃	二百九十八	〃
〃	二百九十九	〃
〃	三百	〃
〃	三百一	〃
〃	三百二	〃
〃	三百三	〃
〃	三百四	〃
〃	三百五	〃
〃	三百六	〃
〃	三百七	〃
〃	三百八	〃
〃	三百九	〃
〃	三百十	〃
〃	三百十一	〃
〃	三百十二	〃
〃	三百十三	〃
〃	三百十四	〃
〃	三百十五	〃
〃	三百十六	〃
〃	三百十七	〃
〃	三百十八	〃
〃	三百十九	〃
〃	三百二十	〃
〃	三百二十一	〃
〃	三百二十二	〃
〃	三百二十三	〃
〃	三百二十四	〃
〃	三百二十五	〃
〃	三百二十六	〃
〃	三百二十七	〃
〃	三百二十八	〃
〃	三百二十九	〃
〃	三百三十	〃
〃	三百三十一	〃
〃	三百三十二	〃
〃	三百三十三	〃
〃	三百三十四	〃
〃	三百三十五	〃
〃	三百三十六	〃
〃	三百三十七	〃
〃	三百三十八	〃
〃	三百三十九	〃
〃	三百四十	〃
〃	三百四十一	〃
〃	三百四十二	〃
〃	三百四十三	〃
〃	三百四十四	〃
〃	三百四十五	〃
〃	三百四十六	〃
〃	三百四十七	〃
〃	三百四十八	〃
〃	三百四十九	〃
〃	三百五十	〃
〃	三百五十一	〃
〃	三百五十二	〃
〃	三百五十三	〃
〃	三百五十四	〃
〃	三百五十五	〃
〃	三百五十六	〃
〃	三百五十七	〃
〃	三百五十八	〃
〃	三百五十九	〃
〃	三百六十	〃
〃	三百六十一	〃
〃	三百六十二	〃
〃	三百六十三	〃
〃	三百六十四	〃
〃	三百六十五	〃
〃	三百六十六	〃
〃	三百六十七	〃
〃	三百六十八	〃
〃	三百六十九	〃
〃	三百七十	〃
〃	三百七十一	〃
〃	三百七十二	〃
〃	三百七十三	〃
〃	三百七十四	〃
〃	三百七十五	〃
〃	三百七十六	〃
〃	三百七十七	〃
〃	三百七十八	〃
〃	三百七十九	〃
〃	三百八十	〃
〃	三百八十一	〃
〃	三百八十二	〃
〃	三百八十三	〃
〃	三百八十四	〃
〃	三百八十五	〃
〃	三百八十六	〃
〃	三百八十七	〃
〃	三百八十八	〃
〃	三百八十九	〃
〃	三百九十	〃
〃	三百九十一	〃
〃	三百九十二	〃
〃	三百九十三	〃
〃	三百九十四	〃
〃	三百九十五	〃
〃	三百九十六	〃
〃	三百九十七	〃
〃	三百九十八	〃
〃	三百九十九	〃
〃	四百	〃
〃	四百一	〃
〃	四百二	〃
〃	四百三	〃
〃	四百四	〃
〃	四百五	〃
〃	四百六	〃
〃	四百七	〃
〃	四百八	〃
〃	四百九	〃
〃	四百十	〃
〃	四百十一	〃
〃	四百十二	〃
〃	四百十三	〃
〃	四百十四	〃
〃	四百十五	〃
〃	四百十六	〃
〃	四百十七	〃
〃	四百十八	〃
〃	四百十九	〃
〃	四百二十	〃
〃	四百二十一	〃
〃	四百二十二	〃
〃	四百二十三	〃
〃	四百二十四	〃
〃	四百二十五	〃
〃	四百二十六	〃
〃	四百二十七	〃
〃	四百二十八	〃
〃	四百二十九	〃
〃	四百三十	〃
〃	四百三十一	〃
〃	四百三十二	〃
〃	四百三十三	〃
〃	四百三十四	〃
〃	四百三十五	〃
〃	四百三十六	〃
〃	四百三十七	〃
〃	四百三十八	〃
〃	四百三十九	〃
〃	四百四十	〃
〃	四百四十一	〃
〃	四百四十二	〃
〃	四百四十三	〃
〃	四百四十四	〃
〃	四百四十五	〃
〃	四百四十六	〃
〃	四百四十七	〃
〃	四百四十八	〃
〃	四百四十九	〃
〃	四百五十	〃
〃	四百五十一	〃
〃	四百五十二	〃
〃	四百五十三	〃
〃	四百五十四	〃
〃	四百五十五	〃
〃	四百五十六	〃
〃	四百五十七	〃
〃	四百五十八	〃
〃	四百五十九	〃
〃	四百六十	〃
〃	四百六十一	〃
〃	四百六十二	〃
〃	四百六十三	〃
〃	四百六十四	〃
〃	四百六十五	〃
〃	四百六十六	〃
〃	四百六十七	〃
〃	四百六十八	〃
〃	四百六十九	〃
〃	四百七十	〃
〃	四百七十一	〃
〃	四百七十二	〃
〃	四百七十三	〃
〃	四百七十四	〃
〃	四百七十五	〃
〃	四百七十六	〃
〃	四百七十七	〃
〃	四百七十八	〃
〃	四百七十九	〃
〃	四百八十	〃
〃	四百八十一	〃
〃	四百八十二	〃
〃	四百八十三	〃
〃	四百八十四	〃
〃	四百八十五	〃
〃	四百八十六	〃
〃	四百八十七	〃
〃	四百八十八	〃
〃	四百八十九	〃
〃	四百九十	〃
〃	四百九十一	〃
〃	四百九十二	〃
〃	四百九十三	〃
〃	四百九十四	〃
〃	四百九十五	〃
〃	四百九十六	〃
〃	四百九十七	〃
〃	四百九十八	〃
〃	四百九十九	〃
〃	五百	〃
〃	五百一	〃
〃	五百二	〃
〃	五百三	〃
〃	五百四	〃
〃	五百五	〃
〃	五百六	〃
〃	五百七	〃
〃	五百八	〃
〃	五百九	〃
〃	五百十	〃
〃	五百十一	〃
〃	五百十二	〃
〃	五百十三	〃
〃	五百十四	〃
〃	五百十五	〃
〃	五百十六	〃
〃	五百十七	〃
〃	五百十八	〃
〃	五百十九	〃
〃	五百二十	〃
〃	五百二十一	〃
〃	五百二十二	〃
〃	五百二十三	〃
〃	五百二十四	〃
〃	五百二十五	〃
〃	五百二十六	〃
〃	五百二十七	〃
〃	五百二十八	〃
〃	五百二十九	〃
〃	五百三十	〃
〃	五百三十一	〃
〃	五百三十二	〃
〃	五百三十三	〃
〃	五百三十四	〃
〃	五百三十五	〃
〃	五百三十六	〃
〃	五百三十七	〃
〃	五百三十八	〃
〃	五百三十九	〃
〃	五百四十	〃
〃	五百四十一	〃
〃	五百四十二	〃
〃	五百四十三	〃
〃	五百四十四	〃
〃	五百四十五	〃
〃	五百四十六	〃
〃	五百四十七	〃
〃	五百四十八	〃
〃	五百四十九	〃
〃	五百五十	〃
〃	五百五十一	〃
〃	五百五十二	〃
〃	五百五十三	〃
〃	五百五十四	〃
〃	五百五十五	〃
〃	五百五十六	〃
〃	五百五十七	〃
〃	五百五十八	〃
〃	五百五十九	〃
〃	五百六十	〃
〃	五百六十一	〃
〃	五百六十二	〃
〃	五百六十三	〃
〃	五百六十四	〃
〃	五百六十五	〃
〃	五百六十六	〃
〃	五百六十七	〃
〃	五百六十八	〃
〃	五百六十九	〃
〃	五百七十	〃
〃	五百七十一	〃
〃	五百七十二	〃
〃	五百七十三	〃
〃	五百七十四	〃
〃	五百七十五	〃
〃	五百七十六	〃
〃	五百七十七	〃
〃	五百七十八	〃
〃	五百七十九	〃
〃	五百八十	〃
〃	五百八十一	〃
〃	五百八十二	〃
〃	五百八十三	〃
〃	五百八十四	〃
〃	五百八十五	〃
〃	五百八十六	〃
〃	五百八十七	〃
〃	五百八十八	〃
〃	五百八十九	〃
〃	五百九十	〃
〃	五百九十一	〃
〃	五百九十二	〃
〃	五百九十三	〃
〃	五百九十四	〃
〃	五百九十五	〃
〃	五百九十六	〃
〃	五百九十七	〃
〃	五百九十八	〃
〃	五百九十九	〃
〃	六百	〃
〃	六百一	〃
〃	六百二	〃
〃	六百三	〃
〃	六百四	〃
〃	六百五	〃
〃	六百六	〃
〃	六百七	〃
〃	六百八	〃
〃	六百九	〃
〃	六百十	〃
〃	六百十一	〃
〃	六百十二	〃
〃	六百十三	〃
〃	六百十四	〃
〃	六百十五	〃
〃	六百十六	〃
〃	六百十七	〃
〃	六百十八	〃
〃	六百十九	〃
〃	六百二十	〃
〃	六百二十一	〃
〃	六百二十二	〃
〃	六百二十三	〃
〃	六百二十四	〃
〃	六百二十五	〃
〃	六百二十六	〃
〃	六百二十七	〃
〃	六百二十八	〃
〃	六百二十九	〃
〃	六百三十	〃
〃	六百三十一	〃
〃	六百三十二	〃
〃	六百三十三	〃
〃	六百三十四	〃
〃	六百三十五	〃
〃	六百三十六	〃
〃	六百三十七	〃
〃	六百三十八	〃
〃	六百三十九	〃
〃	六百四十	〃
〃	六百四十一	〃
〃	六百四十二	〃
〃	六百四十三	〃
〃	六百四十四	〃
〃	六百四十五	〃
〃	六百四十六	〃
〃	六百四十七	〃
〃	六百四十八	〃
〃	六百四十九	〃
〃	六百五十	〃
〃	六百五十一	〃
〃	六百五十二	〃
〃	六百五十三	〃
〃	六百五十四	〃
〃	六百五十五	〃
〃	六百五十六	〃
〃	六百五十七	〃
〃	六百五十八	〃
〃	六百五十九	〃
〃	六百六十	〃
〃	六百六十一	〃
〃	六百六十二	〃
〃	六百六十三	〃
〃	六百六十四	〃
〃	六百六十五	〃
〃	六百六十六	〃
〃	六百六十七	〃
〃	六百六十八	〃
〃	六百六十九	〃
〃	六百七十	〃
〃	六百七十一	〃
〃	六百七十二	〃
〃	六百七十三	〃
〃	六百七十四	〃
〃	六百七十五	〃
〃	六百七十六	〃
〃	六百七十七	〃
〃	六百七十八	〃
〃	六百七十九	〃
〃	六百八十	〃
〃	六百八十一	〃
〃	六百八十二	〃
〃	六百八十三	〃
〃	六百八十四	〃
〃	六百八十五	〃
〃	六百八十六	〃
〃	六百八十七	〃
〃	六百八十八	〃
〃	六百八十九	〃
〃	六百九十	〃
〃	六百九十一	〃
〃	六百九十二	〃
〃	六百九十三	〃
〃	六百九十四	〃
〃	六百九十五	〃
〃	六百九十六	〃
〃	六百九十七	〃
〃	六百九十八	〃
〃	六百九十九	〃
〃	七百	〃
〃	七百一	〃
〃	七百二	〃
〃	七百三	〃
〃	七百四	〃
〃	七百五	〃
〃	七百六	〃
〃	七百七	〃
〃	七百八	〃
〃	七百九	〃
〃	七百十	〃
〃	七百十一	〃
〃	七百十二	〃
〃	七百十三	〃
〃	七百十四	〃
〃	七百十五	〃
〃	七百十六	〃
〃	七百十七	〃
〃	七百十八	〃
〃	七百十九	〃
〃	七百二十	〃
〃	七百二十一	〃
〃	七百二十二	〃
〃	七百二十三	〃
〃	七百二十四	〃
〃	七百二十五	〃
〃	七百二十六	〃
〃	七百二十七	〃
〃	七百二十八	〃
〃	七百二十九	〃
〃	七百三十	〃
〃	七百三十一	〃
〃	七百三十二	〃
〃	七百三十三	〃
〃	七百三十四	〃
〃	七百三十五	〃
〃	七百三十六	〃
〃	七百三十七	〃
〃	七百三十八	〃
〃	七百三十九	〃
〃	七百四十	〃
〃	七百四十一	〃
〃	七百四十二	〃
〃	七百四十三	〃
〃	七百四十四	〃
〃	七百四十五	〃
〃	七百四十六	〃
〃	七百四十七	〃
〃	七百四十八	〃
〃	七百四十九	〃
〃	七百五十	〃
〃	七百五十一	〃
〃	七百五十二	〃
〃	七百五十三	〃
〃	七百五十四	〃
〃	七百五十五	〃
〃	七百五十六	〃
〃	七百五十七	〃
〃	七百五十八	〃
〃	七百五十九	〃
〃	七百六十	〃
〃	七百六十一	〃
〃	七百六十二	〃
〃	七百六十三	〃
〃	七百六十四	〃
〃	七百六十五	〃
〃	七百六十六	〃
〃	七百六十七	〃
〃	七百六十八	〃
〃	七百六十九	〃
〃	七百七十	〃
〃	七百七十一	〃
〃	七百七十二	〃
〃	七百七十三	〃
〃	七百七十四	〃
〃	七百七十五	〃
〃	七百七十六	〃
〃	七百七十七	〃
〃	七百七十八	〃
〃	七百七十九	〃
〃	七百八十	〃
〃	七百八十一	〃
〃	七百八十二	〃
〃	七百八十三	〃
〃	七百八十四	〃
〃	七百八十五	〃
〃	七百八十六	〃
〃	七百八十七	〃
〃	七百八十八	〃
〃	七百八十九	〃
〃	七百九十	〃
〃	七百九十一	〃
〃	七百九十二	〃
〃	七百九十三	〃
〃	七百九十四	〃
〃	七百九十五	〃
〃	七百九十六	〃
〃	七百九十七	〃
〃	七百九十八	〃
〃	七百九十九	〃
〃	八百	〃
〃	八百一	〃
〃	八百二	〃
〃	八百三	〃
〃	八百四	〃
〃	八百五	〃
〃	八百六	〃
〃	八百七	〃
〃	八百八	〃
〃	八百九	〃
〃	八百十	〃
〃	八百十一	〃
〃	八百十二	〃
〃	八百十三	〃
〃	八百十四	〃
〃	八百十五	〃
〃	八百十六	〃
〃	八百十七	〃
〃	八百十八	〃
〃	八百十九	〃

車挺を解散す。

(2) 輸送隊

(一)概況　震災當日より八日までの間、輜重兵第一大隊主力は、警備勤務に服せしも、馬曳四十輛は、當日より師團司令部に配屬し、各部隊の糧秣補給に任じ、九日後は大隊主力師團の輸送隊と爲り、經理部長と協議し、主として師團集積倉庫より各部隊に約十五日分の糧秣を貯藏せしめ、且日々の給與品を交付する爲め、分進的輸送に任じ、所要に方り、行軍、調整地又補充地より輸送を實施したり、而して各獨立隊へは別に歩兵第一大隊に對し、二車輛の割合を以て配屬し、以て分散せる各聯隊獨立隊への補給輸送を爲し、毎日の輸送實施は、前日經理部と協議して交付部隊輸送品の品種重量積載準備の時間等を決定したる上、各中隊に對し、作業力の平均を顧慮して補給部隊を配當せり。

輸送當日は、二將校を先遣し、行軍主任者と協議し、補給部隊毎に部隊輸送實任者は、下士以下を長とし、之に監督將校を附し、以て教育指導に利用し、且其若干を以て先遣將校以下を成るべく交代任命したり。

若夫れ二馬曳車輛は、少數なりしも、常に遠距離の輸送に使用したるも以て、輸送量は一馬曳と大差なく、且兵卒の勞力と時間に於て大に利する所ありたり。

一覽表

戒嚴間輸送業務一覽表

月日	品目	數量	業務概要	使用車數	動員車馬數（輜重）	輸送實行數量（噸）
九月十二日	糧秣	米 三三〇俵 麥 三四三俵	師團司令部ヨリ各部隊ヘ	一馬曳 一四五 （輜重車一四六一）	一一、五	三五、〇
九月十二日	糧秣	米 一、六〇〇貫	師團司令部ヨリ各部隊ヘ	一馬曳 一四五 （輜重車一四六一）	一一、五	三五、〇
九月十二日	糧秣	大	師團司令部ヨリ各部隊ヘ	二馬曳 六一	一〇、〇	二二、〇
九月十一日	糧秣	米 三三〇俵	師團司令部ヨリ各部隊ヘ	二馬曳 五二	一〇、〇	二二、〇
九月十一日	糧秣	米 一、六〇〇貫	令部ヨリ兵器廠ヘ糧秣ヲ運送ス	二馬曳 五

閏九月二十八日	九月二十六日	九月二十六日	九月二十五日	九月二十四日	九月二十一日
	醬油味噌砂糖枯梢	素麺澁砂糖枯	味砂糖枯梢大梢	澁醬味砂糖大梢	菓子及煙草
	麺				
	草物油曾梢他麥米	子油物糖曾他	曾糖草米麥麥	下物油曾糖麦草麥米	物油曾梢註麥
	六、一二五、四六〇 一一 二四 四〇四〇 三四 頭頁右頁頁面右頁	二、 五二三、三六 四八二三三六 七五五二四四 頁頁頁頁頁	九一 四二五一五〇 〇二〇〇〇九 頁頁頁頁頁後	一 二 五 三四四四七七三 一〇八〇二〇 頁右頁頁頁後頁後歩	一、 〇〇〇 頁
二結アル時ハ米麺類ヲ參ラ增加セシムルコトヲ得ル	ヘ品總計 ヲ部隊 三、四〇〇 ス課司令部 ミリ貫 分配各部隊	分ヲ總計 四、〇八 ス課司令部 ミリ貫 分配各部隊	分ヲ總計 三、〇三〇貫 ス課司令部 ミリ各部隊 ヘ分配	ヘ品總計 ヲ部隊 三、〇九四貫 ス課司令部 ミリ各部隊 ヘ分配	ヘ品總計 ヲ部隊 三、〇九四貫 ス課司令部 ミリ各部隊 ヘ分
	一馬 曳 （延車五九） 五一	二一馬 曳 （延車九二） 四六	一馬 曳 四六	二一馬 曳 （延車七六） 二九	一馬 曳 （延車七六） 一六
	六、五	八、〇	九、〇	七、五	九、〇
	一七、〇	二〇、〇	一九、〇	一五、〇	一九、〇

備考	至十月二十四日	自十月二十三日	至十月二十三日	自十月一日	九月二十九日
一、本表ノ使用車輛中ニハ各隊配屬ノモノヲ含マス。 二、使用車數欄中（延車云々）ハ右記車輛ヲ數回往復使用シタルコトヲ示ス。	輸送ヲ行ハス	ス課司令部ミリ各隊ヘ分配	罹災兵卒ノ救恤品	シシ急兵ヘ臨車以多入十ムーヲヲ之母疾テクト除ルコ週要以カ艦自相且ノ二コトヲ同ルス減帶軍部給救以トハ帶ノ馬ヲト多育隊セ倉ノ車以給畫ノ繪リ力場メヲテテ定週關送ヲ台ヲ千テ二上セ上ヘ出動頭蹄充白ル支繪動セ慶重ヒテ動ヲ幣平	乾醬澁味砂糖大梢 麺 澁油物曾糖草麥米	海藻菓澁醬味赫梢 麺 及 釘草子物油曾麥米
				部隊ヘ品ヲ分配ス	總計 三、七一三貫 司令部ミリ各部隊
				一馬 曳 一〇	一馬 曳 （延車四九） 四二
					一〇、〇
					一五、〇

第一節　應急措置　第二章　各記、試所の活動（續章有）

（二）出動車輛及輸送量　輸送隊として出動したる車輛は、九月九日より九月第三旬に入り、警備部隊逐次撤退したると共に、補給搭任部隊亦除配屬の四〇〇輛を加ふれば、毎日使用したる數九五輛に上る、終るに至りては出動車輛延數四四七輛、一日平均五五、七三五貫、一車の基準積載量を五三輛分の積載量を五三輛に換算して一、三四餘輛にして、一日平均九三輛分の積載量を五三輛に遞減し、九月下旬に至りては出動車輛延數四四七輛、一日平均四四輛となれり。

輸送量は、九月九日より二十日さで五五、七三五貫、一車の基準積載量を五三輛分の積載量を五三輛に遞減し、九月下旬に至りては出動車輛延數四四七輛、一日平均四四輛となれり。

輸送に於ては、分遣所派出所等に分散して警察交通取締に從事し、人員に對し馬匹は、

(四)各部隊配屬人馬狀況　補助憲兵として派遣したる下士以下八名

歸隊	本隊へ	自九月三十日	各隊配屬馬輛竝人數ヲ減ス。

輸送實施概況

自九月三十日

區間	一日輸送總車輛數	一日平均出動車輛數	一日輸送總重量	一日平均實働時間・同	一日平均輸送距離	一日平均一車輛輸送距離
	一、二七九車輛	八四五貫	一八時間	一二時間	四八、四〇〇貫	二四吉米
	一、二七九車輛	八四五貫	一八時間	一二時間	四八、四〇〇貫	二四吉米

(三)實働時間及輸送行程　九月九日來秩と連日輸送を繼行したるも、十月一日後は輸卒入隊の爲め、教育關係により支障多く、且配給數量も減少したるを以て、經理部と協定して、輸送隊の輸送を中止し、自動車班を以てこれに充て、臨時補上荷馬車を以てこれを補ひ、これが監視に自轉車兵を附し、急を要する場合を顧慮して、一週一日は、全力を擧げて出動し得る如くしたり。

九月に於ける實働時間は、一日平均八時間にして、輸送行程は、月二十日まで毎日各車平均二十吉米、九月下旬は低下して一八吉米と爲る。

月	日	一輸送日平均輸送距離	一輸送總重量	一日平均出動車輛數	一輸送總車輛數	一日平均實働時間・同	一日輸送總車輛數	一日平均出動車輛數	一輸送總重量	一日平均實働時間・同	一日輸送總車輛數	一日平均出動車輛數	一輸送總重量	一日平均實働時間・同
九	一	一二四吉米	八、四〇〇貫	一二	一、二七九	一八時間								
九	二	一二四吉米	八、四〇〇貫	一二	一、二七九	一八時間								
九	三	一二四吉米	八、四〇〇貫	一二	一、二七九	一八時間								
九	四	一二四吉米	八、四〇〇貫	一二	一、二七九	一八時間								
九	五	一二四吉米	八、四〇〇貫	一二	一、二七九	一八時間								
九	六	一二四吉米	八、四〇〇貫	一二	一、二七九	一八時間								
九	七	一二四吉米	八、四〇〇貫	一二	一、二七九	一八時間								
九	八	一二四吉米	八、四〇〇貫	一二	一、二七九	一八時間								
九	九	一二四吉米	八、四〇〇貫	一二	一、二七九	一八時間								
九	十	一二四吉米	八、四〇〇貫	一二	一、二七九	一八時間								
九	十一	一二四吉米	八、四〇〇貫	一二	一、二七九	一八時間								
九	十二	一二四吉米	八、四〇〇貫	一二	一、二七九	一八時間								
九	十三	一二四吉米	八、四〇〇貫	一二	一、二七九	一八時間								
九	十四	一二四吉米	八、四〇〇貫	一二	一、二七九	一八時間								
九	十五	一二四吉米	八、四〇〇貫	一二	一、二七九	一八時間								
九	十六	一二四吉米	八、四〇〇貫	一二	一、二七九	一八時間								
九	十七	一二四吉米	八、四〇〇貫	一二	一、二七九	一八時間								
九	十八	一二四吉米	八、四〇〇貫	一二	一、二七九	一八時間								
九	十九	一二四吉米	八、四〇〇貫	一二	一、二七九	一八時間								
九	二十	一二四吉米	八、四〇〇貫	一二	一、二七九	一八時間								
九	二十一	一二四吉米	八、四〇〇貫	一二	一、二七九	一八時間								
九	二十二	一二四吉米	八、四〇〇貫	一二	一、二七九	一八時間								
九	二十三	一二四吉米	八、四〇〇貫	一二	一、二七九	一八時間								
九	二十四	一二四吉米	八、四〇〇貫	一二	一、二七九	一八時間								
九	二十五	一二四吉米	八、四〇〇貫	一二	一、二七九	一八時間								
九	二十六	一二四吉米	八、四〇〇貫	一二	一、二七九	一八時間								
九	二十七	一二四吉米	八、四〇〇貫	一二	一、二七九	一八時間								
九	二十八	一二四吉米	八、四〇〇貫	一二	一、二七九	一八時間								
九	二十九	一二四吉米	八、四〇〇貫	一二	一、二七九	一八時間								
九	三十	一二四吉米	八、四〇〇貫	一二	一、二七九	一八時間								

輸送實施概況

自九月三十日

區間	一日輸送總車輛數	一日平均出動車輛數	一日輸送總重量	一日平均實働時間・同	一日平均輸送距離	一日平均一車輛輸送距離
	一、二七九車輛	八四五貫	一八時間	一二時間	四八、四〇〇貫	二四吉米

(二)實働時間及輸送行程　九月九日來秩と連日輸送を繼行したるも、十月一日後は輸卒入隊の爲め、教育關係により支障多く、且配給數量も減少したるを以て、經理部と協定して、輸送隊の輸送を中止し、自動車班を以てこれに充て、臨時補上荷馬車を以てこれを補ひ、これが監視に自轉車兵を附し、急を要する場合を顧慮して、一週一日は、全力を擧げて出動し得る如くしたり。

九月に於ける實働時間は、一日平均八時間にして、輸送行程は、月二十日まで毎日各車平均二十吉米、九月下旬は低下して一八吉米と爲る。

月	日	一日平均輸送距離	一輸送總重量	一日平均出動車輛數	一輸送總車輛數	一日平均實働時間・同	一日輸送總車輛數	一日平均出動車輛數	一輸送總重量	一日平均實働時間・同	一日輸送總車輛數	一日平均出動車輛數	一輸送總重量	一日平均實働時間・同
九	一	一二四吉米	八、四〇〇貫	一二	一、二七九	一八時間								
九	二	一二四吉米	八、四〇〇貫	一二	一、二七九	一八時間								
九	三	一二四吉米	八、四〇〇貫	一二	一、二七九	一八時間								
九	四	一二四吉米	八、四〇〇貫	一二	一、二七九	一八時間								
九	五	一二四吉米	八、四〇〇貫	一二	一、二七九	一八時間								
九	六	一二四吉米	八、四〇〇貫	一二	一、二七九	一八時間								
九	七	一二四吉米	八、四〇〇貫	一二	一、二七九	一八時間								
九	八	一二四吉米	八、四〇〇貫	一二	一、二七九	一八時間								
九	九	一二四吉米	八、四〇〇貫	一二	一、二七九	一八時間								
九	十	一二四吉米	八、四〇〇貫	一二	一、二七九	一八時間								
九	十一	一二四吉米	八、四〇〇貫	一二	一、二七九	一八時間								
九	十二	一二四吉米	八、四〇〇貫	一二	一、二七九	一八時間								
九	十三	一二四吉米	八、四〇〇貫	一二	一、二七九	一八時間								
九	十四	一二四吉米	八、四〇〇貫	一二	一、二七九	一八時間								
九	十五	一二四吉米	八、四〇〇貫	一二	一、二七九	一八時間								
九	十六	一二四吉米	八、四〇〇貫	一二	一、二七九	一八時間								
九	十七	一二四吉米	八、四〇〇貫	一二	一、二七九	一八時間								
九	十八	一二四吉米	八、四〇〇貫	一二	一、二七九	一八時間								
九	十九	一二四吉米	八、四〇〇貫	一二	一、二七九	一八時間								
九	二十	一二四吉米	八、四〇〇貫	一二	一、二七九	一八時間								
九	二十一	一二四吉米	八、四〇〇貫	一二	一、二七九	一八時間								
九	二十二	一二四吉米	八、四〇〇貫	一二	一、二七九	一八時間								
九	二十三	一二四吉米	八、四〇〇貫	一二	一、二七九	一八時間								
九	二十四	一二四吉米	八、四〇〇貫	一二	一、二七九	一八時間								
九	二十五	一二四吉米	八、四〇〇貫	一二	一、二七九	一八時間								
九	二十六	一二四吉米	八、四〇〇貫	一二	一、二七九	一八時間								
九	二十七	一二四吉米	八、四〇〇貫	一二	一、二七九	一八時間								
九	二十八	一二四吉米	八、四〇〇貫	一二	一、二七九	一八時間								
九	二十九	一二四吉米	八、四〇〇貫	一二	一、二七九	一八時間								
九	三十	一二四吉米	八、四〇〇貫	一二	一、二七九	一八時間								

匹少かりしより、馬の疲勞甚しく、傷病馬比較的多數したり。

九月末日下士候補者二四名歸隊し、殘餘は十月九日までに全部歸隊任ずる爲め、歩兵六隊騎兵輜重隊工兵大隊に各二乘輛、上等兵以下三三三名、鞍馬馬二二を配屬し、以て各警備地區内の糧秣其他を輸送せしめ、警備兵力縮少に伴ひ、逐次隊し、九月末には上等兵以下二一〇名鞍馬一一六に遲減し、十月末日までに歩兵一聯隊配屬の兵卒六名、鞍馬四の外全部歸隊す。

(五)給養　兵員の給養品中、生魚は冷藏品あるも、生肉野菜類は平時加給品並に少食量(夜間動務者に)を增給したるを以て、不足を訴ふることなく、殊に九月下旬よりは、勞役遲減したる爲め、潤澤となりたり。

馬匹中駄馬は、八九兩月輸卒在營せざる爲め、常備中大兼を半減しありしも、輸送隊として服務後は、常備に復したり。

乘馬は非役卸て平時より輕減したる有樣なるを以て、常備を持續し、乘駄馬とも戰時定量を給せざりき。

(六)人馬衛生　將校以下衛生狀態概ね良好にして、患者の平時より少なかりしは、機性的精神の發露により志氣旺盛なりしが爲めと、常內勤務と交代して佛國輸送勤務に服したるに由るべし、他部隊配屬中には疑似赤痢患者二名發生し、九月二十五日戰性と決定して入院加療し、十月五日全治退院す、馬匹は九月中旬頃一時疲勞と疲痛の狀態を認めしも、輸送力減退に至らずして快復に向ひたり、尤も補助憲兵及他部隊配屬馬中、歸隊或は交換したるものに蠶蝕跡を損じたるものありたり。

三、糧秣輸送

(一)概況　九月一日より八日までの間、糧秣は部隊の所要に應じて自動車班の自動車を以て配給し、九日より九月末日までは、配給所自動車を以て、補上荷馬車自動車班自動車及浦葛原冷藏庫より生魚を受領し、外に九月三日より三十日まで毎日麥稈を受領し、自動車一二輛を以てこれを各部隊に配給したり。

臨時補上荷馬車を以て配給を補ひ、時には所要部隊の自動車班自動車及十月一日後は輸卒入隊の爲め教育の必要ありて、自動車班を以て糧秣受領の爲め重に配給所自動車を以てし、補上荷馬車自動車班は部隊の所要に應じて自動車を以てこれを補ひ、これが監視に自轉車兵第一大隊に於て臨時編成したる輸送隊(輜重兵每日三十輛乃至六十輛)を以て配給したり。

| 〃 | 〃 | 〃 |

（備考）　建築材料運搬

歩兵第三聯隊假兵舍新築材料は、之を新潟縣相崎地方より船送すること、十月二日鉄道省より貨車供給を受け、十月二日鉄道司令部の斡旋に依り貨車配給を受けたるも、其の後新潟縣内に貨車不足を来し、参謀本部より鉄道司令部に交渉の結果、十月六日鉄道司令部より

ル交通路ノ整理。
ハ、日本橋及京橋南部警備部隊ノ區域内、區内ノ主要交通路ノ整理。
ニ、六郷川東海道上橋梁ノ四噸自動貨車ヲモ危險ナク通過セシメ得ル程度ノ加修工事。
二、人夫八十名ヲ配屬ス。
午後六時三十分工兵第十三大隊（高田第十三師團）、歩兵第一聯隊に到着し、是日より工兵第十三大隊長工兵第一大隊を併せ指揮し、作業隊を編成す。
午後七時作業隊より作業豫定報告あり、工兵第十三大隊は、明七日器械及作業準備を爲す、同時に江東橋は工兵第一大隊に於て軍橋（強縦隊橋）を架了したるの報あり、直に戒嚴司令部に特報す、午後八時歩兵第一聯隊より、京橋、日本橋、芝、月島方面の交通網偵察要圖の報告あり。
七日午前八時三十分工兵第十三大隊長見市清、左の要旨の命令を發す。
一、工兵第十三大隊長ハ、工兵第一大隊ヲ併セ指揮シ、直ニ左ノ作業ニ從事スヘシ。
1、目下工兵第一大隊ニテ實施シアル作業。
2、深川、芝方面主要通路ノ整理補修。
3、南部警備隊地區内主要地點ニ於ケル道橋ノ設置。
二、永代橋ノ目下大丸組ニテ工事ヲ實施シアルモ、作業完成ヲ成ルヘク迅速ナラシムル爲、要スレハ其作業ヲ援助スヘシ。
正午、戒命第十二號の内を以て左の命令を受く。
一、東京南部警備隊司令官ニ更ニ工兵第七大隊（旭川第七師團）ヲ配屬ス。
二、同司令官ハ、依然前任務ヲ續行シ、特ニ永代橋ヨリ龜澤町ニ至ル道路及諸橋梁ノ改修ニ顧慮スヘシ。
三、道路及橋梁ノ補修ニ當リテハ、爲シ得レハ、自動車ノ通過ニ支障ナカラシムヘシ。
午後一時、戒嚴司令部の要求に依り、道路交通に關する調査報告追加を提出す。
一、現況ニ鑑ミ道路交通整理ニ關スル方法手段
市内及市外主要交通網ヲ整理シ、先ツ災害地内各地區ノ交通ヲ計ラントス、而シテ右地區中隅田川兩岸地區ヲ連結スルヲ第一トス、之カ爲主トシテ工兵隊ヲ使用シ成シ得ル限リ地方ニ援助セシメ、左ノ順序ニ實施ス。
1、本石町ー兩國ー江東橋道及江東橋ノ修理。
2、吳服橋ー永代橋ー黒江町道。永代橋ニハ先ツ渡ヲ用フ。
3、日比谷ー築地ー月島道。月島ニ至ル間ハ渡ヲ用フ。
4、本石町ー水天宮ー新大橋ー森下道。
5、龜澤町ー黒江町道。
6、永代橋及六郷橋梁ノ加修。
7、菊川橋附近ニ軍橋架設。
8、各地區細部ノ交通整理。
二、橋梁修理方法
1、江東橋　IPノ主力ヲ以テ鋼列材料ニテ行フ。
2、永代橋　永代橋ニ實施中ナル大丸組材料（附近水中ニアリ）ヲ以テ、一部ノ兵力ヲ以テ大丸組ヲ援助シ、破壞サレサル三橋礎橋脚ヲ主トシ、橋床ヲ架設ス。
3、六郷橋　右岸ノ橋脚三、左岸一、破壞シアルヲ以テ、川崎町役場ニ交渉シ、材料人員ノ提供ヲ乞ヒ、之ヲ利用シ、工兵隊指導ノ下ニ加修工事ヲナス。
4、菊川橋　江東橋ハ鐵道第二聯隊ニテ橋梁ヲ架設中ニ係リ、近ク完成ノ見込アルヲ以テ、同橋完成セハ此ノ鋼列材料ヲ以テ菊川橋附近ノ軍橋ヲ架ス。
一中隊ノ兵力ヲ用フ。
若シ鋼列ノ材料ナキ時ハ、地方材料ヲ用フ。
三、橋梁修理材料中地方材料所在及蒐集方法
川崎大森方面ハ、多少材料ヲ集積シ得ル見込アリ、内務省方面ヨリ之ヲ蒐集スル如クスルヲ可トスヘシ。
午後二時五分作業隊長報告。
永代橋ー黒江町ー洲崎間ノ電車線ヲ有スル街路ハ、徒歩者ノ通過ニ支障ナキモ車輛通過ハ不能ナリ、但シ徒歩者ノ通過ノ爲ニモ、澤海橋ハ、工兵一分隊四時間ノ作業ヲ要ス。
意見　本道路ハ、交通ノ幹線ニアラサルヲ以テ、應急ノ處置トシテ、手車以下ノ通過シ得ル程度ノ板橋ヲ作ルヲ適當トス。
本道上ノ障碍ハ、電車ノ殘骸ノ電線ニシテ、逐次市民ニ於テ整理中ナリ。
午後三時工兵第十三大隊長に、左の命令を與ふ。
一、作業隊ハ、前任務ヲ續行スルノ外、月島附近ノ交通路整理ニ任スル可シ。
二、道路橋梁補修ニ當リテハ、自動車ノ通過ニ支障ナカラシムヘシ。
三、日本橋及京橋方面ニ於ケル交通網ノ整理ニ當リテハ、特ニ永代橋ヨリ龜澤町ニ至ル道路及橋梁ノ補修ニ注意スヘシ。
四、工兵第七大隊ノ一中隊ハ、七日夕師團司令部ニ到着スル筈、尙同大隊ノ殘餘本部及一中隊ハ、續テ到着スル筈。到着日次未定。
午後八時、戒嚴司令部交通課指示。
一、東京南北警備地區司令官ハ、其地區内ニ於ケル左記河川中墜落セル橋梁ヲ破壞シ、船舶航行ヲ容易ナラシムヘシ。
堅川、小名木川、北十間川。
但シ、主要道路ニ連絡スル橋梁ハ、陸上交通ヲ顧慮スヘシ。
二、神田橋ノ修理ヲ速ニ完成スヘシ。
三、現在交通路ニ使用シアル橋梁中、抗力不十分ナルモノハ適當ノ標示ヲナシ、橋梁ノ抗力ヲ維持スヘシ。
四、第一項河川整理ノ着手時期、完成見込ヲ報告スヘシ。
是日午前十時半福田大尉市役所道路課に於て左の如く協定す。
市役所トノ協定
第一篇　應急措置　第二章　各紀、政府の活動（陸軍省）

市役所ニ於テ近ク橋梁道路ノ整理ニ着手セントシツヽアルヲ聞キ、九月七日市役所ニ至リ、交通整理ニ關シ、軍隊擔任ト市役所擔任トニ就テ、左ノ如ク協定ス。
1、道路ニ就テ　既ニ軍隊ニテ整理完了又ハ着手シアル道路ノ外、軍隊ハ今後隅田川左岸黒江町ー龜澤町道以西地區ノ諸道路及築地、芝方面ノ諸道路ノ交通整理ヲ擔任スルコトトス。
2、橋梁ニ就テ　江東橋、海邊橋、黒龜橋、沙見橋及黒船橋ノ修理、及軍隊ニテ道路整理ヲ擔任スヘキ地區ノ次等橋梁ノ修理ヲ軍隊ニテ擔任シ、他ハ市役所又ハ府ニテ擔任スルコトトス。
永代橋ハ、目下大丸組ニテ橋梁架設中ナルヲ以テ、軍隊ニテ之ヲ援助シ、六郷橋ハ、川崎町役場ニテ地方人夫及材料ノ募集ヲ約セシヲ以テ、軍隊ニテ指導シ、修理ニ任スルコトトス。
而シテ交通整理ニ當リテハ、橋梁ハ自動車通過ニ幾支ナカラシムル程度、通路ハ歩車道ノ區別アルモノハ車道全部、區別ナキモノハ道路ノ略ゝ全幅（約五間）ニ亘リ整理ヲ實施スルコトト定メタリ、又道路ハ、其交通線ノ價値ニ從ヒ、一、二、三等級ニ分チテ整理ヲ行ヒ、四等以下ノ道路ハ、後日ノ整理ニ讓ルコトトス。
七日夜半までの陸軍應急交通整理概況、左の如し。
一、枕橋、自動車通過程度に新設　近衛工兵大隊
二、駒橋、橋床を輕車輛通過に修理　工兵第一大隊
三、神田橋、吾妻橋、業平橋、千歳橋、一ツ橋、御茶ノ水橋、小石川橋、組橋諸橋梁ハ、近衛第二、第八、教導隊各工兵修理中、八日開通の見込。
四、永代橋は、徒歩者、サイドカー通過程度に修理。
五、日本橋、京橋、本所、深川方面の交通整理。（工兵第一大隊）
六、鍛橋は七日修理完了。
七、六郷川本道上の諸橋梁修理は九日午前中に牛永久的に完成の豫定。（工兵第三大隊）
八、江東橋は、鐵道第二聯隊に依り十一日までに牛永久的に修理中なるも、一時通過の爲め、工兵第一大隊舟橋を架設し、六日完成す。
九、抗力不十分なる橋梁には、維持に必要なる諸件を標示しあり、通行者標示

の規定に從ふを要す。

八日工兵第十三大隊長は、工兵第一大隊及是日到着の工兵第七大隊一中隊を併せ指揮し、依然前任務を續行すると共に、月島附近の交通整理に任じつゝあり。

一、小名木川航路開通作業は、工兵第十三大隊の一中隊を以て、是日午後萬年橋の破壞を實施し、午後五時完成す。

二、竪川一ノ橋附近より新辻橋に至る間、航路開通作業は、偵察の結果、爆破を要するものなく、單に木材を兩岸に繫留すれば可にして、既に第一大隊を以て其作業に着手す。

三、兩國橋―柳島―五之橋―逆井橋道を經て小松川に至る道路は、自動車の通過自在なり。

四、永代橋は、八日乘用空自動車の通過に支障なき如く修理せらる。

五、兩國橋―江東橋間の道路、小傳馬町―淺草橋―兩國橋間の道路、日本橋―千代田橋―江戸橋間の道路は、何れも整理完成し、自動車自在に通過す。

六、歩兵第三聯隊内に擔築中の井戸は、深さ六米にして、水深一米五〇を得たり。

午後六時、作業隊に明九日に關する命令を下す。

作業隊へ、前任務ノ續行スルノ外、左記作業ノ實施スヘシ。

新大橋―新川橋間交通路ノ整理。

黒江町ヨリ洲崎ニ至ル交通路ノ整理。

芝口―宇田川町間交通路ノ整理。

六郷橋梁ノ改修工事指導。

海豐橋ノ改修工事。

九日午前十時十五分六郷川橋梁の植杭を完成し、橋床の引下作業に移り、十日正午完成の豫定を以て事に從ふ、十日月島の諸道路は、概して交通便にして、燒跡亦漸次恢復し、櫻橋、茅場町、鎧橋、水天宮、新大橋通は、諸車の通過を許し、唯中之橋のみ徒歩者を通過せしむ。水天宮、人形町、久松橋、兩國橋道は、久松橋の破壞に依り荷馬車を通ぜず、多摩川の渡船場中、野毛の渡、丸子の渡は、避難民頻繁に通過するを以て青年團員努力す、第一師團の作業隊は、前日の作業を續行する外、已に改修したる主要幹線道路の路幅を五間以上に擴張するの作業に從ふ。

十一日午前六郷川橋梁修理成り、四噸貨車を通す。唯行違ひ得ず、其他の自動車は、徐行して行違ひ得べし、品川―横濱道は、品川町及生麥村に各一軒の倒壞家屋交通を妨害するものありしも、是日地方人之を取除き、自動車の通行容易と爲る、十二日には本所區龜勒橋完成して自動貨車を通じ、日本橋區濱橋は辛うじて、小川橋は自在に自動貨車を通す、本所區旅所橋亦是日强緩隊完成す。

十四日工兵各大隊十五日以後、陸軍震災救護委員の手に統一使用する事と爲り、工兵第一大隊の主力を赤羽に歸還せしむ、時間及自動車の關係上、同隊は全部屯營より舟路作業地に出動するを便とし、毎日曳舟を以て作業地に向はしむ。

作業隊の實施したる重なる作業。　通信　新嘗。

工兵第一大隊

一、道路整理　小傳馬町―鞍掛橋間の道路を整理しつゝある。

二、水路整理　十四日迄に永代橋に於ける三橋節分幅約十五米の整理を了す。

工兵第七大隊

一、道路整理　京橋銀座橋、數寄屋橋、銀座尾張町間の道路網、及芝區一之橋より天現寺間の道路整理を了り、自動車通過を自在ならしむ。

二、水路整理　古川橋―天現寺間の古川整理を了り、河水の流通を良好ならしむ。

工兵第十大隊

一、道路整理　北紺屋町、有樂町、土橋、銀座四丁目、京橋間の道路、京橋より稻荷橋に至る水路右岸の道路、及新湊町、本湊町附近の道路整理を成し、自動車の通過に便す。

二、橋梁架設　海邊橋は橋脚及軌條桁渡しを行ふ、黒船橋は十五日完成の豫定なり。

十五日午後二時頃降雨の爲め深川方面增水す、但し道路橋梁は爲に自動車自轉車の通過を妨ぐるに至らず、隅田川は水面より河岸まで約二米なり、萬川町附近の河水は、水面と河岸と同高にして、猿江町附近小名木川兩岸は、河水氾濫せり、江東橋は人の通過に支障なし、十六日早朝、隅田川水面より河岸まで約一米、橋上まで約五米なり、多摩川亦增水し、鈴木新田多摩川下流羽田町東方、附近の堤防崩壞の虞あり、野砲兵第一聯隊兵卒十五名、在鄉軍人及青年團協力して、同地附近に在る東京府所管空俵を使用し之を防止す、砂町及平井附近部落内に浸水あり、午前十時野戰砲兵第一聯隊下士以下十名を出して青年團に力を戮せ、防水に努め、且午後九時滿潮時に備ふる爲め、空俵空叺を蒐集し、危險區域に分配して極力防水し、幸に被害なきを得たり、尤も進開橋―丸八橋小名木川橋梁、間兩岸地區及進開橋西方地區は、路上水深約五寸にして交通困難を感ず、十八日野重三旅司令部より左の報あり。

一、進開橋―大富橋間小名木川橋梁三内一は完全なるまい喋落、圖平船五隻以上沈沒しありて、進開橋附近の東洋製粉會社製鰯會社等より製品の搬出に小名木川水路を利用すること不可能なり、爲に東洋製粉會社―五之橋―旅所橋間の道路、車馬輻輳して交通杜絶の狀態を呈す、至急水路開設の要あり。

二、該河川偵察の結果、從來航行せる船の航行し得る水路を開通する爲には、爆破作業により、工兵一小隊にて二日を要す。

三、十五日以來震災救護委員の區處を受けつゝある工兵第一大隊主力は、本日再び師團に復歸す、爾後の作業豫定計畫は、工兵第一大隊を以て南部警備隊内局部の交通整理道標設置整理及至急加修を要する第一師團管内の建築物復舊工事及バラック建設に從事せんとす。

四、隷下に在りたる野戰砲兵教導學校は、本日隷下を脫し歸還す。

十九日午前九時三十分工兵第一大隊第二中隊援助して撤收したる赤羽岩淵間舟橋を架設し了る、但四噸自動貨車は、門橋に依り渡河するを要す、京橋區釆女橋亦是日工兵第七大隊の手に補修作業を了す、四噸自動貨車の通過に支障なし。

此くの如くにして第一期方針たる主要幹線の整理は、九月十五六日頃略ゝ終了し、兵力は九月十四日工兵第七第十三兩大隊を戒嚴司令官の直轄に、工兵第一大隊の主力（一中隊を殘す）を震災救護委員の區處に移すと共に、何れも此時實施中なりし南部警備部隊計畫の作業を續行し、十八日に至り、工兵第一大隊の主力第一師團所管に復歸して建築物加修に任ず。

二十四日に至り、野戰砲兵第三旅團より報告する所に據れば、竪川小名木川水路は、1P13Pに依り開通せられある如きも、竪川は新辻橋脚に瓦斯管垂下し、小名木川は窖小名木橋大富橋の橋材瓦斯管沈下して、中川隅田川間の舟航不可能なり、之が舟路にして開通せんか、陸上交通を緩和するのみならず、工場に必要なる原料、殊に淡水の運搬、並に製產物を搬出するを得べく、諸工場皆共開通を希望せざるなし、內下江戸川橋行徳橋は、工兵第十一大隊二十日以來之を修理しつゝありと云ふ、是に於て午後一時福田大尉、渡邊中尉をして小名木川を偵察せしむ、水路清掃の必要を感じ、午後三時半歸部す、依りて工兵第一大隊長に清掃作業を照會し、偵察者を出さしむ、此夜暴風雨の結果、江東橋以東及竪川兩岸地區滿潮の際淺水夥しく、車輛の通過困難なり、月

島大島方面は、出水を顧慮して堤防構築の準備を爲したりしも事なくして終り、六鄕川は二十五日增水約五尺に及びしも、野砲兵第一聯隊騎兵第一聯隊協力して六鄕橋を保全す。是より先二十三日以來、工兵第十一大隊の一部は、下江戸川行徳附近、江戸川に架橋作業を爲す、二十六日午前六時三十分より七時に至る滿潮に、小名木川、竪川、境川增水し、橫十間川附近及江東橋附近の道路は、水深一尺四五寸に及び、交通困難に至り、砂町役場西方約百米妙久寺堤防境川は、決潰せんとせしに、野戰重砲兵第一聯隊より下士以下二十名出動し、靑年團と協力して之を防止す、又步三兵卒十五名は、小名木川瓦斯會社員と協力し、竪川四ノ橋に垂下したる瓦斯管二條を切斷し、略ゝ竪川の水路を開通す。

而して九月三十日に至る間に、南部警備部隊の手に加修したる橋梁左の如し。

橋梁名	所在	作業部隊	着手期日	竣工期日	荷重	摘要
江東橋	本所區入江町	1P	九、五	九、六	强耐縱橋	軍橋九、三撤收
永代橋	深川區	I	九、八	九、八ヲ通ス	自動貨車大丸組ヲ援助ス	
汐見橋	深川區入舟町	I	九、一〇	九、一〇	同	
福島橋	深川區福住町	I	九、一〇	九、一〇	同	
舟木橋	深川區入舟町	I	九、一〇	九、一〇	同	
相生橋	深川區永賴町	XIII	九、一〇	九、一〇	徒步者ヲ通ス	
中ノ橋	深川區佐賀町	XIII	九、一〇	九、一〇	徒步者ヲ通ス	略ゝ修理完了シアリ

此外九月十八日以來工兵第二大隊の手に實施中なりし御茶ノ水橋附近の水路開鑿工事は、十月十日崩落ベトン塊の除去を終りて作業を打切り市に引渡したり。

六鄕橋	川崎町	I	九、八	九、一二	自動貨車ヲ通ス	靑年團町民ヲ指導ス
黑船橋	深川區龜住町	I	九、一〇	九、一一	同	
榮橋	京橋區小田原町	XIII	九、一一	九、一一	徒步者ヲ通ス	
旅所橋	本所區松代町	I	九、一二	九、一二	强耐縱橋	軍橋九、一九撤收
彌勒寺橋	深川區松井町	I	九、一二	九、一二	自動貨車ヲ通ス	
明石橋	京橋區南飯田町	XIII	九、一二	九、一二	徒步者ヲ通ス	
築地橋	京橋區新富町	XIII	九、一二	九、一二	自動貨車ヲ通ス	市役所ト協力
海邊橋	深川區伊勢崎町	XIII	九、一一	九、一五	同	
小田原橋	京橋區小田原町	XIII	九、一三	九、一五	同	
一ノ橋	本所區元町	I	九、一五	九、一五	徒步者ヲ通ス	
黑舟橋	深川區蛤町	XIII	九、一一	九、一六	自動貨車ヲ通ス	
采女橋	京橋區采女町	XIII	九、一五	九、一九	同	

日次	作業隊	種類	人員	時間
九月一日	工兵第一大隊	1、赤羽町內防火	150	終日
		2、小石川博文館印刷所壓死者一〇〇ノ救助運搬治療	60	5.00
		3、十條陸軍工科學校ノ消火應援	30	3.00
		4、防火救助作業	65	12.00
		5、同夜一小隊月島方面應援	60	
九月二日		1、前日作業續行	200	終日
		2、（三ヶ所）避難民死傷一〇〇ノ救助運搬治療		
		3、十條火工廠警備	60	
		4、水上警察應援	66	
		5、橫濱ニ救護淨水作業	50	
		6、G.P.ノ協力赤羽十條附近ノ警戒	40	
		7、赤羽—川口間渡船整理及門橋渡間		
		8、品川ヨリ月島給水	10	
九月三日		1、前日八ノ項ノ續行	10	終日
		2、赤羽川口渡場ノ整理冊橋修理	50	
		3、糧秣本廠ノ應援救助	10	
		4、路面整理電線排除作業（兩國橋—江東橋）	16	終日
		5、前日3項ノ續行		
		6、前日6項ノ續行	60	12.00
		7、赤羽—火工廠護	50	5.00
		8、赤羽附近交通ノ通信網構成	30	
		7、芝浦附近ニ於テ糧秣食ノ運搬荷上	100	終日
九月四日		1、永代橋月島渡場整理	22	終日
		2、木石町—兩國橋—江東橋間交通路整理	30	
		3、糧秣本廠ノ應援救助	10	
		4、前日ノ項ノ續行	10	
		5、通信勤務	30	
		6、深川避難民救護	20	
		7、芝浦附近ニ於テ糧秣食ノ運搬荷上	10	
九月五日		1、永代橋月島附近渡船ノ實施	20	終日
		2、江東橋架橋材料輸送（赤羽ヨリ）	70	
		3、竪川及小名木川水路開放作業	30	
		4、通信勤務	30	
		5、糧秣本廠ノ應援救助	10	
		6、千住—芝浦石油二、三〇〇函輸送但シ小名木川ハ瓦斯管乘下シ水路完成ス	20	
	工兵第七大隊			
	工兵第十三大隊			

日次	作業	種類	人員	時間	工兵第一大隊	工兵第七大隊
九月六日						
		1、江東橋ニ彊縦隊橋ヲ架設ス	128	終日		
		2、外通信勤務	30	終日		
九月七日						
		1、江東橋、兩國日本橋、築地附近交通整理及標ノ設置	13	5.00		
		2、兩國江東橋以東交通路整理	80	5.00		
		3、六郷橋梁復舊作業ノ指導	6	5.00		
		4、永代橋ノ渭渡月島渡船實施	40	5.00		
		5、通信所勤務	30	終日		
		6 人夫八十名ヲ使用ス				
九月八日						
		1、永代橋及月島間ノ渡船實施	60	5.00		
		2、大丸組ヲ援助シ永代橋ノ修理完成	40	5.00		
		3、六郷橋修理監督	6	5.00		
		4 兩國錦絲町間ノ道路整理	60	5.00		
		5、通信所勤務	30	終日		
九月九日						
		1、交通路ノ整理新大橋ー蔀川橋間	60	5.00		
		2、六郷橋梁修理指導	6	終日		
		3、通信所勤務	30	終日		
		1、芝口ー大門町間ノ交通整理	50	終日		
		2、7P ノ殘部到着	600			
九月十日						
		1、道路橋梁補修兩國橋錦絲町間黒龍橋々梁 2/3 完成	60	5.00		
		2、路上障害物排除	40	3.00		
		黒龍橋黒江町間汐見橋福島橋ハ作業完成ス				
		福島橋ハ自動車通過自在トナル				
		3、通信所勤務	30	終日		

日次	作業	種類	人員	時間	工兵第十三大隊	工兵第一大隊	工兵第七大隊
九月六日							
					1、午後六時三十分歩兵第一聯隊ニ到着兩番備區司令官ノ隷下ニ入ル		
					工兵第十三大隊長見市清ハ工兵第一大隊ヲ併セ指揮シ作業隊ヲ編成ス		
九月七日							
		1、自動車ノ爲交通	39	4.50			
		a、鉄掛橋ー兩國間	43	3.00			
		b、千代田橋ー海運橋間	51	2.30			
		c、鉄掛橋ー兩國橋	23	4.30			
		2、電線排除作業					
		a、鉄掛橋ー傳馬町間	43	1.00			
		b、千代田橋ー海運橋間	51	1.00			
		c 鉄掛橋ー兩國間	44	7.00			
		3、本郷區司令部及ビ○○間通信網構成					
九月八日							
		1、道路上障害ノ排除、本石町ー小傳馬町間、濱町ー新大橋間兩國橋、人形町、江戸橋間	86	6.00			
		2、電線ノ排除	44	7.00			
		本石町ー小傳馬町間	28	5.30			
		茅場町橋橋鍛冶	74	6.40			
		3、○ー大井營傳除間通信網構成作業隊ニ人夫85名配屬ス	44	8.50			
九月九日							
		1、電線電車ノ除去、亀澤町ー黒江町間、櫻橋ー茅場町	25	6			
		2、小名木川、萬年橋上和島間河川整理（未完了）	49	2.30			
		3、小傳馬町兩國橋間道路ノ整理	80	5.00			
		4、通信所勤務	60	4.00			
		5、作業除ニ人夫一八〇ヲ附ス					
九月十日							
		1、架橋材料六〇米運搬（赤羽海運橋）	101	5.00			
		2、黒舟橋作業準備	18	6.00			
		3、交通整理（自動車通過）	67	6.00			
		京橋ー萬年橋ー土橋ー永代橋道相生橋ハ假設架橋徒歩者通過シ得	49	6.00			
		4、燒却電車數臺除去、兩國橋ー本石町及親當橋					
		1、電車殘骸及電線ノ排除（自動車通過）	101	5.30			
		新大橋ー山口橋ー土州橋港橋間新川橋ー京橋ー櫻橋間					
		2、電線切斷交通整理	12	2.30			
		大門停車場ー金杉橋					

日次	作業	種類	人員	時間	工兵第十三大隊	工兵第一大隊	工兵第七大隊
九月十日							
		1、江東橋ー兩國日本橋、築地附近交通整理及標ノ設置	13	5.00			
		2、兩國江東橋以東交通路整理	80	5.00			
		3、六郷橋梁復舊作業ノ指導	6	5.00			
		4、永代橋ノ渭渡月島渡船實施	40	5.00			
		5、通信所勤務	30	終日			
		6 人夫八十名ヲ使用ス					
九月十一日							
		1、永代橋及月島間ノ渡船實施	60	5.00			
		2、大丸組ヲ援助シ永代橋ノ修理完成	40	5.00			
		3、六郷橋修理監督	6	5.00			
		4 兩國錦絲町間ノ道路整理	60	5.00			
		5、通信所勤務	30	終日			
九月十二日							
		1、交通路ノ整理新大橋ー蔀川橋間	60	5.00			
		2、六郷橋梁修理指導	6	終日			
		3、通信所勤務	30	終日			
		1、芝口ー大門町間ノ交通整理	50	終日			
		2、7P ノ殘部到着	600				
九月十三日							
		1、道路橋梁補修兩國橋錦絲町間黒龍橋々梁 2/3 完成	60	5.00			
		2、路上障害物排除	40	3.00			
		黒龍橋黒江町間汐見橋福島橋ハ作業完成ス					
		福島橋ハ自動車通過自在トナル					
		3、通信所勤務	30	終日			

日次	作業	種類	人員	時間	工兵第一大隊	工兵第七大隊	工兵第十三大隊
九月十四日							
		道路整理 小鉄橋	人夫四五	五、三〇			
		水路整理 永代橋 黒江町 萬年町附近	四四	五、三〇			
		通信網構成 兩國放送局 技術所 館橋附近	二三	三、三〇			
		街路整備 京橋ー一ツ橋天現寺間	人夫一〇八、三七、三一五	四、〇〇 五、〇〇			
		水路整備 古川橋天現寺間	一二	三、〇〇			
		陸揚作業 橋板八六引上ケ	人夫九九二六	四、三〇			
		偵察 京橋區内合引橋中橋木挽橋豊田橋紀ノ國橋龜井橋	七	三、〇〇			
		道路整理 築地附近	三〇	六、三〇			
		障害物除去 北紺屋橋ー京橋本銀座四丁目ー町一町有樂新淡路町	四一	六、三〇			
		架橋 海邊橋	七七	三、〇〇			
		黒舟橋	二八	八、三〇			
		小田原橋	四〇	六、三〇			
		材料運搬 永代橋ー小田原間	五九	六、三〇			

日	時間	人員	種類
十月九日	五、〇〇	五〇	橋梁架設 一ツ橋（帝国劇場前ヨリ上ノモノ）ニ 道路整理 両国橋、新大橋間 建設材料運搬 日本橋、千代田橋、永代橋、黒江町、茅場町、洲崎町、波除作業
	五、〇〇	二〇	
	八、〇〇	三〇	岩淵水門橋梁及護岸工事 水路整理 永代橋ノ水路ニ関スル件 橋梁補修作業 両国橋、舟木橋
	六、〇〇	四八	
	七、〇〇	五五	去除ノ上床橋ノ橋太柔業作修架ノ橋（除中一部）
十月九日	八、三〇	七七	架 成完ミ峯橋通神
	九、〇〇	六二	橋 成完橋原田小
	一〇、〇〇	二八	成完（日六十橋舟黒

日	時間	人員	種類	備考
十月六日			作業 工兵第一大隊（第二中隊除）	一、工兵第一大隊（第二中隊）
	七、〇〇	四五	橋梁ノ補修 柔女橋ノ橋床、載立、橋桁及桁ノ除去、足場ノ構築、桁ノ加工	二、工兵第七第十三大隊ハ九月十五日以後震災救護ノ為ノ直轄
十月九日			工兵第一大隊（第二中隊）	三、九月十五日以後震災救護ノ為メ十七日迄ニ作業ヲ終ル区域ヲ柔ヤ十八日以後ハ第二師団ニ復帰セシムル
			工兵第七大隊	
			橋梁ノ補修 柔女橋ノ橋床、載立、橋桁及桁ノ除去、足場ノ構築、桁ノ加工	
	七、〇〇	三〇	柔女橋完成	
	六、〇〇	一一	道橋設置 東京駅、日比谷、芝附近交通要衝要所ヨリ本所深川方面ニ至ル主要交通線ノ標示	
	六、〇〇	一三	橋梁架設援助 岩淵水門橋架設ヲ援助ス	
十月八日	一一、〇〇	一〇	橋梁ノ保護 放所橋	
	六、〇〇	一三	道橋ノ設置及修正 同上	
	七、〇〇	三六	橋梁ノ補修 柔女橋ノ橋床ノ改築（長一四米）	
十月七日	四、〇〇	一一	通信網ノ修成 架設ス＝電話式電話機ヲ師団司令部ト新宿配給部間	
	九、〇〇	一一	道路ノ改良及修正 1、日本橋、京橋区内 橋、常盤橋、高麗橋、木挽町方面 2、芝、永代橋右岸、尾張町 日本橋、洋瀬橋、茅場町	
	七、〇〇	二五	橋梁ノ補修 桁ノ修成 柔女橋ノ橋幅ニ米ノ橋桁ノ装置、組	

トナリンモ南大隊ヘ續イテ歸還ノ豫定ニテ震ダル柔女橋、汐留橋、小田原橋、其外橋ノ補修ニ任セリ

第一大隊

工兵

日大作業部隊	種類	人員	時間	種類	人員	時間
九月二十一日						
	一、交通路ノ整備 a、荒川場防亀裂補修作業 b、荒川架橋附近亀裂部ノ復舊作業 二、建築物ノ補修 a、衛戍病院六號室ノ修繕 b、騎兵第一聯隊裝蹄場ノ補修 c、赤羽架橋場衛兵所ノ修理 三、道標ノ製作	20	午日			
		90	5.30			
		11	終日			
		10	6.00			
		4.15	6.30			
九月二十二日						
	一、建築物ノ補修 a、衛戍病院病室ノ修理 b、騎兵第一聯隊裝蹄場及調理場立前作業及屋根張作業 二、道標ノ設置 日本橋區内(附圖第二)	11	8.10			
		22	9.00			
		30	4.30			
九月二十六日						
		70	8.00	瓦斯會社員ト協力	15	終日
		50	4.00			
九月二十七日						
		20	終日			午日
		20	終日			10
九月二十八日						
	一、建築物ノ補修 a、衛戍病院病室ノ修理 b、騎兵第一聯隊裝蹄場及調理場立前作業及屋根張作業 二、道標ノ設置 本所築地附近芝月島附近	15	終日	竪川ニ於ケル四ノ橋下ニ垂下セル瓦斯管ノ除去(完了) 同新辻橋下ニ垂下セル瓦斯管除去		
		15	終日			
		15	終日	竪川新辻橋下ニ垂下セル瓦斯管ノ除去		
九月二十二日						
	一、交通路ノ整理 a、小名木川中ニ聚落セル萬年橋上臥村一部ノ除去 b、小名木橋跡ニ聚落セル瓦斯管ノ除去(完了) c、大富橋橋桁ノ除去(完了) 中約五米ノ水路ヲ完成ス	19	終日			
		30	終日			
		11	約30			
九月二十三日						
	一、建築物ノ補修 a、衛戍病院病室ノ修理 b、騎兵第一聯隊裝蹄場及調理場屋根張作業(完了) 二、道標ノ設置 本所築地附近芝月島附近	11	9.00			
		19	終日			
		11	約30			
九月二十四日						
	一、交通路ノ整理 赤羽師團坂下路面及木橋ノ修理 二、建築物ノ補修 衛戍病院病室ノ修繕(完了) 三、通信網ノ架換 赤羽師團司令部間電話線ノ架換	14	2.00			
		11	9.30			
		30	8.00			
九月二十五日						
	一、交通路ノ整理 a、荒川右岸堤防亀裂補修(長八十米) b、竪川、小名木川水路ヲ再ヒ清掃スル爲該水路ノ偵察 c、赤羽師團坂路面及木橋橋礎ノ補修作業 二、建築物ノ補修 a、衛戍病院病室廊下ノ屋根張作業	32	終日			
		4	終日			
		35	3.30			
		11	終日			
九月三十日						
十月二日						
	一、交通路ノ整理 a、小名木川中ニ聚落セル萬年橋上臥村一部ノ除去 b、小名木橋跡ニ聚落セル瓦斯管ノ除去(完了) c、大富橋橋桁ノ除去(完了) 中約五米ノ水路ヲ完成ス					
十月三日						
	一、爆破 a、府下砂町竹内藥物製造所煙突ノ爆破 b、藏前高等工業學校爆破ノ偵察 二、交通路ノ整理 赤羽師團坂下道路ノ補修 三、通信網ノ撤收 新宿配給所師團司令部間					
十月四日						
	一、爆破 藏前高等工業學校爆破ノ準備作業 二、通信網ノ撤收 本郷聯隊區司令部—師團司令部間					